

石川県地域防災計画(地震災害対策編)修正(案) 新旧対照表

現 行	修 正 案	備 考
<p>石川県地域防災計画 地震災害対策編 (令和4年修正)</p>	<p>石川県地域防災計画 地震災害対策編 (令和5年修正)</p>	

現 行	修 正 案	備 考																
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1節～第2節（略）</p> <p>第3節 県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱 県、市町及び防災関係機関の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて石川県の地域に係る地震防災に寄与すべきものである。それぞれが地震防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="174 555 958 1107"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定 地 方 行 政 機 関 中部経済産業局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること。 産業（中小企業を含む）の被害情報及び被災事業者への支援に関すること。 ライフラインの早期復旧に関すること。 <u>（新設）</u> </td> </tr> <tr> <td>北陸地方整備局 （金沢河川国道事務所）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 手取川、榊川の直轄区域内における河川管理に関すること。 手取川、榊川の直轄工事区域内における河川改修及び維持補修並びに災害復旧に関すること。 手取川ダム及管理及び堰堤維持に関すること。 手取川、榊川の直轄区域の水防警報に関すること。 手取川、榊川の直轄区域内の洪水予報（金沢地方気象台共同発表）に関すること。 手取川直轄区域内の砂防工事及び災害復旧に関すること。 土砂災害緊急情報の発表等に関すること。 松任、美川、根上、小松、片山津直轄区域内の海岸工事に関すること。 松任、美川、根上、小松、片山津直轄区域内の水防警報に関すること。 一般国道指定区間における通行の確保、維持管理及び災害予防、災害復旧に関すること。 国が行う海洋汚染の防除に関すること。 油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に関する指導。 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施。 </td> </tr> <tr> <td>北陸地方整備局 （金沢港湾・空港整備事務所）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 金沢港、七尾港、輪島港及び小松空港に関する国の直轄土木工事及びその災害復旧に関すること。 <u>（移設）</u> <u>（移設）</u> </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	指定 地 方 行 政 機 関 中部経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること。 産業（中小企業を含む）の被害情報及び被災事業者への支援に関すること。 ライフラインの早期復旧に関すること。 <u>（新設）</u> 	北陸地方整備局 （金沢河川国道事務所）	<ul style="list-style-type: none"> 手取川、榊川の直轄区域内における河川管理に関すること。 手取川、榊川の直轄工事区域内における河川改修及び維持補修並びに災害復旧に関すること。 手取川ダム及管理及び堰堤維持に関すること。 手取川、榊川の直轄区域の水防警報に関すること。 手取川、榊川の直轄区域内の洪水予報（金沢地方気象台共同発表）に関すること。 手取川直轄区域内の砂防工事及び災害復旧に関すること。 土砂災害緊急情報の発表等に関すること。 松任、美川、根上、小松、片山津直轄区域内の海岸工事に関すること。 松任、美川、根上、小松、片山津直轄区域内の水防警報に関すること。 一般国道指定区間における通行の確保、維持管理及び災害予防、災害復旧に関すること。 国が行う海洋汚染の防除に関すること。 油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に関する指導。 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施。 	北陸地方整備局 （金沢港湾・空港整備事務所）	<ul style="list-style-type: none"> 金沢港、七尾港、輪島港及び小松空港に関する国の直轄土木工事及びその災害復旧に関すること。 <u>（移設）</u> <u>（移設）</u> 	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1節～第2節（略）</p> <p>第3節 県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱 県、市町及び防災関係機関の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて石川県の地域に係る地震防災に寄与すべきものである。それぞれが地震防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1151 549 1944 1114"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定 地 方 行 政 機 関 中部経済産業局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること。 産業（中小企業を含む）の被害情報及び被災事業者への支援に関すること。 ライフラインの早期復旧に関すること。 必要に応じて災害対策本部等への職員の派遣に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>北陸地方整備局 （金沢河川国道事務所）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 手取川、榊川の直轄区域内における河川管理に関すること。 手取川、榊川の直轄工事区域内における河川改修及び維持補修並びに災害復旧に関すること。 手取川ダム及管理及び堰堤維持に関すること。 手取川、榊川の直轄区域の水防警報に関すること。 手取川、榊川の直轄区域内の洪水予報（金沢地方気象台共同発表）に関すること。 手取川直轄区域内の砂防工事及び災害復旧に関すること。 土砂災害緊急情報の発表等に関すること。 松任、美川、根上、小松、片山津直轄区域内の海岸工事に関すること。 松任、美川、根上、小松、片山津直轄区域内の水防警報に関すること。 一般国道指定区間における通行の確保、維持管理及び災害予防、災害復旧に関すること。 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施。 </td> </tr> <tr> <td>北陸地方整備局 （金沢港湾・空港整備事務所）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 金沢港、七尾港、輪島港及び小松空港に関する国の直轄土木工事及びその災害復旧に関すること。 国が行う海洋汚染の防除に関すること。 油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に関する指導。 </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	指定 地 方 行 政 機 関 中部経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること。 産業（中小企業を含む）の被害情報及び被災事業者への支援に関すること。 ライフラインの早期復旧に関すること。 必要に応じて災害対策本部等への職員の派遣に関すること。 	北陸地方整備局 （金沢河川国道事務所）	<ul style="list-style-type: none"> 手取川、榊川の直轄区域内における河川管理に関すること。 手取川、榊川の直轄工事区域内における河川改修及び維持補修並びに災害復旧に関すること。 手取川ダム及管理及び堰堤維持に関すること。 手取川、榊川の直轄区域の水防警報に関すること。 手取川、榊川の直轄区域内の洪水予報（金沢地方気象台共同発表）に関すること。 手取川直轄区域内の砂防工事及び災害復旧に関すること。 土砂災害緊急情報の発表等に関すること。 松任、美川、根上、小松、片山津直轄区域内の海岸工事に関すること。 松任、美川、根上、小松、片山津直轄区域内の水防警報に関すること。 一般国道指定区間における通行の確保、維持管理及び災害予防、災害復旧に関すること。 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施。 	北陸地方整備局 （金沢港湾・空港整備事務所）	<ul style="list-style-type: none"> 金沢港、七尾港、輪島港及び小松空港に関する国の直轄土木工事及びその災害復旧に関すること。 国が行う海洋汚染の防除に関すること。 油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に関する指導。 	
機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱																	
指定 地 方 行 政 機 関 中部経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること。 産業（中小企業を含む）の被害情報及び被災事業者への支援に関すること。 ライフラインの早期復旧に関すること。 <u>（新設）</u> 																	
北陸地方整備局 （金沢河川国道事務所）	<ul style="list-style-type: none"> 手取川、榊川の直轄区域内における河川管理に関すること。 手取川、榊川の直轄工事区域内における河川改修及び維持補修並びに災害復旧に関すること。 手取川ダム及管理及び堰堤維持に関すること。 手取川、榊川の直轄区域の水防警報に関すること。 手取川、榊川の直轄区域内の洪水予報（金沢地方気象台共同発表）に関すること。 手取川直轄区域内の砂防工事及び災害復旧に関すること。 土砂災害緊急情報の発表等に関すること。 松任、美川、根上、小松、片山津直轄区域内の海岸工事に関すること。 松任、美川、根上、小松、片山津直轄区域内の水防警報に関すること。 一般国道指定区間における通行の確保、維持管理及び災害予防、災害復旧に関すること。 国が行う海洋汚染の防除に関すること。 油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に関する指導。 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施。 																	
北陸地方整備局 （金沢港湾・空港整備事務所）	<ul style="list-style-type: none"> 金沢港、七尾港、輪島港及び小松空港に関する国の直轄土木工事及びその災害復旧に関すること。 <u>（移設）</u> <u>（移設）</u> 																	
機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱																	
指定 地 方 行 政 機 関 中部経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること。 産業（中小企業を含む）の被害情報及び被災事業者への支援に関すること。 ライフラインの早期復旧に関すること。 必要に応じて災害対策本部等への職員の派遣に関すること。 																	
北陸地方整備局 （金沢河川国道事務所）	<ul style="list-style-type: none"> 手取川、榊川の直轄区域内における河川管理に関すること。 手取川、榊川の直轄工事区域内における河川改修及び維持補修並びに災害復旧に関すること。 手取川ダム及管理及び堰堤維持に関すること。 手取川、榊川の直轄区域の水防警報に関すること。 手取川、榊川の直轄区域内の洪水予報（金沢地方気象台共同発表）に関すること。 手取川直轄区域内の砂防工事及び災害復旧に関すること。 土砂災害緊急情報の発表等に関すること。 松任、美川、根上、小松、片山津直轄区域内の海岸工事に関すること。 松任、美川、根上、小松、片山津直轄区域内の水防警報に関すること。 一般国道指定区間における通行の確保、維持管理及び災害予防、災害復旧に関すること。 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施。 																	
北陸地方整備局 （金沢港湾・空港整備事務所）	<ul style="list-style-type: none"> 金沢港、七尾港、輪島港及び小松空港に関する国の直轄土木工事及びその災害復旧に関すること。 国が行う海洋汚染の防除に関すること。 油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に関する指導。 																	

現 行	修 正 案	備 考																																																		
<p>第4節 本県の特質と既往の地震災害 1～3 (略)</p> <p>4 既往地震とその被害 石川県は、有感地震の数が全国的にも少ない地域である。しかし、平均して30年に1度は、被害地震が発生している。県内に被害をもたらした地震とその被害状況は、次の表のとおりである。(※有感地震とは、計測震度が0.5以上のものである。)</p> <p>(1) 県内に被害をもたらした県内・外発生地震とその被害状況</p> <table border="1" data-bbox="129 472 1034 644"> <thead> <tr> <th rowspan="2">発生年月日 (年号)</th> <th colspan="2">震源地域又は名称</th> <th rowspan="2">マグニチュード</th> <th colspan="2">震 度</th> <th rowspan="2">被 害 の 概 況</th> </tr> <tr> <th>北緯</th> <th>東経</th> <th>金沢</th> <th>輪島</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td colspan="2"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※「理科年表」(出版:国立天文台 1998)、「日本の地震活動－被害地震から見た地域別の特長<追補版>」(出版:総理府地震調査研究推進本部地震調査委員会 平成11年3月)</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第5節～第8節 (略)</p>	発生年月日 (年号)	震源地域又は名称		マグニチュード	震 度		被 害 の 概 況	北緯	東経	金沢	輪島	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(新設)							<p>第4節 本県の特質と既往の地震災害 1～3 (略)</p> <p>4 既往地震とその被害 石川県は、有感地震の数が全国的にも少ない地域である。しかし、平均して30年に1度は、被害地震が発生している。県内に被害をもたらした地震とその被害状況は、次の表のとおりである。(※有感地震とは、計測震度が0.5以上のものである。)</p> <p>(1) 県内に被害をもたらした県内・外発生地震とその被害状況</p> <table border="1" data-bbox="1120 472 2024 836"> <thead> <tr> <th rowspan="2">発生年月日 (年号)</th> <th colspan="2">震源地域又は名称</th> <th rowspan="2">マグニチュード</th> <th colspan="2">震 度</th> <th rowspan="2">被 害 の 概 況</th> </tr> <tr> <th>北緯</th> <th>東経</th> <th>金沢</th> <th>輪島</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2022. 6. 19 (令和 4)</td> <td>石川県能登地方 37.3°</td> <td>137.2°</td> <td>5.4</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>地震の概要：令和4年6月19日、15時8分、能登地方を震源とするマグニチュード5.4の地震があり、珠洲市で最大震度6弱、能登町で震度5弱、輪島市で震度4を観測した。翌20日、10時31分、再び能登地方でマグニチュード5.0の地震が発生し、珠洲市で最大震度5強、能登町で震度4を観測した。 被害状況：負傷者7人、一部損壊73棟、非住家1棟など</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「理科年表」(出版:国立天文台 1998)、「日本の地震活動－被害地震から見た地域別の特長<追補版>」(出版:総理府地震調査研究推進本部地震調査委員会 平成11年3月)</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第5節～第8節 (略)</p>	発生年月日 (年号)	震源地域又は名称		マグニチュード	震 度		被 害 の 概 況	北緯	東経	金沢	輪島	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	2022. 6. 19 (令和 4)	石川県能登地方 37.3°	137.2°	5.4	2	4	地震の概要：令和4年6月19日、15時8分、能登地方を震源とするマグニチュード5.4の地震があり、珠洲市で最大震度6弱、能登町で震度5弱、輪島市で震度4を観測した。翌20日、10時31分、再び能登地方でマグニチュード5.0の地震が発生し、珠洲市で最大震度5強、能登町で震度4を観測した。 被害状況：負傷者7人、一部損壊73棟、非住家1棟など	
発生年月日 (年号)		震源地域又は名称			マグニチュード	震 度		被 害 の 概 況																																												
	北緯	東経	金沢	輪島																																																
(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)																																														
(新設)																																																				
発生年月日 (年号)	震源地域又は名称		マグニチュード	震 度		被 害 の 概 況																																														
	北緯	東経		金沢	輪島																																															
(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)																																														
2022. 6. 19 (令和 4)	石川県能登地方 37.3°	137.2°	5.4	2	4	地震の概要：令和4年6月19日、15時8分、能登地方を震源とするマグニチュード5.4の地震があり、珠洲市で最大震度6弱、能登町で震度5弱、輪島市で震度4を観測した。翌20日、10時31分、再び能登地方でマグニチュード5.0の地震が発生し、珠洲市で最大震度5強、能登町で震度4を観測した。 被害状況：負傷者7人、一部損壊73棟、非住家1棟など																																														

現 行	修 正 案	備 考				
<p style="text-align: center;">第 2 章 地震災害予防計画</p> <p>第 1 節 防災知識の普及 1～2 (略) 3 学校教育における防災教育 児童生徒が正しい防災知識を身につけることは、将来の地震災害に強い県民を育成する上で重要である。 そのため、教育委員会及び学校長は、学校における防災訓練等をより実践的なものにするとともに、学校の教育活動全体を通じて、継続的な防災教育を推進する。 なお、防災教育を含めた安全教育については、<u>各学校で「学校安全計画」、</u><u>「危機管理マニュアル」を点検し、教職員の共通理解の下で、学校全体で取り組みを進める。</u> (1)～(2) (略) 4～6 (略)</p> <p>第 2 節 県民及び事業者等のとるべき措置 1 (略) 2 県民のとるべき措置 平素から次のことに留意し、万一の場合に備えておく。</p> <table border="1" data-bbox="159 999 1003 1449"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">平 常 時 の 心 得</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○食料や非常持出品など、次のものを備蓄しておく。 <ul style="list-style-type: none"> ・家族が必要とする「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水（家族構成（乳幼児、高齢者、アレルギー、慢性疾患等）を考慮した食料、飲料水の備蓄） ・携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー ・三角きん、ばんそうこうなどの医薬品等 ・ラジオ、懐中電灯等の防災用品 ・ロープ、バール、スコップなどの避難救助用具等 ・自動車へのこまめな満タン給油 ○家族で次の対応措置を話し合っておく。 <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生時の役割分担 ・避難場所等、避難路の事前確認 ・毎日の行動予定及び地震災害時の連絡先と連絡方法 ○ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。 ○保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを講ずる。 (新設) </td> </tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td></tr> </table>	(略)		平 常 時 の 心 得	<ul style="list-style-type: none"> ○食料や非常持出品など、次のものを備蓄しておく。 <ul style="list-style-type: none"> ・家族が必要とする「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水（家族構成（乳幼児、高齢者、アレルギー、慢性疾患等）を考慮した食料、飲料水の備蓄） ・携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー ・三角きん、ばんそうこうなどの医薬品等 ・ラジオ、懐中電灯等の防災用品 ・ロープ、バール、スコップなどの避難救助用具等 ・自動車へのこまめな満タン給油 ○家族で次の対応措置を話し合っておく。 <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生時の役割分担 ・避難場所等、避難路の事前確認 ・毎日の行動予定及び地震災害時の連絡先と連絡方法 ○ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。 ○保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを講ずる。 (新設) 	(略)	
(略)						
平 常 時 の 心 得	<ul style="list-style-type: none"> ○食料や非常持出品など、次のものを備蓄しておく。 <ul style="list-style-type: none"> ・家族が必要とする「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水（家族構成（乳幼児、高齢者、アレルギー、慢性疾患等）を考慮した食料、飲料水の備蓄） ・携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー ・三角きん、ばんそうこうなどの医薬品等 ・ラジオ、懐中電灯等の防災用品 ・ロープ、バール、スコップなどの避難救助用具等 ・自動車へのこまめな満タン給油 ○家族で次の対応措置を話し合っておく。 <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生時の役割分担 ・避難場所等、避難路の事前確認 ・毎日の行動予定及び地震災害時の連絡先と連絡方法 ○ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。 ○保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを講ずる。 (新設) 					
(略)						

 第 2 章 地震災害予防計画 第 1 節 防災知識の普及 1～2 (略) 3 学校教育における防災教育 児童生徒が正しい防災知識を身につけることは、将来の地震災害に強い県民を育成する上で重要である。 そのため、教育委員会及び学校長は、学校における防災訓練等では、消防団員等が参画した体験的・実践的なものにするとともに、学校の教育活動全体を通じて、継続的な防災教育を推進する。 なお、防災教育を含めた安全教育については、様々な機会における指導を密接に関連付けながら、学校安全計画に位置づけ、教職員の共通理解の下で、学校全体で取り組みを進める。 (1)～(2) (略) 4～6 (略) 第 2 節 県民及び事業者等のとるべき措置 1 (略) 2 県民のとるべき措置 平素から次のことに留意し、万一の場合に備えておく。 | (略) | | | | | | | | | | | | |----------------------------|--|------------|--------------|--------------|-----|-----|-----|--------------------------------------|------------|--------------|--------------| | 平
常
時
の
心
得 | <ul style="list-style-type: none"> ○食料や非常持出品など、次のものを備蓄しておく。 <ul style="list-style-type: none"> ・家族が必要とする「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水（家族構成（乳幼児、高齢者、アレルギー、慢性疾患等）を考慮した食料、飲料水の備蓄） ・携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー ・三角きん、ばんそうこうなどの医薬品等 ・ラジオ、懐中電灯等の防災用品 ・ロープ、バール、スコップなどの避難救助用具等 ・自動車へのこまめな満タン給油 ○家族で次の対応措置を話し合っておく。 <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生時の役割分担 ・避難場所等、避難路の事前確認 ・毎日の行動予定及び地震災害時の連絡先と連絡方法 ○ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。 ○保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを講ずる。
防災分野における連携に関する協定 <table border="1" data-bbox="1218 1358 1980 1422"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">協定者</th> <th style="text-align: center;">協定締結日</th> <th style="text-align: center;">TEL</th> <th style="text-align: center;">FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">石川県</td> <td style="text-align: center;">(一社)日本損害保険協会北陸支部
(一社)石川県損害保険代理業協会</td> <td style="text-align: center;">R 5. 1. 23</td> <td style="text-align: center;">076-221-1149</td> <td style="text-align: center;">076-221-0482</td> </tr> </tbody> </table> | 協定者 | | 協定締結日 | TEL | FAX | 石川県 | (一社)日本損害保険協会北陸支部
(一社)石川県損害保険代理業協会 | R 5. 1. 23 | 076-221-1149 | 076-221-0482 | | 協定者 | | 協定締結日 | TEL | FAX | | | | | | | | | 石川県 | (一社)日本損害保険協会北陸支部
(一社)石川県損害保険代理業協会 | R 5. 1. 23 | 076-221-1149 | 076-221-0482 | | | | | | | | | (略) | | | | | | | | | | | | | |

現 行	修 正 案	備 考																				
<p>3～4（略）</p> <p>第3節 自主防災組織の育成</p> <p>1（略）</p> <p>2 地域住民等の自主防災組織</p> <p>（1）組織の育成</p> <p>県及び市町は、住民の自主的な防災組織の重要性を認識し、多様な世代が参加できるような地域ぐるみの自主防災組織の設立や意識啓発及び防災リーダー等の育成、強化を図り、組織率の向上、活動の活性化及び地域ごとの連携を促進する。</p> <p>その際、自主防災組織が有効に機能し、円滑な避難や避難所運営が行われるためには、地域の実情を把握し防災知識等を有する防災士等の防災リーダーが必要であることから、自主防災組織リーダー育成研修会の実施などを通じてその計画的な育成に努めるとともに、フォローアップ研修を通じて、その技術・技能の維持向上を図る。</p> <p>なお、特に女性防災士の育成など女性の参画促進や、地域の実情に応じた防災資機材の整備に努めるものとし、必要な財政措置等を講ずる。</p> <p>また、県は、自主防災組織アドバイザー派遣制度を活用するなど、自主防災組織のより一層の結成促進を図るとともに、「自主防災組織活動マニュアル」を作成し、活動内容の充実を図る。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（2）～（3）（略）</p> <p>3（略）</p>	<p>3～4（略）</p> <p>第3節 自主防災組織の育成</p> <p>1（略）</p> <p>2 地域住民等の自主防災組織</p> <p>（1）組織の育成</p> <p>県及び市町は、住民の自主的な防災組織の重要性を認識し、多様な世代が参加できるような地域ぐるみの自主防災組織の設立や意識啓発及び防災リーダー等の育成、強化を図り、組織率の向上、活動の活性化及び地域ごとの連携を促進する。</p> <p>その際、自主防災組織が有効に機能し、円滑な避難や避難所運営が行われるためには、地域の実情を把握し防災知識等を有する防災士等の防災リーダーが必要であることから、自主防災組織リーダー育成研修会の実施などを通じてその計画的な育成に努めるとともに、フォローアップ研修を通じて、その技術・技能の維持向上を図る。</p> <p>なお、特に女性防災士の育成など女性の参画促進や、地域の実情に応じた防災資機材の整備に努めるものとし、必要な財政措置等を講ずる。</p> <p>また、県は、自主防災組織アドバイザー派遣制度を活用するなど、自主防災組織のより一層の結成促進を図るとともに、「自主防災組織活動マニュアル」を作成し、活動内容の充実を図る。</p> <p><u>防災分野における連携に関する協定</u></p> <table border="1" data-bbox="1182 970 2018 1050"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>石川県婦人団体協議会</td> <td>R4.9.2</td> <td>076-263-4643</td> <td>076-263-0118</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1182 1062 2018 1142"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>石川県町会区長会連合会</td> <td>R4.12.21</td> <td>076-220-2466</td> <td>076-222-0119</td> </tr> </tbody> </table> <p>（2）～（3）（略）</p> <p>3（略）</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	石川県婦人団体協議会	R4.9.2	076-263-4643	076-263-0118	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	石川県町会区長会連合会	R4.12.21	076-220-2466	076-222-0119	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																		
石川県	石川県婦人団体協議会	R4.9.2	076-263-4643	076-263-0118																		
協定者		協定締結日	TEL	FAX																		
石川県	石川県町会区長会連合会	R4.12.21	076-220-2466	076-222-0119																		

現 行	修 正 案	備 考						
<p>第4節 防災ボランティアの活動環境の整備</p> <p>1 基本方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県及び市町は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 防災ボランティアの育成</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県及び市町は、防災ボランティア活動に関する普及啓発を行い、県民や学生、企業、NPO・ボランティア等に積極的に参加を呼びかける。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>第5節 (略)</p>	<p>第4節 防災ボランティアの活動環境の整備</p> <p>1 基本方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県及び市町は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、<u>ボランティア活動や避難所運営等に関する</u>研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 防災ボランティアの育成</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県及び市町は、防災ボランティア活動に関する普及啓発を行い、県民や学生、企業、NPO・ボランティア等に積極的に参加を呼びかける。</p> <p><u>防災分野における連携に関する協定</u></p> <table border="1" data-bbox="1178 775 2031 879"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1178 775 1798 807">協定者</th> <th data-bbox="1798 775 2031 807">協定締結日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1178 807 1290 879">石川県</td> <td data-bbox="1290 807 1798 879">国立大学法人金沢大学など20校</td> <td data-bbox="1798 807 2031 879">H30. 10. 31 R 1. 5. 29 (追加) R 4. 8. 30 (追加)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>第5節 (略)</p>	協定者		協定締結日	石川県	国立大学法人金沢大学など20校	H30. 10. 31 R 1. 5. 29 (追加) R 4. 8. 30 (追加)	
協定者		協定締結日						
石川県	国立大学法人金沢大学など20校	H30. 10. 31 R 1. 5. 29 (追加) R 4. 8. 30 (追加)						

現 行	修 正 案	備 考
<p>第6節 防災体制の整備</p> <p>1 基本方針</p> <p>地震災害時における応急、復旧対策を円滑に推進するには、平常時から防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、各対策に必要な機能をできる限り集約化していくことが必要である。このため、県及び市町は、応急復旧活動のみならず、予防活動にも活用できる拠点として防災活動施設を整備する。</p> <p>また、県、市町及び防災関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。</p> <p>さらに、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努めるほか、令和2年における新型コロナウイルス感染症対策の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</p> <p>2 県の活動体制</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 市町、防災関係機関等との緊急連絡体制等の構築 ア～エ (略) <u>(新設)</u></p> <p>(4)～(9) (略) <u>(新設)</u></p> <p><u>(10)～(15) (略)</u></p>	<p>第6節 防災体制の整備</p> <p>1 基本方針</p> <p>地震災害時における応急、復旧対策を円滑に推進するには、平常時から防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、各対策に必要な機能をできる限り集約化していくことが必要である。このため、県及び市町は、応急復旧活動のみならず、予防活動にも活用できる拠点として防災活動施設を整備する。</p> <p>また、県、市町及び防災関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設・設備について、<u>再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。</u></p> <p>さらに、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努めるほか、令和2年における新型コロナウイルス感染症対策の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</p> <p>2 県の活動体制</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 市町、防災関係機関等との緊急連絡体制等の構築 ア～エ (略) <u>オ 県は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。</u></p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p><u>(10) 安否不明者の氏名等の公表等</u> 県は、<u>発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努める。</u></p> <p><u>(11)～(16) (略)</u></p>	

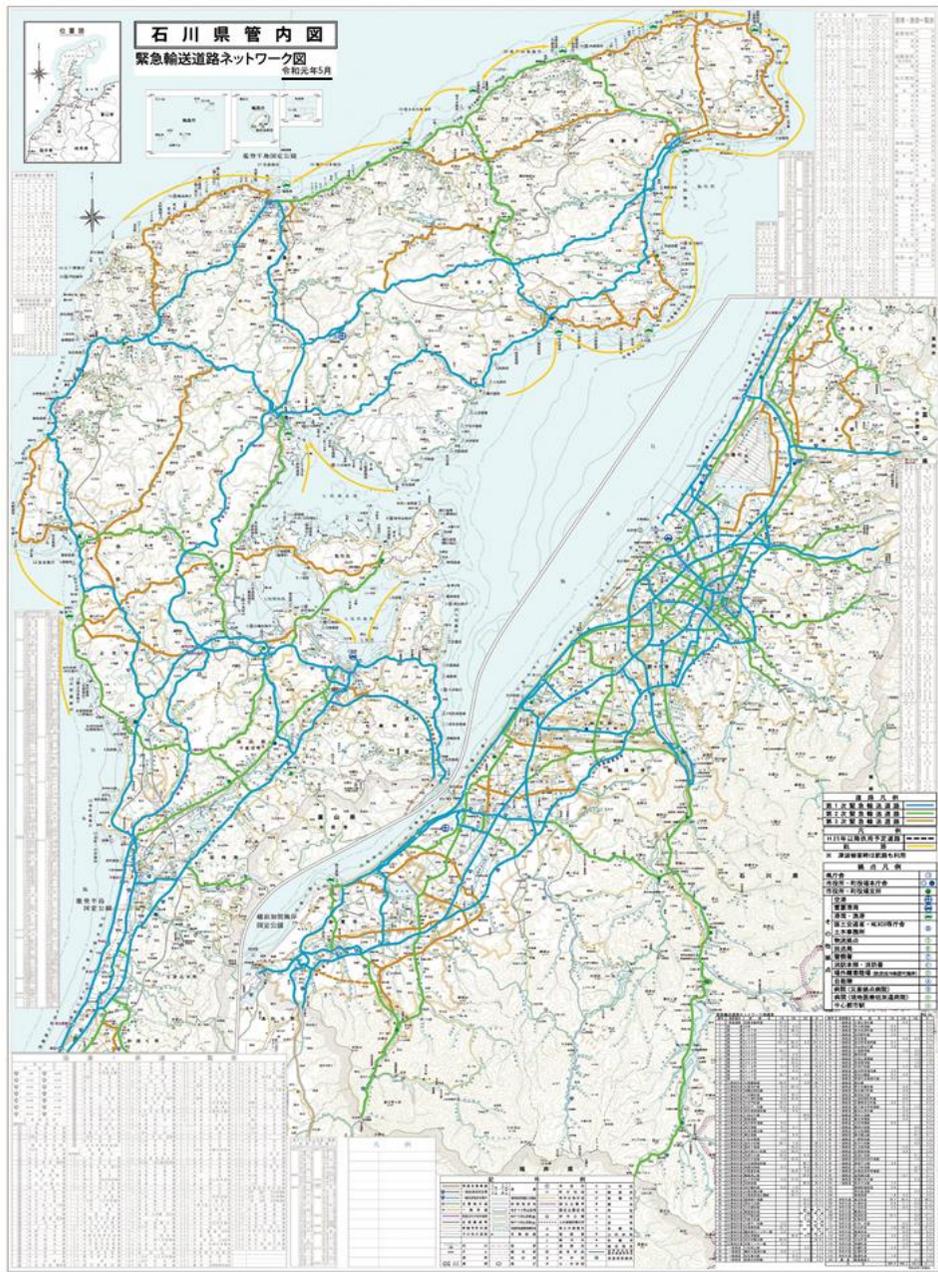
現 行	修 正 案	備 考
<p>(16) 災害廃棄物の処理体制の整備 県は、災害廃棄物等の処理に関する基本方針を策定し、市町等へ周知を図るとともに、大量の災害廃棄物の発生に備え、国、関係機関等とともに、広域的な連携体制の整備に努める。 また、県は、災害廃棄物に関する情報や中部ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。</p> <p>(17) (略)</p> <p>3 市町の活動体制 (1) (略) (新設)</p> <p>(2) ~ (15) (略)</p> <p>4 ~ 5 (略)</p> <p>第7節 通信及び放送施設災害予防 1 (略) 2 通信用施設設備の整備 (1) 県の整備 県は、有線通信の途絶に備えて、市町及び防災関係機関に対する災害時における迅速かつ的確な無線通信による情報の収集、伝達を図るため、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、防災行政無線のほか、可搬型衛星無線等の整備を図る。 また、ヘリコプターテレビシステム、高所監視カメラ、救急医療情報システム等の整備の充実を図るほか、被災市町から県への被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員が情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めるよう努めるなど、情報の収集、伝達に万全を期す。</p>	<p>(17) 災害廃棄物の処理体制の整備 県は、災害廃棄物等の処理に関する基本方針を策定し、市町等へ周知を図るとともに、大量の災害廃棄物の発生に備え、国、関係機関等とともに、広域的な連携体制の整備に努める。 また、県は、災害廃棄物に関する情報のほか、<u>災害廃棄物処理支援ネットワーク (D. Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度 (人材バンク)、中部ブロック協議会の取組等</u>に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。</p> <p>(18) (略)</p> <p>3 市町の活動体制 (1) (略) (2) 国、県との連絡体制等の整備 <u>市町は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画 (タイムライン) を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。</u></p> <p>(3) ~ (16) (略)</p> <p>4 ~ 5 (略)</p> <p>第7節 通信及び放送施設災害予防 1 (略) 2 通信用施設設備の整備 (1) 県の整備 県は、有線通信の途絶に備えて、市町及び防災関係機関に対する災害時における迅速かつ的確な無線通信による情報の収集、伝達を図るため、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、<u>公共安全LTE (PS-LTE)</u>、防災行政無線のほか、可搬型衛星無線等の整備を図る。 また、ヘリコプターテレビシステム、高所監視カメラ、救急医療情報システム等の整備の充実を図るほか、被災市町から県への被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員が情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めるよう努めるなど、情報の収集、伝達に万全を期す。</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>(2) 市町の整備</p> <p>ア 市町は、住民等に対する災害時の情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、地域の実情に応じて、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、テレビ、ラジオ（コミュニティFMを含む。）、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メー機能を含む。）、ソーシャルメディア、ワンセグ、Lアラート（災害情報共有システム）等の多様な情報伝達手段の整備促進を図り、通信の確保に努める。</p> <p>また、IP通信網やケーブルテレビ網等のほか、ヘリコプター映像等の外部からの被災情報を入手するため、防災行政無線衛星系（VSAT）の活用を図る。</p> <p>さらに、孤立化が懸念される山間地集落等には、衛星携帯電話等の災害に強い通信機器の配備に努める。</p> <p>イ（略）</p> <p>(3)～(6)（略）</p> <p>3～4（略）</p> <p>第8節 消防力の充実、強化</p> <p>1～7（略）</p> <p>8 救助・救急体制の整備</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 体制の整備</p> <p>ア 県及び市町は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、関係省庁との連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。</p> <p>イ（略）</p> <p>第9節（略）</p>	<p>(2) 市町の整備</p> <p>ア 市町は、住民等に対する災害時の情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、地域の実情に応じて、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、テレビ、ラジオ（コミュニティFMを含む。）、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メー機能を含む。）、<u>公共安全L T E（P S - L T E）</u>、ソーシャルメディア、ワンセグ、Lアラート（災害情報共有システム）等の多様な情報伝達手段の整備促進を図り、通信の確保に努める。</p> <p>また、IP通信網やケーブルテレビ網等のほか、ヘリコプター映像等の外部からの被災情報を入手するため、防災行政無線衛星系（VSAT）の活用を図る。</p> <p>さらに、孤立化が懸念される山間地集落等には、衛星携帯電話等の災害に強い通信機器の配備に努める。</p> <p>イ（略）</p> <p>(3)～(6)（略）</p> <p>3～4（略）</p> <p>第8節 消防力の充実、強化</p> <p>1～7（略）</p> <p>8 救助・救急体制の整備</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 体制の整備</p> <p>ア 県及び市町は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、<u>「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め</u>、関係省庁との連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。</p> <p>イ（略）</p> <p>第9節（略）</p>	

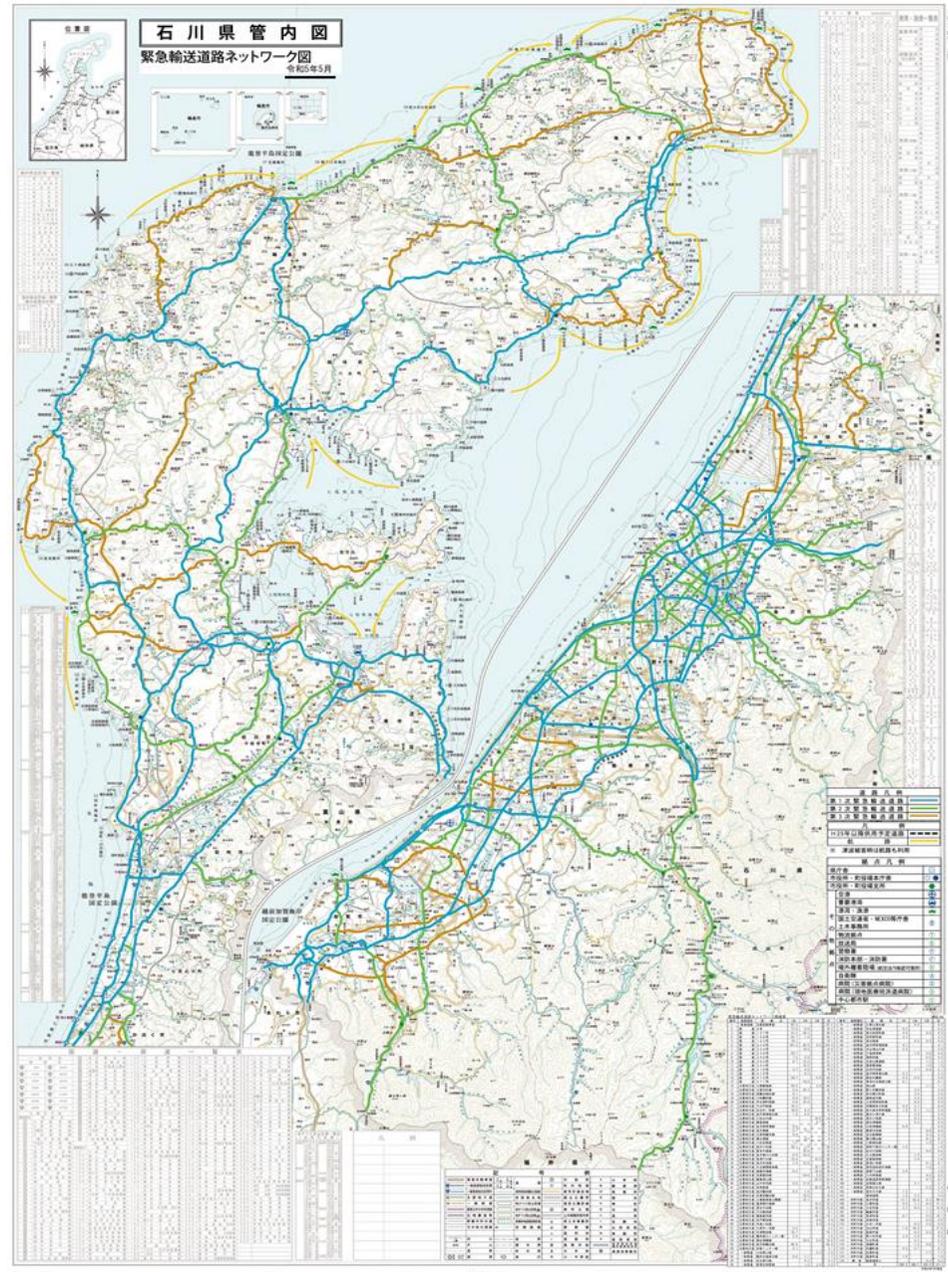
現 行	修 正 案	備 考
<p>第10節 避難体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定避難所</p> <p>ア～キ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>ク～ス</u> (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>3～8 (略)</p> <p>第11節 要配慮者対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 在宅の要配慮者への配慮</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 福祉避難所の指定</p> <p>市町は、高齢者や障害者等は避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、地区ごとの福祉避難所の指定を進める。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、福祉避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するほか、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等により、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。</p> <p>(8) (略)</p> <p>3～4 (略)</p>	<p>第10節 避難体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定避難所</p> <p>ア～キ (略)</p> <p><u>ク 停電時に施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。</u></p> <p><u>ケ～セ</u> (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>3～8 (略)</p> <p>第11節 要配慮者対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 在宅の要配慮者への配慮</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 福祉避難所の指定</p> <p>市町は、高齢者や障害者、<u>医療的ケアを必要とする者等</u>は避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、地区ごとの福祉避難所の指定を進める。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p><u>エ 医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めること。</u></p> <p>また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、福祉避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するほか、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等により、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。</p> <p>(8) (略)</p> <p>3～4 (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>第12節 緊急輸送体制の整備</p> <p>1 基本方針</p> <p>道路管理者は、災害応急対策を実施するための要員及び物資等の輸送に必要な緊急輸送道路を定め、整備に努める。また、緊急輸送道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。</p> <p>県及び市町は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点、ヘリコプター臨時離着陸場（以下「臨時離着陸場」という。）の適地をあらかじめ把握しておき、緊急事態に備えるとともに、大量輸送を行うための船舶の確保や港湾、漁港の整備を図る。</p> <p>また、県及び市町は、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市町が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。</p> <p>2～3（略）</p> <p>4 港湾・漁港の整備</p> <p>（1）港湾等管理者は、人員・物資及び復旧用資機材等の海路による輸送の機能を確保するため、岸壁・道路等の耐震性を強化する。</p> <p>また、緊急物資の集積及び住民の避難等のための広場等についても整備を図る。</p> <p>（2）（略）</p> <p>5（略）</p>	<p>第12節 緊急輸送体制の整備</p> <p>1 基本方針</p> <p>道路管理者は、災害応急対策を実施するための要員及び物資等の輸送に必要な緊急輸送道路を定め、整備に努める。また、緊急輸送道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、<u>国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。</u></p> <p>県及び市町は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点、ヘリコプター臨時離着陸場（以下「臨時離着陸場」という。）の適地をあらかじめ把握しておき、緊急事態に備えるとともに、大量輸送を行うための船舶の確保や港湾、漁港の整備を図る。</p> <p>また、県及び市町は、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市町が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。</p> <p>2～3（略）</p> <p>4 港湾・漁港の整備</p> <p>（1）港湾等管理者は、人員・物資及び復旧用資機材等の海路による輸送の機能を確保するため、岸壁・道路等の耐震性を強化する。緊急物資の集積及び住民の避難等のための広場等についても整備を図る。</p> <p>また、<u>港湾管理者は北陸地域港湾の事業継続協議会により、港湾相互間の広域的な連携による航路啓開等の港湾機能の維持・継続のための対策を検討し、緊急輸送の確保に関する広域的な体制の構築等、必要な対策を講じる。</u></p> <p>（2）（略）</p> <p>5（略）</p>	

現 行



修 正 案



備 考

現 行	修 正 案	備 考																														
<p>第13節～第18節（略）</p> <p>第19節 公共施設災害予防 1～5（略）</p> <p>6 電力施設の整備対策 電力供給事業者は、地震時における電力の供給を確保するため、電力施設の耐震性の強化を図るとともに、平常時から電力設備の防護対策に努める。 また、県、電力供給事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町との協力を努める。 (1)～(2)（略） (略) <u>(新設)</u></p> <p>7 通信施設の整備対策 震災時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の迅速かつ的確な実施の上からも極めて重要であり、非常用電源の整備等による通信設備の防災対策、電信電話、専用通信、放送等の安全な設置場所の確保などによる施設設備の安全性の確保及び耐震化、耐火並びに多ルート化に努める。 また、県、電力供給事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町との協力を努める。 (1)～(5)（略） <u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第13節～第18節（略）</p> <p>第19節 公共施設災害予防 1～5（略）</p> <p>6 電力施設の整備対策 電力供給事業者は、地震時における電力の供給を確保するため、電力施設の耐震性の強化を図るとともに、平常時から電力設備の防護対策に努める。 また、県、電力供給事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町との協力を努める。 (1)～(2)（略） (略) <u>災害時における応急対策業務等に関する協定</u></p> <table border="1" data-bbox="1099 707 2024 783"> <thead> <tr> <th colspan="2">協 定 者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>石川県森林組合連合会</td> <td>R4.12. 2</td> <td>076-237-0121</td> <td>076-237-6004</td> </tr> </tbody> </table> <p>7 通信施設の整備対策 震災時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の迅速かつ的確な実施の上からも極めて重要であり、非常用電源の整備等による通信設備の防災対策、電信電話、専用通信、放送等の安全な設置場所の確保などによる施設設備の安全性の確保及び耐震化、耐火並びに多ルート化に努める。 また、県、電力供給事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町との協力を努める。 (1)～(5)（略） <u>災害時における応急対策業務等に関する協定</u></p> <table border="1" data-bbox="1099 1230 2024 1307"> <thead> <tr> <th colspan="2">協 定 者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>石川県森林組合連合会</td> <td>R4.12. 2</td> <td>076-237-0121</td> <td>076-237-6004</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>大規模災害時における相互連携に関する協定</u></p> <table border="1" data-bbox="1099 1377 2024 1453"> <thead> <tr> <th colspan="2">協 定 者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>西日本電信電話株式会社</td> <td>R5. 2.10</td> <td>076-282-9847</td> <td>076-253-3464</td> </tr> </tbody> </table>	協 定 者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	石川県森林組合連合会	R4.12. 2	076-237-0121	076-237-6004	協 定 者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	石川県森林組合連合会	R4.12. 2	076-237-0121	076-237-6004	協 定 者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	西日本電信電話株式会社	R5. 2.10	076-282-9847	076-253-3464	
協 定 者		協定締結日	TEL	FAX																												
石川県	石川県森林組合連合会	R4.12. 2	076-237-0121	076-237-6004																												
協 定 者		協定締結日	TEL	FAX																												
石川県	石川県森林組合連合会	R4.12. 2	076-237-0121	076-237-6004																												
協 定 者		協定締結日	TEL	FAX																												
石川県	西日本電信電話株式会社	R5. 2.10	076-282-9847	076-253-3464																												

現 行	修 正 案	備 考
<p>8～9（略）</p> <p>10 農地、農業用施設整備対策 農地及び排水機、樋門、ため池、水路等の農業用施設の災害は、一般公共用施設等にも広く被害を及ぼすおそれがあるため、平素から適切な管理を実施するとともに、老朽化施設等の改修、整備に努める。また、農業上の利用がなくなり、適切な管理が困難なため池については、廃止を進める。 防災重点ため池をはじめ、地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、関係者で緊急連絡体制等を整備するとともに、市町はハザードマップの作成・周知等により、関係住民に適切な情報提供を図る。</p> <p>11（略）</p> <p>第20節～第21節（略）</p>	<p>8～9（略）</p> <p>10 農地、農業用施設整備対策 農地及び排水機、樋門、ため池、水路等の農業用施設の災害は、一般公共用施設等にも広く被害を及ぼすおそれがあるため、平素から適切な管理を実施するとともに、<u>施設の耐震化</u>、老朽化施設等の改修、整備に努める。また、農業上の利用がなくなり、適切な管理が困難なため池については、廃止を進める。 防災重点ため池をはじめ、地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、関係者で緊急連絡体制等を整備するとともに、市町はハザードマップの作成・周知等により、関係住民に適切な情報提供を図る<u>こと</u>で、<u>防災・減災対策を推進する</u>。</p> <p>11（略）</p> <p>第20節～第21節（略）</p>	

現 行	修 正 案	備 考																																																																																																																				
<p style="text-align: center;">第 3 章 地震災害応急対策計画</p> <p>第 1 節 初動体制の確立 1～8 (略) 9 受援体制の確立 (1)～(5) (略) (6) 各種団体に対する応援要請 知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるとき、次の応援協定に基づき、各種団体に対して、応援を要請する。 ア 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定(本章第 12 節「避難誘導等」参照)</p> <table border="1" data-bbox="138 655 1014 960"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">石川県</td> <td>(株)セブンイレブン・ジャパン</td> <td>H22.9.2</td> <td>03-6238-3672</td> <td>03-5214-2330</td> </tr> <tr> <td>山崎製パン(株)</td> <td>H22.9.2</td> <td>047-323-0276</td> <td>047-324-0083</td> </tr> <tr> <td>(株)ファミリーマート</td> <td>H22.9.2</td> <td>03-6436-7658</td> <td>03-3452-5213</td> </tr> <tr> <td>(株)ローソン</td> <td>H22.9.2</td> <td>03-5435-1594</td> <td>03-5759-6944</td> </tr> <tr> <td>(株)壺番屋</td> <td>H22.9.2</td> <td>076-253-2881</td> <td>076-253-9211</td> </tr> <tr> <td>(株)モスフードサービス</td> <td>H22.9.2</td> <td>03-5987-7305</td> <td>03-5487-7439</td> </tr> <tr> <td>(株)吉野家ホールディングス</td> <td>H22.9.2</td> <td>03-5651-8800</td> <td>03-5651-8790</td> </tr> <tr> <td>(株)ダスキン</td> <td>H26.6.2</td> <td>076-291-5580</td> <td>076-291-5581</td> </tr> <tr> <td>(株)サガミホールディングス</td> <td>H26.6.2</td> <td>052-737-6006</td> <td>052-737-6022</td> </tr> <tr> <td>(株)オートバックスセブン</td> <td>H30.6.11</td> <td>03-6219-8796</td> <td>03-6219-8801</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ～シ (略) (新設)</p> <p>ス～ナ (略) (新設)</p> <p>ニ～ホ (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(株)セブンイレブン・ジャパン	H22.9.2	03-6238-3672	03-5214-2330	山崎製パン(株)	H22.9.2	047-323-0276	047-324-0083	(株)ファミリーマート	H22.9.2	03-6436-7658	03-3452-5213	(株)ローソン	H22.9.2	03-5435-1594	03-5759-6944	(株)壺番屋	H22.9.2	076-253-2881	076-253-9211	(株)モスフードサービス	H22.9.2	03-5987-7305	03-5487-7439	(株)吉野家ホールディングス	H22.9.2	03-5651-8800	03-5651-8790	(株)ダスキン	H26.6.2	076-291-5580	076-291-5581	(株)サガミホールディングス	H26.6.2	052-737-6006	052-737-6022	(株)オートバックスセブン	H30.6.11	03-6219-8796	03-6219-8801	<p style="text-align: center;">第 3 章 地震災害応急対策計画</p> <p>第 1 節 初動体制の確立 1～8 (略) 9 受援体制の確立 (1)～(5) (略) (6) 各種団体に対する応援要請 知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるとき、次の応援協定に基づき、各種団体に対して、応援を要請する。 ア 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定(本章第 9 節「避難誘導等」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1122 659 1998 995"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="11">石川県</td> <td>(株)セブンイレブン・ジャパン</td> <td>H22.9.2</td> <td>03-6238-3672</td> <td>03-5214-2330</td> </tr> <tr> <td>山崎製パン(株)</td> <td>H22.9.2</td> <td>047-323-0276</td> <td>047-324-0083</td> </tr> <tr> <td>(株)ファミリーマート</td> <td>H22.9.2</td> <td>03-6436-7658</td> <td>03-3452-5213</td> </tr> <tr> <td>(株)ローソン</td> <td>H22.9.2</td> <td>03-5435-1594</td> <td>03-5759-6944</td> </tr> <tr> <td>(株)壺番屋</td> <td>H22.9.2</td> <td>076-253-2881</td> <td>076-253-9211</td> </tr> <tr> <td>(株)モスフードサービス</td> <td>H22.9.2</td> <td>03-5987-7305</td> <td>03-5487-7439</td> </tr> <tr> <td>(株)吉野家ホールディングス</td> <td>H22.9.2</td> <td>03-5651-8800</td> <td>03-5651-8790</td> </tr> <tr> <td>(株)ダスキン</td> <td>H26.6.2</td> <td>076-291-5580</td> <td>076-291-5581</td> </tr> <tr> <td>(株)サガミホールディングス</td> <td>H26.6.2</td> <td>052-737-6006</td> <td>052-737-6022</td> </tr> <tr> <td>(株)オートバックスセブン</td> <td>H30.6.11</td> <td>03-6219-8796</td> <td>03-6219-8801</td> </tr> <tr> <td>(社)日本チェーンドラッグストア協会</td> <td>R4.12.1</td> <td>045-474-1311</td> <td>045-474-2569</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ～シ (略) ス 大規模災害時における相互連携に関する協定 章第 19 節「ライフライン施設の応急対策」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1113 1115 2007 1190"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>西日本電信電話(株)</td> <td>R 5. 2.10</td> <td>076-282-9847</td> <td>076-253-3464</td> </tr> </tbody> </table> <p>セ～ニ (略) ヌ 災害時における応急対策業務等に関する協定 (本章第 24 節「障害物の除去」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1117 1335 2009 1412"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>石川県森林組合連合会</td> <td>R4.12. 2</td> <td>076-237-0121</td> <td>076-237-6004</td> </tr> </tbody> </table> <p>ネ～ミ (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(株)セブンイレブン・ジャパン	H22.9.2	03-6238-3672	03-5214-2330	山崎製パン(株)	H22.9.2	047-323-0276	047-324-0083	(株)ファミリーマート	H22.9.2	03-6436-7658	03-3452-5213	(株)ローソン	H22.9.2	03-5435-1594	03-5759-6944	(株)壺番屋	H22.9.2	076-253-2881	076-253-9211	(株)モスフードサービス	H22.9.2	03-5987-7305	03-5487-7439	(株)吉野家ホールディングス	H22.9.2	03-5651-8800	03-5651-8790	(株)ダスキン	H26.6.2	076-291-5580	076-291-5581	(株)サガミホールディングス	H26.6.2	052-737-6006	052-737-6022	(株)オートバックスセブン	H30.6.11	03-6219-8796	03-6219-8801	(社)日本チェーンドラッグストア協会	R4.12.1	045-474-1311	045-474-2569	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	西日本電信電話(株)	R 5. 2.10	076-282-9847	076-253-3464	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	石川県森林組合連合会	R4.12. 2	076-237-0121	076-237-6004	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																																																																		
石川県	(株)セブンイレブン・ジャパン	H22.9.2	03-6238-3672	03-5214-2330																																																																																																																		
	山崎製パン(株)	H22.9.2	047-323-0276	047-324-0083																																																																																																																		
	(株)ファミリーマート	H22.9.2	03-6436-7658	03-3452-5213																																																																																																																		
	(株)ローソン	H22.9.2	03-5435-1594	03-5759-6944																																																																																																																		
	(株)壺番屋	H22.9.2	076-253-2881	076-253-9211																																																																																																																		
	(株)モスフードサービス	H22.9.2	03-5987-7305	03-5487-7439																																																																																																																		
	(株)吉野家ホールディングス	H22.9.2	03-5651-8800	03-5651-8790																																																																																																																		
	(株)ダスキン	H26.6.2	076-291-5580	076-291-5581																																																																																																																		
	(株)サガミホールディングス	H26.6.2	052-737-6006	052-737-6022																																																																																																																		
	(株)オートバックスセブン	H30.6.11	03-6219-8796	03-6219-8801																																																																																																																		
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																																																																		
石川県	(株)セブンイレブン・ジャパン	H22.9.2	03-6238-3672	03-5214-2330																																																																																																																		
	山崎製パン(株)	H22.9.2	047-323-0276	047-324-0083																																																																																																																		
	(株)ファミリーマート	H22.9.2	03-6436-7658	03-3452-5213																																																																																																																		
	(株)ローソン	H22.9.2	03-5435-1594	03-5759-6944																																																																																																																		
	(株)壺番屋	H22.9.2	076-253-2881	076-253-9211																																																																																																																		
	(株)モスフードサービス	H22.9.2	03-5987-7305	03-5487-7439																																																																																																																		
	(株)吉野家ホールディングス	H22.9.2	03-5651-8800	03-5651-8790																																																																																																																		
	(株)ダスキン	H26.6.2	076-291-5580	076-291-5581																																																																																																																		
	(株)サガミホールディングス	H26.6.2	052-737-6006	052-737-6022																																																																																																																		
	(株)オートバックスセブン	H30.6.11	03-6219-8796	03-6219-8801																																																																																																																		
	(社)日本チェーンドラッグストア協会	R4.12.1	045-474-1311	045-474-2569																																																																																																																		
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																																																																		
石川県	西日本電信電話(株)	R 5. 2.10	076-282-9847	076-253-3464																																																																																																																		
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																																																																		
石川県	石川県森林組合連合会	R4.12. 2	076-237-0121	076-237-6004																																																																																																																		

現 行	修 正 案	備 考																				
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>マ～ミ (略)</p> <p>(7) 職員の派遣の要請等</p> <p>ア 職員の派遣の要請</p> <p>災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは災害対策基本法第29条に基づき、知事は指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に、市町長は指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。</p> <p>また、知事及び市町長は、必要に応じ、地方自治法第252条の17に基づき、他の都道府県知事又は他の市町長に対し、職員の派遣を要請する。</p> <p>なお、要請に当たっては、知事又は市町長は次の事項を明らかにする。</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>10～11 (略)</p> <p>第2節 (略)</p> <p>第3節 災害情報の収集・伝達</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 情報収集体制及び伝達系統の確立</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>ム 災害時等における被災者の避難生活への支援、生活再建及び被災地の復旧復興に係る連携・協力に関する協定</p> <p>(本章第28節「ボランティア活動の支援」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1115 288 2011 392"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>認定NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク</td> <td>R5. 1. 18</td> <td>080-5961-9213</td> <td>03-3595-1119</td> </tr> </tbody> </table> <p>メ 災害ボランティア活動への支援に関する協定</p> <p>(本章第28節「ボランティア活動の支援」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1115 475 2011 571"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>日本労働組合総連合会石川県連合会</td> <td>R5. 2. 14</td> <td>076-225-1365</td> <td>076-225-1363</td> </tr> </tbody> </table> <p>モ～ヤ (略)</p> <p>(7) 職員の派遣の要請等</p> <p>ア 職員の派遣の要請</p> <p>災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは災害対策基本法第29条に基づき、知事は指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に、市町長は指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。</p> <p>また、知事及び市町長は、必要に応じ、地方自治法第252条の17に基づき、他の都道府県知事又は他の市町長に対し、職員の派遣を要請する。</p> <p>特に、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。なお、要請に当たっては、知事又は市町長は次の事項を明らかにする。</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>10～11 (略)</p> <p>第2節 (略)</p> <p>第3節 災害情報の収集・伝達</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 情報収集体制及び伝達系統の確立</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	認定NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク	R5. 1. 18	080-5961-9213	03-3595-1119	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	日本労働組合総連合会石川県連合会	R5. 2. 14	076-225-1365	076-225-1363	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																		
石川県	認定NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク	R5. 1. 18	080-5961-9213	03-3595-1119																		
協定者		協定締結日	TEL	FAX																		
石川県	日本労働組合総連合会石川県連合会	R5. 2. 14	076-225-1365	076-225-1363																		

現 行	修 正 案	備 考
<p>(5) 安否情報の収集等 (新設)</p> <p>県及び市町は、武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム等を活用し、安否情報の収集等を行うものとする。 (新設)</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第4節 (略)</p> <p>第5節 消防防災ヘリコプターの活用等 1～5 (略)</p> <p>6 航空機の運用調整</p> <p>県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署(航空運用調整班)を設置し、現地対策本部と連携して必要な調整を行う。</p> <p>航空運用調整班は、防災関係機関の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行う。<u>また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行う。</u></p> <p>第6節 災害広報 1 (略)</p> <p>2 広報機関</p> <p>(1) 県災害対策本部設置の場合</p> <p>ア 災害対策本部設置時には、危機管理班と広報班(県民文化スポーツ部)が協力して被害状況その他の災害情報を収集し、その広報は、<u>広報班</u>が行う。</p>	<p>(5) 安否情報の収集等</p> <p><u>ア 市町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。</u></p> <p><u>イ 県及び市町は、武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム等を活用し、安否情報の収集等を行うものとする。</u></p> <p><u>ウ 県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。</u></p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第4節 (略)</p> <p>第5節 消防防災ヘリコプターの活用等 1～5 (略)</p> <p>6 航空機の運用調整</p> <p>県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署(航空運用調整班)を設置し、現地対策本部と連携して必要な調整を行う。</p> <p>航空運用調整班は、防災関係機関の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行う。必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行う。</p> <p><u>また、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼する。なお、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行う。</u></p> <p>第6節 災害広報 1 (略)</p> <p>2 広報機関</p> <p>(1) 県災害対策本部設置の場合</p> <p>ア 災害対策本部設置時には、危機管理班と戦略広報班(総務部)が協力して被害状況その他の災害情報を収集し、その広報は、<u>戦略広報班</u>が行う。</p>	

現 行	修 正 案	備 考												
<p>イ (略) (2) (略) 3～8 (略)</p> <p>第7節 (略)</p> <p>第8節 自衛隊の災害派遣 1～4 (略)</p> <p>5 活動の内容 災害派遣活動は、人命又は財産の保護のために行う応急救援及び応急復旧が終了するまでを限度とし、通常次のおりとする。 なお、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市町長等、警察官、海上保安官がその場にはない場合、警戒区域の設定等の措置をとるとともに直ちに、その旨を市町長に通知する。</p> <table border="1" data-bbox="94 695 1048 887"> <tr> <td>(1)～(8)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(9) 炊飯及び給水</td> <td>要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、炊飯及び給水の支援を行う。</td> </tr> <tr> <td>(10)～(12)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>6～8 (略)</p>	(1)～(8)	(略)	(9) 炊飯及び給水	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、炊飯及び給水の支援を行う。	(10)～(12)	(略)	<p>イ (略) (2) (略) 3～8 (略)</p> <p>第7節 (略)</p> <p>第8節 自衛隊の災害派遣 1～4 (略)</p> <p>5 活動の内容 災害派遣活動は、人命又は財産の保護のために行う応急救援及び応急復旧が終了するまでを限度とし、通常次のおりとする。 なお、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市町長等、警察官、海上保安官がその場にはない場合、警戒区域の設定等の措置をとるとともに直ちに、その旨を市町長に通知する。</p> <table border="1" data-bbox="1075 695 2029 887"> <tr> <td>(1)～(8)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(9) 給食及び給水</td> <td>要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、給食及び給水の支援を行う。</td> </tr> <tr> <td>(10)～(12)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>6～8 (略)</p>	(1)～(8)	(略)	(9) 給食及び給水	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、給食及び給水の支援を行う。	(10)～(12)	(略)	
(1)～(8)	(略)													
(9) 炊飯及び給水	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、炊飯及び給水の支援を行う。													
(10)～(12)	(略)													
(1)～(8)	(略)													
(9) 給食及び給水	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、給食及び給水の支援を行う。													
(10)～(12)	(略)													

現 行	修 正 案	備 考
<p>第9節 避難誘導等 1～6（略） 7 避難所の開設及び運営 （1）市町 ア～エ（略） オ 避難所の運営</p> <p>○市町は、自主防災組織の会長や地域住民及び避難所となった学校等施設の管理者、ボランティア、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得て避難所を管理運営する。運営に当たっては各主体の役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。</p> <p>（略） ○市町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。</p> <p>（略） カ～セ（略） （2）（略） 8（略）</p>	<p>第9節 避難誘導等 1～6（略） 7 避難所の開設及び運営 （1）市町 ア～エ（略） オ 避難所の運営</p> <p>○市町は、自主防災組織の会長や地域住民及び避難所となった学校等施設の管理者、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力を得て避難所を管理運営する。運営に当たっては各主体の役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。</p> <p>（略） ○市町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。</p> <p>（略） カ～セ（略） （2）（略） 8（略）</p>	

現 行	修 正 案	備 考																																																																																																
<p>9 帰宅困難者対策</p> <p>県及び市町は、施設管理者や事業者等と連携し、大規模災害時により交通が途絶したときは、「むやみに移動しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、通勤、通学者や観光客等の徒歩での帰宅や移動を支援するため、次の協定により協力を要請するなど、必要な帰宅困難者対策に努める。</p> <p>また、必要に応じて、一時滞在施設の確保等の支援を行うとともに、一時滞在施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営に努める。</p> <p>災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="159 547 1037 871"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">石川県</td> <td>(株)セブンイレブン・ジャパン</td> <td>H22.9.2</td> <td>03-6238-3672</td> <td>03-5214-2330</td> </tr> <tr> <td>山崎製パン(株)</td> <td>H22.9.2</td> <td>047-323-0276</td> <td>047-324-0083</td> </tr> <tr> <td>(株)ファミリーマート</td> <td>H22.9.2</td> <td>03-6436-7658</td> <td>03-3452-5213</td> </tr> <tr> <td>(株)ローソン</td> <td>H22.9.2</td> <td>03-5435-1594</td> <td>03-5759-6944</td> </tr> <tr> <td>(株)老番屋</td> <td>H22.9.2</td> <td>076-253-2881</td> <td>076-253-9211</td> </tr> <tr> <td>(株)モスフードサービス</td> <td>H22.9.2</td> <td>03-5987-7305</td> <td>03-5487-7439</td> </tr> <tr> <td>(株)吉野家ホールディングス</td> <td>H22.9.2</td> <td>03-5651-8800</td> <td>03-5651-8790</td> </tr> <tr> <td>(株)ダスキン</td> <td>H26.6.2</td> <td>076-291-5580</td> <td>076-291-5581</td> </tr> <tr> <td>(株)サガミホールディングス</td> <td>H26.6.2</td> <td>052-737-6006</td> <td>052-737-6022</td> </tr> <tr> <td>(株)オートバックスセブン</td> <td>H30.6.11</td> <td>03-6219-8796</td> <td>03-6219-8801</td> </tr> </tbody> </table> <p>10 (略)</p> <p>第10節 (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(株)セブンイレブン・ジャパン	H22.9.2	03-6238-3672	03-5214-2330	山崎製パン(株)	H22.9.2	047-323-0276	047-324-0083	(株)ファミリーマート	H22.9.2	03-6436-7658	03-3452-5213	(株)ローソン	H22.9.2	03-5435-1594	03-5759-6944	(株)老番屋	H22.9.2	076-253-2881	076-253-9211	(株)モスフードサービス	H22.9.2	03-5987-7305	03-5487-7439	(株)吉野家ホールディングス	H22.9.2	03-5651-8800	03-5651-8790	(株)ダスキン	H26.6.2	076-291-5580	076-291-5581	(株)サガミホールディングス	H26.6.2	052-737-6006	052-737-6022	(株)オートバックスセブン	H30.6.11	03-6219-8796	03-6219-8801	<p>9 帰宅困難者対策</p> <p>県及び市町は、施設管理者や事業者等と連携し、大規模災害時により交通が途絶したときは、「むやみに移動しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、通勤、通学者や観光客等の徒歩での帰宅や移動を支援するため、次の協定により協力を要請するなど、必要な帰宅困難者対策に努める。</p> <p>また、必要に応じて、一時滞在施設の確保等の支援を行うとともに、一時滞在施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営に努める。</p> <p>災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="1131 547 2009 895"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="11">石川県</td> <td>(株)セブンイレブン・ジャパン</td> <td>H22.9.2</td> <td>03-6238-3672</td> <td>03-5214-2330</td> </tr> <tr> <td>山崎製パン(株)</td> <td>H22.9.2</td> <td>047-323-0276</td> <td>047-324-0083</td> </tr> <tr> <td>(株)ファミリーマート</td> <td>H22.9.2</td> <td>03-6436-7658</td> <td>03-3452-5213</td> </tr> <tr> <td>(株)ローソン</td> <td>H22.9.2</td> <td>03-5435-1594</td> <td>03-5759-6944</td> </tr> <tr> <td>(株)老番屋</td> <td>H22.9.2</td> <td>076-253-2881</td> <td>076-253-9211</td> </tr> <tr> <td>(株)モスフードサービス</td> <td>H22.9.2</td> <td>03-5987-7305</td> <td>03-5487-7439</td> </tr> <tr> <td>(株)吉野家ホールディングス</td> <td>H22.9.2</td> <td>03-5651-8800</td> <td>03-5651-8790</td> </tr> <tr> <td>(株)ダスキン</td> <td>H26.6.2</td> <td>076-291-5580</td> <td>076-291-5581</td> </tr> <tr> <td>(株)サガミホールディングス</td> <td>H26.6.2</td> <td>052-737-6006</td> <td>052-737-6022</td> </tr> <tr> <td>(株)オートバックスセブン</td> <td>H30.6.11</td> <td>03-6219-8796</td> <td>03-6219-8801</td> </tr> <tr> <td>(一社)日本チェーンドラッグストア協会</td> <td>R4.12.1</td> <td>045-474-1311</td> <td>045-474-2569</td> </tr> </tbody> </table> <p>10 (略)</p> <p>第10節 (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(株)セブンイレブン・ジャパン	H22.9.2	03-6238-3672	03-5214-2330	山崎製パン(株)	H22.9.2	047-323-0276	047-324-0083	(株)ファミリーマート	H22.9.2	03-6436-7658	03-3452-5213	(株)ローソン	H22.9.2	03-5435-1594	03-5759-6944	(株)老番屋	H22.9.2	076-253-2881	076-253-9211	(株)モスフードサービス	H22.9.2	03-5987-7305	03-5487-7439	(株)吉野家ホールディングス	H22.9.2	03-5651-8800	03-5651-8790	(株)ダスキン	H26.6.2	076-291-5580	076-291-5581	(株)サガミホールディングス	H26.6.2	052-737-6006	052-737-6022	(株)オートバックスセブン	H30.6.11	03-6219-8796	03-6219-8801	(一社)日本チェーンドラッグストア協会	R4.12.1	045-474-1311	045-474-2569	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																																														
石川県	(株)セブンイレブン・ジャパン	H22.9.2	03-6238-3672	03-5214-2330																																																																																														
	山崎製パン(株)	H22.9.2	047-323-0276	047-324-0083																																																																																														
	(株)ファミリーマート	H22.9.2	03-6436-7658	03-3452-5213																																																																																														
	(株)ローソン	H22.9.2	03-5435-1594	03-5759-6944																																																																																														
	(株)老番屋	H22.9.2	076-253-2881	076-253-9211																																																																																														
	(株)モスフードサービス	H22.9.2	03-5987-7305	03-5487-7439																																																																																														
	(株)吉野家ホールディングス	H22.9.2	03-5651-8800	03-5651-8790																																																																																														
	(株)ダスキン	H26.6.2	076-291-5580	076-291-5581																																																																																														
	(株)サガミホールディングス	H26.6.2	052-737-6006	052-737-6022																																																																																														
	(株)オートバックスセブン	H30.6.11	03-6219-8796	03-6219-8801																																																																																														
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																																														
石川県	(株)セブンイレブン・ジャパン	H22.9.2	03-6238-3672	03-5214-2330																																																																																														
	山崎製パン(株)	H22.9.2	047-323-0276	047-324-0083																																																																																														
	(株)ファミリーマート	H22.9.2	03-6436-7658	03-3452-5213																																																																																														
	(株)ローソン	H22.9.2	03-5435-1594	03-5759-6944																																																																																														
	(株)老番屋	H22.9.2	076-253-2881	076-253-9211																																																																																														
	(株)モスフードサービス	H22.9.2	03-5987-7305	03-5487-7439																																																																																														
	(株)吉野家ホールディングス	H22.9.2	03-5651-8800	03-5651-8790																																																																																														
	(株)ダスキン	H26.6.2	076-291-5580	076-291-5581																																																																																														
	(株)サガミホールディングス	H26.6.2	052-737-6006	052-737-6022																																																																																														
	(株)オートバックスセブン	H30.6.11	03-6219-8796	03-6219-8801																																																																																														
	(一社)日本チェーンドラッグストア協会	R4.12.1	045-474-1311	045-474-2569																																																																																														

現 行	修 正 案	備 考																																																										
<p>第11節 災害医療及び救急医療 1～2 (略)</p> <p>3 DMAT・医療救護班派遣・受入体制 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 石川DMAT指定病院 ア (略)</p> <p>イ 石川DMAT指定病院は、県から「石川DMATの出動に関する協定書」に基づく派遣要請があり、出動が可能と判断した場合には、石川DMATを出動させる。</p> <p>石川DMATの出動に関する協定書</p> <table border="1" data-bbox="174 547 795 898"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="13">石川県</td><td>金沢大学附属病院</td><td>H22. 4. 1</td></tr> <tr><td>金沢医科大学病院</td><td>H22. 4. 1</td></tr> <tr><td>国立病院機構金沢医療センター</td><td>H22. 4. 1</td></tr> <tr><td>公立能登総合病院</td><td>H22. 4. 1</td></tr> <tr><td>県立中央病院</td><td>H22. 4. 1</td></tr> <tr><td>金沢赤十字病院</td><td>H25. 3. 1</td></tr> <tr><td>金沢市立病院</td><td>H25. 3. 1</td></tr> <tr><td>市立輪島病院</td><td>H25. 3. 1</td></tr> <tr><td>小松市民病院</td><td>H25. 3. 1</td></tr> <tr><td>公立松任石川中央病院</td><td>H26. 4. 1</td></tr> <tr><td>公立羽咋病院</td><td>H26. 4. 1</td></tr> <tr><td>珠洲市総合病院</td><td>H26. 7. 1</td></tr> </tbody> </table> <p>ウ～オ (略)</p>	協定者		協定締結日	石川県	金沢大学附属病院	H22. 4. 1	金沢医科大学病院	H22. 4. 1	国立病院機構金沢医療センター	H22. 4. 1	公立能登総合病院	H22. 4. 1	県立中央病院	H22. 4. 1	金沢赤十字病院	H25. 3. 1	金沢市立病院	H25. 3. 1	市立輪島病院	H25. 3. 1	小松市民病院	H25. 3. 1	公立松任石川中央病院	H26. 4. 1	公立羽咋病院	H26. 4. 1	珠洲市総合病院	H26. 7. 1	<p>第11節 災害医療及び救急医療 1～2 (略)</p> <p>3 DMAT・医療救護班派遣・受入体制 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 石川DMAT指定病院 ア (略)</p> <p>イ 石川DMAT指定病院は、県から「石川DMATの出動に関する協定書」に基づく派遣要請があり、出動が可能と判断した場合には、石川DMATを出動させる。</p> <p>石川DMATの出動に関する協定書</p> <table border="1" data-bbox="1167 547 1774 927"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="13">石川県</td><td>金沢大学附属病院</td><td>H22. 4. 1</td></tr> <tr><td>金沢医科大学病院</td><td>H22. 4. 1</td></tr> <tr><td>国立病院機構金沢医療センター</td><td>H22. 4. 1</td></tr> <tr><td>公立能登総合病院</td><td>H22. 4. 1</td></tr> <tr><td>県立中央病院</td><td>H22. 4. 1</td></tr> <tr><td>金沢赤十字病院</td><td>H25. 3. 1</td></tr> <tr><td>金沢市立病院</td><td>H25. 3. 1</td></tr> <tr><td>市立輪島病院</td><td>H25. 3. 1</td></tr> <tr><td>小松市民病院</td><td>H25. 3. 1</td></tr> <tr><td>公立松任石川中央病院</td><td>H26. 4. 1</td></tr> <tr><td>公立羽咋病院</td><td>H26. 4. 1</td></tr> <tr><td>珠洲市総合病院</td><td>H26. 7. 1</td></tr> <tr><td>加賀市医療センター</td><td>R4. 6. 1</td></tr> </tbody> </table> <p>ウ～オ (略)</p>	協定者		協定締結日	石川県	金沢大学附属病院	H22. 4. 1	金沢医科大学病院	H22. 4. 1	国立病院機構金沢医療センター	H22. 4. 1	公立能登総合病院	H22. 4. 1	県立中央病院	H22. 4. 1	金沢赤十字病院	H25. 3. 1	金沢市立病院	H25. 3. 1	市立輪島病院	H25. 3. 1	小松市民病院	H25. 3. 1	公立松任石川中央病院	H26. 4. 1	公立羽咋病院	H26. 4. 1	珠洲市総合病院	H26. 7. 1	加賀市医療センター	R4. 6. 1	
協定者		協定締結日																																																										
石川県	金沢大学附属病院	H22. 4. 1																																																										
	金沢医科大学病院	H22. 4. 1																																																										
	国立病院機構金沢医療センター	H22. 4. 1																																																										
	公立能登総合病院	H22. 4. 1																																																										
	県立中央病院	H22. 4. 1																																																										
	金沢赤十字病院	H25. 3. 1																																																										
	金沢市立病院	H25. 3. 1																																																										
	市立輪島病院	H25. 3. 1																																																										
	小松市民病院	H25. 3. 1																																																										
	公立松任石川中央病院	H26. 4. 1																																																										
	公立羽咋病院	H26. 4. 1																																																										
	珠洲市総合病院	H26. 7. 1																																																										
	協定者		協定締結日																																																									
石川県	金沢大学附属病院	H22. 4. 1																																																										
	金沢医科大学病院	H22. 4. 1																																																										
	国立病院機構金沢医療センター	H22. 4. 1																																																										
	公立能登総合病院	H22. 4. 1																																																										
	県立中央病院	H22. 4. 1																																																										
	金沢赤十字病院	H25. 3. 1																																																										
	金沢市立病院	H25. 3. 1																																																										
	市立輪島病院	H25. 3. 1																																																										
	小松市民病院	H25. 3. 1																																																										
	公立松任石川中央病院	H26. 4. 1																																																										
	公立羽咋病院	H26. 4. 1																																																										
	珠洲市総合病院	H26. 7. 1																																																										
	加賀市医療センター	R4. 6. 1																																																										

現 行	修 正 案	備 考																													
<p>(4) 災害拠点病院</p> <p>ア 下記の災害拠点病院は、県から派遣要請があったときは、医療救護班を派遣し、医療救護活動を行う。</p> <p>災害拠点病院</p> <table border="1" data-bbox="174 320 813 643"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>病院名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基幹災害拠点病院</td> <td>県立中央病院</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">地域災害拠点病院</td> <td>小松市民病院</td> </tr> <tr> <td>国立病院機構金沢医療センター</td> </tr> <tr> <td>金沢市立病院</td> </tr> <tr> <td>金沢赤十字病院</td> </tr> <tr> <td>公立能登総合病院</td> </tr> <tr> <td>公立羽咋病院</td> </tr> <tr> <td>市立輪島病院</td> </tr> <tr> <td>珠洲市総合病院</td> </tr> <tr> <td>公立松任石川中央病院</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ～エ (略)</p> <p>(5)～(10) (略)</p> <p>4～12 (略)</p> <p>第12節～第14節 (略)</p> <p>第15節 災害救助法の適用</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 災害救助法に基づく救助の実施</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 別紙「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について」の番号1、<u>3から8まで及び10から14までに定める救助の他、知事が必要と認めるものについては、知事は救助の内容及び当該救助を行う期間を通知し、市町長が行うこととする。</u></p> <p>この場合においては、市町村長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。(令第17条第1項)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>6～7 (略)</p>	種 別	病院名	基幹災害拠点病院	県立中央病院	地域災害拠点病院	小松市民病院	国立病院機構金沢医療センター	金沢市立病院	金沢赤十字病院	公立能登総合病院	公立羽咋病院	市立輪島病院	珠洲市総合病院	公立松任石川中央病院	<p>(4) 災害拠点病院</p> <p>ア 下記の災害拠点病院は、県から派遣要請があったときは、医療救護班を派遣し、医療救護活動を行う。</p> <p>災害拠点病院</p> <table border="1" data-bbox="1167 325 1814 683"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>病院名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基幹災害拠点病院</td> <td>県立中央病院</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">地域災害拠点病院</td> <td>小松市民病院</td> </tr> <tr> <td>国立病院機構金沢医療センター</td> </tr> <tr> <td>金沢市立病院</td> </tr> <tr> <td>金沢赤十字病院</td> </tr> <tr> <td>公立能登総合病院</td> </tr> <tr> <td>公立羽咋病院</td> </tr> <tr> <td>市立輪島病院</td> </tr> <tr> <td>珠洲市総合病院</td> </tr> <tr> <td>公立松任石川中央病院</td> </tr> <tr> <td>加賀市医療センター</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ～エ (略)</p> <p>(5)～(10) (略)</p> <p>4～12 (略)</p> <p>第12節～第14節 (略)</p> <p>第15節 災害救助法の適用</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 災害救助法に基づく救助の実施</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 別紙「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について」の番号1、<u>2の一部、3から14までに定める救助の他、知事が必要と認めるものについては、知事は救助の内容及び当該救助を行う期間を通知し、市町長が行うこととする。</u></p> <p>この場合においては、市町村長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。(令第17条第1項)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>6～7 (略)</p>	種 別	病院名	基幹災害拠点病院	県立中央病院	地域災害拠点病院	小松市民病院	国立病院機構金沢医療センター	金沢市立病院	金沢赤十字病院	公立能登総合病院	公立羽咋病院	市立輪島病院	珠洲市総合病院	公立松任石川中央病院	加賀市医療センター	
種 別	病院名																														
基幹災害拠点病院	県立中央病院																														
地域災害拠点病院	小松市民病院																														
	国立病院機構金沢医療センター																														
	金沢市立病院																														
	金沢赤十字病院																														
	公立能登総合病院																														
	公立羽咋病院																														
	市立輪島病院																														
	珠洲市総合病院																														
	公立松任石川中央病院																														
種 別	病院名																														
基幹災害拠点病院	県立中央病院																														
地域災害拠点病院	小松市民病院																														
	国立病院機構金沢医療センター																														
	金沢市立病院																														
	金沢赤十字病院																														
	公立能登総合病院																														
	公立羽咋病院																														
	市立輪島病院																														
	珠洲市総合病院																														
	公立松任石川中央病院																														
	加賀市医療センター																														

現 行					修 正 案					備 考	
別紙 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について 令和元年10月23日現在					別紙 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について 令和5年4月1日現在						
番号	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考	番号	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
1	避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 3,300円以内 (加算額) 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合は、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上。 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。	1	避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 3,400円以内 (加算額) 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合は、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上。 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
2	応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全壊又は流出し、居住する住家がない者であって、自ら手ができない者	1 規模 地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 限度額 1戸当たり 5,714,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり5,714,000円以内であればよい。 2 建設型応急住宅を同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 給与期間 最高2年以内 5 賃貸型応急住宅の場合は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならない。	2	応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全壊又は流出し、居住する住家がない者であって、自ら手ができない者	1 規模 地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 限度額 1戸当たり 6,775,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり6,285,000円以内であればよい。 2 建設型応急住宅を同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 給与期間 最高2年以内 5 賃貸型応急住宅の場合は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならない。
3	炊き出しその他の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)	3	炊き出しその他の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,230円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
4	飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上	4	飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
5	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は、災害発生の日をもつて決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は、年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。	5	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は、災害発生の日をもつて決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は、年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。
			区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごに加算		
			全壊 流失	夏 18,800 冬 31,200	24,200 40,400	35,800 56,200	42,800 65,700	54,200 82,700	7,900 11,400		
			半壊 床上浸水	夏 6,100 冬 10,000	8,300 13,000	12,400 18,400	15,100 21,900	19,000 27,600	2,600 3,600		
6	医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上	6	医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
7	助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、償行料金の100分80以内の額	分娩した日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上	7	助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、償行料金の100分80以内の額	分娩した日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
8	被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上	8	被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上

現 行					修 正 案					備 考	
番号	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考	番号	救助の種類	対 象	費用の限度額		期 間
9	被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者。 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊又は半壊若しくは半壊の被害を受けた世帯 595,000円以内 ②半壊又は半壊に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日から1か月以内		9	被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者。 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊又は半壊若しくは半壊の被害を受けた世帯 706,000円以内 ②半壊又は半壊に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円以内	災害発生の日から3か月以内 (ただし、国の災害対策本部が設置された場合は6か月)	
10	学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水による被害若しくは損傷等による学用品を使用することができません。就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,500円 中学生生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から1か月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。	10	学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水による被害若しくは損傷等による学用品を使用することができません。就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,800円 中学生生徒 5,100円 高等学校等生徒 5,600円	災害発生の日から1か月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
11	埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上）215,200円以内 小人（12歳未満）172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。	11	埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上）213,800円以内 小人（12歳未満）170,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
12	死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四圍の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後日を経過したものは一応死亡した者と推定している。	12	死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四圍の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
13	死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,500円以内 既存建物借上費 通常の表費 既存建物以外 1体当たり 5,400円以内 検査 救護班以外は慣行料金	災害の発生の日から10日以内	1 検査は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイス の購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。	13	死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,500円以内 既存建物借上費 通常の表費 既存建物以外 1体当たり 5,400円以内 検査 救護班以外は慣行料金	災害の発生の日から10日以内	1 検査は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイス の購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
14	障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 137,900円以内	災害発生の日から10日以内		14	障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 138,300円以内	災害発生の日から10日以内	
15	輸送費及び賃金職員等雇上費	被災者の避難に係る支援 1 被災者の助産 2 被災者の救出 3 被災者の搬送 4 被災者の検察 5 死体の処理 6 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内		15	輸送費及び賃金職員等雇上費	被災者の避難に係る支援 1 被災者の助産 2 被災者の救出 3 被災者の搬送 4 被災者の検察 5 死体の処理 6 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

第16節～第18節（略）

第19節 ライフライン施設の応急対策

- 1～2（略）
- 3 通信施設（略）

NTT西日本は、次の措置を講ずる。

(1)～(6)（略）

(新設)

4～5（略）

第16節～第18節（略）

第19節 ライフライン施設の応急対策

- 1～2（略）
- 3 通信施設（略）

NTT西日本は、次の措置を講ずる。

(1)～(6)（略）

大規模災害時における相互連携に関する協定

協定者		協定締結日	TEL	FAX
石 川 県	西日本電信電話（株）	R5.2.10	076-282-9847	076-253-3464

4～5（略）

現 行	修 正 案	備 考
<p>第20節～第21節（略）</p> <p>第22節 食料の供給</p> <p>1（略）</p> <p>2 実施体制</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）市町は、被災者及び災害応急対策現地従事者等に対して、必要に応じて食料の確保状況等の情報を提供するとともに、炊出し等で給食の供給を実施する。</p> <p>なお、実施にあたっては、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に対する食料の配布にも努める。</p> <p>3～6（略）</p>	<p>第20節～第21節（略）</p> <p>第22節 食料の供給</p> <p>1（略）</p> <p>2 実施体制</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）市町は、被災者及び災害応急対策現地従事者等に対して、必要に応じて食料の確保状況等の情報を提供するとともに、炊出し等で給食の供給を実施する。</p> <p>なお、実施にあたっては、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に対する食料の配布にも努める。</p> <p><u>また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。</u></p> <p>3～6（略）</p>	

現 行	修 正 案	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
<p>第23節 生活必需品の供給 1～2 (略) 3 生活必需品等の確保 (1)～(2) (略) 生活必需品の確保に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="118 363 911 1177"> <thead> <tr> <th>協 定 者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>石 (協)金沢問屋センター</td><td>H14. 3. 19</td><td>076-237-8585</td><td>076-237-5240</td></tr> <tr><td>石 (一社)石川県食品協会</td><td>H14. 3. 20</td><td>076-268-2400</td><td>076-268-6082</td></tr> <tr><td>石 (株)ジャコム石川</td><td>H14. 3. 20</td><td>076-267-8621</td><td>076-267-8609</td></tr> <tr><td>石 マザー寝具リース(株)</td><td>H14. 3. 20</td><td>076-231-2001</td><td>076-264-4688</td></tr> <tr><td>石 野々市農協</td><td>H14. 3. 20</td><td>076-248-2171</td><td>076-248-9102</td></tr> <tr><td>石 石川県パン(協)</td><td>H14. 3. 26</td><td>076-256-3166</td><td>076-256-3166</td></tr> <tr><td>石 石川県生活協同組合連合会</td><td>H14. 3. 27</td><td>076-259-5962</td><td>076-256-5963</td></tr> <tr><td>石 (株)マルエー</td><td>H14. 4. 1</td><td>076-272-0152</td><td>076-273-3555</td></tr> <tr><td>石 (株)鍛冶商店</td><td>H14. 4. 1</td><td>076-288-3855</td><td>076-289-3093</td></tr> <tr><td>石 NPO法人コメリ災害対策センター</td><td>H14. 4. 5</td><td>025-371-4185</td><td>025-371-4151</td></tr> <tr><td>石 (株)どんたく</td><td>H14. 4. 5</td><td>0767-53-2727</td><td>0767-52-6254</td></tr> <tr><td>石 DCMカーマ(株)</td><td>H14. 4. 5</td><td>0761-23-0520</td><td>0761-23-0525</td></tr> <tr><td>石 (株)大丸</td><td>H14. 4. 10</td><td>0768-82-1155</td><td>0768-82-6277</td></tr> <tr><td>石 (株)いろは</td><td>H14. 4. 10</td><td>0768-52-0033</td><td>0768-52-3166</td></tr> <tr><td>石 (株)ニュー三久</td><td>H14. 4. 18</td><td>076-232-1051</td><td>076-232-1056</td></tr> <tr><td>石 (株)三崎ストアー</td><td>H14. 4. 23</td><td>076-258-0007</td><td>076-258-1778</td></tr> <tr><td>石 (有)スーパーしんや</td><td>H14. 5. 1</td><td>0768-74-0305</td><td>0768-74-0353</td></tr> <tr><td>石 (株)ナルックス</td><td>H14. 5. 2</td><td>076-252-1557</td><td>076-252-7547</td></tr> <tr><td>石 (株)安達</td><td>H14. 5. 11</td><td>0767-22-1133</td><td>0767-22-7266</td></tr> <tr><td>石 (株)中島ストアー</td><td>H14. 5. 20</td><td>0767-53-0988</td><td>0767-53-0953</td></tr> <tr><td>石 ダイヤモンド商事(株)</td><td>H14. 5. 22</td><td>076-232-0341</td><td>076-232-0346</td></tr> <tr><td>石 (株)角田商店</td><td>H14. 5. 24</td><td>0768-62-0032</td><td>0768-62-3399</td></tr> <tr><td>石 アルビス(株)</td><td>H14. 7. 12</td><td>0766-56-7200</td><td>0766-56-7520</td></tr> <tr><td>石 (株)ファミリーマート</td><td>H19. 6. 25</td><td>03-6436-7658</td><td>03-3452-5213</td></tr> <tr><td>石 (株)ローソン</td><td>H19. 7. 24</td><td>03-5435-1594</td><td>03-5759-6944</td></tr> <tr><td>石 北陸コカ・コーラボトリング(株)</td><td>H19. 9. 12</td><td>076-277-1155</td><td>076-277-0990</td></tr> <tr><td>石 (株)平和堂</td><td>H20. 10. 1</td><td>0749-26-9610</td><td>0749-23-3118</td></tr> <tr><td>石 ユニー(株)</td><td>H20. 10. 1</td><td>076-235-3511</td><td>076-235-3519</td></tr> <tr><td>石 (株)PLANT</td><td>H20. 10. 1</td><td>0776-72-0300</td><td>0776-72-2652</td></tr> <tr><td>石 (株)クスリのアオキ</td><td>H20. 10. 1</td><td>076-274-1111</td><td>076-274-6114</td></tr> <tr><td>石 (株)コメヤ薬局</td><td>H20. 10. 1</td><td>076-273-9900</td><td>076-273-9902</td></tr> <tr><td>石 (株)示野薬局</td><td>H20. 10. 1</td><td>076-253-9595</td><td>076-253-9598</td></tr> <tr><td>石 ゲンキー(株)</td><td>H20. 10. 1</td><td>0776-67-5240</td><td>0776-67-5241</td></tr> <tr><td>石 イオンリテール(株)</td><td>H24. 3. 30</td><td>025-255-0065</td><td>025-248-1083</td></tr> <tr><td>石 マックスバリュ北陸(株)</td><td>H24. 3. 30</td><td>076-267-7810</td><td>076-266-2030</td></tr> <tr><td>石 (株)セブン-イレブン・ジャパン</td><td>H25. 12. 5</td><td>03-6238-3734</td><td>03-5214-2330</td></tr> <tr><td>石 コストホールセールジャパン(株)</td><td>H28. 3. 25</td><td>076-275-8555</td><td>076-275-8580</td></tr> <tr><td>石 (株)パローホルディングス</td><td>H28. 3. 25</td><td>0574-60-0861</td><td>0574-60-0689</td></tr> <tr><td>石 大塚製薬(株)名古屋支店金沢出張所</td><td>H28. 3. 25</td><td>076-223-2366</td><td>076-263-0403</td></tr> </tbody> </table> <p>4～5 (略)</p> <p>第24節 障害物の除去 1～6 (略) 7 湛水、堆積土砂、その他障害物件の排除措置 (1)～(2) (略)</p>	協 定 者	協定締結日	TEL	FAX	石 (協)金沢問屋センター	H14. 3. 19	076-237-8585	076-237-5240	石 (一社)石川県食品協会	H14. 3. 20	076-268-2400	076-268-6082	石 (株)ジャコム石川	H14. 3. 20	076-267-8621	076-267-8609	石 マザー寝具リース(株)	H14. 3. 20	076-231-2001	076-264-4688	石 野々市農協	H14. 3. 20	076-248-2171	076-248-9102	石 石川県パン(協)	H14. 3. 26	076-256-3166	076-256-3166	石 石川県生活協同組合連合会	H14. 3. 27	076-259-5962	076-256-5963	石 (株)マルエー	H14. 4. 1	076-272-0152	076-273-3555	石 (株)鍛冶商店	H14. 4. 1	076-288-3855	076-289-3093	石 NPO法人コメリ災害対策センター	H14. 4. 5	025-371-4185	025-371-4151	石 (株)どんたく	H14. 4. 5	0767-53-2727	0767-52-6254	石 DCMカーマ(株)	H14. 4. 5	0761-23-0520	0761-23-0525	石 (株)大丸	H14. 4. 10	0768-82-1155	0768-82-6277	石 (株)いろは	H14. 4. 10	0768-52-0033	0768-52-3166	石 (株)ニュー三久	H14. 4. 18	076-232-1051	076-232-1056	石 (株)三崎ストアー	H14. 4. 23	076-258-0007	076-258-1778	石 (有)スーパーしんや	H14. 5. 1	0768-74-0305	0768-74-0353	石 (株)ナルックス	H14. 5. 2	076-252-1557	076-252-7547	石 (株)安達	H14. 5. 11	0767-22-1133	0767-22-7266	石 (株)中島ストアー	H14. 5. 20	0767-53-0988	0767-53-0953	石 ダイヤモンド商事(株)	H14. 5. 22	076-232-0341	076-232-0346	石 (株)角田商店	H14. 5. 24	0768-62-0032	0768-62-3399	石 アルビス(株)	H14. 7. 12	0766-56-7200	0766-56-7520	石 (株)ファミリーマート	H19. 6. 25	03-6436-7658	03-3452-5213	石 (株)ローソン	H19. 7. 24	03-5435-1594	03-5759-6944	石 北陸コカ・コーラボトリング(株)	H19. 9. 12	076-277-1155	076-277-0990	石 (株)平和堂	H20. 10. 1	0749-26-9610	0749-23-3118	石 ユニー(株)	H20. 10. 1	076-235-3511	076-235-3519	石 (株)PLANT	H20. 10. 1	0776-72-0300	0776-72-2652	石 (株)クスリのアオキ	H20. 10. 1	076-274-1111	076-274-6114	石 (株)コメヤ薬局	H20. 10. 1	076-273-9900	076-273-9902	石 (株)示野薬局	H20. 10. 1	076-253-9595	076-253-9598	石 ゲンキー(株)	H20. 10. 1	0776-67-5240	0776-67-5241	石 イオンリテール(株)	H24. 3. 30	025-255-0065	025-248-1083	石 マックスバリュ北陸(株)	H24. 3. 30	076-267-7810	076-266-2030	石 (株)セブン-イレブン・ジャパン	H25. 12. 5	03-6238-3734	03-5214-2330	石 コストホールセールジャパン(株)	H28. 3. 25	076-275-8555	076-275-8580	石 (株)パローホルディングス	H28. 3. 25	0574-60-0861	0574-60-0689	石 大塚製薬(株)名古屋支店金沢出張所	H28. 3. 25	076-223-2366	076-263-0403	<p>第23節 生活必需品の供給 1～2 (略) 3 生活必需品等の確保 (1)～(2) (略) 生活必需品の確保に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="1081 363 1874 1106"> <thead> <tr> <th>協 定 者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>石 (協)金沢問屋センター</td><td>H14. 3. 19</td><td>076-237-8585</td><td>076-237-5240</td></tr> <tr><td>石 (一社)石川県食品協会</td><td>H14. 3. 20</td><td>076-268-2400</td><td>076-268-6082</td></tr> <tr><td>石 (株)ジャコム石川</td><td>H14. 3. 20</td><td>076-267-8621</td><td>076-267-8609</td></tr> <tr><td>石 マザー寝具リース(株)</td><td>H14. 3. 20</td><td>076-231-2001</td><td>076-264-4688</td></tr> <tr><td>石 野々市農協</td><td>H14. 3. 20</td><td>076-248-2171</td><td>076-248-9102</td></tr> <tr><td>石 石川県パン(協)</td><td>H14. 3. 26</td><td>076-256-3166</td><td>076-256-3166</td></tr> <tr><td>石 石川県生活協同組合連合会</td><td>H14. 3. 27</td><td>076-259-5962</td><td>076-256-5963</td></tr> <tr><td>石 (株)マルエー</td><td>H14. 4. 1</td><td>076-272-0152</td><td>076-273-3555</td></tr> <tr><td>石 (株)鍛冶商店</td><td>H14. 4. 1</td><td>076-288-3855</td><td>076-289-3093</td></tr> <tr><td>石 NPO法人コメリ災害対策センター</td><td>H14. 4. 5</td><td>025-371-4185</td><td>025-371-4151</td></tr> <tr><td>石 (株)どんたく</td><td>H14. 4. 5</td><td>0767-53-2727</td><td>0767-52-6254</td></tr> <tr><td>石 DCMカーマ(株)</td><td>H14. 4. 5</td><td>0761-23-0520</td><td>0761-23-0525</td></tr> <tr><td>石 (株)大丸</td><td>H14. 4. 10</td><td>0768-82-1155</td><td>0768-82-6277</td></tr> <tr><td>石 (株)いろは</td><td>H14. 4. 10</td><td>0768-52-0033</td><td>0768-52-3166</td></tr> <tr><td>石 (株)ニュー三久</td><td>H14. 4. 18</td><td>076-232-1051</td><td>076-232-1056</td></tr> <tr><td>石 (有)スーパーしんや</td><td>H14. 5. 1</td><td>0768-74-0305</td><td>0768-74-0353</td></tr> <tr><td>石 (株)安達</td><td>H14. 5. 11</td><td>0767-22-1133</td><td>0767-22-7266</td></tr> <tr><td>石 (株)中島ストアー</td><td>H14. 5. 20</td><td>0767-53-0988</td><td>0767-53-0953</td></tr> <tr><td>石 ダイヤモンド商事(株)</td><td>H14. 5. 22</td><td>076-232-0341</td><td>076-232-0346</td></tr> <tr><td>石 (株)角田商店</td><td>H14. 5. 24</td><td>0768-62-0032</td><td>0768-62-3399</td></tr> <tr><td>石 アルビス(株)</td><td>H14. 7. 12</td><td>0766-56-7200</td><td>0766-56-7520</td></tr> <tr><td>石 (株)ファミリーマート</td><td>H19. 6. 25</td><td>03-6436-7658</td><td>03-3452-5213</td></tr> <tr><td>石 (株)ローソン</td><td>H19. 7. 24</td><td>03-5435-1594</td><td>03-5759-6944</td></tr> <tr><td>石 北陸コカ・コーラボトリング(株)</td><td>H19. 9. 12</td><td>076-277-1155</td><td>076-277-0990</td></tr> <tr><td>石 (株)平和堂</td><td>H20. 10. 1</td><td>0749-26-9610</td><td>0749-23-3118</td></tr> <tr><td>石 ユニー(株)</td><td>H20. 10. 1</td><td>076-235-3511</td><td>076-235-3519</td></tr> <tr><td>石 (株)PLANT</td><td>H20. 10. 1</td><td>0776-72-0300</td><td>0776-72-2652</td></tr> <tr><td>石 (株)クスリのアオキ</td><td>H20. 10. 1</td><td>076-274-1111</td><td>076-274-6114</td></tr> <tr><td>石 (株)コメヤ薬局</td><td>H20. 10. 1</td><td>076-273-9900</td><td>076-273-9902</td></tr> <tr><td>石 (株)示野薬局</td><td>H20. 10. 1</td><td>076-253-9595</td><td>076-253-9598</td></tr> <tr><td>石 ゲンキー(株)</td><td>H20. 10. 1</td><td>0776-67-5240</td><td>0776-67-5241</td></tr> <tr><td>石 イオンリテール(株)</td><td>H24. 3. 30</td><td>025-255-0065</td><td>025-248-1083</td></tr> <tr><td>石 マックスバリュ北陸(株)</td><td>H24. 3. 30</td><td>076-267-7810</td><td>076-266-2030</td></tr> <tr><td>石 (株)セブン-イレブン・ジャパン</td><td>H25. 12. 5</td><td>03-6238-3734</td><td>03-5214-2330</td></tr> <tr><td>石 コストホールセールジャパン(株)</td><td>H28. 3. 25</td><td>076-275-8555</td><td>076-275-8580</td></tr> <tr><td>石 (株)パローホルディングス</td><td>H28. 3. 25</td><td>0574-60-0861</td><td>0574-60-0689</td></tr> <tr><td>石 大塚製薬(株)名古屋支店金沢出張所</td><td>H28. 3. 25</td><td>076-223-2366</td><td>076-263-0403</td></tr> </tbody> </table> <p>4～5 (略)</p> <p>第24節 障害物の除去 1～6 (略) 7 湛水、堆積土砂、その他障害物件の排除措置 (1)～(2) (略)</p>	協 定 者	協定締結日	TEL	FAX	石 (協)金沢問屋センター	H14. 3. 19	076-237-8585	076-237-5240	石 (一社)石川県食品協会	H14. 3. 20	076-268-2400	076-268-6082	石 (株)ジャコム石川	H14. 3. 20	076-267-8621	076-267-8609	石 マザー寝具リース(株)	H14. 3. 20	076-231-2001	076-264-4688	石 野々市農協	H14. 3. 20	076-248-2171	076-248-9102	石 石川県パン(協)	H14. 3. 26	076-256-3166	076-256-3166	石 石川県生活協同組合連合会	H14. 3. 27	076-259-5962	076-256-5963	石 (株)マルエー	H14. 4. 1	076-272-0152	076-273-3555	石 (株)鍛冶商店	H14. 4. 1	076-288-3855	076-289-3093	石 NPO法人コメリ災害対策センター	H14. 4. 5	025-371-4185	025-371-4151	石 (株)どんたく	H14. 4. 5	0767-53-2727	0767-52-6254	石 DCMカーマ(株)	H14. 4. 5	0761-23-0520	0761-23-0525	石 (株)大丸	H14. 4. 10	0768-82-1155	0768-82-6277	石 (株)いろは	H14. 4. 10	0768-52-0033	0768-52-3166	石 (株)ニュー三久	H14. 4. 18	076-232-1051	076-232-1056	石 (有)スーパーしんや	H14. 5. 1	0768-74-0305	0768-74-0353	石 (株)安達	H14. 5. 11	0767-22-1133	0767-22-7266	石 (株)中島ストアー	H14. 5. 20	0767-53-0988	0767-53-0953	石 ダイヤモンド商事(株)	H14. 5. 22	076-232-0341	076-232-0346	石 (株)角田商店	H14. 5. 24	0768-62-0032	0768-62-3399	石 アルビス(株)	H14. 7. 12	0766-56-7200	0766-56-7520	石 (株)ファミリーマート	H19. 6. 25	03-6436-7658	03-3452-5213	石 (株)ローソン	H19. 7. 24	03-5435-1594	03-5759-6944	石 北陸コカ・コーラボトリング(株)	H19. 9. 12	076-277-1155	076-277-0990	石 (株)平和堂	H20. 10. 1	0749-26-9610	0749-23-3118	石 ユニー(株)	H20. 10. 1	076-235-3511	076-235-3519	石 (株)PLANT	H20. 10. 1	0776-72-0300	0776-72-2652	石 (株)クスリのアオキ	H20. 10. 1	076-274-1111	076-274-6114	石 (株)コメヤ薬局	H20. 10. 1	076-273-9900	076-273-9902	石 (株)示野薬局	H20. 10. 1	076-253-9595	076-253-9598	石 ゲンキー(株)	H20. 10. 1	0776-67-5240	0776-67-5241	石 イオンリテール(株)	H24. 3. 30	025-255-0065	025-248-1083	石 マックスバリュ北陸(株)	H24. 3. 30	076-267-7810	076-266-2030	石 (株)セブン-イレブン・ジャパン	H25. 12. 5	03-6238-3734	03-5214-2330	石 コストホールセールジャパン(株)	H28. 3. 25	076-275-8555	076-275-8580	石 (株)パローホルディングス	H28. 3. 25	0574-60-0861	0574-60-0689	石 大塚製薬(株)名古屋支店金沢出張所	H28. 3. 25	076-223-2366	076-263-0403	
協 定 者	協定締結日	TEL	FAX																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 (協)金沢問屋センター	H14. 3. 19	076-237-8585	076-237-5240																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 (一社)石川県食品協会	H14. 3. 20	076-268-2400	076-268-6082																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 (株)ジャコム石川	H14. 3. 20	076-267-8621	076-267-8609																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 マザー寝具リース(株)	H14. 3. 20	076-231-2001	076-264-4688																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 野々市農協	H14. 3. 20	076-248-2171	076-248-9102																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 石川県パン(協)	H14. 3. 26	076-256-3166	076-256-3166																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 石川県生活協同組合連合会	H14. 3. 27	076-259-5962	076-256-5963																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 (株)マルエー	H14. 4. 1	076-272-0152	076-273-3555																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 (株)鍛冶商店	H14. 4. 1	076-288-3855	076-289-3093																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 NPO法人コメリ災害対策センター	H14. 4. 5	025-371-4185	025-371-4151																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 (株)どんたく	H14. 4. 5	0767-53-2727	0767-52-6254																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 DCMカーマ(株)	H14. 4. 5	0761-23-0520	0761-23-0525																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 (株)大丸	H14. 4. 10	0768-82-1155	0768-82-6277																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 (株)いろは	H14. 4. 10	0768-52-0033	0768-52-3166																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 (株)ニュー三久	H14. 4. 18	076-232-1051	076-232-1056																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 (株)三崎ストアー	H14. 4. 23	076-258-0007	076-258-1778																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 (有)スーパーしんや	H14. 5. 1	0768-74-0305	0768-74-0353																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 (株)ナルックス	H14. 5. 2	076-252-1557	076-252-7547																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 (株)安達	H14. 5. 11	0767-22-1133	0767-22-7266																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 (株)中島ストアー	H14. 5. 20	0767-53-0988	0767-53-0953																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 ダイヤモンド商事(株)	H14. 5. 22	076-232-0341	076-232-0346																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 (株)角田商店	H14. 5. 24	0768-62-0032	0768-62-3399																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 アルビス(株)	H14. 7. 12	0766-56-7200	0766-56-7520																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 (株)ファミリーマート	H19. 6. 25	03-6436-7658	03-3452-5213																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 (株)ローソン	H19. 7. 24	03-5435-1594	03-5759-6944																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 北陸コカ・コーラボトリング(株)	H19. 9. 12	076-277-1155	076-277-0990																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 (株)平和堂	H20. 10. 1	0749-26-9610	0749-23-3118																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 ユニー(株)	H20. 10. 1	076-235-3511	076-235-3519																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 (株)PLANT	H20. 10. 1	0776-72-0300	0776-72-2652																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 (株)クスリのアオキ	H20. 10. 1	076-274-1111	076-274-6114																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 (株)コメヤ薬局	H20. 10. 1	076-273-9900	076-273-9902																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 (株)示野薬局	H20. 10. 1	076-253-9595	076-253-9598																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 ゲンキー(株)	H20. 10. 1	0776-67-5240	0776-67-5241																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 イオンリテール(株)	H24. 3. 30	025-255-0065	025-248-1083																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 マックスバリュ北陸(株)	H24. 3. 30	076-267-7810	076-266-2030																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 (株)セブン-イレブン・ジャパン	H25. 12. 5	03-6238-3734	03-5214-2330																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 コストホールセールジャパン(株)	H28. 3. 25	076-275-8555	076-275-8580																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 (株)パローホルディングス	H28. 3. 25	0574-60-0861	0574-60-0689																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 大塚製薬(株)名古屋支店金沢出張所	H28. 3. 25	076-223-2366	076-263-0403																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
協 定 者	協定締結日	TEL	FAX																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 (協)金沢問屋センター	H14. 3. 19	076-237-8585	076-237-5240																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 (一社)石川県食品協会	H14. 3. 20	076-268-2400	076-268-6082																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 (株)ジャコム石川	H14. 3. 20	076-267-8621	076-267-8609																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 マザー寝具リース(株)	H14. 3. 20	076-231-2001	076-264-4688																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 野々市農協	H14. 3. 20	076-248-2171	076-248-9102																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 石川県パン(協)	H14. 3. 26	076-256-3166	076-256-3166																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 石川県生活協同組合連合会	H14. 3. 27	076-259-5962	076-256-5963																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 (株)マルエー	H14. 4. 1	076-272-0152	076-273-3555																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 (株)鍛冶商店	H14. 4. 1	076-288-3855	076-289-3093																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 NPO法人コメリ災害対策センター	H14. 4. 5	025-371-4185	025-371-4151																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 (株)どんたく	H14. 4. 5	0767-53-2727	0767-52-6254																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 DCMカーマ(株)	H14. 4. 5	0761-23-0520	0761-23-0525																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 (株)大丸	H14. 4. 10	0768-82-1155	0768-82-6277																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 (株)いろは	H14. 4. 10	0768-52-0033	0768-52-3166																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 (株)ニュー三久	H14. 4. 18	076-232-1051	076-232-1056																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 (有)スーパーしんや	H14. 5. 1	0768-74-0305	0768-74-0353																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 (株)安達	H14. 5. 11	0767-22-1133	0767-22-7266																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 (株)中島ストアー	H14. 5. 20	0767-53-0988	0767-53-0953																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 ダイヤモンド商事(株)	H14. 5. 22	076-232-0341	076-232-0346																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 (株)角田商店	H14. 5. 24	0768-62-0032	0768-62-3399																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 アルビス(株)	H14. 7. 12	0766-56-7200	0766-56-7520																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 (株)ファミリーマート	H19. 6. 25	03-6436-7658	03-3452-5213																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 (株)ローソン	H19. 7. 24	03-5435-1594	03-5759-6944																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 北陸コカ・コーラボトリング(株)	H19. 9. 12	076-277-1155	076-277-0990																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 (株)平和堂	H20. 10. 1	0749-26-9610	0749-23-3118																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 ユニー(株)	H20. 10. 1	076-235-3511	076-235-3519																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 (株)PLANT	H20. 10. 1	0776-72-0300	0776-72-2652																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 (株)クスリのアオキ	H20. 10. 1	076-274-1111	076-274-6114																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 (株)コメヤ薬局	H20. 10. 1	076-273-9900	076-273-9902																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 (株)示野薬局	H20. 10. 1	076-253-9595	076-253-9598																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 ゲンキー(株)	H20. 10. 1	0776-67-5240	0776-67-5241																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 イオンリテール(株)	H24. 3. 30	025-255-0065	025-248-1083																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 マックスバリュ北陸(株)	H24. 3. 30	076-267-7810	076-266-2030																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 (株)セブン-イレブン・ジャパン	H25. 12. 5	03-6238-3734	03-5214-2330																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 コストホールセールジャパン(株)	H28. 3. 25	076-275-8555	076-275-8580																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 (株)パローホルディングス	H28. 3. 25	0574-60-0861	0574-60-0689																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 大塚製薬(株)名古屋支店金沢出張所	H28. 3. 25	076-223-2366	076-263-0403																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							

現 行	修 正 案	備 考																														
<p>(3) その他 立木等の障害物の除去は、(2)に準じて行う。 <u>(新設)</u></p> <p>8～10 (略)</p> <p>第25節～第27節 (略)</p> <p>第28節 ボランティア活動の支援 1～5 (略) 6 協力体制 県は、災害ボランティア活動の円滑な実施のため、必要と認めるときは、次の協定により協力を要請する。 (略) <u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第29節～第32節 (略)</p> <p>第4章～第5章 (略)</p>	<p>(3) その他 立木等の障害物の除去は、(2)に準じて行う。 <u>災害時における応急対策業務等に関する協定</u></p> <table border="1" data-bbox="1182 293 2029 379"> <thead> <tr> <th colspan="2">協 定 者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>石川県森林組合連合会</td> <td>R4. 12. 2</td> <td>076-237-0121</td> <td>076-237-6004</td> </tr> </tbody> </table> <p>8～10 (略)</p> <p>第25節～第27節 (略)</p> <p>第28節 ボランティア活動の支援 1～5 (略) 6 協力体制 県は、災害ボランティア活動の円滑な実施のため、必要と認めるときは、次の協定により協力を要請する。 (略) <u>災害時等における被災者の避難生活への支援、生活再建及び被災地の復旧復興に係る連携・協力に関する協定</u></p> <table border="1" data-bbox="1155 855 2029 970"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>認定NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク</td> <td>R5. 1. 18</td> <td>080-5961-9213</td> <td>03-3595-1119</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>災害ボランティア活動への支援に関する協定</u></p> <table border="1" data-bbox="1155 1040 2029 1155"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>日本労働組合総連合会石川県連合会</td> <td>R5. 2. 14</td> <td>076-225-1365</td> <td>076-225-1363</td> </tr> </tbody> </table> <p>第29節～第32節 (略)</p> <p>第4章～第5章 (略)</p>	協 定 者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	石川県森林組合連合会	R4. 12. 2	076-237-0121	076-237-6004	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	認定NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク	R5. 1. 18	080-5961-9213	03-3595-1119	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	日本労働組合総連合会石川県連合会	R5. 2. 14	076-225-1365	076-225-1363	
協 定 者		協定締結日	TEL	FAX																												
石川県	石川県森林組合連合会	R4. 12. 2	076-237-0121	076-237-6004																												
協定者		協定締結日	TEL	FAX																												
石川県	認定NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク	R5. 1. 18	080-5961-9213	03-3595-1119																												
協定者		協定締結日	TEL	FAX																												
石川県	日本労働組合総連合会石川県連合会	R5. 2. 14	076-225-1365	076-225-1363																												

石川県地域防災計画(津波災害対策編)修正(案) 新旧対照表

現 行	修 正 案	備 考
<p style="text-align: center;">石川県地域防災計画 津波災害対策編 (令和4年修正)</p>	<p style="text-align: center;">石川県地域防災計画 津波災害対策編 (令和5年修正)</p>	

現 行	修 正 案	備 考																
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 節～第 2 節（略）</p> <p>第 3 節 県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱 県、市町及び防災関係機関の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて石川県の地域に係る津波防災に寄与すべきものである。それぞれが津波防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="174 550 958 1094"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定 地 方 行 政 機 関 中部経済産業局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること。 産業（中小企業を含む）の被害情報及び被災事業者への支援に関すること。 ライフラインの早期復旧に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>北陸地方整備局 (金沢河川国道事務所)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 手取川、梯川の直轄区域内における河川管理に関すること。 手取川、梯川の直轄工事区域内における河川改修及び維持補修並びに災害復旧に関すること。 手取川ダム及管理及び堰堤維持に関すること。 手取川、梯川の直轄区域の水防警報に関すること。 手取川、梯川の直轄区域内の洪水予報（金沢地方気象台共同発表）に関すること。 手取川直轄区域内の砂防工事及び災害復旧に関すること。 土砂災害緊急情報の発表等に関すること。 松任、美川、根上、小松、片山津直轄区域内の海岸工事にすること。 松任、美川、根上、小松、片山津直轄区域内の水防警報に関すること。 一般国道指定区間における通行の確保、維持管理及び災害予防、災害復旧に関すること。 国が行う海洋汚染の防除に関すること。 油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に関する指導。 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施。 </td> </tr> <tr> <td>北陸地方整備局 (金沢港湾・空港整備事務所)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 金沢港、七尾港、輪島港及び小松空港に関する国の直轄土木工事及びその災害復旧に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>第 4 節～第 5 節（略）</p>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	指定 地 方 行 政 機 関 中部経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること。 産業（中小企業を含む）の被害情報及び被災事業者への支援に関すること。 ライフラインの早期復旧に関すること。 	北陸地方整備局 (金沢河川国道事務所)	<ul style="list-style-type: none"> 手取川、梯川の直轄区域内における河川管理に関すること。 手取川、梯川の直轄工事区域内における河川改修及び維持補修並びに災害復旧に関すること。 手取川ダム及管理及び堰堤維持に関すること。 手取川、梯川の直轄区域の水防警報に関すること。 手取川、梯川の直轄区域内の洪水予報（金沢地方気象台共同発表）に関すること。 手取川直轄区域内の砂防工事及び災害復旧に関すること。 土砂災害緊急情報の発表等に関すること。 松任、美川、根上、小松、片山津直轄区域内の海岸工事にすること。 松任、美川、根上、小松、片山津直轄区域内の水防警報に関すること。 一般国道指定区間における通行の確保、維持管理及び災害予防、災害復旧に関すること。 国が行う海洋汚染の防除に関すること。 油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に関する指導。 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施。 	北陸地方整備局 (金沢港湾・空港整備事務所)	<ul style="list-style-type: none"> 金沢港、七尾港、輪島港及び小松空港に関する国の直轄土木工事及びその災害復旧に関すること。 	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 節～第 2 節（略）</p> <p>第 3 節 県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱 県、市町及び防災関係機関の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて石川県の地域に係る津波防災に寄与すべきものである。それぞれが津波防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1155 550 1939 1129"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定 地 方 行 政 機 関 中部経済産業局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること。 産業（中小企業を含む）の被害情報及び被災事業者への支援に関すること。 ライフラインの早期復旧に関すること。 必要に応じて災害対策本部等への職員の派遣に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>北陸地方整備局 (金沢河川国道事務所)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 手取川、梯川の直轄区域内における河川管理に関すること。 手取川、梯川の直轄工事区域内における河川改修及び維持補修並びに災害復旧に関すること。 手取川ダム及管理及び堰堤維持に関すること。 手取川、梯川の直轄区域の水防警報に関すること。 手取川、梯川の直轄区域内の洪水予報（金沢地方気象台共同発表）に関すること。 手取川直轄区域内の砂防工事及び災害復旧に関すること。 土砂災害緊急情報の発表等に関すること。 松任、美川、根上、小松、片山津直轄区域内の海岸工事にすること。 松任、美川、根上、小松、片山津直轄区域内の水防警報に関すること。 一般国道指定区間における通行の確保、維持管理及び災害予防、災害復旧に関すること。 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施。 </td> </tr> <tr> <td>北陸地方整備局 (金沢港湾・空港整備事務所)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 金沢港、七尾港、輪島港及び小松空港に関する国の直轄土木工事及びその災害復旧に関すること。 国が行う海洋汚染の防除に関すること。 油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に関する指導。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>第 4 節～第 5 節（略）</p>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	指定 地 方 行 政 機 関 中部経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること。 産業（中小企業を含む）の被害情報及び被災事業者への支援に関すること。 ライフラインの早期復旧に関すること。 必要に応じて災害対策本部等への職員の派遣に関すること。 	北陸地方整備局 (金沢河川国道事務所)	<ul style="list-style-type: none"> 手取川、梯川の直轄区域内における河川管理に関すること。 手取川、梯川の直轄工事区域内における河川改修及び維持補修並びに災害復旧に関すること。 手取川ダム及管理及び堰堤維持に関すること。 手取川、梯川の直轄区域の水防警報に関すること。 手取川、梯川の直轄区域内の洪水予報（金沢地方気象台共同発表）に関すること。 手取川直轄区域内の砂防工事及び災害復旧に関すること。 土砂災害緊急情報の発表等に関すること。 松任、美川、根上、小松、片山津直轄区域内の海岸工事にすること。 松任、美川、根上、小松、片山津直轄区域内の水防警報に関すること。 一般国道指定区間における通行の確保、維持管理及び災害予防、災害復旧に関すること。 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施。 	北陸地方整備局 (金沢港湾・空港整備事務所)	<ul style="list-style-type: none"> 金沢港、七尾港、輪島港及び小松空港に関する国の直轄土木工事及びその災害復旧に関すること。 国が行う海洋汚染の防除に関すること。 油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に関する指導。 	
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																	
指定 地 方 行 政 機 関 中部経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること。 産業（中小企業を含む）の被害情報及び被災事業者への支援に関すること。 ライフラインの早期復旧に関すること。 																	
北陸地方整備局 (金沢河川国道事務所)	<ul style="list-style-type: none"> 手取川、梯川の直轄区域内における河川管理に関すること。 手取川、梯川の直轄工事区域内における河川改修及び維持補修並びに災害復旧に関すること。 手取川ダム及管理及び堰堤維持に関すること。 手取川、梯川の直轄区域の水防警報に関すること。 手取川、梯川の直轄区域内の洪水予報（金沢地方気象台共同発表）に関すること。 手取川直轄区域内の砂防工事及び災害復旧に関すること。 土砂災害緊急情報の発表等に関すること。 松任、美川、根上、小松、片山津直轄区域内の海岸工事にすること。 松任、美川、根上、小松、片山津直轄区域内の水防警報に関すること。 一般国道指定区間における通行の確保、維持管理及び災害予防、災害復旧に関すること。 国が行う海洋汚染の防除に関すること。 油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に関する指導。 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施。 																	
北陸地方整備局 (金沢港湾・空港整備事務所)	<ul style="list-style-type: none"> 金沢港、七尾港、輪島港及び小松空港に関する国の直轄土木工事及びその災害復旧に関すること。 																	
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																	
指定 地 方 行 政 機 関 中部経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること。 産業（中小企業を含む）の被害情報及び被災事業者への支援に関すること。 ライフラインの早期復旧に関すること。 必要に応じて災害対策本部等への職員の派遣に関すること。 																	
北陸地方整備局 (金沢河川国道事務所)	<ul style="list-style-type: none"> 手取川、梯川の直轄区域内における河川管理に関すること。 手取川、梯川の直轄工事区域内における河川改修及び維持補修並びに災害復旧に関すること。 手取川ダム及管理及び堰堤維持に関すること。 手取川、梯川の直轄区域の水防警報に関すること。 手取川、梯川の直轄区域内の洪水予報（金沢地方気象台共同発表）に関すること。 手取川直轄区域内の砂防工事及び災害復旧に関すること。 土砂災害緊急情報の発表等に関すること。 松任、美川、根上、小松、片山津直轄区域内の海岸工事にすること。 松任、美川、根上、小松、片山津直轄区域内の水防警報に関すること。 一般国道指定区間における通行の確保、維持管理及び災害予防、災害復旧に関すること。 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施。 																	
北陸地方整備局 (金沢港湾・空港整備事務所)	<ul style="list-style-type: none"> 金沢港、七尾港、輪島港及び小松空港に関する国の直轄土木工事及びその災害復旧に関すること。 国が行う海洋汚染の防除に関すること。 油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に関する指導。 																	

現 行	修 正 案	備 考
<p style="text-align: center;">第 2 章 津波災害予防計画</p> <p>【津波災害予防計画の体系】 津波から県民の生命と財産を守り、安全で安心な県土づくり実現のために、県、市町及び防災関係機関等は、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定したうえで、住民等の避難を軸としたソフト対策と海岸保全施設等の整備といったハード対策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進し、一丸となって津波予防対策を講じる。</p> <p>また、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。</p> <p>なお、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。</p> <p>(略)</p> <p>第 1 節 防災知識の普及</p> <p>1 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 津波災害予防計画</p> <p>【津波災害予防計画の体系】 津波から県民の生命と財産を守り、安全で安心な県土づくり実現のために、県、市町及び防災関係機関等は、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定したうえで、住民等の避難を軸としたソフト対策と海岸保全施設等の整備といったハード対策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進し、一丸となって津波予防対策を講じる。</p> <p>また、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進し、<u>津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努める。</u></p> <p>なお、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。</p> <p>(略)</p> <p>第 1 節 防災知識の普及</p> <p>1 (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>2 津波ハザードマップの作成、周知 市町は、県の示す<u>津波浸水想定区域図</u>に基づき、津波ハザードマップを作成、公開するとともに、住民に配布し、津波ハザードマップを活用した地域学習や防災訓練の継続的な実施を推することにより、津波ハザードマップの正しい理解と普及啓発に努める。</p> <p>なお、津波ハザードマップが安心マップとならないよう、あわせてその特性や限界を住民に周知する。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 学校教育における防災教育 児童生徒が正しい防災知識を身につけることは、将来の津波災害に強い県民を育成する上で重要である。</p> <p>そのため、教育委員会及び学校長は、学校における防災訓練等をより実践的なものにするとともに、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等についても、学校の教育活動全体を通じて、継続的な防災教育を推進する。</p> <p>なお、防災教育を含めた安全教育については、<u>各学校で「学校安全計画」、</u><u>「危機管理マニュアル」</u>を点検し、教職員の共通理解の下で、学校全体で取り組みを進める。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>5～7 (略)</p>	<p>2 <u>津波災害警戒区域の指定、津波ハザードマップの作成、周知</u> 県は、<u>津波浸水想定を踏まえ、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域を津波災害警戒区域に指定し、津波発生時の警戒避難体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>市町は、津波災害警戒区域の指定のあったときは、市町地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定めるものとする。</u></p> <p><u>このほか市町においては、県の示す津波災害警戒区域図に基づき、津波ハザードマップを作成、公開するとともに、住民に配布し、津波ハザードマップを活用した地域学習や防災訓練の継続的な実施を推することにより、津波ハザードマップの正しい理解と普及啓発に努める。</u></p> <p>なお、津波ハザードマップが安心マップとならないよう、あわせてその特性や限界を住民に周知する。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 学校教育における防災教育 児童生徒が正しい防災知識を身につけることは、将来の津波災害に強い県民を育成する上で重要である。</p> <p>そのため、教育委員会及び学校長は、学校における防災訓練等では、<u>消防団員等が参画した体験的・実践的なものにする</u>とともに、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等についても、学校の教育活動全体を通じて、継続的な防災教育を推進する。</p> <p>なお、防災教育を含めた安全教育については、<u>様々な機会における指導を密接に関連付けながら、学校安全計画に位置づけ、教職員の共通理解の下で、学校全体で取り組みを進める。</u></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>5～7 (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考															
<p>第2節 県民及び事業者等のとるべき措置</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県民のとるべき措置</p> <p>平素から次のことに留意し、万一の場合に備えておく。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p>○食料や非常持出品など、次のものを備蓄しておく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族が必要とする「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水(家族構成(乳幼児、高齢者、アレルギー、慢性疾患等)を考慮した食料、飲料水の備蓄) ・携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトペーパー ・三角きん、ばんそうこうなどの医薬品等 ・ラジオ、懐中電灯等の防災用品 ・ロープ、バール、スコップなどの避難救助用具等 ・自動車へのこまめな満タン給油 <p>○家族で次の対応措置を話し合っておく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波発生時の役割分担 ・避難場所等、避難路の事前確認 ・毎日の行動予定及び津波災害時の連絡先と連絡方法及び避難ルールの取決め ・「津波てんでんこ」の理解と確認 <p>○ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。</p> <p>○保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを講ずる。 (新設)</p> <p>(略)</p> </div> <p>3～4 (略)</p>	<p>第2節 県民及び事業者等のとるべき措置</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県民のとるべき措置</p> <p>平素から次のことに留意し、万一の場合に備えておく。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p>○食料や非常持出品など、次のものを備蓄しておく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族が必要とする「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水(家族構成(乳幼児、高齢者、アレルギー、慢性疾患等)を考慮した食料、飲料水の備蓄) ・携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトペーパー ・三角きん、ばんそうこうなどの医薬品等 ・ラジオ、懐中電灯等の防災用品 ・ロープ、バール、スコップなどの避難救助用具等 ・自動車へのこまめな満タン給油 <p>○家族で次の対応措置を話し合っておく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波発生時の役割分担 ・避難場所等、避難路の事前確認 ・毎日の行動予定及び津波災害時の連絡先と連絡方法及び避難ルールの取決め ・「津波てんでんこ」の理解と確認 <p>○ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。</p> <p>○保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを講ずる。 防災分野における連携に関する協定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社)日本損害保険協会北陸支部</td> <td>R 5. 1. 23</td> <td>076-221-1149</td> <td>076-221-0482</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(一社)石川県損害保険代理業協会</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> </div> <p>3～4 (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社)日本損害保険協会北陸支部	R 5. 1. 23	076-221-1149	076-221-0482		(一社)石川県損害保険代理業協会				
協定者		協定締結日	TEL	FAX													
石川県	(一社)日本損害保険協会北陸支部	R 5. 1. 23	076-221-1149	076-221-0482													
	(一社)石川県損害保険代理業協会																

現 行	修 正 案	備 考																				
<p>第3節 自主防災組織の育成</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地域住民等の自主防災組織</p> <p>(1) 組織の育成</p> <p>県及び市町は、住民の自主的な防災組織の重要性を認識し、多様な世代が参加できるような地域ぐるみの自主防災組織の設立や意識啓発及び防災リーダー等の育成、強化を図り、組織率の向上、活動の活性化及び地域ごとの連携を促進する。</p> <p>その際、自主防災組織が有効に機能し、円滑な避難や避難所運営が行われるためには、地域の実情を把握し防災知識等を有する防災士等の防災リーダーが必要であることから、自主防災組織リーダー育成研修会の実施などを通じてその計画的な育成に努めるとともに、フォローアップ研修を通じて、その技術・技能の維持向上を図る。</p> <p>なお、特に女性防災士の育成など女性の参画促進や、地域の実情に応じた防災資機材の整備に努めるものとし、必要な財政措置等を講ずる。</p> <p>また、県は、自主防災組織アドバイザー派遣制度を活用するなど、自主防災組織のより一層の結成促進を図るとともに、「自主防災組織活動マニュアル」を作成し、活動内容の充実を図る。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>第3節 自主防災組織の育成</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地域住民等の自主防災組織</p> <p>(1) 組織の育成</p> <p>県及び市町は、住民の自主的な防災組織の重要性を認識し、多様な世代が参加できるような地域ぐるみの自主防災組織の設立や意識啓発及び防災リーダー等の育成、強化を図り、組織率の向上、活動の活性化及び地域ごとの連携を促進する。</p> <p>その際、自主防災組織が有効に機能し、円滑な避難や避難所運営が行われるためには、地域の実情を把握し防災知識等を有する防災士等の防災リーダーが必要であることから、自主防災組織リーダー育成研修会の実施などを通じてその計画的な育成に努めるとともに、フォローアップ研修を通じて、その技術・技能の維持向上を図る。</p> <p>なお、特に女性防災士の育成など女性の参画促進や、地域の実情に応じた防災資機材の整備に努めるものとし、必要な財政措置等を講ずる。</p> <p>また、県は、自主防災組織アドバイザー派遣制度を活用するなど、自主防災組織のより一層の結成促進を図るとともに、「自主防災組織活動マニュアル」を作成し、活動内容の充実を図る。</p> <p><u>防災分野における連携に関する協定</u></p> <table border="1" data-bbox="1182 890 2024 967"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>石川県婦人団体協議会</td> <td>R4.9.2</td> <td>076-263-4643</td> <td>076-263-0118</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1182 983 2024 1059"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>石川県町会区長会連合会</td> <td>R4.12.21</td> <td>076-220-2466</td> <td>076-222-0119</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	石川県婦人団体協議会	R4.9.2	076-263-4643	076-263-0118	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	石川県町会区長会連合会	R4.12.21	076-220-2466	076-222-0119	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																		
石川県	石川県婦人団体協議会	R4.9.2	076-263-4643	076-263-0118																		
協定者		協定締結日	TEL	FAX																		
石川県	石川県町会区長会連合会	R4.12.21	076-220-2466	076-222-0119																		

現 行	修 正 案	備 考						
<p>第4節 防災ボランティアの活動環境の整備</p> <p>1 基本方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県及び市町は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 防災ボランティアの育成</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県及び市町は、防災ボランティア活動に関する普及啓発を行い、県民や学生、企業、NPO・ボランティア等に積極的に参加を呼びかける。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>第5節 (略)</p>	<p>第4節 防災ボランティアの活動環境の整備</p> <p>1 基本方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県及び市町は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、<u>ボランティア活動や避難所運営等に関する</u>研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 防災ボランティアの育成</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県及び市町は、防災ボランティア活動に関する普及啓発を行い、県民や学生、企業、NPO・ボランティア等に積極的に参加を呼びかける。</p> <p><u>防災分野における連携に関する協定</u></p> <table border="1" data-bbox="1182 778 2013 874"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>国立大学法人金沢大学など20校</td> <td>H30. 10. 31 R 1. 5. 29 (追加) R 4. 8. 30 (追加)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>第5節 (略)</p>	協定者		協定締結日	石川県	国立大学法人金沢大学など20校	H30. 10. 31 R 1. 5. 29 (追加) R 4. 8. 30 (追加)	
協定者		協定締結日						
石川県	国立大学法人金沢大学など20校	H30. 10. 31 R 1. 5. 29 (追加) R 4. 8. 30 (追加)						

現 行	修 正 案	備 考
<p>第6節 防災体制の整備</p> <p>1 基本方針</p> <p>津波災害時における応急、復旧対策を円滑に推進するには、平常時から防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、各対策に必要な機能をできる限り集約化していくことが必要である。このため、県及び市町は、応急復旧活動のみならず、予防活動にも活用できる拠点として防災活動施設を整備する。</p> <p>また、県、市町及び防災関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。</p> <p>さらに、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努めるほか、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</p> <p>2 県の活動体制</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 市町、防災関係機関等との緊急連絡体制等の構築 ア～エ (略) <u>(新設)</u></p> <p>(4)～(9) (略) <u>(新設)</u></p> <p>(10)～(15) (略)</p>	<p>第6節 防災体制の整備</p> <p>1 基本方針</p> <p>津波災害時における応急、復旧対策を円滑に推進するには、平常時から防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、各対策に必要な機能をできる限り集約化していくことが必要である。このため、県及び市町は、応急復旧活動のみならず、予防活動にも活用できる拠点として防災活動施設を整備する。</p> <p>また、県、市町及び防災関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設・設備について、<u>再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。</u></p> <p>さらに、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努めるほか、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</p> <p>2 県の活動体制</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 市町、防災関係機関等との緊急連絡体制等の構築 ア～エ (略) <u>オ 県は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。</u></p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>安否不明者の氏名等の公表等</u> 県は、<u>発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努める。</u></p> <p>(11)～(16) (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>(16) 災害廃棄物の処理体制の整備 県は、災害廃棄物等の処理に関する基本方針を策定し、市町等へ周知を図るとともに、大量の災害廃棄物の発生に備え、国、関係機関等とともに、広域的な連携体制の整備に努める。 また、県は、災害廃棄物に関する情報や中部ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。</p> <p>(17) (略)</p> <p>3 市町の活動体制 (1) (略) (2) 国、県との連絡体制等の整備 市町は、避難指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。</p> <p>(新設)</p> <p>(3) ~ (16) (略) 4 ~ 5 (略)</p>	<p>(17) 災害廃棄物の処理体制の整備 県は、災害廃棄物等の処理に関する基本方針を策定し、市町等へ周知を図るとともに、大量の災害廃棄物の発生に備え、国、関係機関等とともに、広域的な連携体制の整備に努める。 また、県は、災害廃棄物に関する情報のほか、<u>災害廃棄物処理支援ネットワーク (D.Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度 (人材バンク)、中部ブロック協議会の取組等</u>に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。</p> <p>(18) (略)</p> <p>3 市町の活動体制 (1) (略) (2) 国、県との連絡体制等の整備 ア 市町は、避難指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。 イ <u>市町は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画 (タイムライン) を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。</u></p> <p>(3) ~ (16) (略) 4 ~ 5 (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>第7節 通信及び放送施設災害予防</p> <p>1 (略)</p> <p>2 通信用施設設備の整備</p> <p>(1) 県の整備</p> <p>県は、有線通信の途絶に備えて、市町及び防災関係機関に対する災害時における迅速かつ確かな無線通信による情報の収集、伝達を図るため、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、防災行政無線のほか、可搬型衛星無線等の整備を図る。</p> <p>また、ヘリコプターテレビシステム、高所監視カメラ、救急医療情報システム等の整備の充実を図るほか、被災市町から県への被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員が情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めるよう努めるなど、情報の収集、伝達に万全を期す。</p> <p>(2) 市町の整備</p> <p>ア 市町は、住民等に対する災害時の情報の迅速かつ確かな収集、伝達を図るため、地域の実情に応じて、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFMを含む。）、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、ワンセグ、Lアラート（災害情報共有システム）等の多様な情報伝達手段の整備促進を図り、通信の確保に努める。</p> <p>また、IP通信網やケーブルテレビ網等のほか、ヘリコプター映像等の外部からの被災情報を入手するため、防災行政無線衛星系（VSAT）の活用を図る。</p> <p>さらに、孤立化が懸念される山間地集落等には、衛星携帯電話等の災害に強い通信機器の配備に努める。</p> <p>イ (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>3～4 (略)</p>	<p>第7節 通信及び放送施設災害予防</p> <p>1 (略)</p> <p>2 通信用施設設備の整備</p> <p>(1) 県の整備</p> <p>県は、有線通信の途絶に備えて、市町及び防災関係機関に対する災害時における迅速かつ確かな無線通信による情報の収集、伝達を図るため、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、<u>公共安全LTE（PS-LTE）</u>、防災行政無線のほか、可搬型衛星無線等の整備を図る。</p> <p>また、ヘリコプターテレビシステム、高所監視カメラ、救急医療情報システム等の整備の充実を図るほか、被災市町から県への被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員が情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めるよう努めるなど、情報の収集、伝達に万全を期す。</p> <p>(2) 市町の整備</p> <p>ア 市町は、住民等に対する災害時の情報の迅速かつ確かな収集、伝達を図るため、地域の実情に応じて、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFMを含む。）、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、<u>公共安全LTE（PS-LTE）</u>、ソーシャルメディア、ワンセグ、Lアラート（災害情報共有システム）等の多様な情報伝達手段の整備促進を図り、通信の確保に努める。</p> <p>また、IP通信網やケーブルテレビ網等のほか、ヘリコプター映像等の外部からの被災情報を入手するため、防災行政無線衛星系（VSAT）の活用を図る。</p> <p>さらに、孤立化が懸念される山間地集落等には、衛星携帯電話等の災害に強い通信機器の配備に努める。</p> <p>イ (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>3～4 (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>第8節 消防力の充実、強化 1～6（略）</p> <p>7 救助・救急体制の整備 （1）（略） （2）体制の整備 ア 県及び市町は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、関係省庁との連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。</p> <p>イ（略）</p> <p>第9節（略）</p> <p>第10節 避難体制の整備 1（略） 2 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等 （1）（略） （2）指定避難所 ア～キ（略） <u>（新設）</u></p> <p><u>ク～ス</u>（略） （3）（略） （4）避難指示の発令基準の策定等 ア 市町長は、避難指示の意思決定を迅速・的確に実施するため、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とし、具体的な避難指示の発令基準を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。また、市町は、首長不在時における発災に備え、避難指示発令に係る代理規程を整備する。</p> <p>イ～ウ（略） 3～9（略）</p>	<p>第8節 消防力の充実、強化 1～6（略）</p> <p>7 救助・救急体制の整備 （1）（略） （2）体制の整備 ア 県及び市町は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、<u>「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め</u>、関係省庁との連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。</p> <p>イ（略）</p> <p>第9節（略）</p> <p>第10節 避難体制の整備 1（略） 2 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等 （1）（略） （2）指定避難所 ア～キ（略） <u>ク 停電時に施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。</u></p> <p><u>ケ～セ</u>（略） （3）（略） （4）避難指示の発令基準の策定等 ア 市町長は、避難指示の意思決定を迅速・的確に実施するため、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示の発令基準を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。また、市町は、首長不在時における発災に備え、避難指示発令に係る代理規程を整備する。</p> <p>イ～ウ（略） 3～9（略）</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>第11節 要配慮者対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 要配慮者対策</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 福祉避難所の指定</p> <p>市町は、高齢者や障害者等は避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、地区ごとの福祉避難所の指定を進める。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、福祉避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するほか、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等により、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。</p> <p>(8)～(9) (略)</p> <p>3～4 (略)</p>	<p>第11節 要配慮者対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 要配慮者対策</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 福祉避難所の指定</p> <p>市町は、高齢者や障害者、<u>医療的ケアを必要とする者</u>等は避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、地区ごとの福祉避難所の指定を進める。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p><u>エ 医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めること。</u></p> <p>また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、福祉避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するほか、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等により、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。</p> <p>(8)～(9) (略)</p> <p>3～4 (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>第12節 緊急輸送体制の整備</p> <p>1 基本方針</p> <p>道路管理者は、想定津波による浸水範囲を考慮したうえで、災害応急対策を実施するための要員及び物資等の輸送に必要な緊急輸送道路を定め、整備に努める。また、緊急輸送道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。</p> <p>県及び市町は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点、ヘリコプター臨時離着陸場（以下「臨時離着陸場」という。）の適地をあらかじめ把握しておき、緊急事態に備えるとともに、大量輸送を行うための船舶の確保や港湾、漁港の整備を図る。</p> <p>また、県及び市町は、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市町が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。</p> <p>2～3（略）</p> <p>4 港湾・漁港の整備</p> <p>（1）港湾等管理者は、人員・物資及び復旧用資機材等の海路による輸送の機能を確保するため、岸壁・道路等の耐震性を強化する。</p> <p><u>また、緊急物資の集積及び住民の避難等のための広場等についても整備を図る。</u></p> <p>（2）（略）</p> <p>5（略）</p>	<p>第12節 緊急輸送体制の整備</p> <p>1 基本方針</p> <p>道路管理者は、想定津波による浸水範囲を考慮したうえで、災害応急対策を実施するための要員及び物資等の輸送に必要な緊急輸送道路を定め、整備に努める。また、緊急輸送道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、<u>国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。</u></p> <p>県及び市町は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点、ヘリコプター臨時離着陸場（以下「臨時離着陸場」という。）の適地をあらかじめ把握しておき、緊急事態に備えるとともに、大量輸送を行うための船舶の確保や港湾、漁港の整備を図る。</p> <p>また、県及び市町は、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市町が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。</p> <p>2～3（略）</p> <p>4 港湾・漁港の整備</p> <p>（1）港湾等管理者は、人員・物資及び復旧用資機材等の海路による輸送の機能を確保するため、岸壁・道路等の耐震性を強化する。緊急物資の集積及び住民の避難等のための広場等についても整備を図る。</p> <p><u>また、港湾管理者は北陸地域港湾の事業継続協議会により、港湾相互間の広域的な連携による航路啓開等の港湾機能の維持・継続のための対策を検討し、緊急輸送の確保に関する広域的な体制の構築等、必要な対策を講じる。</u></p> <p>（2）（略）</p> <p>5（略）</p>	

現 行	修 正 案	備 考										
<p>第13節～第17節（略）</p> <p>【津波災害に強い県土づくり】 「津波災害に強い県土づくり」のために、公共施設や多くの人が集まる施設などをはじめとした建物の安全化や河川管理施設などの公共構造物、ライフラインなどの公共的施設の安全化及び急傾斜地崩壊対策事業などその他の県土保全事業を計画的かつ総合的に推進する。 また、県は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため、津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。 さらに、市町は、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努める。</p> <p>（略）</p> <p>第18節（略）</p> <p>第19節 1～5（略）</p> <p>6 電力施設の整備対策 電力供給事業者は、津波災害時における電力の供給を確保するため、電力施設の耐震性・耐浪性の強化を図るとともに、平常時から電力設備の防護対策に努める。 また、県、電力供給事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。 なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町との協力を努める。</p> <p>（1）～（2）（略）</p> <p>（略）</p> <p>（新設）</p>	<p>第13節～第17節（略）</p> <p>【津波災害に強い県土づくり】 「津波災害に強い県土づくり」のために、公共施設や多くの人が集まる施設などをはじめとした建物の安全化や河川管理施設などの公共構造物、ライフラインなどの公共的施設の安全化及び急傾斜地崩壊対策事業などその他の県土保全事業を計画的かつ総合的に推進する。 また、県は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため、津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。 さらに、市町は、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努める。<u>なお、県及び市町は、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努める。</u></p> <p>（略）</p> <p>第18節（略）</p> <p>第19節 公共施設災害予防 1～5（略）</p> <p>6 電力施設の整備対策 電力供給事業者は、津波災害時における電力の供給を確保するため、電力施設の耐震性・耐浪性の強化を図るとともに、平常時から電力設備の防護対策に努める。 また、県、電力供給事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。 なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町との協力を努める。</p> <p>（1）～（2）（略）</p> <p>（略）</p> <p>災害時における応急対策業務等に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="1095 1377 2007 1458"> <thead> <tr> <th colspan="2">協 定 者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>石川県森林組合連合会</td> <td>R4.12. 2</td> <td>076-237-0121</td> <td>076-237-6004</td> </tr> </tbody> </table>	協 定 者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	石川県森林組合連合会	R4.12. 2	076-237-0121	076-237-6004	
協 定 者		協定締結日	TEL	FAX								
石川県	石川県森林組合連合会	R4.12. 2	076-237-0121	076-237-6004								

現 行	修 正 案	備 考																				
<p>7 通信施設の整備対策</p> <p>津波災害時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の迅速かつ的確な実施の上からも極めて重要であり、非常用電源の整備等による通信設備の防災対策、電信電話、専用通信、放送等の安全な設置場所の確保などによる施設設備の安全性の確保及び耐震化、耐浪化、耐火並びに多ルート化に努める。</p> <p>また、県、電力供給事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町との協力を努める。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>8～9 (略)</p> <p>10 農地、農業用施設整備対策</p> <p>農地及び排水機、樋門、ため池、水路等の農業用施設の災害は、一般公共用施設等にも広く被害を及ぼすおそれがあるため、平素から適切な管理を実施するとともに、老朽化施設等の改修、整備に努める。また、農業上の利用がなくなり、適切な管理が困難なため池については、廃止を進める。</p> <p>11 (略)</p> <p>第20節 (略)</p>	<p>7 通信施設の整備対策</p> <p>津波災害時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の迅速かつ的確な実施の上からも極めて重要であり、非常用電源の整備等による通信設備の防災対策、電信電話、専用通信、放送等の安全な設置場所の確保などによる施設設備の安全性の確保及び耐震化、耐浪化、耐火並びに多ルート化に努める。</p> <p>また、県、電力供給事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町との協力を努める。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>災害時における応急対策業務等に関する協定</u></p> <table border="1" data-bbox="1099 628 2004 715"> <thead> <tr> <th colspan="2">協 定 者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>石川県森林組合連合会</td> <td>R4. 12. 2</td> <td>076-237-0121</td> <td>076-237-6004</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>大規模災害時における相互連携に関する協定</u></p> <table border="1" data-bbox="1108 770 2004 857"> <thead> <tr> <th colspan="2">協 定 者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>西日本電信電話株式会社</td> <td>R5. 2. 10</td> <td>076-282-9847</td> <td>076-253-3464</td> </tr> </tbody> </table> <p>8～9 (略)</p> <p>10 農地、農業用施設整備対策</p> <p>農地及び排水機、樋門、ため池、水路等の農業用施設の災害は、一般公共用施設等にも広く被害を及ぼすおそれがあるため、平素から適切な管理を実施するとともに、<u>施設の耐震化</u>、老朽化施設等の改修、整備に努める。また、農業上の利用がなくなり、適切な管理が困難なため池については、廃止を進める。</p> <p>11 (略)</p> <p>第20節 (略)</p>	協 定 者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	石川県森林組合連合会	R4. 12. 2	076-237-0121	076-237-6004	協 定 者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	西日本電信電話株式会社	R5. 2. 10	076-282-9847	076-253-3464	
協 定 者		協定締結日	TEL	FAX																		
石川県	石川県森林組合連合会	R4. 12. 2	076-237-0121	076-237-6004																		
協 定 者		協定締結日	TEL	FAX																		
石川県	西日本電信電話株式会社	R5. 2. 10	076-282-9847	076-253-3464																		

現 行	修 正 案	備 考																																																																																																																				
<p style="text-align: center;">第3章 津波災害応急対策計画</p> <p>第1節 初動体制の確立 1～8 (略) 9 受援体制の確立 (1)～(5) (略) (6) 各種団体に対する応援要請 知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるとき、次の応援協定に基づき、各種団体に対して、応援を要請する。 ア 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定（本章第12節「避難誘導等」参照）</p> <table border="1" data-bbox="143 663 1032 954"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="11">石川県</td> <td>(株)セブンイレブン・ジャパン</td> <td>H22.9.2</td> <td>03-6238-3672</td> <td>03-5214-2330</td> </tr> <tr> <td>山崎製パン(株)</td> <td>H22.9.2</td> <td>047-323-0276</td> <td>047-324-0083</td> </tr> <tr> <td>(株)ファミリーマート</td> <td>H22.9.2</td> <td>03-6436-7658</td> <td>03-3452-5213</td> </tr> <tr> <td>(株)ローソン</td> <td>H22.9.2</td> <td>03-5435-1594</td> <td>03-5759-6944</td> </tr> <tr> <td>(株)壺番屋</td> <td>H22.9.2</td> <td>076-253-2881</td> <td>076-253-9211</td> </tr> <tr> <td>(株)モスフードサービス</td> <td>H22.9.2</td> <td>03-5987-7305</td> <td>03-5487-7439</td> </tr> <tr> <td>(株)吉野家ホールディングス</td> <td>H22.9.2</td> <td>03-5651-8800</td> <td>03-5651-8790</td> </tr> <tr> <td>(株)ダスキン</td> <td>H26.6.2</td> <td>076-291-5580</td> <td>076-291-5581</td> </tr> <tr> <td>(株)サガミホールディングス</td> <td>H26.6.2</td> <td>052-737-6006</td> <td>052-737-6022</td> </tr> <tr> <td>(株)オートバックスセブン</td> <td>H30.6.11</td> <td>03-6219-8796</td> <td>03-6219-8801</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ～シ (略) <u>(新設)</u></p> <p>ス～ナ (略) <u>(新設)</u></p> <p>ニ～ホ (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(株)セブンイレブン・ジャパン	H22.9.2	03-6238-3672	03-5214-2330	山崎製パン(株)	H22.9.2	047-323-0276	047-324-0083	(株)ファミリーマート	H22.9.2	03-6436-7658	03-3452-5213	(株)ローソン	H22.9.2	03-5435-1594	03-5759-6944	(株)壺番屋	H22.9.2	076-253-2881	076-253-9211	(株)モスフードサービス	H22.9.2	03-5987-7305	03-5487-7439	(株)吉野家ホールディングス	H22.9.2	03-5651-8800	03-5651-8790	(株)ダスキン	H26.6.2	076-291-5580	076-291-5581	(株)サガミホールディングス	H26.6.2	052-737-6006	052-737-6022	(株)オートバックスセブン	H30.6.11	03-6219-8796	03-6219-8801	<p style="text-align: center;">第3章 津波災害応急対策計画</p> <p>第1節 初動体制の確立 1～8 (略) 9 受援体制の確立 (1)～(5) (略) (6) 各種団体に対する応援要請 知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるとき、次の応援協定に基づき、各種団体に対して、応援を要請する。 ア 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定（本章第9節「避難誘導等」参照）</p> <table border="1" data-bbox="1124 663 2016 987"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="11">石川県</td> <td>(株)セブンイレブン・ジャパン</td> <td>H22.9.2</td> <td>03-6238-3672</td> <td>03-5214-2330</td> </tr> <tr> <td>山崎製パン(株)</td> <td>H22.9.2</td> <td>047-323-0276</td> <td>047-324-0083</td> </tr> <tr> <td>(株)ファミリーマート</td> <td>H22.9.2</td> <td>03-6436-7658</td> <td>03-3452-5213</td> </tr> <tr> <td>(株)ローソン</td> <td>H22.9.2</td> <td>03-5435-1594</td> <td>03-5759-6944</td> </tr> <tr> <td>(株)壺番屋</td> <td>H22.9.2</td> <td>076-253-2881</td> <td>076-253-9211</td> </tr> <tr> <td>(株)モスフードサービス</td> <td>H22.9.2</td> <td>03-5987-7305</td> <td>03-5487-7439</td> </tr> <tr> <td>(株)吉野家ホールディングス</td> <td>H22.9.2</td> <td>03-5651-8800</td> <td>03-5651-8790</td> </tr> <tr> <td>(株)ダスキン</td> <td>H26.6.2</td> <td>076-291-5580</td> <td>076-291-5581</td> </tr> <tr> <td>(株)サガミホールディングス</td> <td>H26.6.2</td> <td>052-737-6006</td> <td>052-737-6022</td> </tr> <tr> <td>(株)オートバックスセブン</td> <td>H30.6.11</td> <td>03-6219-8796</td> <td>03-6219-8801</td> </tr> <tr> <td>(一社)日本チェーンドラッグストア協会</td> <td>R4.12.1</td> <td>045-474-1311</td> <td>045-474-2569</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ～シ (略) ス 災害時における応急対策業務等に関する協定 (本章第19節「ライフライン施設の応急対策」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1120 1114 2020 1187"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>西日本電信電話(株)</td> <td>R5.2.10</td> <td>076-282-9847</td> <td>076-253-3464</td> </tr> </tbody> </table> <p>セ～ニ (略) ヌ 災害時における応急対策業務等に関する協定 (本章第24節「障害物の除去」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1120 1337 2020 1417"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>石川県森林組合連合会</td> <td>R4.12.2</td> <td>076-237-0121</td> <td>076-237-6004</td> </tr> </tbody> </table> <p>ネ～ミ (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(株)セブンイレブン・ジャパン	H22.9.2	03-6238-3672	03-5214-2330	山崎製パン(株)	H22.9.2	047-323-0276	047-324-0083	(株)ファミリーマート	H22.9.2	03-6436-7658	03-3452-5213	(株)ローソン	H22.9.2	03-5435-1594	03-5759-6944	(株)壺番屋	H22.9.2	076-253-2881	076-253-9211	(株)モスフードサービス	H22.9.2	03-5987-7305	03-5487-7439	(株)吉野家ホールディングス	H22.9.2	03-5651-8800	03-5651-8790	(株)ダスキン	H26.6.2	076-291-5580	076-291-5581	(株)サガミホールディングス	H26.6.2	052-737-6006	052-737-6022	(株)オートバックスセブン	H30.6.11	03-6219-8796	03-6219-8801	(一社)日本チェーンドラッグストア協会	R4.12.1	045-474-1311	045-474-2569	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	西日本電信電話(株)	R5.2.10	076-282-9847	076-253-3464	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	石川県森林組合連合会	R4.12.2	076-237-0121	076-237-6004	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																																																																		
石川県	(株)セブンイレブン・ジャパン	H22.9.2	03-6238-3672	03-5214-2330																																																																																																																		
	山崎製パン(株)	H22.9.2	047-323-0276	047-324-0083																																																																																																																		
	(株)ファミリーマート	H22.9.2	03-6436-7658	03-3452-5213																																																																																																																		
	(株)ローソン	H22.9.2	03-5435-1594	03-5759-6944																																																																																																																		
	(株)壺番屋	H22.9.2	076-253-2881	076-253-9211																																																																																																																		
	(株)モスフードサービス	H22.9.2	03-5987-7305	03-5487-7439																																																																																																																		
	(株)吉野家ホールディングス	H22.9.2	03-5651-8800	03-5651-8790																																																																																																																		
	(株)ダスキン	H26.6.2	076-291-5580	076-291-5581																																																																																																																		
	(株)サガミホールディングス	H26.6.2	052-737-6006	052-737-6022																																																																																																																		
	(株)オートバックスセブン	H30.6.11	03-6219-8796	03-6219-8801																																																																																																																		
	協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																																																																	
石川県	(株)セブンイレブン・ジャパン	H22.9.2	03-6238-3672	03-5214-2330																																																																																																																		
	山崎製パン(株)	H22.9.2	047-323-0276	047-324-0083																																																																																																																		
	(株)ファミリーマート	H22.9.2	03-6436-7658	03-3452-5213																																																																																																																		
	(株)ローソン	H22.9.2	03-5435-1594	03-5759-6944																																																																																																																		
	(株)壺番屋	H22.9.2	076-253-2881	076-253-9211																																																																																																																		
	(株)モスフードサービス	H22.9.2	03-5987-7305	03-5487-7439																																																																																																																		
	(株)吉野家ホールディングス	H22.9.2	03-5651-8800	03-5651-8790																																																																																																																		
	(株)ダスキン	H26.6.2	076-291-5580	076-291-5581																																																																																																																		
	(株)サガミホールディングス	H26.6.2	052-737-6006	052-737-6022																																																																																																																		
	(株)オートバックスセブン	H30.6.11	03-6219-8796	03-6219-8801																																																																																																																		
	(一社)日本チェーンドラッグストア協会	R4.12.1	045-474-1311	045-474-2569																																																																																																																		
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																																																																		
石川県	西日本電信電話(株)	R5.2.10	076-282-9847	076-253-3464																																																																																																																		
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																																																																		
石川県	石川県森林組合連合会	R4.12.2	076-237-0121	076-237-6004																																																																																																																		

現 行	修 正 案	備 考
<p>第2節 大津波警報・津波警報・注意報の発表 1～3 (略)</p> <p>4 津波に関する予報の伝達 (1) (略) (2) 津波警報等の伝達 ア (略) イ 警察本部、N T T西日本金沢支店、放送機関、県 (ア) 警察本部、N T T西日本金沢支店は他のすべての通信を中断して関係市町へ伝達し、放送機関は番組を中断して放送する。 (イ) (略) ウ～オ (略)</p> <p>5～7 (略)</p> <p>第3節 災害情報の収集・伝達 1～2 (略)</p> <p>3 情報収集体制及び伝達系統の確立 (1)～(4) (略) (5) 安否情報の収集等 <u>(新設)</u></p> <p>県及び市町は、武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム等を活用し、安否情報の収集等を行うものとする。 <u>(新設)</u></p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第4節 (略)</p>	<p>第2節 大津波警報・津波警報・注意報の発表 1～3 (略)</p> <p>4 津波に関する予報の伝達 (1) (略) (2) 津波警報等の伝達 ア (略) イ 警察本部、N T T西日本北陸支店、放送機関、県 (ア) 警察本部、N T T西日本北陸支店は他のすべての通信を中断して関係市町へ伝達し、放送機関は番組を中断して放送する。 (イ) (略) ウ～オ (略)</p> <p>5～7 (略)</p> <p>第3節 災害情報の収集・伝達 1～2 (略)</p> <p>3 情報収集体制及び伝達系統の確立 (1)～(4) (略) (5) 安否情報の収集等 <u>ア 市町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。</u> <u>イ 県及び市町は、武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム等を活用し、安否情報の収集等を行うものとする。</u> <u>ウ 県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。</u></p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第4節 (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>第5節 消防防災ヘリコプターの活用 1～5（略）</p> <p>6 航空機の運用調整 県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署（航空運用調整班）を設置し、現地対策本部と連携して必要な調整を行う。 航空運用調整班は、防災関係機関の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行う。<u>また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行う。</u></p> <p>第6節 災害広報 1（略） 2 広報機関 （1）県災害対策本部設置の場合 ア 災害対策本部設置時には、危機管理班と<u>広報班（県民文化スポーツ部）</u>が協力して被害状況その他の災害情報を収集し、その広報は、<u>広報班</u>が行う。 イ（略） （2）（略） 3～7（略）</p> <p>第7節（略）</p>	<p>第5節 消防防災ヘリコプターの活用 1～5（略）</p> <p>6 航空機の運用調整 県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機<u>及び無人航空機</u>の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署（航空運用調整班）を設置し、現地対策本部と連携して必要な調整を行う。 航空運用調整班は、防災関係機関の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行う。必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行う。 <u>また、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼する。なお、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行う。</u></p> <p>第6節 災害広報 1（略） 2 広報機関 （1）県災害対策本部設置の場合 ア 災害対策本部設置時には、危機管理班と<u>戦略広報班（総務部）</u>が協力して被害状況その他の災害情報を収集し、その広報は、<u>戦略広報班</u>が行う。 イ（略） （2）（略） 3～7（略）</p> <p>第7節（略）</p>	

現 行	修 正 案	備 考												
<p>第8節 自衛隊の災害派遣 1～4 (略)</p> <p>5 活動の内容 災害派遣活動は、人命又は財産の保護のために行う応急救援及び応急復旧が終了するまでを限度とし、通常次のとおりとする。 なお、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市町長等、警察官、海上保安官がその場にいない場合、警戒区域の設定等の措置をとるとともに直ちに、その旨を市町長に通知する。</p> <table border="1" data-bbox="91 469 1048 662"> <tr> <td>(1)～(8)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(9) 炊飯及び給水</td> <td>要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、炊飯及び給水の支援を行う。</td> </tr> <tr> <td>(10)～(12)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>6～8 (略)</p> <p>第9節 避難誘導等 1 (略) 2 避難の指示の実施 (1)～(5) (略) (6) 相互の連絡協力 (1)から(5)に掲げる者は、それぞれの措置をとった場合は、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速かつ適切に実施されるよう協力する。 また、県及び指定地方行政機関は、市町から求めがあった場合には、避難指示の対象地域、判断時期等について助言する。また、県は、時機を失することなく避難指示が発令されるよう、市町に積極的に助言する。</p> <p>(7) (略) 3～6 (略)</p>	(1)～(8)	(略)	(9) 炊飯及び給水	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、炊飯及び給水の支援を行う。	(10)～(12)	(略)	<p>第8節 自衛隊の災害派遣 1～4 (略)</p> <p>5 活動の内容 災害派遣活動は、人命又は財産の保護のために行う応急救援及び応急復旧が終了するまでを限度とし、通常次のとおりとする。 なお、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市町長等、警察官、海上保安官がその場にいない場合、警戒区域の設定等の措置をとるとともに直ちに、その旨を市町長に通知する。</p> <table border="1" data-bbox="1072 469 2029 662"> <tr> <td>(1)～(8)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(9) 給食及び給水</td> <td>要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、給食及び給水の支援を行う。</td> </tr> <tr> <td>(10)～(12)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>6～8 (略)</p> <p>第9節 避難誘導等 1 (略) 2 避難の指示の実施 (1)～(5) (略) (6) 相互の連絡協力 (1)から(5)に掲げる者は、それぞれの措置をとった場合は、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速かつ適切に実施されるよう協力する。 また、県及び指定地方行政機関は、市町から求めがあった場合には、避難指示の対象地域、判断時期等について助言する。また、県は、時機を失することなく避難指示が発令されるよう、市町に積極的に助言する。 <u>さらに、市町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。</u></p> <p>(7) (略) 3～6 (略)</p>	(1)～(8)	(略)	(9) 給食及び給水	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、給食及び給水の支援を行う。	(10)～(12)	(略)	
(1)～(8)	(略)													
(9) 炊飯及び給水	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、炊飯及び給水の支援を行う。													
(10)～(12)	(略)													
(1)～(8)	(略)													
(9) 給食及び給水	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、給食及び給水の支援を行う。													
(10)～(12)	(略)													

現 行	修 正 案	備 考
<p>7 避難所の開設及び運営 (1) 市町 ア～エ (略) オ 避難所の運営</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○市町は、自主防災組織の会長や地域住民及び避難所となった学校等施設の管理者、ボランティア、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得て避難所を管理運営する。運営に当たっては各主体の役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。</p> <p>(略)</p> <p>○市町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。</p> <p>(略)</p> </div> <p>カ～セ (略) (2) (略) 8 (略)</p>	<p>7 避難所の開設及び運営 (1) 市町 ア～エ (略) オ 避難所の運営</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○市町は、自主防災組織の会長や地域住民及び避難所となった学校等施設の管理者、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力を得て避難所を管理運営する。運営に当たっては各主体の役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。</p> <p>(略)</p> <p>○市町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、<u>NPO・ボランティア</u>等との定期的な情報交換に努める。</p> <p>(略)</p> </div> <p>カ～セ (略) (2) (略) 8 (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考																																																																																																
<p>9 帰宅困難者対策</p> <p>県及び市町は、施設管理者や事業者等と連携し、大規模災害時により交通が途絶したときは、「むやみに移動しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、通勤、通学者や観光客等の徒歩での帰宅や移動を支援するため、次の協定により協力を要請するなど、必要な帰宅困難者対策に努める。</p> <p>また、必要に応じて、一時滞在施設の確保等の支援を行うとともに、一時滞在施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営に努める。</p> <p>災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="152 549 1008 887"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="11">石川県</td> <td>(株)セブンイレブン・ジャパン</td> <td>H22.9.2</td> <td>03-6238-3672</td> <td>03-5214-2330</td> </tr> <tr> <td>山崎製パン(株)</td> <td>H22.9.2</td> <td>047-323-0276</td> <td>047-324-0083</td> </tr> <tr> <td>(株)ファミリーマート</td> <td>H22.9.2</td> <td>03-6436-7658</td> <td>03-3452-5213</td> </tr> <tr> <td>(株)ローソン</td> <td>H22.9.2</td> <td>03-5435-1594</td> <td>03-5759-6944</td> </tr> <tr> <td>(株)老番屋</td> <td>H22.9.2</td> <td>076-253-2881</td> <td>076-253-9211</td> </tr> <tr> <td>(株)モスフードサービス</td> <td>H22.9.2</td> <td>03-5987-7305</td> <td>03-5487-7439</td> </tr> <tr> <td>(株)吉野家ホールディングス</td> <td>H22.9.2</td> <td>03-5651-8800</td> <td>03-5651-8790</td> </tr> <tr> <td>(株)ダスキン</td> <td>H26.6.2</td> <td>076-291-5580</td> <td>076-291-5581</td> </tr> <tr> <td>(株)サガミホールディングス</td> <td>H26.6.2</td> <td>052-737-6006</td> <td>052-737-6022</td> </tr> <tr> <td>(株)オートバックスセブン</td> <td>H30.6.11</td> <td>03-6219-8796</td> <td>03-6219-8801</td> </tr> </tbody> </table> <p>10 (略)</p> <p>第10節 (略)</p> <p>第11節 災害医療及び救急医療 1～2 (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(株)セブンイレブン・ジャパン	H22.9.2	03-6238-3672	03-5214-2330	山崎製パン(株)	H22.9.2	047-323-0276	047-324-0083	(株)ファミリーマート	H22.9.2	03-6436-7658	03-3452-5213	(株)ローソン	H22.9.2	03-5435-1594	03-5759-6944	(株)老番屋	H22.9.2	076-253-2881	076-253-9211	(株)モスフードサービス	H22.9.2	03-5987-7305	03-5487-7439	(株)吉野家ホールディングス	H22.9.2	03-5651-8800	03-5651-8790	(株)ダスキン	H26.6.2	076-291-5580	076-291-5581	(株)サガミホールディングス	H26.6.2	052-737-6006	052-737-6022	(株)オートバックスセブン	H30.6.11	03-6219-8796	03-6219-8801	<p>9 帰宅困難者対策</p> <p>県及び市町は、施設管理者や事業者等と連携し、大規模災害時により交通が途絶したときは、「むやみに移動しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、通勤、通学者や観光客等の徒歩での帰宅や移動を支援するため、次の協定により協力を要請するなど、必要な帰宅困難者対策に努める。</p> <p>また、必要に応じて、一時滞在施設の確保等の支援を行うとともに、一時滞在施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営に努める。</p> <p>災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="1133 549 1989 916"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13">石川県</td> <td>(株)セブンイレブン・ジャパン</td> <td>H22.9.2</td> <td>03-6238-3672</td> <td>03-5214-2330</td> </tr> <tr> <td>山崎製パン(株)</td> <td>H22.9.2</td> <td>047-323-0276</td> <td>047-324-0083</td> </tr> <tr> <td>(株)ファミリーマート</td> <td>H22.9.2</td> <td>03-6436-7658</td> <td>03-3452-5213</td> </tr> <tr> <td>(株)ローソン</td> <td>H22.9.2</td> <td>03-5435-1594</td> <td>03-5759-6944</td> </tr> <tr> <td>(株)老番屋</td> <td>H22.9.2</td> <td>076-253-2881</td> <td>076-253-9211</td> </tr> <tr> <td>(株)モスフードサービス</td> <td>H22.9.2</td> <td>03-5987-7305</td> <td>03-5487-7439</td> </tr> <tr> <td>(株)吉野家ホールディングス</td> <td>H22.9.2</td> <td>03-5651-8800</td> <td>03-5651-8790</td> </tr> <tr> <td>(株)ダスキン</td> <td>H26.6.2</td> <td>076-291-5580</td> <td>076-291-5581</td> </tr> <tr> <td>(株)サガミホールディングス</td> <td>H26.6.2</td> <td>052-737-6006</td> <td>052-737-6022</td> </tr> <tr> <td>(株)オートバックスセブン</td> <td>H30.6.11</td> <td>03-6219-8796</td> <td>03-6219-8801</td> </tr> <tr> <td>(一社)日本チェーンドラッグストア協会</td> <td>R4.12.1</td> <td>045-474-1311</td> <td>045-474-2569</td> </tr> </tbody> </table> <p>10 (略)</p> <p>第10節 (略)</p> <p>第11節 災害医療及び救急医療 1～2 (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(株)セブンイレブン・ジャパン	H22.9.2	03-6238-3672	03-5214-2330	山崎製パン(株)	H22.9.2	047-323-0276	047-324-0083	(株)ファミリーマート	H22.9.2	03-6436-7658	03-3452-5213	(株)ローソン	H22.9.2	03-5435-1594	03-5759-6944	(株)老番屋	H22.9.2	076-253-2881	076-253-9211	(株)モスフードサービス	H22.9.2	03-5987-7305	03-5487-7439	(株)吉野家ホールディングス	H22.9.2	03-5651-8800	03-5651-8790	(株)ダスキン	H26.6.2	076-291-5580	076-291-5581	(株)サガミホールディングス	H26.6.2	052-737-6006	052-737-6022	(株)オートバックスセブン	H30.6.11	03-6219-8796	03-6219-8801	(一社)日本チェーンドラッグストア協会	R4.12.1	045-474-1311	045-474-2569	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																																														
石川県	(株)セブンイレブン・ジャパン	H22.9.2	03-6238-3672	03-5214-2330																																																																																														
	山崎製パン(株)	H22.9.2	047-323-0276	047-324-0083																																																																																														
	(株)ファミリーマート	H22.9.2	03-6436-7658	03-3452-5213																																																																																														
	(株)ローソン	H22.9.2	03-5435-1594	03-5759-6944																																																																																														
	(株)老番屋	H22.9.2	076-253-2881	076-253-9211																																																																																														
	(株)モスフードサービス	H22.9.2	03-5987-7305	03-5487-7439																																																																																														
	(株)吉野家ホールディングス	H22.9.2	03-5651-8800	03-5651-8790																																																																																														
	(株)ダスキン	H26.6.2	076-291-5580	076-291-5581																																																																																														
	(株)サガミホールディングス	H26.6.2	052-737-6006	052-737-6022																																																																																														
	(株)オートバックスセブン	H30.6.11	03-6219-8796	03-6219-8801																																																																																														
	協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																																													
石川県	(株)セブンイレブン・ジャパン	H22.9.2	03-6238-3672	03-5214-2330																																																																																														
	山崎製パン(株)	H22.9.2	047-323-0276	047-324-0083																																																																																														
	(株)ファミリーマート	H22.9.2	03-6436-7658	03-3452-5213																																																																																														
	(株)ローソン	H22.9.2	03-5435-1594	03-5759-6944																																																																																														
	(株)老番屋	H22.9.2	076-253-2881	076-253-9211																																																																																														
	(株)モスフードサービス	H22.9.2	03-5987-7305	03-5487-7439																																																																																														
	(株)吉野家ホールディングス	H22.9.2	03-5651-8800	03-5651-8790																																																																																														
	(株)ダスキン	H26.6.2	076-291-5580	076-291-5581																																																																																														
	(株)サガミホールディングス	H26.6.2	052-737-6006	052-737-6022																																																																																														
	(株)オートバックスセブン	H30.6.11	03-6219-8796	03-6219-8801																																																																																														
	(一社)日本チェーンドラッグストア協会	R4.12.1	045-474-1311	045-474-2569																																																																																														

現 行	修 正 案	備 考																																																																																					
<p>3 DMAT・医療救護班派遣・受入体制 (1)～(2) (略) (3) 石川DMAT指定病院 ア (略) イ 石川DMAT指定病院は、県から「石川DMATの出動に関する協定書」に基づく派遣要請があり、出動が可能と判断した場合には、石川DMATを出動させる。</p> <p>石川DMATの出動に関する協定書</p> <table border="1" data-bbox="174 469 801 837"> <thead> <tr> <th>協定者</th> <th>協定締結日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="13">石川県</td><td>金沢大学附属病院</td><td>H22. 4. 1</td></tr> <tr><td>金沢医科大学病院</td><td>H22. 4. 1</td></tr> <tr><td>国立病院機構金沢医療センター</td><td>H22. 4. 1</td></tr> <tr><td>公立能登総合病院</td><td>H22. 4. 1</td></tr> <tr><td>県立中央病院</td><td>H22. 4. 1</td></tr> <tr><td>金沢赤十字病院</td><td>H25. 3. 1</td></tr> <tr><td>金沢市立病院</td><td>H25. 3. 1</td></tr> <tr><td>市立輪島病院</td><td>H25. 3. 1</td></tr> <tr><td>小松市民病院</td><td>H25. 3. 1</td></tr> <tr><td>公立松任石川中央病院</td><td>H26. 4. 1</td></tr> <tr><td>公立羽咋病院</td><td>H26. 4. 1</td></tr> <tr><td>珠洲市総合病院</td><td>H26. 7. 1</td></tr> </tbody> </table> <p>ウ～オ (略) (4) 災害拠点病院 ア 下記の災害拠点病院は、県から派遣要請があったときは、医療救護班を派遣し、医療救護活動を行う。</p> <p>災害拠点病院</p> <table border="1" data-bbox="174 1066 801 1401"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>病院名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>基幹災害拠点病院</td><td>県立中央病院</td></tr> <tr><td rowspan="9">地域災害拠点病院</td><td>小松市民病院</td></tr> <tr><td>国立病院機構金沢医療センター</td></tr> <tr><td>金沢市立病院</td></tr> <tr><td>金沢赤十字病院</td></tr> <tr><td>公立能登総合病院</td></tr> <tr><td>公立羽咋病院</td></tr> <tr><td>市立輪島病院</td></tr> <tr><td>珠洲市総合病院</td></tr> <tr><td>公立松任石川中央病院</td></tr> </tbody> </table> <p>イ～エ (略)</p>	協定者	協定締結日	石川県	金沢大学附属病院	H22. 4. 1	金沢医科大学病院	H22. 4. 1	国立病院機構金沢医療センター	H22. 4. 1	公立能登総合病院	H22. 4. 1	県立中央病院	H22. 4. 1	金沢赤十字病院	H25. 3. 1	金沢市立病院	H25. 3. 1	市立輪島病院	H25. 3. 1	小松市民病院	H25. 3. 1	公立松任石川中央病院	H26. 4. 1	公立羽咋病院	H26. 4. 1	珠洲市総合病院	H26. 7. 1	種 別	病院名	基幹災害拠点病院	県立中央病院	地域災害拠点病院	小松市民病院	国立病院機構金沢医療センター	金沢市立病院	金沢赤十字病院	公立能登総合病院	公立羽咋病院	市立輪島病院	珠洲市総合病院	公立松任石川中央病院	<p>3 DMAT・医療救護班派遣・受入体制 (1)～(2) (略) (3) 石川DMAT指定病院 ア (略) イ 石川DMAT指定病院は、県から「石川DMATの出動に関する協定書」に基づく派遣要請があり、出動が可能と判断した場合には、石川DMATを出動させる。</p> <p>石川DMATの出動に関する協定書</p> <table border="1" data-bbox="1160 469 1787 863"> <thead> <tr> <th>協定者</th> <th>協定締結日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="14">石川県</td><td>金沢大学附属病院</td><td>H22. 4. 1</td></tr> <tr><td>金沢医科大学病院</td><td>H22. 4. 1</td></tr> <tr><td>国立病院機構金沢医療センター</td><td>H22. 4. 1</td></tr> <tr><td>公立能登総合病院</td><td>H22. 4. 1</td></tr> <tr><td>県立中央病院</td><td>H22. 4. 1</td></tr> <tr><td>金沢赤十字病院</td><td>H25. 3. 1</td></tr> <tr><td>金沢市立病院</td><td>H25. 3. 1</td></tr> <tr><td>市立輪島病院</td><td>H25. 3. 1</td></tr> <tr><td>小松市民病院</td><td>H25. 3. 1</td></tr> <tr><td>公立松任石川中央病院</td><td>H26. 4. 1</td></tr> <tr><td>公立羽咋病院</td><td>H26. 4. 1</td></tr> <tr><td>珠洲市総合病院</td><td>H26. 7. 1</td></tr> <tr><td>加賀市医療センター</td><td>R4. 6. 1</td></tr> </tbody> </table> <p>ウ～オ (略) (4) 災害拠点病院 ア 下記の災害拠点病院は、県から派遣要請があったときは、医療救護班を派遣し、医療救護活動を行う。</p> <p>災害拠点病院</p> <table border="1" data-bbox="1169 1082 1787 1426"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>病院名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>基幹災害拠点病院</td><td>県立中央病院</td></tr> <tr><td rowspan="9">地域災害拠点病院</td><td>小松市民病院</td></tr> <tr><td>国立病院機構金沢医療センター</td></tr> <tr><td>金沢市立病院</td></tr> <tr><td>金沢赤十字病院</td></tr> <tr><td>公立能登総合病院</td></tr> <tr><td>公立羽咋病院</td></tr> <tr><td>市立輪島病院</td></tr> <tr><td>珠洲市総合病院</td></tr> <tr><td>公立松任石川中央病院</td></tr> <tr><td>加賀市医療センター</td></tr> </tbody> </table> <p>イ～エ (略)</p>	協定者	協定締結日	石川県	金沢大学附属病院	H22. 4. 1	金沢医科大学病院	H22. 4. 1	国立病院機構金沢医療センター	H22. 4. 1	公立能登総合病院	H22. 4. 1	県立中央病院	H22. 4. 1	金沢赤十字病院	H25. 3. 1	金沢市立病院	H25. 3. 1	市立輪島病院	H25. 3. 1	小松市民病院	H25. 3. 1	公立松任石川中央病院	H26. 4. 1	公立羽咋病院	H26. 4. 1	珠洲市総合病院	H26. 7. 1	加賀市医療センター	R4. 6. 1	種 別	病院名	基幹災害拠点病院	県立中央病院	地域災害拠点病院	小松市民病院	国立病院機構金沢医療センター	金沢市立病院	金沢赤十字病院	公立能登総合病院	公立羽咋病院	市立輪島病院	珠洲市総合病院	公立松任石川中央病院	加賀市医療センター	
協定者	協定締結日																																																																																						
石川県	金沢大学附属病院	H22. 4. 1																																																																																					
	金沢医科大学病院	H22. 4. 1																																																																																					
	国立病院機構金沢医療センター	H22. 4. 1																																																																																					
	公立能登総合病院	H22. 4. 1																																																																																					
	県立中央病院	H22. 4. 1																																																																																					
	金沢赤十字病院	H25. 3. 1																																																																																					
	金沢市立病院	H25. 3. 1																																																																																					
	市立輪島病院	H25. 3. 1																																																																																					
	小松市民病院	H25. 3. 1																																																																																					
	公立松任石川中央病院	H26. 4. 1																																																																																					
	公立羽咋病院	H26. 4. 1																																																																																					
	珠洲市総合病院	H26. 7. 1																																																																																					
	種 別	病院名																																																																																					
基幹災害拠点病院	県立中央病院																																																																																						
地域災害拠点病院	小松市民病院																																																																																						
	国立病院機構金沢医療センター																																																																																						
	金沢市立病院																																																																																						
	金沢赤十字病院																																																																																						
	公立能登総合病院																																																																																						
	公立羽咋病院																																																																																						
	市立輪島病院																																																																																						
	珠洲市総合病院																																																																																						
	公立松任石川中央病院																																																																																						
協定者	協定締結日																																																																																						
石川県	金沢大学附属病院	H22. 4. 1																																																																																					
	金沢医科大学病院	H22. 4. 1																																																																																					
	国立病院機構金沢医療センター	H22. 4. 1																																																																																					
	公立能登総合病院	H22. 4. 1																																																																																					
	県立中央病院	H22. 4. 1																																																																																					
	金沢赤十字病院	H25. 3. 1																																																																																					
	金沢市立病院	H25. 3. 1																																																																																					
	市立輪島病院	H25. 3. 1																																																																																					
	小松市民病院	H25. 3. 1																																																																																					
	公立松任石川中央病院	H26. 4. 1																																																																																					
	公立羽咋病院	H26. 4. 1																																																																																					
	珠洲市総合病院	H26. 7. 1																																																																																					
	加賀市医療センター	R4. 6. 1																																																																																					
	種 別	病院名																																																																																					
基幹災害拠点病院	県立中央病院																																																																																						
地域災害拠点病院	小松市民病院																																																																																						
	国立病院機構金沢医療センター																																																																																						
	金沢市立病院																																																																																						
	金沢赤十字病院																																																																																						
	公立能登総合病院																																																																																						
	公立羽咋病院																																																																																						
	市立輪島病院																																																																																						
	珠洲市総合病院																																																																																						
	公立松任石川中央病院																																																																																						
加賀市医療センター																																																																																							

現 行	修 正 案	備 考
<p>(5)～(10) (略)</p> <p>4～12 (略)</p> <p>第12節～第14節 (略)</p> <p>第15節 災害救助法の適用</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 災害救助法に基づく救助の実施</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 別紙「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について」の番号1、3から8まで及び10から14までに定める救助の他、知事が必要と認めるものについては、知事は救助の内容及び当該救助を行う期間を通知し、市町長が行うこととする。</p> <p>この場合においては、市町村長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。(令第17条第1項)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>6～7 (略)</p>	<p>(5)～(10) (略)</p> <p>4～12 (略)</p> <p>第12節～第14節 (略)</p> <p>第15節 災害救助法の適用</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 災害救助法に基づく救助の実施</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 別紙「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について」の番号1、<u>2</u>の一部、3から14までに定める救助の他、知事が必要と認めるものについては、知事は救助の内容及び当該救助を行う期間を通知し、市町長が行うこととする。</p> <p>この場合においては、市町村長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。(令第17条第1項)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>6～7 (略)</p>	

現 行

別紙
災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について

令和元年10月23日現在

番号	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考				
1	避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 (加算額) 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合は、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。				
2	応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全壊又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	1 規模 地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 限度額 1戸当たり 5,714,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり5,714,000円以内であればよい。 2 建設型応急住宅を同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 給与期間 最高2年以内 5 賃貸型応急住宅の場合は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならぬ。				
3	炊き出しその他の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)				
4	飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上				
5	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は、災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は、年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。				
			区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごに加算
			全壊流失	夏 18,800 冬 31,200	24,200 40,400	35,800 56,200	42,800 65,700	54,200 82,700	7,900 11,400
			半壊床上浸水	夏 6,100 冬 10,000	8,300 13,000	12,400 18,400	15,100 21,900	19,000 27,600	2,600 3,600
6	医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上				
7	助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含む現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上				
8	被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う 2 輸送費、人件費は、別途計上				

修 正 案

別紙
災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について

令和5年4月1日現在

番号	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考				
1	避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 340円以内 (加算額) 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合は、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。				
2	応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全壊又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	1 規模 地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 限度額 1戸当たり 6,775,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり6,285,000円以内であればよい。 2 建設型応急住宅を同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 給与期間 最高2年以内 5 賃貸型応急住宅の場合は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならぬ。				
3	炊き出しその他の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,230円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)				
4	飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上				
5	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は、災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は、年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。				
			区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごに加算
			全壊流失	夏 19,200 冬 31,800	24,600 41,000	36,500 57,200	43,600 66,900	55,200 84,300	8,000 11,600
			半壊床上浸水	夏 6,300 冬 10,100	8,400 13,200	12,600 18,800	15,400 22,300	19,400 28,100	2,700 3,700
6	医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上				
7	助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含む現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上				
8	被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う 2 輸送費、人件費は、別途計上				

現 行					修 正 案					備 考		
番号	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考	番号	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考	
9	被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自ら修繕することができない者 2 大規模な補修を行わなければならない程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊又は半壊若しくは半壊の被害を受けた世帯 595,000円以内 ②半壊又は半壊に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日から1か月以内		9	被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自ら修繕することができない者 2 大規模な補修を行わなければならない程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊又は半壊若しくは半壊の被害を受けた世帯 706,000円以内 ②半壊又は半壊に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円以内	災害発生の日から3か月以内 (ただし、国の災害対策本部が設置された場合は6か月)		
10	学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができません。就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,500円 中学生生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から1か月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。	10	学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができません。就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,800円 中学生生徒 5,100円 高等学校等生徒 5,600円	災害発生の日から1か月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。	
11	埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上）215,200円以内 小人（12歳未満）172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。	11	埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上）213,800円以内 小人（12歳未満）170,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。	
12	死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四圍の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。	12	死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四圍の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。	
13	死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,500円以内 一時保存 [既存建物借上費 通常の実費 通学用品及び 既存建物以外 1体当たり 5,400円以内 検査 救護班以外は慣行料金	災害の発生の日から10日以内	1 検査は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイス等の購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。	13	死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,500円以内 一時保存 [既存建物借上費 通常の実費 通学用品及び 既存建物以外 1体当たり 5,400円以内 検査 救護班以外は慣行料金	災害の発生の日から10日以内	1 検査は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイス等の購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。	
14	障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 137,900円以内	災害発生の日から10日以内		14	障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 138,300円以内	災害発生の日から10日以内		
15	輸送費及び賃金職員等雇上	被災者の避難に係る支援 1 被災者の搬出 2 被災者の救助 3 被災者の搬送 4 飲料水の供給 5 死体の処理 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内		15	輸送費及び賃金職員等雇上	被災者の避難に係る支援 1 被災者の搬出 2 被災者の救助 3 被災者の搬送 4 飲料水の供給 5 死体の処理 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内		

第16節～第18節（略）

第19節 ライフライン施設の応急対策

1～2（略）

3 通信施設

（略）

（1）～（6）（略）

（新設）

4～5（略）

第20節～第21節（略）

第16節～第18節（略）

第19節 ライフライン施設の応急対策

1～2（略）

3 通信施設

（略）

（1）～（6）（略）

大規模災害時における相互連携に関する協定

協定者		協定締結日	TEL	FAX
石川県	西日本電信電話（株）	R5.2.10	076-282-9847	076-253-3464

4～5（略）

第20節～第21節（略）

現 行	修 正 案	備 考
<p>第22節 食料の供給</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市町は、被災者及び災害応急対策現地従事者等に対して、必要に応じて食料の確保状況等の情報を提供するとともに、炊出し等で給食の供給を実施する。</p> <p>なお、実施にあたっては、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に対する食料の配布にも努める。</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>第22節 食料の供給</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市町は、被災者及び災害応急対策現地従事者等に対して、必要に応じて食料の確保状況等の情報を提供するとともに、炊出し等で給食の供給を実施する。</p> <p>なお、実施にあたっては、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に対する食料の配布にも努める。</p> <p><u>また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。</u></p> <p>3～6 (略)</p>	

現 行		修 正 案		備 考
第23節 生活必需品の供給 1～3 (略) (1)～(2) (略) 生活必需品の確保に関する協定		第23節 生活必需品の供給 1～3 (略) (1)～(2) (略) 生活必需品の確保に関する協定		
石 川 県	協 定 者	協定締結日	TEL	FAX
	(協)金沢問屋センター	H14. 3. 19	076-237-8585	076-237-5240
	(一社)石川県食品協会	H14. 3. 20	076-268-2400	076-268-6082
	(株)ジャコム石川	H14. 3. 20	076-267-8621	076-267-8609
	マザー寝具リース(株)	H14. 3. 20	076-231-2001	076-264-4688
	野々市農協	H14. 3. 20	076-248-2171	076-248-9102
	石川県パン(協)	H14. 3. 26	076-256-3166	076-256-3166
	石川県生活協同組合連合会	H14. 3. 27	076-259-5962	076-256-5963
	(株)マルエー	H14. 4. 1	076-272-0152	076-273-3555
	(株)鍛冶商店	H14. 4. 1	076-288-3855	076-289-3093
	NPO法人コメリ災害対策センター	H14. 4. 5	025-371-4185	025-371-4151
	(株)どんたく	H14. 4. 5	0767-53-2727	0767-52-6254
	DCMカーマ(株)	H14. 4. 5	0761-23-0520	0761-23-0525
	(株)大丸	H14. 4. 10	0768-82-1155	0768-82-6277
	(株)いろは	H14. 4. 10	0768-52-0033	0768-52-3166
	(株)ニュー三久	H14. 4. 18	076-232-1051	076-232-1056
	(株)三崎ストア	H14. 4. 23	076-258-0007	076-258-1778
	(有)スーパーしんや	H14. 5. 1	0768-74-0305	0768-74-0353
	(株)ナルックス	H14. 5. 2	076-252-1557	076-252-7547
	(株)安達	H14. 5. 11	0767-22-1133	0767-22-7266
	(株)中島ストア	H14. 5. 20	0767-53-0988	0767-53-0953
	ダイヤモンド商事(株)	H14. 5. 22	076-232-0341	076-232-0346
	(株)角田商店	H14. 5. 24	0768-62-0032	0768-62-3399
	アルビス(株)	H14. 7. 12	0766-56-7200	0766-56-7520
	(株)ファミリーマート	H19. 6. 25	03-6436-7658	03-3452-5213
	(株)ローソン	H19. 7. 24	03-5435-1594	03-5759-6944
	北陸コカ・コーラボトリング(株)	H19. 9. 12	076-277-1155	076-277-0990
	(株)平和堂	H20. 10. 1	0749-26-9610	0749-23-3118
	ユニー(株)	H20. 10. 1	076-235-3511	076-235-3519
	(株)P L A N T	H20. 10. 1	0776-72-0300	0776-72-2652
	(株)クスのアオキ	H20. 10. 1	076-274-1111	076-274-6114
(株)コメヤ薬局	H20. 10. 1	076-273-9900	076-273-9902	
(株)示野薬局	H20. 10. 1	076-253-9595	076-253-9598	
ゲンキー(株)	H20. 10. 1	0776-67-5240	0776-67-5241	
イオンリテール(株)	H24. 3. 30	025-255-0065	025-248-1083	
マックスバリュ北陸(株)	H24. 3. 30	076-267-7810	076-266-2030	
(株)セブン-イレブン・ジャパン	H25. 12. 5	03-6238-3734	03-5214-2330	
コストコホールセールジャパン(株)	H28. 3. 25	076-275-8555	076-275-8580	
(株)ローホルテ・インクス	H28. 3. 25	0574-60-0861	0574-60-0689	
大塚製薬(株)名古屋支店金沢出張所	H28. 3. 25	076-223-2366	076-263-0403	
石 川 県	協 定 者	協定締結日	TEL	FAX
石 川 県	(協)金沢問屋センター	H14. 3. 19	076-237-8585	076-237-5240
	(一社)石川県食品協会	H14. 3. 20	076-268-2400	076-268-6082
	(株)ジャコム石川	H14. 3. 20	076-267-8621	076-267-8609
	マザー寝具リース(株)	H14. 3. 20	076-231-2001	076-264-4688
	野々市農協	H14. 3. 20	076-248-2171	076-248-9102
	石川県パン(協)	H14. 3. 26	076-256-3166	076-256-3166
	石川県生活協同組合連合会	H14. 3. 27	076-259-5962	076-256-5963
	(株)マルエー	H14. 4. 1	076-272-0152	076-273-3555
	(株)鍛冶商店	H14. 4. 1	076-288-3855	076-289-3093
	NPO法人コメリ災害対策センター	H14. 4. 5	025-371-4185	025-371-4151
	(株)どんたく	H14. 4. 5	0767-53-2727	0767-52-6254
	DCMカーマ(株)	H14. 4. 5	0761-23-0520	0761-23-0525
	(株)大丸	H14. 4. 10	0768-82-1155	0768-82-6277
	(株)いろは	H14. 4. 10	0768-52-0033	0768-52-3166
	(株)ニュー三久	H14. 4. 18	076-232-1051	076-232-1056
	(有)スーパーしんや	H14. 5. 1	0768-74-0305	0768-74-0353
	(株)ナルックス	H14. 5. 2	076-252-1557	076-252-7547
	(株)安達	H14. 5. 11	0767-22-1133	0767-22-7266
	(株)中島ストア	H14. 5. 20	0767-53-0988	0767-53-0953
	ダイヤモンド商事(株)	H14. 5. 22	076-232-0341	076-232-0346
	(株)角田商店	H14. 5. 24	0768-62-0032	0768-62-3399
	アルビス(株)	H14. 7. 12	0766-56-7200	0766-56-7520
	(株)ファミリーマート	H19. 6. 25	03-6436-7658	03-3452-5213
	(株)ローソン	H19. 7. 24	03-5435-1594	03-5759-6944
	北陸コカ・コーラボトリング(株)	H19. 9. 12	076-277-1155	076-277-0990
	(株)平和堂	H20. 10. 1	0749-26-9610	0749-23-3118
	ユニー(株)	H20. 10. 1	076-235-3511	076-235-3519
	(株)P L A N T	H20. 10. 1	0776-72-0300	0776-72-2652
	(株)クスのアオキ	H20. 10. 1	076-274-1111	076-274-6114
	(株)コメヤ薬局	H20. 10. 1	076-273-9900	076-273-9902
	(株)示野薬局	H20. 10. 1	076-253-9595	076-253-9598
ゲンキー(株)	H20. 10. 1	0776-67-5240	0776-67-5241	
イオンリテール(株)	H24. 3. 30	025-255-0065	025-248-1083	
マックスバリュ北陸(株)	H24. 3. 30	076-267-7810	076-266-2030	
(株)セブン-イレブン・ジャパン	H25. 12. 5	03-6238-3734	03-5214-2330	
コストコホールセールジャパン(株)	H28. 3. 25	076-275-8555	076-275-8580	
(株)ローホルテ・インクス	H28. 3. 25	0574-60-0861	0574-60-0689	
大塚製薬(株)名古屋支店金沢出張所	H28. 3. 25	076-223-2366	076-263-0403	
4～5 (略)		4～5 (略)		

現 行	修 正 案	備 考																														
<p>第24節 障害物の除去 1～6（略） 7 湛水、堆積土砂、その他障害物件の排除措置 （1）～（2）（略） （3）その他 立木等の障害物の除去は、（2）に準じて行う。 <u>（新設）</u></p> <p>8～10（略）</p> <p>第25節～第27節（略）</p> <p>第28節 ボランティア活動の支援 1～5（略） 6 協力体制 県は、災害ボランティア活動の円滑な実施のため、必要と認めるときは、次の協定により協力を要請する。 （略） <u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>第29節～第32節（略）</p> <p>第4章～第5章（略）</p>	<p>第24節 障害物の除去 1～6（略） 7 湛水、堆積土砂、その他障害物件の排除措置 （1）～（2）（略） （3）その他 立木等の障害物の除去は、（2）に準じて行う。 <u>災害時における応急対策業務等に関する協定</u></p> <table border="1" data-bbox="1189 435 2020 523"> <thead> <tr> <th colspan="2">協 定 者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>石川県森林組合連合会</td> <td>R4. 12. 2</td> <td>076-237-0121</td> <td>076-237-6004</td> </tr> </tbody> </table> <p>8～10（略）</p> <p>第25節～第27節（略）</p> <p>第28節 ボランティア活動の支援 1～5（略） 6 協力体制 県は、災害ボランティア活動の円滑な実施のため、必要と認めるときは、次の協定により協力を要請する。 （略） <u>災害時等における被災者の避難生活への支援、生活再建及び被災地の復旧復興に係る連携・協力に関する協定</u></p> <table border="1" data-bbox="1151 1002 2020 1115"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>認定NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク</td> <td>R5. 1. 18</td> <td>080-5961-9213</td> <td>03-3595-1119</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>災害ボランティア活動への支援に関する協定</u></p> <table border="1" data-bbox="1155 1192 2020 1294"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>日本労働組合総連合会石川県連合会</td> <td>R5. 2. 14</td> <td>076-225-1365</td> <td>076-225-1363</td> </tr> </tbody> </table> <p>第29節～第32節（略）</p> <p>第4章～第5章（略）</p>	協 定 者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	石川県森林組合連合会	R4. 12. 2	076-237-0121	076-237-6004	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	認定NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク	R5. 1. 18	080-5961-9213	03-3595-1119	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	日本労働組合総連合会石川県連合会	R5. 2. 14	076-225-1365	076-225-1363	
協 定 者		協定締結日	TEL	FAX																												
石川県	石川県森林組合連合会	R4. 12. 2	076-237-0121	076-237-6004																												
協定者		協定締結日	TEL	FAX																												
石川県	認定NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク	R5. 1. 18	080-5961-9213	03-3595-1119																												
協定者		協定締結日	TEL	FAX																												
石川県	日本労働組合総連合会石川県連合会	R5. 2. 14	076-225-1365	076-225-1363																												

石川県地域防災計画(一般災害対策編)修正(案) 新旧対照表

現 行	修 正 案	備 考
<p data-bbox="423 459 716 654">石川県地域防災計画 一般災害対策編 (令和<u>4</u>年修正)</p>	<p data-bbox="1402 459 1695 654">石川県地域防災計画 一般災害対策編 (令和<u>5</u>年修正)</p>	

現 行	修 正 案	備 考																
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 節～第 3 節（略）</p> <p>第 4 節 県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱 県、市町及び防災関係機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて石川県の地域に係る防災に寄与すべきものである。それぞれが防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="183 560 887 1107"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定 地 方 行 政 機 関 中部経済産業局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること。 産業（中小企業を含む）の被害情報及び被災事業者への支援に関すること。 ライフラインの早期復旧に関すること。 <p>（新設）</p> </td> </tr> <tr> <td>北陸地方整備局 （金沢河川国道事務所）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 手取川、榊川の直轄区域内における河川管理に関すること。 手取川、榊川の直轄工事区域内における河川改修及び維持補修並びに災害復旧に関すること。 手取川ダム及管理及び堰堤維持に関すること。 手取川、榊川の直轄区域の水防警報に関すること。 手取川、榊川の直轄区域内の洪水予報（金沢地方気象台共同発表）に関すること。 手取川直轄区域内の砂防工事及び災害復旧に関すること。 土砂災害緊急情報の発表等に関すること。 松任、美川、根上、小松、片山津直轄区域内の海岸工事に関すること。 松任、美川、根上、小松、片山津直轄区域内の水防警報に関すること。 一般国道指定区間における通行の確保、維持管理及び災害予防、災害復旧に関すること。 国が行う海洋汚染の防除に関すること。 油保管施設等の油漏防止緊急措置手引書等に関する指導。 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施。 </td> </tr> <tr> <td>北陸地方整備局 （金沢港湾・空港整備事務所）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 金沢港、七尾港、輪島港及び小松空港に関する国の直轄土木工事及びその災害復旧に関すること。 <p>（移設）</p> </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	指定 地 方 行 政 機 関 中部経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること。 産業（中小企業を含む）の被害情報及び被災事業者への支援に関すること。 ライフラインの早期復旧に関すること。 <p>（新設）</p>	北陸地方整備局 （金沢河川国道事務所）	<ul style="list-style-type: none"> 手取川、榊川の直轄区域内における河川管理に関すること。 手取川、榊川の直轄工事区域内における河川改修及び維持補修並びに災害復旧に関すること。 手取川ダム及管理及び堰堤維持に関すること。 手取川、榊川の直轄区域の水防警報に関すること。 手取川、榊川の直轄区域内の洪水予報（金沢地方気象台共同発表）に関すること。 手取川直轄区域内の砂防工事及び災害復旧に関すること。 土砂災害緊急情報の発表等に関すること。 松任、美川、根上、小松、片山津直轄区域内の海岸工事に関すること。 松任、美川、根上、小松、片山津直轄区域内の水防警報に関すること。 一般国道指定区間における通行の確保、維持管理及び災害予防、災害復旧に関すること。 国が行う海洋汚染の防除に関すること。 油保管施設等の油漏防止緊急措置手引書等に関する指導。 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施。 	北陸地方整備局 （金沢港湾・空港整備事務所）	<ul style="list-style-type: none"> 金沢港、七尾港、輪島港及び小松空港に関する国の直轄土木工事及びその災害復旧に関すること。 <p>（移設）</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 節～第 3 節（略）</p> <p>第 4 節 県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱 県、市町及び防災関係機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて石川県の地域に係る防災に寄与すべきものである。それぞれが防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1178 552 1861 1099"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定 地 方 行 政 機 関 中部経済産業局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること。 産業（中小企業を含む）の被害情報及び被災事業者への支援に関すること。 ライフラインの早期復旧に関すること。 必要に応じて災害対策本部等への職員の派遣に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>北陸地方整備局 （金沢河川国道事務所）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 手取川、榊川の直轄区域内における河川管理に関すること。 手取川、榊川の直轄工事区域内における河川改修及び維持補修並びに災害復旧に関すること。 手取川ダム及管理及び堰堤維持に関すること。 手取川、榊川の直轄区域の水防警報に関すること。 手取川、榊川の直轄区域内の洪水予報（金沢地方気象台共同発表）に関すること。 手取川直轄区域内の砂防工事及び災害復旧に関すること。 土砂災害緊急情報の発表等に関すること。 松任、美川、根上、小松、片山津直轄区域内の海岸工事に関すること。 松任、美川、根上、小松、片山津直轄区域内の水防警報に関すること。 一般国道指定区間における通行の確保、維持管理及び災害予防、災害復旧に関すること。 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施。 </td> </tr> <tr> <td>北陸地方整備局 （金沢港湾・空港整備事務所）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 金沢港、七尾港、輪島港及び小松空港に関する国の直轄土木工事及びその災害復旧に関すること。 国が行う海洋汚染の防除に関すること。 油保管施設等の油漏防止緊急措置手引書等に関する指導。 </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	指定 地 方 行 政 機 関 中部経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること。 産業（中小企業を含む）の被害情報及び被災事業者への支援に関すること。 ライフラインの早期復旧に関すること。 必要に応じて災害対策本部等への職員の派遣に関すること。 	北陸地方整備局 （金沢河川国道事務所）	<ul style="list-style-type: none"> 手取川、榊川の直轄区域内における河川管理に関すること。 手取川、榊川の直轄工事区域内における河川改修及び維持補修並びに災害復旧に関すること。 手取川ダム及管理及び堰堤維持に関すること。 手取川、榊川の直轄区域の水防警報に関すること。 手取川、榊川の直轄区域内の洪水予報（金沢地方気象台共同発表）に関すること。 手取川直轄区域内の砂防工事及び災害復旧に関すること。 土砂災害緊急情報の発表等に関すること。 松任、美川、根上、小松、片山津直轄区域内の海岸工事に関すること。 松任、美川、根上、小松、片山津直轄区域内の水防警報に関すること。 一般国道指定区間における通行の確保、維持管理及び災害予防、災害復旧に関すること。 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施。 	北陸地方整備局 （金沢港湾・空港整備事務所）	<ul style="list-style-type: none"> 金沢港、七尾港、輪島港及び小松空港に関する国の直轄土木工事及びその災害復旧に関すること。 国が行う海洋汚染の防除に関すること。 油保管施設等の油漏防止緊急措置手引書等に関する指導。 	
機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱																	
指定 地 方 行 政 機 関 中部経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること。 産業（中小企業を含む）の被害情報及び被災事業者への支援に関すること。 ライフラインの早期復旧に関すること。 <p>（新設）</p>																	
北陸地方整備局 （金沢河川国道事務所）	<ul style="list-style-type: none"> 手取川、榊川の直轄区域内における河川管理に関すること。 手取川、榊川の直轄工事区域内における河川改修及び維持補修並びに災害復旧に関すること。 手取川ダム及管理及び堰堤維持に関すること。 手取川、榊川の直轄区域の水防警報に関すること。 手取川、榊川の直轄区域内の洪水予報（金沢地方気象台共同発表）に関すること。 手取川直轄区域内の砂防工事及び災害復旧に関すること。 土砂災害緊急情報の発表等に関すること。 松任、美川、根上、小松、片山津直轄区域内の海岸工事に関すること。 松任、美川、根上、小松、片山津直轄区域内の水防警報に関すること。 一般国道指定区間における通行の確保、維持管理及び災害予防、災害復旧に関すること。 国が行う海洋汚染の防除に関すること。 油保管施設等の油漏防止緊急措置手引書等に関する指導。 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施。 																	
北陸地方整備局 （金沢港湾・空港整備事務所）	<ul style="list-style-type: none"> 金沢港、七尾港、輪島港及び小松空港に関する国の直轄土木工事及びその災害復旧に関すること。 <p>（移設）</p>																	
機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱																	
指定 地 方 行 政 機 関 中部経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること。 産業（中小企業を含む）の被害情報及び被災事業者への支援に関すること。 ライフラインの早期復旧に関すること。 必要に応じて災害対策本部等への職員の派遣に関すること。 																	
北陸地方整備局 （金沢河川国道事務所）	<ul style="list-style-type: none"> 手取川、榊川の直轄区域内における河川管理に関すること。 手取川、榊川の直轄工事区域内における河川改修及び維持補修並びに災害復旧に関すること。 手取川ダム及管理及び堰堤維持に関すること。 手取川、榊川の直轄区域の水防警報に関すること。 手取川、榊川の直轄区域内の洪水予報（金沢地方気象台共同発表）に関すること。 手取川直轄区域内の砂防工事及び災害復旧に関すること。 土砂災害緊急情報の発表等に関すること。 松任、美川、根上、小松、片山津直轄区域内の海岸工事に関すること。 松任、美川、根上、小松、片山津直轄区域内の水防警報に関すること。 一般国道指定区間における通行の確保、維持管理及び災害予防、災害復旧に関すること。 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施。 																	
北陸地方整備局 （金沢港湾・空港整備事務所）	<ul style="list-style-type: none"> 金沢港、七尾港、輪島港及び小松空港に関する国の直轄土木工事及びその災害復旧に関すること。 国が行う海洋汚染の防除に関すること。 油保管施設等の油漏防止緊急措置手引書等に関する指導。 																	

現 行	修 正 案	備 考																		
<p>第5節 本県の特質と既往の災害 1～2 (略)</p> <p>3 気候 (1) 春 冬の西高東低の気圧配置は2月の終わり頃から次第に崩れ始め、北西の季節風も弱まり気温は上昇しやすくなりやがて春を迎える。 春は低気圧と高気圧が交互に本州付近を通過する為、天候は周期的に変化し、次第に晴れの日が多くなる。4月中旬までは高気圧が本州付近を覆うと、晴れて夜間の放射冷却によって気温が下がり、「晩霜」が降りる。また、低気圧が発達しながら日本海を進むと、「フェーン現象」で気温が急上昇し寒暖の変動が大きい時期でもある。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 過去に災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された風水害等</p> <table border="1" data-bbox="120 678 1025 810"> <thead> <tr> <th>年 月 日 (西暦)</th> <th>災 害 の 種 類</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年 月 日 (西暦)	災 害 の 種 類	概 要	(略)	(略)	(略)	(新設)			<p>第5節 本県の特質と既往の災害 1～2 (略)</p> <p>3 気候 (1) 春 冬の西高東低の気圧配置は2月の終わり頃から次第に崩れ始め、北西の季節風も弱まり気温は上昇しやすくなりやがて春を迎える。 春は低気圧と高気圧が交互に本州付近を通過する為、天候は周期的に変化し、次第に晴れの日が多くなる。<u>主に</u>4月までは高気圧が本州付近を覆うと、晴れて夜間の放射冷却によって気温が下がり、「晩霜」が降りる。また、低気圧が発達しながら日本海を進むと、「フェーン現象」で気温が急上昇し寒暖の変動が大きい時期でもある。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 過去に災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された風水害等</p> <table border="1" data-bbox="1126 683 1984 1433"> <thead> <tr> <th>年 月 日 (西暦)</th> <th>災 害 の 種 類</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>令和4(2022)年 8月4日～9月1日</td> <td>大 雨</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 8月3日から4日にかけて北陸地方を南下した停滞前線や日本の南に中心を持つ高気圧の縁に沿って暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定になった。この影響で記録的な大雨となり、加賀地方では土砂災害、浸水害、洪水害（梯川氾濫）が発生した。その後も断続的に北陸地方の大気の状態が非常に不安定となり、大雨となった。 ・ 各地の合計雨量 3日から5日： 輪島9.5mm、金沢134.0mm、小松253.0mm 16日から18日： 輪島143.5mm、金沢60.0mm、小松78.0mm 20日から21日： 輪島33.0mm、金沢92.0mm、小松123.0mm 31日から1日： 輪島124.5mm、金沢103.0mm、小松87.5mm ・ 被害状況：全壊5、半壊168、一部損壊25、 床上浸水103、床下浸水1254など 被害総額 1, 210, 647万円 ・ 8月4日、次の市町に災害救助法適用 金沢市、小松市、白山市、加賀市、能美市、 野々市市、 (能美郡)川北町 </td> </tr> </tbody> </table>	年 月 日 (西暦)	災 害 の 種 類	概 要	(略)	(略)	(略)	令和4(2022)年 8月4日～9月1日	大 雨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8月3日から4日にかけて北陸地方を南下した停滞前線や日本の南に中心を持つ高気圧の縁に沿って暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定になった。この影響で記録的な大雨となり、加賀地方では土砂災害、浸水害、洪水害（梯川氾濫）が発生した。その後も断続的に北陸地方の大気の状態が非常に不安定となり、大雨となった。 ・ 各地の合計雨量 3日から5日： 輪島9.5mm、金沢134.0mm、小松253.0mm 16日から18日： 輪島143.5mm、金沢60.0mm、小松78.0mm 20日から21日： 輪島33.0mm、金沢92.0mm、小松123.0mm 31日から1日： 輪島124.5mm、金沢103.0mm、小松87.5mm ・ 被害状況：全壊5、半壊168、一部損壊25、 床上浸水103、床下浸水1254など 被害総額 1, 210, 647万円 ・ 8月4日、次の市町に災害救助法適用 金沢市、小松市、白山市、加賀市、能美市、 野々市市、 (能美郡)川北町 	
年 月 日 (西暦)	災 害 の 種 類	概 要																		
(略)	(略)	(略)																		
(新設)																				
年 月 日 (西暦)	災 害 の 種 類	概 要																		
(略)	(略)	(略)																		
令和4(2022)年 8月4日～9月1日	大 雨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8月3日から4日にかけて北陸地方を南下した停滞前線や日本の南に中心を持つ高気圧の縁に沿って暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定になった。この影響で記録的な大雨となり、加賀地方では土砂災害、浸水害、洪水害（梯川氾濫）が発生した。その後も断続的に北陸地方の大気の状態が非常に不安定となり、大雨となった。 ・ 各地の合計雨量 3日から5日： 輪島9.5mm、金沢134.0mm、小松253.0mm 16日から18日： 輪島143.5mm、金沢60.0mm、小松78.0mm 20日から21日： 輪島33.0mm、金沢92.0mm、小松123.0mm 31日から1日： 輪島124.5mm、金沢103.0mm、小松87.5mm ・ 被害状況：全壊5、半壊168、一部損壊25、 床上浸水103、床下浸水1254など 被害総額 1, 210, 647万円 ・ 8月4日、次の市町に災害救助法適用 金沢市、小松市、白山市、加賀市、能美市、 野々市市、 (能美郡)川北町 																		

現 行	修 正 案	備 考																															
<p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 防災知識の普及 1～2 (略)</p> <p>3 学校教育における防災教育 児童生徒が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い県民を育成する上で重要である。 そのため、教育委員会及び学校長は、学校における防災訓練等をより実践的なものにするとともに、学校の教育活動全体を通じて、継続的な防災教育を推進する。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。 なお、防災教育を含めた安全教育については、<u>各学校で「学校安全計画」、 「危機管理マニュアル」を点検し、教職員の共通理解の下で、学校全体で取り組みを進める。</u> (1)～(2) (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第2節 県民及び事業者等のとるべき措置 1 (略)</p> <p>2 県民のとるべき措置 (1) 平素から次のことに留意し、災害時に備えておく。</p> <table border="1" data-bbox="147 1050 1014 1302"> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">平常時の心得</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>○ 家族で次の対応措置を話し合っておく。 ・災害発生時の役割分担及び避難場所等、避難路の事前確認 ・毎日の行動予定及び災害時の連絡先と連絡方法</td> </tr> <tr> <td>○ ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。 ○ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを講ずる。 (新設)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) (略)</p> <p>3～4 (略)</p>	平常時の心得	(略)	○ 家族で次の対応措置を話し合っておく。 ・災害発生時の役割分担及び避難場所等、避難路の事前確認 ・毎日の行動予定及び災害時の連絡先と連絡方法	○ ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。 ○ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを講ずる。 (新設)	(略)		<p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 防災知識の普及 1～2 (略)</p> <p>3 学校教育における防災教育 児童生徒が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い県民を育成する上で重要である。 そのため、教育委員会及び学校長は、学校における防災訓練等では、<u>消防団員等が参画した体験的・実践的なものにする</u>とともに、学校の教育活動全体を通じて、継続的な防災教育を推進する。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。 なお、防災教育を含めた安全教育については、<u>様々な機会における指導を密接に関連付けながら、学校安全計画に位置づけ、教職員の共通理解の下で、学校全体で取り組みを進める。</u> (1)～(2) (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第2節 県民及び事業者等のとるべき措置 1 (略)</p> <p>2 県民のとるべき措置 (1) 平素から次のことに留意し、災害時に備えておく。</p> <table border="1" data-bbox="1133 1050 2000 1390"> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">平常時の心得</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>○ 家族で次の対応措置を話し合っておく。 ・災害発生時の役割分担及び避難場所等、避難路の事前確認 ・毎日の行動予定及び災害時の連絡先と連絡方法</td> </tr> <tr> <td>○ ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。 ○ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを講ずる。 防災分野における連携に関する協定</td> </tr> <tr> <td></td> <td> <table border="1" data-bbox="1205 1230 1989 1315"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定期間</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社)日本損害保険協会北陸支部</td> <td>R5. 1. 23</td> <td>076-221-1149</td> <td>076-221-0482</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(一社)石川県損害保険代理業協会</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) (略)</p> <p>3～4 (略)</p>	平常時の心得	(略)	○ 家族で次の対応措置を話し合っておく。 ・災害発生時の役割分担及び避難場所等、避難路の事前確認 ・毎日の行動予定及び災害時の連絡先と連絡方法	○ ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。 ○ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを講ずる。 防災分野における連携に関する協定		<table border="1" data-bbox="1205 1230 1989 1315"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定期間</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社)日本損害保険協会北陸支部</td> <td>R5. 1. 23</td> <td>076-221-1149</td> <td>076-221-0482</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(一社)石川県損害保険代理業協会</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	協定者		協定期間	TEL	FAX	石川県	(一社)日本損害保険協会北陸支部	R5. 1. 23	076-221-1149	076-221-0482		(一社)石川県損害保険代理業協会					(略)			
平常時の心得		(略)																															
		○ 家族で次の対応措置を話し合っておく。 ・災害発生時の役割分担及び避難場所等、避難路の事前確認 ・毎日の行動予定及び災害時の連絡先と連絡方法																															
	○ ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。 ○ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを講ずる。 (新設)																																
(略)																																	
平常時の心得	(略)																																
	○ 家族で次の対応措置を話し合っておく。 ・災害発生時の役割分担及び避難場所等、避難路の事前確認 ・毎日の行動予定及び災害時の連絡先と連絡方法																																
	○ ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。 ○ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを講ずる。 防災分野における連携に関する協定																																
	<table border="1" data-bbox="1205 1230 1989 1315"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定期間</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社)日本損害保険協会北陸支部</td> <td>R5. 1. 23</td> <td>076-221-1149</td> <td>076-221-0482</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(一社)石川県損害保険代理業協会</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	協定者		協定期間	TEL	FAX	石川県	(一社)日本損害保険協会北陸支部	R5. 1. 23	076-221-1149	076-221-0482		(一社)石川県損害保険代理業協会																				
協定者		協定期間	TEL	FAX																													
石川県	(一社)日本損害保険協会北陸支部	R5. 1. 23	076-221-1149	076-221-0482																													
	(一社)石川県損害保険代理業協会																																
(略)																																	

現 行	修 正 案	備 考																				
<p>第3節 自主防災組織の育成</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地域住民等の自主防災組織</p> <p>(1) 組織の育成</p> <p>県及び市町は、住民の自主的な防災組織の重要性を認識し、多様な世代が参加できるような地域ぐるみの自主防災組織の設立や意識啓発及び防災リーダー等の育成、強化を図り、組織率の向上、活動の活性化及び地域ごとの連携を促進する。</p> <p>その際、自主防災組織が有効に機能し、円滑な避難や避難所運営が行われるためには、地域の実情を把握し防災知識等を有する防災士等の防災リーダーが必要であることから、自主防災組織リーダー育成研修会の実施などを通じてその計画的な育成に努めるとともに、フォローアップ研修を通じて、その技術・技能の維持向上を図る。</p> <p>なお、特に女性防災士の育成など女性の参画促進や、地域の実情に応じた防災資機材の整備に努めるものとし、必要な財政措置等を講ずる。</p> <p>また、県は、自主防災組織アドバイザー派遣制度を活用するなど、自主防災組織のより一層の結成促進を図るとともに、「自主防災組織活動マニュアル」を作成し、活動内容の充実を図る。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>第3節 自主防災組織の育成</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地域住民等の自主防災組織</p> <p>(1) 組織の育成</p> <p>県及び市町は、住民の自主的な防災組織の重要性を認識し、多様な世代が参加できるような地域ぐるみの自主防災組織の設立や意識啓発及び防災リーダー等の育成、強化を図り、組織率の向上、活動の活性化及び地域ごとの連携を促進する。</p> <p>その際、自主防災組織が有効に機能し、円滑な避難や避難所運営が行われるためには、地域の実情を把握し防災知識等を有する防災士等の防災リーダーが必要であることから、自主防災組織リーダー育成研修会の実施などを通じてその計画的な育成に努めるとともに、フォローアップ研修を通じて、その技術・技能の維持向上を図る。</p> <p>なお、特に女性防災士の育成など女性の参画促進や、地域の実情に応じた防災資機材の整備に努めるものとし、必要な財政措置等を講ずる。</p> <p>また、県は、自主防災組織アドバイザー派遣制度を活用するなど、自主防災組織のより一層の結成促進を図るとともに、「自主防災組織活動マニュアル」を作成し、活動内容の充実を図る。</p> <p><u>防災分野における連携に関する協定</u></p> <table border="1" data-bbox="1182 890 2011 967"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>石川県婦人団体協議会</td> <td>R4. 9. 2</td> <td>076-263-4643</td> <td>076-263-0118</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1182 999 2011 1075"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>石川県町会区長会連合会</td> <td>R4. 12. 21</td> <td>076-220-2466</td> <td>076-222-0119</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	石川県婦人団体協議会	R4. 9. 2	076-263-4643	076-263-0118	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	石川県町会区長会連合会	R4. 12. 21	076-220-2466	076-222-0119	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																		
石川県	石川県婦人団体協議会	R4. 9. 2	076-263-4643	076-263-0118																		
協定者		協定締結日	TEL	FAX																		
石川県	石川県町会区長会連合会	R4. 12. 21	076-220-2466	076-222-0119																		

現 行	修 正 案	備 考
<p>第6節 防災体制の整備</p> <p>1 基本方針</p> <p>災害時における応急、復旧対策を円滑に推進するには、平常時から防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、各対策に必要な機能をできる限り集約化していくことが必要である。このため、県及び市町は、応急復旧活動のみならず、予防活動にも活用できる拠点として防災活動施設を整備する。</p> <p>また、県、市町及び防災関係機関は、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び洪水対策等の強化と、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。</p> <p>さらに、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努めるほか、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</p> <p>2 県の活動体制</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 市町、防災関係機関等との緊急連絡体制等の構築 ア～エ <u>(新設)</u></p> <p>(4)～(7) (略) <u>(新設)</u></p> <p>(8)～(12) (略)</p>	<p>第6節 防災体制の整備</p> <p>1 基本方針</p> <p>災害時における応急、復旧対策を円滑に推進するには、平常時から防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、各対策に必要な機能をできる限り集約化していくことが必要である。このため、県及び市町は、応急復旧活動のみならず、予防活動にも活用できる拠点として防災活動施設を整備する。</p> <p>また、県、市町及び防災関係機関は、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び洪水対策等の強化と、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設・設備について、<u>再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。</u></p> <p>さらに、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努めるほか、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</p> <p>2 県の活動体制</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 市町、防災関係機関等との緊急連絡体制等の構築 ア～エ <u>オ 県は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。</u></p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>安否不明者の氏名等の公表等</u> 県は、<u>発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努める。</u></p> <p>(9)～(13) (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>3 市町の活動体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国、県との連絡体制等の整備</p> <p>市町は、避難指示等の解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3)～(15) (略)</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第7節 (略)</p> <p>第8節 通信及び放送施設災害予防</p> <p>1 (略)</p> <p>2 通信用施設設備の整備</p> <p>(1) 県の整備</p> <p>県は、有線通信の途絶に備えて、市町及び防災関係機関に対する災害時における迅速かつ的確な無線通信による情報の収集、伝達を図るため、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、防災行政無線のほか、可搬型衛星無線等の整備を図る。</p> <p>また、ヘリコプターテレビシステム、高所監視カメラ、救急医療情報システム等の整備の充実を図るほか、被災市町から県への被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員が情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めるよう努めるなど、情報の収集、伝達に万全を期す。</p>	<p>3 市町の活動体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国、県との連絡体制等の整備</p> <p><u>ア</u> 市町は、避難指示等の解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。</p> <p><u>イ</u> 市町は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。</p> <p>(3)～(15) (略)</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第7節 (略)</p> <p>第8節 通信及び放送施設災害予防</p> <p>1 (略)</p> <p>2 通信用施設設備の整備</p> <p>(1) 県の整備</p> <p>県は、有線通信の途絶に備えて、市町及び防災関係機関に対する災害時における迅速かつ的確な無線通信による情報の収集、伝達を図るため、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、<u>公共安全LTE（PS-LTE）</u>、防災行政無線のほか、可搬型衛星無線等の整備を図る。</p> <p>また、ヘリコプターテレビシステム、高所監視カメラ、救急医療情報システム等の整備の充実を図るほか、被災市町から県への被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員が情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めるよう努めるなど、情報の収集、伝達に万全を期す。</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>(2) 市町の整備</p> <p>ア 市町は、住民等に対する災害時の情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、地域の実情に応じて、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、テレビ、ラジオ（コミュニティFMを含む。）、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、ワンセグ、Lアラート（災害情報共有システム）等の多様な情報伝達手段の整備促進を図り、通信の確保に努める。</p> <p>また、IP通信網やケーブルテレビ網等のほか、ヘリコプター映像等の外部からの被災情報を入手するため、防災行政無線衛星系（VSAT）の活用を図る。</p> <p>さらに、孤立化が懸念される山間地集落等には、衛星携帯電話等の災害に強い通信機器の配備に努める。</p> <p>イ（略）</p> <p>(3)～(5)（略）</p> <p>3～4（略）</p> <p>第9節 水防予防</p> <p>1 基本方針</p> <p>水害を予防するため、治山治水事業の促進、多目的ダムによる総合開発、河川・海岸管理の強化及び水防体制の充実強化等に努める。</p> <p>また、豪雨又は高潮・高波に伴う河川、ダム、ため池、海岸等の堤防亀裂、沈下、崩れの発生、更には護岸、水門、樋門等の構造物の破損は、水害となって後背地に被害を及ぼすこととなるので、石川県水防計画の定めに基づいて所要の警戒措置をとる。</p> <p>さらに、<u>複合的な災害にも多層的に備え</u>、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国土交通大臣及び知事が組織する大規模氾濫減災協議会等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の<u>多様な関係者で</u>、密接な連携体制を構築する。</p> <p>2～7（略）</p>	<p>(2) 市町の整備</p> <p>ア 市町は、住民等に対する災害時の情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、地域の実情に応じて、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、テレビ、ラジオ（コミュニティFMを含む。）、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、<u>公共安全LTE（PS-LTE）</u>、ソーシャルメディア、ワンセグ、Lアラート（災害情報共有システム）等の多様な情報伝達手段の整備促進を図り、通信の確保に努める。</p> <p>また、IP通信網やケーブルテレビ網等のほか、ヘリコプター映像等の外部からの被災情報を入手するため、防災行政無線衛星系（VSAT）の活用を図る。</p> <p>さらに、孤立化が懸念される山間地集落等には、衛星携帯電話等の災害に強い通信機器の配備に努める。</p> <p>イ（略）</p> <p>(3)～(5)（略）</p> <p>3～4（略）</p> <p>第9節 水防予防</p> <p>1 基本方針</p> <p>水害を予防するため、治山治水事業の促進、多目的ダムによる総合開発、河川・海岸管理の強化及び水防体制の充実強化等に努める。</p> <p>また、豪雨又は高潮・高波に伴う河川、ダム、ため池、海岸等の堤防亀裂、沈下、崩れの発生、更には護岸、水門、樋門等の構造物の破損は、水害となって後背地に被害を及ぼすこととなるので、石川県水防計画の定めに基づいて所要の警戒措置をとる。</p> <p>さらに、<u>気候変動による影響を踏まえ</u>、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国土交通大臣及び知事が組織する大規模氾濫減災協議会、<u>流域治水協議会</u>等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の<u>集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し</u>、流域治水の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。</p> <p>2～7（略）</p>	

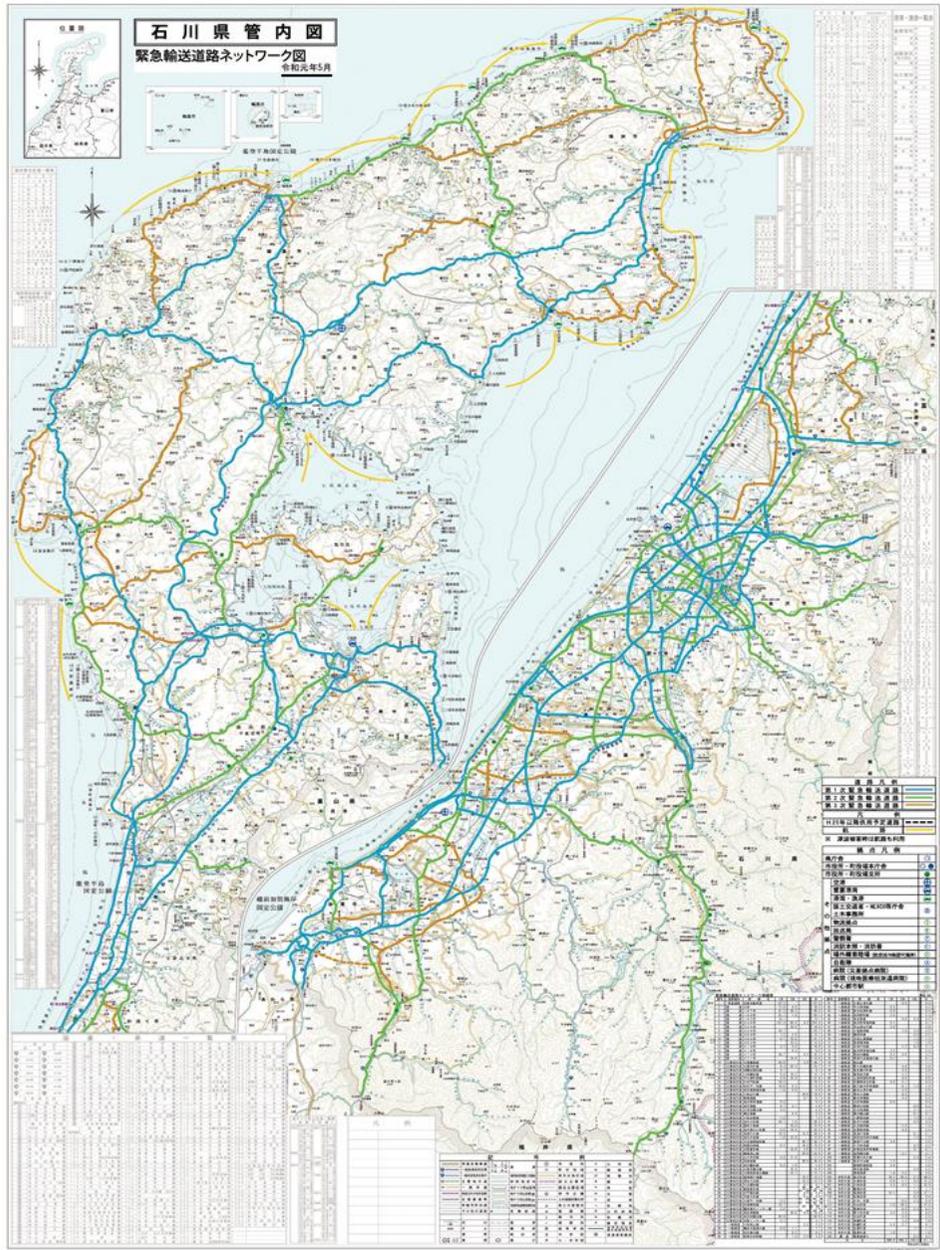
現 行	修 正 案	備 考
<p>8 避難準備措置の確立</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 洪水予報河川、水位周知河川の洪水浸水想定区域の指定等 国及び県は、水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川又は氾濫危険水位（（水防法第13条で規定される特別警戒水位）以下「氾濫危険水位」という。）を定めその水位に到達した旨の情報を提供する河川において、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表するとともに、関係市町の長へ通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。また、<u>県は、その他の河川についても、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた方法を用いて、市町へ浸水想定 of 情報を提供するよう努める。</u> <u>市町長は、洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。</u> 水防管理者（市町長、水防事務組合長）は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めるときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 洪水ハザードマップの作成 洪水浸水想定区域をその区域に含む市町は、国及び県からの洪水浸水想定区域に関する情報に基づいて県の「洪水等避難計画作成支援マニュアル」等を活用し、地域の実情に応じた「避難計画」等をあらかじめ作成するとともに、市町地域防災計画に定められた、上記(3)の事項について示した洪水ハザードマップ等を作成し、住民に周知するものとする。なお、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。</p>	<p>8 避難準備措置の確立</p> <p>(1)</p> <p>(2) 洪水予報河川、水位周知河川、<u>その他の河川</u>の洪水浸水想定区域の指定等 国及び県は、水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川又は氾濫危険水位（（水防法第13条で規定される特別警戒水位）以下「氾濫危険水位」という。）を定めその水位に到達した旨の情報を提供する河川<u>又はその他の河川</u>において、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表するとともに、関係市町の長へ通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。 水防管理者（市町長、水防事務組合長）は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めるときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 洪水ハザードマップの作成 洪水浸水想定区域をその区域に含む市町は、国及び県からの洪水浸水想定区域に関する情報に基づいて県の「洪水等避難計画作成支援マニュアル」等を活用し、地域の実情に応じた「避難計画」等をあらかじめ作成するとともに、市町地域防災計画に定められた、上記(3)の事項について示した洪水ハザードマップ等を作成し、住民に周知するものとする。なお、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p><u>また、洪水予報河川、水位周知河川以外の氾濫のおそれがある中小河川についても市町は、県の「洪水等避難計画作成支援マニュアル」を活用し、簡易浸水想定区域図及び避難計画等の作成に努める。</u></p> <p>なお、避難計画の作成にあたっては、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「<u>屋内安全確保</u>」を講ずべきことにも留意するとともに、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。</p> <p>(5) (略)</p> <p>9～10 (略)</p> <p>第10節 (略)</p> <p>第11節 消防力の充実、強化</p> <p>1～9 (略)</p> <p>10 救助・救急体制の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 体制の整備</p> <p>ア 県及び市町は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、関係省庁との連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。</p> <p>イ (略)</p> <p>第12節 防災体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定避難所</p> <p>ア～キ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>ク～ス</u> (略)</p>	<p>なお、避難計画の作成にあたっては、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずべきことにも留意するとともに、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。</p> <p>(5) (略)</p> <p>9～10 (略)</p> <p>第10節 (略)</p> <p>第11節 消防力の充実、強化</p> <p>1～9 (略)</p> <p>10 救助・救急体制の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 体制の整備</p> <p>ア 県及び市町は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「<u>顔の見える関係</u>」を構築し信頼感を醸成するよう努め、関係省庁との連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。</p> <p>イ (略)</p> <p>第12節 防災体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定避難所</p> <p>ア～キ (略)</p> <p><u>ク 停電時に施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。</u></p> <p><u>ケ～セ</u> (略)</p>	

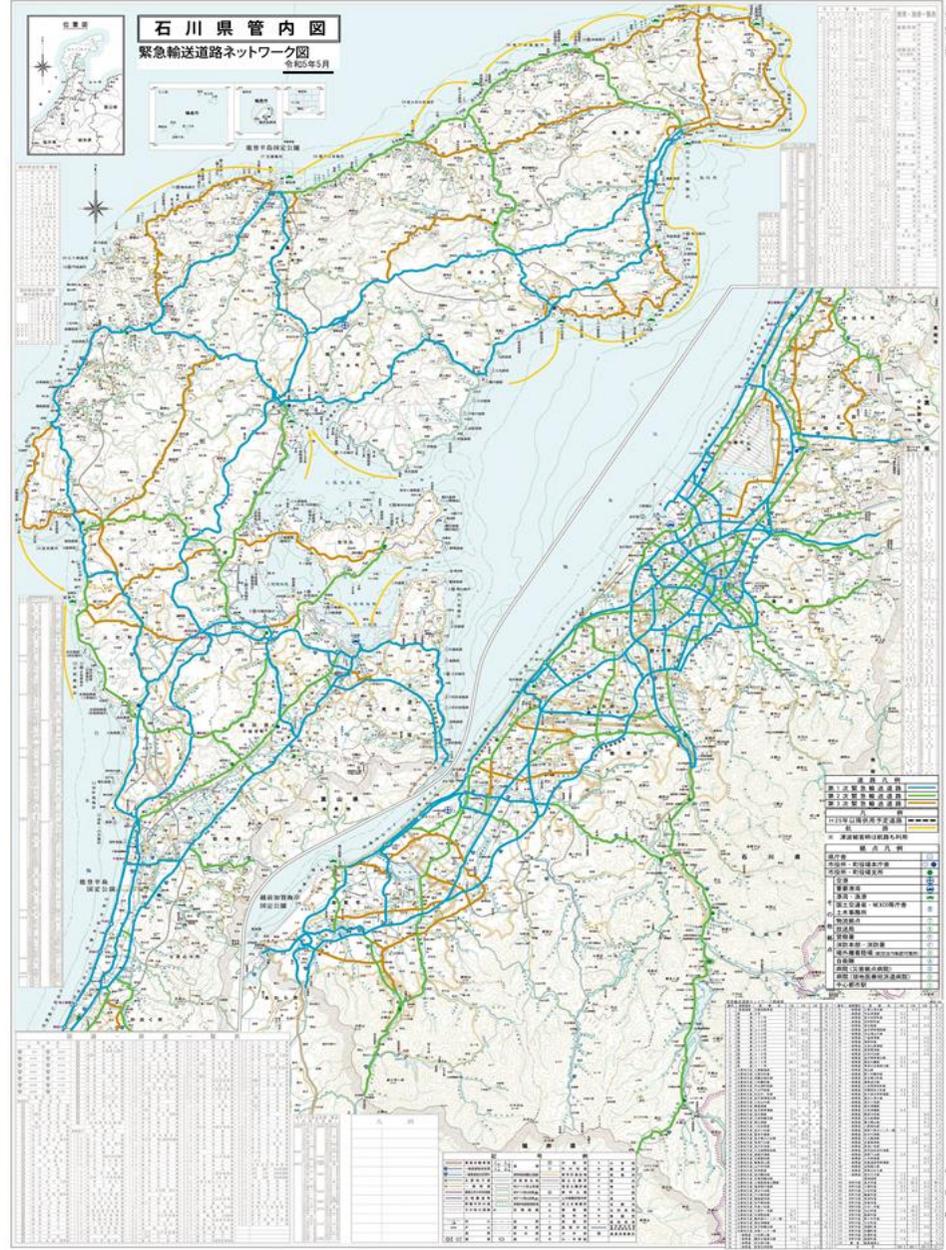
現 行	修 正 案	備 考
<p>(3)～(5) (略)</p> <p>3～8 (略)</p> <p>第13節 要配慮者対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 在宅の要配慮者への配慮</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 福祉避難所の指定</p> <p>市町は、高齢者や障害者等は避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、地区ごとの福祉避難所の指定を進める。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、福祉避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するほか、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等により、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。</p> <p>(7)～(8) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第14節 緊急輸送体制の整備</p> <p>1 基本方針</p> <p>道路管理者は、災害応急対策を実施するための要員及び物資等の輸送に必要な緊急輸送道路を定め、整備に努める。また、緊急輸送道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。</p> <p>県及び市町は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点、ヘリコプター臨時離着陸場（以下「臨時離着陸場」という。）の適地をあらかじめ把握しておき、緊急事態に備えるとともに、大量輸送を行うための船舶の確保や港湾、漁港の整備を図る。</p> <p>また、県及び市町は、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、</p>	<p>(3)～(5) (略)</p> <p>3～8 (略)</p> <p>第13節 要配慮者対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 在宅の要配慮者への配慮</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 福祉避難所の指定</p> <p>市町は、高齢者や障害者、<u>医療的ケアを必要とする者等</u>は避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、地区ごとの福祉避難所の指定を進める。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p><u>エ 医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めること。</u></p> <p>また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、福祉避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するほか、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等により、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。</p> <p>(7)～(8) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第14節 緊急輸送体制の整備</p> <p>1 基本方針</p> <p>道路管理者は、災害応急対策を実施するための要員及び物資等の輸送に必要な緊急輸送道路を定め、整備に努める。また、緊急輸送道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、<u>国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。</u></p> <p>県及び市町は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点、ヘリコプター臨時離着陸場（以下「臨時離着陸場」という。）の適地をあらかじめ把握しておき、緊急事態に備えるとともに、大量輸送を行うための船舶の確保や港湾、漁港の整備を図る。</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>市町が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。</p> <p>2～3（略）</p> <p>4 港湾・漁港の整備 港湾等管理者は、人員・物資及び復旧用資機材等の海路による輸送の機能を確保するため、岸壁・道路等を強化する。 <u>また、緊急物資の集積及び住民の避難等のための広場等についても整備を図る。</u></p> <p>5（略）</p>	<p>また、県及び市町は、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市町が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。</p> <p>2～3（略）</p> <p>4 港湾・漁港の整備 港湾等管理者は、人員・物資及び復旧用資機材等の海路による輸送の機能を確保するため、岸壁・道路等を強化する。緊急物資の集積及び住民の避難等のための広場等についても整備を図る。 <u>また、港湾管理者は北陸地域港湾の事業継続協議会により、港湾相互間の広域的な連携による航路啓開等の港湾機能の維持・継続のための対策を検討し、緊急輸送の確保に関する広域的な体制の構築等、必要な対策を講じる。</u></p> <p>5（略）</p>	

現 行



修 正 案



備 考

現 行	修 正 案	備 考																				
<p>第15節～第18節（略）</p> <p>第19節 噴火災害予防 1～3（略）</p> <p>4 事前措置及び応急措置 (1)（略） (2) 市町は、火山現象による負傷者等の捜索、救出及び救護を行う場合、警察及び消防機関及び災害現場にある者の協力を得て実施する。 <u>（新設）</u></p> <p>(3)（略）</p> <p>第20節～第23節（略）</p> <p>第24節 公共施設災害予防 1～5（略）</p> <p>6 電力施設の整備対策 電力供給事業者は、災害時における電力の供給を確保するため、電力施設の強化を図るとともに、平常時から電力設備の防護対策に努める。 また、県、電力供給事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。 なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町との協力を努める。 (1)～(2)（略） (略) <u>（新設）</u></p>	<p>第15節～第18節（略）</p> <p>第19節 噴火災害予防 1～3（略）</p> <p>4 事前措置及び応急措置 (1)（略） (2) 市町は、火山現象による負傷者等の捜索、救出及び救護を行う場合、警察及び消防機関及び災害現場にある者の協力を得て実施する。 <u>登山届連携／遭難 ZERO 協定</u></p> <table border="1" data-bbox="1131 518 1928 603"> <thead> <tr> <th colspan="2">協 定 者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>株式会社ヤママップ</td> <td>R5. 3. 27</td> <td>092-710-5511</td> <td>092-710-7070</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)（略）</p> <p>第20節～第23節（略）</p> <p>第24節 公共施設災害予防 1～5（略）</p> <p>6 電力施設の整備対策 電力供給事業者は、災害時における電力の供給を確保するため、電力施設の強化を図るとともに、平常時から電力設備の防護対策に努める。 また、県、電力供給事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。 なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町との協力を努める。 (1)～(2)（略） (略) <u>災害時における応急対策業務等に関する協定</u></p> <table border="1" data-bbox="1108 1236 2011 1313"> <thead> <tr> <th colspan="2">協 定 者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>石川県森林組合連合会</td> <td>R4. 12. 2</td> <td>076-237-0121</td> <td>076-237-6004</td> </tr> </tbody> </table>	協 定 者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	株式会社ヤママップ	R5. 3. 27	092-710-5511	092-710-7070	協 定 者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	石川県森林組合連合会	R4. 12. 2	076-237-0121	076-237-6004	
協 定 者		協定締結日	TEL	FAX																		
石川県	株式会社ヤママップ	R5. 3. 27	092-710-5511	092-710-7070																		
協 定 者		協定締結日	TEL	FAX																		
石川県	石川県森林組合連合会	R4. 12. 2	076-237-0121	076-237-6004																		

現 行	修 正 案	備 考
<p>第25節 地盤災害予防 1～5 (略)</p> <p>6 地盤災害防止施設の整備、促進 (1) (略) (2) 治山対策の推進 <u>山地災害危険地区等における山地治山、防災林造成の整備を行うとともに、山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策を推進する。</u> <u>特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。また、山腹崩壊等対策や流木対策等を複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施する。</u></p> <p>(3)～(4) (略) 7～8 (略)</p> <p>第26節～第27節 (略)</p>	<p>第25節 地盤災害予防 1～5 (略)</p> <p>6 地盤災害防止施設の整備、促進 (1) (略) (2) 治山対策の推進 <u>山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努める。</u> <u>特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進する。</u></p> <p>(3)～(4) (略) 7～8 (略)</p> <p>第26節～第27節 (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考																						
<p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 初動体制の確立</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害対策本部設置等に係る配備体制及びその基準等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 火山災害発生時等の配備体制は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="116 523 909 1203"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>動 員 基 準</th> <th>動員対象職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">災害対策本部設置前 〔災害対策本部の設置に備える体制〕</td> <td>白山に火口周辺警報（噴火警戒レベル2、火口周辺規制）が発表されたとき。</td> <td>・危機管理監室担当職員 ・各部局の配備計画による職員</td> </tr> <tr> <td>白山に火口周辺警報（噴火警戒レベル3、入山規制）が発表されたとき。</td> <td>・危機管理監室全職員 ・災害対策本部連絡員（企画調整室次長等）等 ・各部局の配備計画による職員</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部体制</td> <td>・白山に噴火警報（噴火警戒レベル4、避難準備）又は噴火警報（噴火警戒レベル5、避難）が発表されたとき ・県下に相当規模の火山災害の発生が予測され、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。 ・県下に火山災害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき。 ・県下に災害救助法による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき。</td> <td>・原則として全職員</td> </tr> </tbody> </table> <p>3～8 (略)</p>	配備体制	動 員 基 準	動員対象職員	災害対策本部設置前 〔災害対策本部の設置に備える体制〕	白山に火口周辺警報（噴火警戒レベル2、火口周辺規制）が発表されたとき。	・危機管理監室担当職員 ・各部局の配備計画による職員	白山に火口周辺警報（噴火警戒レベル3、入山規制）が発表されたとき。	・危機管理監室全職員 ・災害対策本部連絡員（企画調整室次長等）等 ・各部局の配備計画による職員	災害対策本部体制	・白山に噴火警報（噴火警戒レベル4、避難準備）又は噴火警報（噴火警戒レベル5、避難）が発表されたとき ・県下に相当規模の火山災害の発生が予測され、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。 ・県下に火山災害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき。 ・県下に災害救助法による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき。	・原則として全職員	<p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 初動体制の確立</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害対策本部設置等に係る配備体制及びその基準等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 火山災害発生時等の配備体制は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1099 517 1906 1241"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>動 員 基 準</th> <th>動員対象職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">災害対策本部設置前 〔災害対策本部の設置に備える体制〕</td> <td>白山に警報（火口周辺）（噴火警戒レベル2、火口周辺規制）が発表されたとき。</td> <td>・危機管理監室担当職員 ・各部局の配備計画による職員</td> </tr> <tr> <td>白山に警報（火口周辺）（噴火警戒レベル3、入山規制）が発表されたとき。</td> <td>・危機管理監室全職員 ・災害対策本部連絡員（企画調整室次長等）等 ・各部局の配備計画による職員</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部体制</td> <td>・白山に噴火警報（居住地域）（噴火警戒レベル4、高齢者等避難）又は噴火警報（居住地域）（噴火警戒レベル5、避難）が発表されたとき ・県下に相当規模の火山災害の発生が予測され、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。 ・県下に火山災害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき。 ・県下に災害救助法による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき。</td> <td>・原則として全職員</td> </tr> </tbody> </table> <p>3～8 (略)</p>	配備体制	動 員 基 準	動員対象職員	災害対策本部設置前 〔災害対策本部の設置に備える体制〕	白山に警報（火口周辺）（噴火警戒レベル2、火口周辺規制）が発表されたとき。	・危機管理監室担当職員 ・各部局の配備計画による職員	白山に警報（火口周辺）（噴火警戒レベル3、入山規制）が発表されたとき。	・危機管理監室全職員 ・災害対策本部連絡員（企画調整室次長等）等 ・各部局の配備計画による職員	災害対策本部体制	・白山に噴火警報（居住地域）（噴火警戒レベル4、高齢者等避難）又は噴火警報（居住地域）（噴火警戒レベル5、避難）が発表されたとき ・県下に相当規模の火山災害の発生が予測され、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。 ・県下に火山災害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき。 ・県下に災害救助法による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき。	・原則として全職員	
配備体制	動 員 基 準	動員対象職員																						
災害対策本部設置前 〔災害対策本部の設置に備える体制〕	白山に火口周辺警報（噴火警戒レベル2、火口周辺規制）が発表されたとき。	・危機管理監室担当職員 ・各部局の配備計画による職員																						
	白山に火口周辺警報（噴火警戒レベル3、入山規制）が発表されたとき。	・危機管理監室全職員 ・災害対策本部連絡員（企画調整室次長等）等 ・各部局の配備計画による職員																						
災害対策本部体制	・白山に噴火警報（噴火警戒レベル4、避難準備）又は噴火警報（噴火警戒レベル5、避難）が発表されたとき ・県下に相当規模の火山災害の発生が予測され、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。 ・県下に火山災害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき。 ・県下に災害救助法による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき。	・原則として全職員																						
配備体制	動 員 基 準	動員対象職員																						
災害対策本部設置前 〔災害対策本部の設置に備える体制〕	白山に警報（火口周辺）（噴火警戒レベル2、火口周辺規制）が発表されたとき。	・危機管理監室担当職員 ・各部局の配備計画による職員																						
	白山に警報（火口周辺）（噴火警戒レベル3、入山規制）が発表されたとき。	・危機管理監室全職員 ・災害対策本部連絡員（企画調整室次長等）等 ・各部局の配備計画による職員																						
災害対策本部体制	・白山に噴火警報（居住地域）（噴火警戒レベル4、高齢者等避難）又は噴火警報（居住地域）（噴火警戒レベル5、避難）が発表されたとき ・県下に相当規模の火山災害の発生が予測され、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。 ・県下に火山災害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき。 ・県下に災害救助法による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき。	・原則として全職員																						

現 行	修 正 案	備 考																																																																																																												
<p>9 受援体制の確立</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 各種団体に対する応援要請</p> <p>知事は、災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、次の応援協定に基づき、各種団体に対して、応援を要請する。</p> <p>ア 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定（本章第12節「避難誘導等」参照）</p> <table border="1" data-bbox="145 432 1003 767"> <thead> <tr> <th>協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県 株式会社パン・ジャパン</td> <td>H22.9.2</td> <td>03-6238-3672</td> <td>03-5214-2330</td> </tr> <tr> <td>山崎製パン(株)</td> <td>H22.9.2</td> <td>047-323-0276</td> <td>047-324-0083</td> </tr> <tr> <td>株式会社ファミリーマート</td> <td>H22.9.2</td> <td>03-6436-7658</td> <td>03-3452-5213</td> </tr> <tr> <td>株式会社ローソン</td> <td>H22.9.2</td> <td>03-5435-1594</td> <td>03-5759-6944</td> </tr> <tr> <td>株式会社番屋</td> <td>H22.9.2</td> <td>076-253-2881</td> <td>076-253-9211</td> </tr> <tr> <td>株式会社モスフードサービス</td> <td>H22.9.2</td> <td>03-5987-7305</td> <td>03-5487-7439</td> </tr> <tr> <td>株式会社吉野家ホールディングス</td> <td>H22.9.2</td> <td>03-5651-8800</td> <td>03-5651-8790</td> </tr> <tr> <td>株式会社ダスキン</td> <td>H26.6.2</td> <td>076-291-5580</td> <td>076-291-5581</td> </tr> <tr> <td>株式会社サガミホールディングス</td> <td>H26.6.2</td> <td>052-737-6006</td> <td>052-737-6022</td> </tr> <tr> <td>株式会社オートバックスセブン</td> <td>H30.6.11</td> <td>03-6219-8796</td> <td>03-6219-8801</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ～シ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>ス～ナ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>ニ～ホ (略)</p>	協定者	協定締結日	TEL	FAX	石川県 株式会社パン・ジャパン	H22.9.2	03-6238-3672	03-5214-2330	山崎製パン(株)	H22.9.2	047-323-0276	047-324-0083	株式会社ファミリーマート	H22.9.2	03-6436-7658	03-3452-5213	株式会社ローソン	H22.9.2	03-5435-1594	03-5759-6944	株式会社番屋	H22.9.2	076-253-2881	076-253-9211	株式会社モスフードサービス	H22.9.2	03-5987-7305	03-5487-7439	株式会社吉野家ホールディングス	H22.9.2	03-5651-8800	03-5651-8790	株式会社ダスキン	H26.6.2	076-291-5580	076-291-5581	株式会社サガミホールディングス	H26.6.2	052-737-6006	052-737-6022	株式会社オートバックスセブン	H30.6.11	03-6219-8796	03-6219-8801	<p>9 受援体制の確立</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 各種団体に対する応援要請</p> <p>知事は、災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、次の応援協定に基づき、各種団体に対して、応援を要請する。</p> <p>ア 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定（本章第12節「避難誘導等」参照）</p> <table border="1" data-bbox="1122 432 1980 783"> <thead> <tr> <th>協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県 株式会社パン・ジャパン</td> <td>H22.9.2</td> <td>03-6238-3672</td> <td>03-5214-2330</td> </tr> <tr> <td>山崎製パン(株)</td> <td>H22.9.2</td> <td>047-323-0276</td> <td>047-324-0083</td> </tr> <tr> <td>株式会社ファミリーマート</td> <td>H22.9.2</td> <td>03-6436-7658</td> <td>03-3452-5213</td> </tr> <tr> <td>株式会社ローソン</td> <td>H22.9.2</td> <td>03-5435-1594</td> <td>03-5759-6944</td> </tr> <tr> <td>株式会社番屋</td> <td>H22.9.2</td> <td>076-253-2881</td> <td>076-253-9211</td> </tr> <tr> <td>株式会社モスフードサービス</td> <td>H22.9.2</td> <td>03-5987-7305</td> <td>03-5487-7439</td> </tr> <tr> <td>株式会社吉野家ホールディングス</td> <td>H22.9.2</td> <td>03-5651-8800</td> <td>03-5651-8790</td> </tr> <tr> <td>株式会社ダスキン</td> <td>H26.6.2</td> <td>076-291-5580</td> <td>076-291-5581</td> </tr> <tr> <td>株式会社サガミホールディングス</td> <td>H26.6.2</td> <td>052-737-6006</td> <td>052-737-6022</td> </tr> <tr> <td>株式会社オートバックスセブン</td> <td>H30.6.11</td> <td>03-6219-8796</td> <td>03-6219-8801</td> </tr> <tr> <td>（社）日本チェーンドラッグストア協会</td> <td>R4.12.1</td> <td>045-474-1311</td> <td>045-474-2569</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ～シ (略)</p> <p>ス 大規模災害時における相互連携に関する協定</p> <p>本章第21節「ライフライン施設の応急対策」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1106 943 2033 1015"> <thead> <tr> <th>協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県 西日本電信電話(株)</td> <td>R5.2.10</td> <td>076-282-9847</td> <td>076-253-3464</td> </tr> </tbody> </table> <p>セ～ニ (略)</p> <p>ヌ 災害時における応急対策業務等に関する協定</p> <p>(本章第26節「障害物の除去」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1111 1142 2033 1214"> <thead> <tr> <th>協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県 石川県森林組合連合会</td> <td>R4.12.2</td> <td>076-237-0121</td> <td>076-237-6004</td> </tr> </tbody> </table> <p>ネ～ミ (略)</p>	協定者	協定締結日	TEL	FAX	石川県 株式会社パン・ジャパン	H22.9.2	03-6238-3672	03-5214-2330	山崎製パン(株)	H22.9.2	047-323-0276	047-324-0083	株式会社ファミリーマート	H22.9.2	03-6436-7658	03-3452-5213	株式会社ローソン	H22.9.2	03-5435-1594	03-5759-6944	株式会社番屋	H22.9.2	076-253-2881	076-253-9211	株式会社モスフードサービス	H22.9.2	03-5987-7305	03-5487-7439	株式会社吉野家ホールディングス	H22.9.2	03-5651-8800	03-5651-8790	株式会社ダスキン	H26.6.2	076-291-5580	076-291-5581	株式会社サガミホールディングス	H26.6.2	052-737-6006	052-737-6022	株式会社オートバックスセブン	H30.6.11	03-6219-8796	03-6219-8801	（社）日本チェーンドラッグストア協会	R4.12.1	045-474-1311	045-474-2569	協定者	協定締結日	TEL	FAX	石川県 西日本電信電話(株)	R5.2.10	076-282-9847	076-253-3464	協定者	協定締結日	TEL	FAX	石川県 石川県森林組合連合会	R4.12.2	076-237-0121	076-237-6004	
協定者	協定締結日	TEL	FAX																																																																																																											
石川県 株式会社パン・ジャパン	H22.9.2	03-6238-3672	03-5214-2330																																																																																																											
山崎製パン(株)	H22.9.2	047-323-0276	047-324-0083																																																																																																											
株式会社ファミリーマート	H22.9.2	03-6436-7658	03-3452-5213																																																																																																											
株式会社ローソン	H22.9.2	03-5435-1594	03-5759-6944																																																																																																											
株式会社番屋	H22.9.2	076-253-2881	076-253-9211																																																																																																											
株式会社モスフードサービス	H22.9.2	03-5987-7305	03-5487-7439																																																																																																											
株式会社吉野家ホールディングス	H22.9.2	03-5651-8800	03-5651-8790																																																																																																											
株式会社ダスキン	H26.6.2	076-291-5580	076-291-5581																																																																																																											
株式会社サガミホールディングス	H26.6.2	052-737-6006	052-737-6022																																																																																																											
株式会社オートバックスセブン	H30.6.11	03-6219-8796	03-6219-8801																																																																																																											
協定者	協定締結日	TEL	FAX																																																																																																											
石川県 株式会社パン・ジャパン	H22.9.2	03-6238-3672	03-5214-2330																																																																																																											
山崎製パン(株)	H22.9.2	047-323-0276	047-324-0083																																																																																																											
株式会社ファミリーマート	H22.9.2	03-6436-7658	03-3452-5213																																																																																																											
株式会社ローソン	H22.9.2	03-5435-1594	03-5759-6944																																																																																																											
株式会社番屋	H22.9.2	076-253-2881	076-253-9211																																																																																																											
株式会社モスフードサービス	H22.9.2	03-5987-7305	03-5487-7439																																																																																																											
株式会社吉野家ホールディングス	H22.9.2	03-5651-8800	03-5651-8790																																																																																																											
株式会社ダスキン	H26.6.2	076-291-5580	076-291-5581																																																																																																											
株式会社サガミホールディングス	H26.6.2	052-737-6006	052-737-6022																																																																																																											
株式会社オートバックスセブン	H30.6.11	03-6219-8796	03-6219-8801																																																																																																											
（社）日本チェーンドラッグストア協会	R4.12.1	045-474-1311	045-474-2569																																																																																																											
協定者	協定締結日	TEL	FAX																																																																																																											
石川県 西日本電信電話(株)	R5.2.10	076-282-9847	076-253-3464																																																																																																											
協定者	協定締結日	TEL	FAX																																																																																																											
石川県 石川県森林組合連合会	R4.12.2	076-237-0121	076-237-6004																																																																																																											

現 行	修 正 案	備 考
<p>第3節 気象業務法に定める予報・注意報・警報等の細分区域及び種類並びに発表基準</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 種類及び発表基準</p> <p>(1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供</p> <p>警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。</p> <p>なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。</p>	<p>第3節 気象業務法に定める予報・注意報・警報等の細分区域及び種類並びに発表基準</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 種類及び発表基準</p> <p>(1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供</p> <p>警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。</p> <p>なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。</p>	

現 行	修 正 案	備 考																																												
<p>(2) 特別警報・警報・注意報</p> <p>大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、<u>重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、石川県内の市町ごとに発表される。</u>また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、<u>実際に危険度が高まっている場所が「キキクル（危険度分布）」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。</u></p> <p>なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町をまとめた地域の名称を用いる場合がある。</p> <p>ア 特別警報・警報・注意報の概要</p> <table border="1" data-bbox="125 660 981 855"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別警報</td> <td>大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報</td> </tr> <tr> <td>警報</td> <td>大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって<u>重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報</u></td> </tr> <tr> <td>注意報</td> <td>大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合、その旨を注意して行う予報</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 特別警報・警報・注意報の種類と概要</p> <table border="1" data-bbox="125 922 981 1426"> <thead> <tr> <th>特別警報・警報・注意報の種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別警報 大雨特別警報</td> <td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための次善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td> </tr> <tr> <td>大雪特別警報</td> <td>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風特別警報</td> <td>暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風雪特別警報</td> <td>雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。</td> </tr> <tr> <td>波浪特別警報</td> <td>高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>高潮特別警報</td> <td>台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報	警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって <u>重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報</u>	注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合、その旨を注意して行う予報	特別警報・警報・注意報の種類	概要	特別警報 大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための次善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	<p>(2) 特別警報・警報・注意報</p> <p>大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、<u>予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、石川県内の市町ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに示して発表される。</u>また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により<u>実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。</u></p> <p>なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町をまとめた地域の名称を用いる場合がある。</p> <p>ア 特別警報・警報・注意報の概要</p> <table border="1" data-bbox="1106 660 1962 855"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別警報</td> <td>大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報</td> </tr> <tr> <td>警報</td> <td>大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、<u>重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報</u></td> </tr> <tr> <td>注意報</td> <td>大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、<u>災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 特別警報・警報・注意報の種類と概要</p> <table border="1" data-bbox="1106 922 1962 1426"> <thead> <tr> <th>特別警報・警報・注意報の種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別警報 大雨特別警報</td> <td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td> </tr> <tr> <td>大雪特別警報</td> <td>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風特別警報</td> <td>暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風雪特別警報</td> <td>雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。</td> </tr> <tr> <td>波浪特別警報</td> <td>高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>高潮特別警報</td> <td>台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。<u>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u></td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報	警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、 <u>重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報</u>	注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、 <u>災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報</u>	特別警報・警報・注意報の種類	概要	特別警報 大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 <u>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u>	
種類	概要																																													
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報																																													
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって <u>重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報</u>																																													
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合、その旨を注意して行う予報																																													
特別警報・警報・注意報の種類	概要																																													
特別警報 大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための次善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。																																													
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。																																													
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。																																													
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。																																													
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。																																													
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。																																													
種類	概要																																													
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報																																													
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、 <u>重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報</u>																																													
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、 <u>災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報</u>																																													
特別警報・警報・注意報の種類	概要																																													
特別警報 大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。																																													
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。																																													
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。																																													
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。																																													
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。																																													
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 <u>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u>																																													

現 行		修 正 案		備 考
特別警報・警報・注意報の種類	概要	特別警報・警報・注意報の種類	概要	
警報	大雨警報 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のよりに、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	警報	大雨警報 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のよりに、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	
	洪水警報 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。		洪水警報 河川の上流域での降雨や融雪等による河川が増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	
	大雪警報 大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		大雪警報 大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	暴風警報 暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		暴風警報 暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	暴風雪警報 雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害など」による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。		暴風雪警報 雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害など」による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけられる。	
	波浪警報 高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		波浪警報 高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	高潮警報 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。		高潮警報 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	
注意報	大雨注意報 大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自ら避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	注意報	大雨注意報 大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクを再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	
	洪水注意報 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自ら避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。		洪水注意報 河川の上流域での降雨や融雪等による河川が増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	
	大雪注意報 大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		大雪注意報 大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	強風注意報 強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		強風注意報 強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	風雪注意報 雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。		風雪注意報 雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。	
	波浪注意報 高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		波浪注意報 高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	高潮注意報 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自ら避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。		高潮注意報 台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されるときは、避難に備えハザードマップによる災害リスク等を再確認するなど、自ら避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性がある場合は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	
	濃霧注意報 濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		濃霧注意報 濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	雷注意報 落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が加えられることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。		雷注意報 落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、「ひょう」等の突風や、急な強い雨への注意喚起も加えられる。急な強い雨への注意喚起についても雷注意報で呼びかけられる。	
	乾燥注意報 空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。		乾燥注意報 空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想したときに発表される。	

現 行	修 正 案	備 考
------------	--------------	------------

特別警報・警報・注意報の種類	概要
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起これるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起これるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあると発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起これるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起これるおそれがあると発表される。

※地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

特別警報・警報・注意報の種類	概要
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあると発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあると発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあると発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあると発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあると発表される。

※ 地面現象注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、地面現象警報はその警報事項を気象警報に、地面現象特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。含めて行われる。
地面現象特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

(略)
ウ 警報等の基準
(略)

雨に関する各市町村の50年に一度の値一覧(令和3年3月25日現在)

注1) 略語の意味は右のとおり。R48:48時間降水量(mm)、R03:3時間降水量(mm)、SWI:土壌雨量指数(Soil Water Index)。
注2) 「50年に一度の値」の欄の値は、各市町村にかかる5km格子の50年に一度の値の平均値をとったものである。
注3) R48、R03、SWIいずれについても、50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。
注4) 特別警報は、府県程度の広がりて50年に一度の値となる現象を対象。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。
注5) 特別警報の判定に用いるR03の値は、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする。

地域				50年に一度の値				警報基準
都道府県	府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域	R48	R03	SWI	SWI
石川県	石川県	加賀	加賀北部	金沢市	349	138	213	102
石川県	石川県	加賀	加賀北部	かほく市	331	140	209	120
石川県	石川県	加賀	加賀北部	津幡町	321	143	205	101
石川県	石川県	加賀	加賀北部	内灘町	295	124	189	123
石川県	石川県	加賀	加賀南部	小松市	358	118	210	105
石川県	石川県	加賀	加賀南部	加賀市	351	125	212	96
石川県	石川県	加賀	加賀南部	白山市	385	121	225	98
石川県	石川県	加賀	加賀南部	能美市	304	117	192	98
石川県	石川県	加賀	加賀南部	野々市市	297	134	194	-
石川県	石川県	加賀	加賀南部	川北町	287	119	185	-
石川県	石川県	能登	能登北部	輪島市	284	117	189	86
石川県	石川県	能登	能登北部	珠洲市	279	113	187	91
石川県	石川県	能登	能登北部	穴水町	279	109	185	91
石川県	石川県	能登	能登北部	能登町	281	119	188	88
石川県	石川県	能登	能登南部	七尾市	315	121	206	108
石川県	石川県	能登	能登南部	羽咋市	323	129	205	114
石川県	石川県	能登	能登南部	志賀町	288	117	190	127
石川県	石川県	能登	能登南部	宝達志水町	335	137	210	104
石川県	石川県	能登	能登南部	中能登町	330	130	214	108

(略)
ウ 警報等の基準
(略)

雨に関する各市町村の50年に一度の値一覧(令和4年3月24日現在)

注1) R48:48時間降水量(mm)、R03:3時間降水量(mm)、SWI:土壌雨量指数(Soil Water Index)。
注2) 「50年に一度の値」とは、再現期間50年の確率値のこと。R48、R03、SWI いずれも各市町村にかかる5km格子の値の平均をとったもの。
注3) 大雨特別警報は、50年に一度の値以上となった5km格子がまとまって出現した際に発表する。(ただし、R03は150mm以上となった格子をカウント対象とする。)
個々の市町村で50年に一度の値以上となった5km格子が出現することのみで発表するわけではないことに留意。

地域				50年に一度の値			
都道府県	府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域	R48	R03	SWI
石川県	石川県	加賀	加賀北部	金沢市	349	138	213
石川県	石川県	加賀	加賀北部	かほく市	331	140	209
石川県	石川県	加賀	加賀北部	津幡町	321	143	205
石川県	石川県	加賀	加賀北部	内灘町	295	124	189
石川県	石川県	加賀	加賀南部	小松市	358	118	210
石川県	石川県	加賀	加賀南部	加賀市	351	125	212
石川県	石川県	加賀	加賀南部	白山市	385	121	225
石川県	石川県	加賀	加賀南部	能美市	304	117	192
石川県	石川県	加賀	加賀南部	野々市市	297	134	194
石川県	石川県	加賀	加賀南部	川北町	287	119	185
石川県	石川県	能登	能登北部	輪島市	284	117	189
石川県	石川県	能登	能登北部	珠洲市	279	113	187
石川県	石川県	能登	能登北部	穴水町	279	109	185
石川県	石川県	能登	能登北部	能登町	281	119	188
石川県	石川県	能登	能登南部	七尾市	315	121	206
石川県	石川県	能登	能登南部	羽咋市	323	129	205
石川県	石川県	能登	能登南部	志賀町	288	117	190
石川県	石川県	能登	能登南部	宝達志水町	335	137	210
石川県	石川県	能登	能登南部	中能登町	330	130	214

現 行	修 正 案	備 考
-----	-------	-----

各地の50年に一度の積雪深と既往最深積雪深一覧（令和2年10月29日現在）

注1) “※”が付いている地点は、現在積雪深の観測を行っていないもので、50年に一度の値は“—”としている。
 注2) データ不足のため、50年に一度の値が算出できない地点は、値を“—”としている。
 注3) “*”が付いている地点は、積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いため参考値として扱う。
 注4) 50年に一度の値は過去の観測データから推定した値。
 注5) 大雪特別警報は、府県程度の広がりをもって50年に一度の値となる現象を対象。
 個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深(cm)	既往最深積雪深(cm)
石川県	輪島	84	110
石川県	金沢	136	181
石川県	珠洲	137	159
石川県	七尾	88	74
石川県	白山河内	266	308
石川県	加賀菅谷	232	246

(略)

(別表6)キキクル(大雨警報・洪水警報の危険度分布)等

キキクル等の種類と概要

種類	概要
土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。

※「極めて危険」(濃い紫)：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用

(3) 全般気象情報、北陸地方気象情報、石川県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

各地の50年に一度の積雪深と既往最深積雪深一覧（令和3年10月28日現在）

注1) “※”が付いている地点は、現在積雪深の観測を行っていないもので、50年に一度の値は“—”としている。
 注2) データ不足のため、50年に一度の値が算出できない地点は、値を“—”としている。
 注3) “*”が付いている地点は、積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いため、参考値として扱う。
 注4) 50年に一度の値は過去の観測データから推定した値。
 注5) 大雪特別警報は、府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に発表される。個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報が発表されるわけではないことに留意。

府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深(cm)	既往最深積雪深(cm)
石川県	輪島	85	110
石川県	金沢	136	181
石川県	珠洲	140	159
石川県	七尾	89	74
石川県	白山河内	266	308
石川県	加賀菅谷	234	246

(略)

(別表6)キキクル(大雨警報・洪水警報の危険度分布)等

キキクル等の種類と概要

種類	概要
土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。

(3) 全般気象情報、北陸地方気象情報、石川県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

現 行	修 正 案	備 考
<p>(4) 記録的短時間大雨情報 県内で大雨警報発表中に二次細分区域において、キキクルの「非常に危険」(うすい紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)されたときに気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</p> <p>(5) 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、<u>雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位(加賀・能登)で発表される。</u>なお、実際に危険度が高まっている場所は、「竜巻発生確度ナウキャスト」で確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位(加賀・能登)で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</p> <p>(6)～(7) (略) 4～5 (略)</p>	<p>(4) 記録的短時間大雨情報 県内で大雨警報発表中に二次細分区域において、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)されたときに気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</p> <p>(5) 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位(加賀・能登)で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は、「竜巻発生確度ナウキャスト」で確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位(加賀・能登)で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</p> <p>(6)～(7) (略) 4～5 (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考												
<p>6 水防法及び気象業務法に定める指定河川洪水予報 手取川及び梯川について直轄管理区間を対象に、水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定に基づき、国土交通省金沢河川国道事務所と金沢地方気象台は、洪水注意報及び警報を発表する。</p> <p>また、国土交通大臣は、直轄管理区間を対象に水防法第10条第3項の規定に基づき、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定する。</p> <p>(1) 洪水予報の発表基準</p> <p>河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。手取川・梯川については、金沢河川国道事務所と金沢地方気象台が共同で下表の標題により発表する。警戒レベル2～5に相当する。</p> <table border="1" data-bbox="136 662 987 906"> <caption>指定河川洪水予報の種類、標題と概要</caption> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>標 題</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洪水警報</td> <td>氾濫危険情報</td> <td>氾濫危険水位に到達したとき、<u>氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。</u>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>7 (略)</p>	種類	標 題	概 要	洪水警報	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、 <u>氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。</u> いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	<p>6 水防法及び気象業務法に定める指定河川洪水予報 手取川及び梯川について直轄管理区間を対象に、水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定に基づき、国土交通省金沢河川国道事務所と金沢地方気象台は、洪水注意報及び警報を発表する。</p> <p>また、国土交通大臣は、直轄管理区間を対象に水防法第10条第3項の規定に基づき、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定する。</p> <p>(1) 洪水予報の発表基準</p> <p>河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。手取川・梯川については、金沢河川国道事務所と金沢地方気象台が共同で下表の標題により発表する。警戒レベル2～5に相当する。</p> <table border="1" data-bbox="1111 662 1962 906"> <caption>指定河川洪水予報の種類、標題と概要</caption> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>標 題</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洪水警報</td> <td>氾濫危険情報</td> <td>氾濫危険水位に到達したとき、<u>氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。</u>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>7 (略)</p>	種類	標 題	概 要	洪水警報	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、 <u>氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。</u> いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	
種類	標 題	概 要												
洪水警報	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、 <u>氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。</u> いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。												
種類	標 題	概 要												
洪水警報	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、 <u>氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。</u> いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。												

現 行	修 正 案	備 考
<p>8 噴火警報等</p> <p>(1) 噴火警報・予報</p> <p>ア 噴火警報・予報の種類</p> <p>(ア) 噴火警報</p> <p>気象庁火山監視・警報センターが、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。</p> <p>(イ) 噴火予報</p> <p>気象庁火山監視・警報センターが、<u>予想される火山現象の状況が静穏である場合、その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合で、火山の状態の変化等を周知する必要があると認める場合に発表する。</u></p> <p>イ 噴火警戒レベル</p> <p>気象庁火山監視・警報センターが、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する指標。</p>	<p>8 噴火警報等</p> <p>(1) 噴火警報・予報</p> <p>ア 噴火警報・予報の種類</p> <p>(ア) 噴火警報</p> <p>気象庁が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生が<u>予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に</u>、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」、<u>火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。</u>噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。</p> <p>(イ) 噴火予報</p> <p>気象庁が、火山活動の状況が静穏である場合、<u>あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。</u></p> <p>イ 噴火警戒レベル</p> <p>気象庁が、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する指標。</p>	

現 行						修 正 案						備 考		
ウ 噴火警報・予報の名称、発表基準、噴火警戒レベル等 白山の噴火警戒レベル						ウ 噴火警報・予報の名称、発表基準、噴火警戒レベル等 白山の噴火警戒レベル								
種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応(※)	想定される現象等	種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応(※)	想定される現象等	
特別警報	噴火警報(居住地域)または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・融雪型火山泥流(積雪期)が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 【過去事例】事例なし	特別警報	噴火警報(居住地域)または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・融雪型火山泥流(積雪期)が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 【過去事例】事例なし	
			4(高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域で高齢者等の要配慮者等の避難、住民の避難準備等が必要。	・融雪型泥流(積雪期)が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 【過去事例】事例なし				4(高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域で高齢者等の要配慮者等の避難、住民の避難準備等が必要。	・融雪型泥流(積雪期)が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 【過去事例】事例なし	
警報	噴火警報(火口周辺)または火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3(入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者等の避難準備。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	・居住地域に到達しない程度の火砕流、融雪型火山泥流(積雪期)、溶岩流を伴う噴火が発生、または予想される。 ・火口から4km程度まで大きな噴石が飛散、火砕流が流下するような噴火が発生、または予想される。 【過去事例】2200年前の噴火:溶岩流が約7km流下形成(白水滝溶岩)、火砕流、溶岩ドーム形成 1554～56年; マグマ噴火が発生し、火砕流が約1km流下、溶岩ドームの形成	警報	噴火警報(火口周辺)または火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3(入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者等の避難準備。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	・居住地域に到達しない程度の火砕流、融雪型火山泥流(積雪期)、溶岩流を伴う噴火が発生、または予想される。 ・火口から4km程度まで大きな噴石が飛散、火砕流が流下するような噴火が発生、または予想される。 【過去事例】2200年前の噴火:溶岩流が約7km流下(白水滝溶岩)、火砕流、溶岩ドーム形成 1554～56年; マグマ噴火が発生し、火砕流が約1km流下、溶岩ドームの形成	
			2(火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	・火口から2km程度まで大きな噴石が飛散、火砕流が流下するような噴火が発生、または予想される。 【過去事例】1042年噴火:翠ヶ池火口あるいは千蛇ヶ池火口から噴火、噴石				2(火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	・火口から2km程度まで大きな噴石が飛散、火砕流が流下するような噴火が発生、または予想される。 【過去事例】1042年噴火:翠ヶ池火口あるいは千蛇ヶ池火口から噴火、噴石	
予報	噴火予報	火口内等	1(活火山であること)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内及び近傍への立入規制等。	・火山活動は静穏、状況により火口内及び火口近傍に影響する程度の噴出の可能性あり 【過去事例】2005年、2014年12月、2017年11月、2020年6月、2021年9月:地震活動活発	予報	噴火予報	火口内等	1(活火山であること)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内及び近傍への立入規制等。	・火山活動は静穏、状況により火口内及び火口近傍に影響する程度の噴出の可能性あり。 【過去事例】2005年、2014年12月、2017年11月、2020年6月、2021年9月:地震活動活発	

注) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。

注) 火口とは想定火口域をいう。

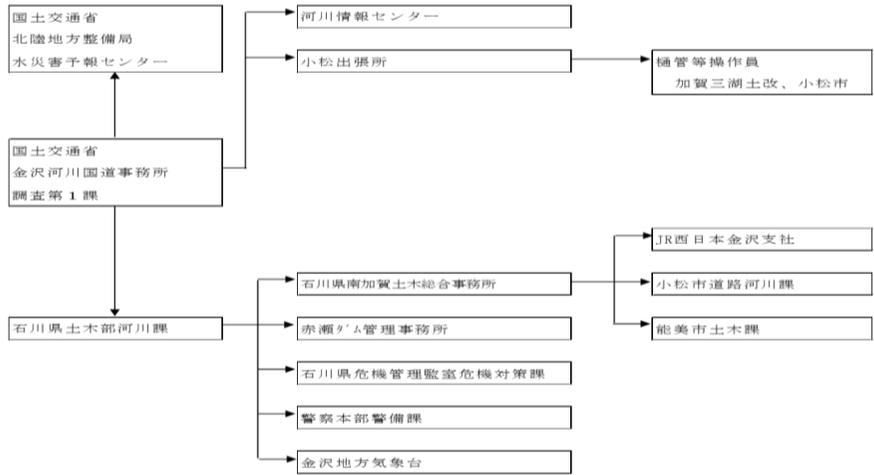
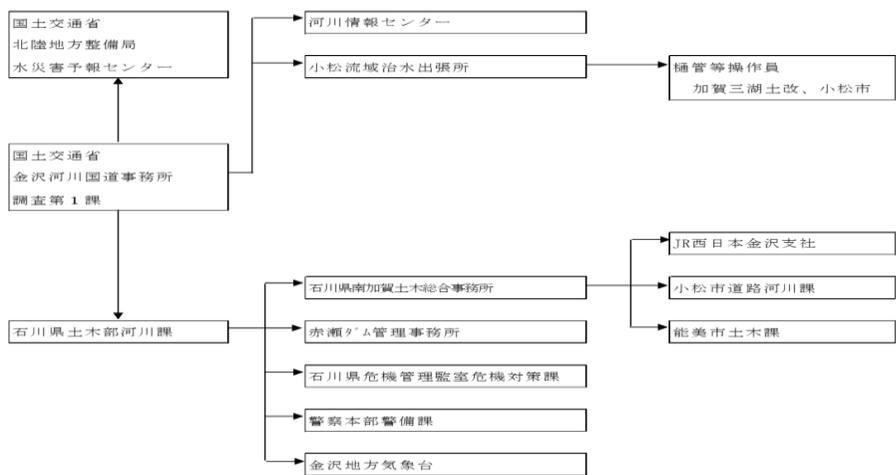
※各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められる。

注) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。

注) 火口とは想定火口域をいう。

※各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められる。

現 行	修 正 案	備 考
<p>(2) 噴火速報 <u>噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために、火山活動を24時間体制で観測・監視している火山を対象に発表する。</u> 噴火速報は以下のような場合に発表する。 ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合 ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※） ・このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合 ※噴火の規模が確認できない場合は発表する。</p> <p>(3) 火山の状況に関する解説情報 <u>火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的又は必要に応じて臨時に発表する。</u> <u>臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示する。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 火山ガス予報 居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報で、<u>気象庁火山監視・警報センターが発表する。</u></p> <p>(6) 火山現象に関する情報等 噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、<u>気象庁火山監視・警報センターが発表する。</u> ア 火山活動解説資料 <u>地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表する。</u> イ (略)</p>	<p>(2) 噴火速報 <u>気象庁が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する。</u> 噴火速報は以下のような場合に発表する。 ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合 ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※） ・このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合 ※噴火の規模が確認できない場合は発表する。</p> <p>(3) 火山の状況に関する解説情報 <u>気象庁が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性がある</u>と判断した場合等に、<u>火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。</u> <u>また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い</u>が、<u>火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要がある</u>と判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 火山ガス予報 <u>気象庁が、居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。</u></p> <p>(6) 火山現象に関する情報等 <u>気象庁が、噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするために発表する。</u> ア 火山活動解説資料 <u>写真や図表等を用いて火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。</u> イ (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>ウ 噴火に関する火山観測報 <u>主に航空関係機関向けの情報で、噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表する。</u></p> <p>9～11 (略)</p> <p>第4節 (略)</p> <p>第5節 災害予警報別の伝達 1～2 (略)</p> <p>3 水防警報及び避難判断水位到達情報等の伝達 水防警報等の伝達については、次のとおりとする。 (1)～(4) (略)</p> <p>(略)</p> <p>梯川水防警報伝達系統図</p>  <p>(略)</p>	<p>ウ 噴火に関する火山観測報 <u>噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちに お知らせするために発表する。</u></p> <p>9～11 (略)</p> <p>第4節 (略)</p> <p>第5節 災害予警報別の伝達 1～2 (略)</p> <p>3 水防警報及び避難判断水位到達情報等の伝達 水防警報等の伝達については、次のとおりとする。 (1)～(4) (略)</p> <p>(略)</p> <p>梯川水防警報伝達系統図</p>  <p>(略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>4 洪水予報の伝達 (1) (略) (2) 梯川</p> <p>共同発表</p> <p>凡例 情報システム及び光ネットワーク並びに専用電話 気象情報伝送処理システム</p> <p>※金沢地方気象台が洪水警報を発表している時は重複して伝達しない</p> <p>5～6 (略)</p>	<p>4 洪水予報の伝達 (1) (略) (2) 梯川</p> <p>共同発表</p> <p>凡例 情報システム及び光ネットワーク並びに専用電話 気象情報伝送処理システム</p> <p>※金沢地方気象台が洪水警報を発表している時は重複して伝達しない</p> <p>5～6 (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>7 噴火警報等の伝達</p> <p>金沢地方気象台は、気象庁火山監視・警報センターが噴火警報・予報及び火山情報等を発表したときは、次のとおり速やかに各関係機関に伝達する。</p> <p>噴火警報等の伝達系統図</p> <p>(凡例)</p> <ul style="list-style-type: none"> → 気象情報伝送処理システム - - - 防災情報提供システム(インターネット)(注) → 防災情報提供システム(専用線) → 各機関伝達手段 <p>(注)インターネットを活用した防災情報システム。気象庁が石川県、市町等に提供する補助的な伝達手段である。 ※重複で囲まれている機関は、気象業務法施行令第9条第1号の規定に基づく噴火警報の法定通知先 ※※緊急通報メールは、気象等(大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪)に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。</p>	<p>7 噴火警報等の伝達</p> <p>金沢地方気象台は、気象庁が噴火警報・予報及び火山情報等を発表したときは、次のとおり速やかに各関係機関に伝達する。</p> <p>噴火警報等の伝達系統図</p> <p>(凡例)</p> <ul style="list-style-type: none"> → 気象業務法施行令第9条第1号及び第9条の規定に基づく噴火警報の法定伝達先。 → 気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。 → 活動火山対策特別措置法第12条によって、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報(臨時の発表であることを明記したものに限り。)及び噴火速報が発表された際に、通報又は要請等が義務づけられている伝達経路。 - - - 防災情報提供システム(インターネット)(注) → 各機関伝達手段 <p>(注)インターネットを活用した防災情報システム。気象庁が石川県、市町等に提供する補助的な伝達手段である。 ※緊急通報メールは、噴火に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。</p>	
<p>8 ~ 1 1 (略)</p>	<p>8 ~ 1 1 (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>第6節 災害情報の収集・伝達</p> <p>1 (略)</p> <p>2 情報収集体制及び伝達系統の確立</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 安否情報の収集等 (新設)</p> <p>県及び市町は、武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム等を活用し、安否情報の収集等を行う。 (新設)</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第7節 (略)</p>	<p>第6節 災害情報の収集・伝達</p> <p>1 (略)</p> <p>2 情報収集体制及び伝達系統の確立</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 安否情報の収集等</p> <p><u>ア 市町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。</u></p> <p><u>イ 県及び市町は、武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム等を活用し、安否情報の収集等を行う。</u></p> <p><u>ウ 県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。</u></p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第7節 (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>第8節 消防防災ヘリコプターの活用等 1～5（略）</p> <p>6 航空機の運用調整 県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署（航空運用調整班）を設置し、現地対策本部と連携して必要な調整を行う。</p> <p>航空運用調整班は、防災関係機関の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行う。<u>また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行う。</u></p> <p>第9節 災害広報 1（略）</p> <p>2 広報機関 （1）県災害対策本部設置の場合 ア 災害対策本部設置時には、危機管理班と<u>広報班（県民文化スポーツ部）</u>が協力して被害状況その他の災害情報を収集し、その広報は、<u>広報班</u>が行う。 イ（略）</p> <p>（2）（略）</p> <p>3～7（略）</p> <p>第10節（略）</p>	<p>第8節 消防防災ヘリコプターの活用等 1～5（略）</p> <p>6 航空機の運用調整 県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機<u>及び無人航空機</u>の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署（航空運用調整班）を設置し、現地対策本部と連携して必要な調整を行う。</p> <p>航空運用調整班は、防災関係機関の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行う。必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行う。</p> <p><u>また、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼する。なお、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行う。</u></p> <p>第9節 災害広報 1（略）</p> <p>2 広報機関 （1）県災害対策本部設置の場合 ア 災害対策本部設置時には、危機管理班と<u>戦略広報班（総務部）</u>が協力して被害状況その他の災害情報を収集し、その広報は、<u>戦略広報班</u>が行う。 イ（略）</p> <p>（2）（略）</p> <p>3～7（略）</p> <p>第10節（略）</p>	

現 行	修 正 案	備 考												
<p>第11節 自衛隊の災害派遣 1～4 (略)</p> <p>5 活動の内容 災害派遣活動は、人命又は財産の保護のために行う応急救援及び応急復旧が終了するまでを限度とし、通常次のおりとする。なお、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市町長等、警察官、海上保安官がその場にはいない場合、警戒区域の設定等の措置をとるとともに直ちに、その旨を市町長に通知する。</p> <table border="1" data-bbox="94 432 1048 624"> <tr> <td>(1)～(8)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(9) <u>炊飯</u>及び給水</td> <td>要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、<u>炊飯</u>及び給水の支援を行う。</td> </tr> <tr> <td>(10)～(12)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>6～8 (略)</p> <p>第12節 避難誘導等 1 (略)</p> <p>2 避難の勧告又は指示の実施及び基準 (1)～(6) (略)</p> <p>(7) 相互の連絡協力 (1)から(5)に掲げる者は、それぞれの措置をとった場合は、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速、適切に実施されるよう協力する。 また、県及び指定地方行政機関は、市町から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言する。また、県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町に積極的に助言する。</p> <p>(8) (略)</p> <p>3～7 (略)</p>	(1)～(8)	(略)	(9) <u>炊飯</u> 及び給水	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、 <u>炊飯</u> 及び給水の支援を行う。	(10)～(12)	(略)	<p>第11節 自衛隊の災害派遣 1～4 (略)</p> <p>5 活動の内容 災害派遣活動は、人命又は財産の保護のために行う応急救援及び応急復旧が終了するまでを限度とし、通常次のおりとする。なお、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市町長等、警察官、海上保安官がその場にはいない場合、警戒区域の設定等の措置をとるとともに直ちに、その旨を市町長に通知する。</p> <table border="1" data-bbox="1075 432 2029 624"> <tr> <td>(1)～(8)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(9) <u>給食</u>及び給水</td> <td>要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、<u>給食</u>及び給水の支援を行う。</td> </tr> <tr> <td>(10)～(12)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>6～8 (略)</p> <p>第12節 避難誘導等 1 (略)</p> <p>2 避難の勧告又は指示の実施及び基準 (1)～(6) (略)</p> <p>(7) 相互の連絡協力 (1)から(5)に掲げる者は、それぞれの措置をとった場合は、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速、適切に実施されるよう協力する。 また、県及び指定地方行政機関は、市町から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言する。また、県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町に積極的に助言する。 <u>さらに、市町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>3～7 (略)</p>	(1)～(8)	(略)	(9) <u>給食</u> 及び給水	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、 <u>給食</u> 及び給水の支援を行う。	(10)～(12)	(略)	
(1)～(8)	(略)													
(9) <u>炊飯</u> 及び給水	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、 <u>炊飯</u> 及び給水の支援を行う。													
(10)～(12)	(略)													
(1)～(8)	(略)													
(9) <u>給食</u> 及び給水	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、 <u>給食</u> 及び給水の支援を行う。													
(10)～(12)	(略)													

現 行	修 正 案	備 考
<p>8 避難所の開設及び運営 (1) 市町 ア～エ (略) オ 避難所の運営</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○ 市町は、自主防災組織の会長や地域住民及び避難所となった学校等施設の管理者、ボランティア、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得て避難所を管理運営する。運営に当たっては各主体の役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。</p> <p>(略)</p> <p>○ 市町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。</p> <p>(略)</p> </div> <p>カ～セ (略) (2) (略) 9 (略)</p>	<p>8 避難所の開設及び運営 (1) 市町 ア～エ (略) オ 避難所の運営</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○ 市町は、自主防災組織の会長や地域住民及び避難所となった学校等施設の管理者、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力を得て避難所を管理運営する。運営に当たっては各主体の役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。</p> <p>(略)</p> <p>○ 市町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、<u>専門家、NPO・ボランティア</u>等との定期的な情報交換に努める。</p> <p>(略)</p> </div> <p>カ～セ (略) (2) (略) 9 (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考																																																																																												
<p>10 帰宅困難者対策</p> <p>県及び市町は、施設管理者や事業者等と連携し、大規模災害時により交通が途絶したときは、「むやみに移動しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、通勤、通学者や観光客等の徒歩での帰宅や移動を支援するため、次の協定により協力を要請するなど、必要な帰宅困難者対策に努める。</p> <p>また、必要に応じて、一時滞在施設の確保等の支援を行うとともに、一時滞在施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営に努める。</p> <p>災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="181 549 1016 833"> <thead> <tr> <th>協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県 (株)セブンイレブン・ジャパン</td> <td>H22. 9. 2</td> <td>03-6238-3672</td> <td>03-5214-2330</td> </tr> <tr> <td>山崎製パン(株)</td> <td>H22. 9. 2</td> <td>047-323-0276</td> <td>047-324-0083</td> </tr> <tr> <td>(株)ファミリーマート</td> <td>H22. 9. 2</td> <td>03-6436-7658</td> <td>03-3452-5213</td> </tr> <tr> <td>(株)ローソン</td> <td>H22. 9. 2</td> <td>03-5435-1594</td> <td>03-5759-6944</td> </tr> <tr> <td>(株)老番屋</td> <td>H22. 9. 2</td> <td>076-253-2881</td> <td>076-253-9211</td> </tr> <tr> <td>(株)モスフードサービス</td> <td>H22. 9. 2</td> <td>03-5987-7305</td> <td>03-5487-7439</td> </tr> <tr> <td>(株)吉野家ホールディングス</td> <td>H22. 9. 2</td> <td>03-5651-8800</td> <td>03-5651-8790</td> </tr> <tr> <td>(株)ダスキン</td> <td>H26. 6. 2</td> <td>076-291-5580</td> <td>076-291-5581</td> </tr> <tr> <td>(株)サガミホールディングス</td> <td>H26. 6. 2</td> <td>052-737-6006</td> <td>052-737-6022</td> </tr> <tr> <td>(株)オートバックスセブン</td> <td>H30. 6. 11</td> <td>03-6219-8796</td> <td>03-6219-8801</td> </tr> </tbody> </table> <p>11 (略)</p> <p>第13節 (略)</p>	協定者	協定締結日	TEL	FAX	石川県 (株)セブンイレブン・ジャパン	H22. 9. 2	03-6238-3672	03-5214-2330	山崎製パン(株)	H22. 9. 2	047-323-0276	047-324-0083	(株)ファミリーマート	H22. 9. 2	03-6436-7658	03-3452-5213	(株)ローソン	H22. 9. 2	03-5435-1594	03-5759-6944	(株)老番屋	H22. 9. 2	076-253-2881	076-253-9211	(株)モスフードサービス	H22. 9. 2	03-5987-7305	03-5487-7439	(株)吉野家ホールディングス	H22. 9. 2	03-5651-8800	03-5651-8790	(株)ダスキン	H26. 6. 2	076-291-5580	076-291-5581	(株)サガミホールディングス	H26. 6. 2	052-737-6006	052-737-6022	(株)オートバックスセブン	H30. 6. 11	03-6219-8796	03-6219-8801	<p>10 帰宅困難者対策</p> <p>県及び市町は、施設管理者や事業者等と連携し、大規模災害時により交通が途絶したときは、「むやみに移動しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、通勤、通学者や観光客等の徒歩での帰宅や移動を支援するため、次の協定により協力を要請するなど、必要な帰宅困難者対策に努める。</p> <p>また、必要に応じて、一時滞在施設の確保等の支援を行うとともに、一時滞在施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営に努める。</p> <p>災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="1171 549 2007 871"> <thead> <tr> <th>協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県 (株)セブンイレブン・ジャパン</td> <td>H22. 9. 2</td> <td>03-6238-3672</td> <td>03-5214-2330</td> </tr> <tr> <td>山崎製パン(株)</td> <td>H22. 9. 2</td> <td>047-323-0276</td> <td>047-324-0083</td> </tr> <tr> <td>(株)ファミリーマート</td> <td>H22. 9. 2</td> <td>03-6436-7658</td> <td>03-3452-5213</td> </tr> <tr> <td>(株)ローソン</td> <td>H22. 9. 2</td> <td>03-5435-1594</td> <td>03-5759-6944</td> </tr> <tr> <td>(株)老番屋</td> <td>H22. 9. 2</td> <td>076-253-2881</td> <td>076-253-9211</td> </tr> <tr> <td>(株)モスフードサービス</td> <td>H22. 9. 2</td> <td>03-5987-7305</td> <td>03-5487-7439</td> </tr> <tr> <td>(株)吉野家ホールディングス</td> <td>H22. 9. 2</td> <td>03-5651-8800</td> <td>03-5651-8790</td> </tr> <tr> <td>(株)ダスキン</td> <td>H26. 6. 2</td> <td>076-291-5580</td> <td>076-291-5581</td> </tr> <tr> <td>(株)サガミホールディングス</td> <td>H26. 6. 2</td> <td>052-737-6006</td> <td>052-737-6022</td> </tr> <tr> <td>(株)オートバックスセブン</td> <td>H30. 6. 11</td> <td>03-6219-8796</td> <td>03-6219-8801</td> </tr> <tr> <td>(一社)日本チェーンドラッグストア協会</td> <td>R4. 12. 1</td> <td>045-474-1311</td> <td>045-474-2569</td> </tr> </tbody> </table> <p>11 (略)</p> <p>第13節 (略)</p>	協定者	協定締結日	TEL	FAX	石川県 (株)セブンイレブン・ジャパン	H22. 9. 2	03-6238-3672	03-5214-2330	山崎製パン(株)	H22. 9. 2	047-323-0276	047-324-0083	(株)ファミリーマート	H22. 9. 2	03-6436-7658	03-3452-5213	(株)ローソン	H22. 9. 2	03-5435-1594	03-5759-6944	(株)老番屋	H22. 9. 2	076-253-2881	076-253-9211	(株)モスフードサービス	H22. 9. 2	03-5987-7305	03-5487-7439	(株)吉野家ホールディングス	H22. 9. 2	03-5651-8800	03-5651-8790	(株)ダスキン	H26. 6. 2	076-291-5580	076-291-5581	(株)サガミホールディングス	H26. 6. 2	052-737-6006	052-737-6022	(株)オートバックスセブン	H30. 6. 11	03-6219-8796	03-6219-8801	(一社)日本チェーンドラッグストア協会	R4. 12. 1	045-474-1311	045-474-2569	
協定者	協定締結日	TEL	FAX																																																																																											
石川県 (株)セブンイレブン・ジャパン	H22. 9. 2	03-6238-3672	03-5214-2330																																																																																											
山崎製パン(株)	H22. 9. 2	047-323-0276	047-324-0083																																																																																											
(株)ファミリーマート	H22. 9. 2	03-6436-7658	03-3452-5213																																																																																											
(株)ローソン	H22. 9. 2	03-5435-1594	03-5759-6944																																																																																											
(株)老番屋	H22. 9. 2	076-253-2881	076-253-9211																																																																																											
(株)モスフードサービス	H22. 9. 2	03-5987-7305	03-5487-7439																																																																																											
(株)吉野家ホールディングス	H22. 9. 2	03-5651-8800	03-5651-8790																																																																																											
(株)ダスキン	H26. 6. 2	076-291-5580	076-291-5581																																																																																											
(株)サガミホールディングス	H26. 6. 2	052-737-6006	052-737-6022																																																																																											
(株)オートバックスセブン	H30. 6. 11	03-6219-8796	03-6219-8801																																																																																											
協定者	協定締結日	TEL	FAX																																																																																											
石川県 (株)セブンイレブン・ジャパン	H22. 9. 2	03-6238-3672	03-5214-2330																																																																																											
山崎製パン(株)	H22. 9. 2	047-323-0276	047-324-0083																																																																																											
(株)ファミリーマート	H22. 9. 2	03-6436-7658	03-3452-5213																																																																																											
(株)ローソン	H22. 9. 2	03-5435-1594	03-5759-6944																																																																																											
(株)老番屋	H22. 9. 2	076-253-2881	076-253-9211																																																																																											
(株)モスフードサービス	H22. 9. 2	03-5987-7305	03-5487-7439																																																																																											
(株)吉野家ホールディングス	H22. 9. 2	03-5651-8800	03-5651-8790																																																																																											
(株)ダスキン	H26. 6. 2	076-291-5580	076-291-5581																																																																																											
(株)サガミホールディングス	H26. 6. 2	052-737-6006	052-737-6022																																																																																											
(株)オートバックスセブン	H30. 6. 11	03-6219-8796	03-6219-8801																																																																																											
(一社)日本チェーンドラッグストア協会	R4. 12. 1	045-474-1311	045-474-2569																																																																																											

現 行	修 正 案	備 考																																																										
<p>第14節 災害医療及び救急医療 1～2 (略)</p> <p>3 DMAT・医療救護班派遣・受入体制 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 石川DMAT指定病院 ア (略)</p> <p>イ 石川DMAT指定病院は、県から「石川DMATの出動に関する協定書」に基づく派遣要請があり、出動が可能と判断した場合には、石川DMATを出動させる。</p> <p>石川DMATの出動に関する協定書</p> <table border="1" data-bbox="174 544 813 911"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13">石川県</td> <td>金沢大学附属病院</td> <td>H22.4.1</td> </tr> <tr> <td>金沢医科大学病院</td> <td>H22.4.1</td> </tr> <tr> <td>国立病院機構金沢医療センター</td> <td>H22.4.1</td> </tr> <tr> <td>公立能登総合病院</td> <td>H22.4.1</td> </tr> <tr> <td>県立中央病院</td> <td>H22.4.1</td> </tr> <tr> <td>金沢赤十字病院</td> <td>H25.3.1</td> </tr> <tr> <td>金沢市立病院</td> <td>H25.3.1</td> </tr> <tr> <td>市立輪島病院</td> <td>H25.3.1</td> </tr> <tr> <td>小松市民病院</td> <td>H25.3.1</td> </tr> <tr> <td>公立松任石川中央病院</td> <td>H26.4.1</td> </tr> <tr> <td>公立羽咋病院</td> <td>H26.4.1</td> </tr> <tr> <td>珠洲市総合病院</td> <td>H26.7.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ～オ (略)</p>	協定者		協定締結日	石川県	金沢大学附属病院	H22.4.1	金沢医科大学病院	H22.4.1	国立病院機構金沢医療センター	H22.4.1	公立能登総合病院	H22.4.1	県立中央病院	H22.4.1	金沢赤十字病院	H25.3.1	金沢市立病院	H25.3.1	市立輪島病院	H25.3.1	小松市民病院	H25.3.1	公立松任石川中央病院	H26.4.1	公立羽咋病院	H26.4.1	珠洲市総合病院	H26.7.1	<p>第14節 災害医療及び救急医療 1～2 (略)</p> <p>3 DMAT・医療救護班派遣・受入体制 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 石川DMAT指定病院 ア (略)</p> <p>イ 石川DMAT指定病院は、県から「石川DMATの出動に関する協定書」に基づく派遣要請があり、出動が可能と判断した場合には、石川DMATを出動させる。</p> <p>石川DMATの出動に関する協定書</p> <table border="1" data-bbox="1171 555 1794 922"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">石川県</td> <td>金沢大学附属病院</td> <td>H22.4.1</td> </tr> <tr> <td>金沢医科大学病院</td> <td>H22.4.1</td> </tr> <tr> <td>国立病院機構金沢医療センター</td> <td>H22.4.1</td> </tr> <tr> <td>公立能登総合病院</td> <td>H22.4.1</td> </tr> <tr> <td>県立中央病院</td> <td>H22.4.1</td> </tr> <tr> <td>金沢赤十字病院</td> <td>H25.3.1</td> </tr> <tr> <td>金沢市立病院</td> <td>H25.3.1</td> </tr> <tr> <td>市立輪島病院</td> <td>H25.3.1</td> </tr> <tr> <td>小松市民病院</td> <td>H25.3.1</td> </tr> <tr> <td>公立松任石川中央病院</td> <td>H26.4.1</td> </tr> <tr> <td>公立羽咋病院</td> <td>H26.4.1</td> </tr> <tr> <td>珠洲市総合病院</td> <td>H26.7.1</td> </tr> <tr> <td>加賀市医療センター</td> <td>R4.6.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ～オ (略)</p>	協定者		協定締結日	石川県	金沢大学附属病院	H22.4.1	金沢医科大学病院	H22.4.1	国立病院機構金沢医療センター	H22.4.1	公立能登総合病院	H22.4.1	県立中央病院	H22.4.1	金沢赤十字病院	H25.3.1	金沢市立病院	H25.3.1	市立輪島病院	H25.3.1	小松市民病院	H25.3.1	公立松任石川中央病院	H26.4.1	公立羽咋病院	H26.4.1	珠洲市総合病院	H26.7.1	加賀市医療センター	R4.6.1	
協定者		協定締結日																																																										
石川県	金沢大学附属病院	H22.4.1																																																										
	金沢医科大学病院	H22.4.1																																																										
	国立病院機構金沢医療センター	H22.4.1																																																										
	公立能登総合病院	H22.4.1																																																										
	県立中央病院	H22.4.1																																																										
	金沢赤十字病院	H25.3.1																																																										
	金沢市立病院	H25.3.1																																																										
	市立輪島病院	H25.3.1																																																										
	小松市民病院	H25.3.1																																																										
	公立松任石川中央病院	H26.4.1																																																										
	公立羽咋病院	H26.4.1																																																										
	珠洲市総合病院	H26.7.1																																																										
	協定者		協定締結日																																																									
石川県	金沢大学附属病院	H22.4.1																																																										
	金沢医科大学病院	H22.4.1																																																										
	国立病院機構金沢医療センター	H22.4.1																																																										
	公立能登総合病院	H22.4.1																																																										
	県立中央病院	H22.4.1																																																										
	金沢赤十字病院	H25.3.1																																																										
	金沢市立病院	H25.3.1																																																										
	市立輪島病院	H25.3.1																																																										
	小松市民病院	H25.3.1																																																										
	公立松任石川中央病院	H26.4.1																																																										
	公立羽咋病院	H26.4.1																																																										
	珠洲市総合病院	H26.7.1																																																										
	加賀市医療センター	R4.6.1																																																										

現 行	修 正 案	備 考																													
<p>(4) 災害拠点病院</p> <p>ア 下記の災害拠点病院は、県から派遣要請があったときは、医療救護班を派遣し、医療救護活動を行う。</p> <p>災害拠点病院</p> <table border="1" data-bbox="174 320 801 647"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>病院名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基幹災害拠点病院</td> <td>県立中央病院</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">地域災害拠点病院</td> <td>小松市民病院</td> </tr> <tr> <td>国立病院機構金沢医療センター</td> </tr> <tr> <td>金沢市立病院</td> </tr> <tr> <td>金沢赤十字病院</td> </tr> <tr> <td>公立能登総合病院</td> </tr> <tr> <td>公立羽咋病院</td> </tr> <tr> <td>市立輪島病院</td> </tr> <tr> <td>珠洲市総合病院</td> </tr> <tr> <td>公立松任石川中央病院</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ～エ (略)</p> <p>(5)～(10) (略)</p> <p>4～12 (略)</p> <p>第15節～第17節 (略)</p> <p>第18節 災害救助法の適用</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 災害救助法に基づく救助の実施</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 別紙「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について」の番号1、<u>3から8まで及び10から14までに定める救助の他、知事が必要と認めるものについては、知事は救助の内容及び当該救助を行う期間を通知し、市町長が行うこととする。</u></p> <p>この場合においては、市町長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。(令第17条第1項)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>6～7 (略)</p>	種 別	病院名	基幹災害拠点病院	県立中央病院	地域災害拠点病院	小松市民病院	国立病院機構金沢医療センター	金沢市立病院	金沢赤十字病院	公立能登総合病院	公立羽咋病院	市立輪島病院	珠洲市総合病院	公立松任石川中央病院	<p>(4) 災害拠点病院</p> <p>ア 下記の災害拠点病院は、県から派遣要請があったときは、医療救護班を派遣し、医療救護活動を行う。</p> <p>災害拠点病院</p> <table border="1" data-bbox="1155 320 1783 671"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>病院名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基幹災害拠点病院</td> <td>県立中央病院</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">地域災害拠点病院</td> <td>小松市民病院</td> </tr> <tr> <td>国立病院機構金沢医療センター</td> </tr> <tr> <td>金沢市立病院</td> </tr> <tr> <td>金沢赤十字病院</td> </tr> <tr> <td>公立能登総合病院</td> </tr> <tr> <td>公立羽咋病院</td> </tr> <tr> <td>市立輪島病院</td> </tr> <tr> <td>珠洲市総合病院</td> </tr> <tr> <td>公立松任石川中央病院</td> </tr> <tr> <td>加賀市医療センター</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ～エ (略)</p> <p>(5)～(10) (略)</p> <p>4～12 (略)</p> <p>第15節～第17節 (略)</p> <p>第18節 災害救助法の適用</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 災害救助法に基づく救助の実施</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 別紙「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について」の番号1、<u>2の一部、3から14までに定める救助の他、知事が必要と認めるものについては、知事は救助の内容及び当該救助を行う期間を通知し、市町長が行うこととする。</u></p> <p>この場合においては、市町長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。(令第17条第1項)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>6～7 (略)</p>	種 別	病院名	基幹災害拠点病院	県立中央病院	地域災害拠点病院	小松市民病院	国立病院機構金沢医療センター	金沢市立病院	金沢赤十字病院	公立能登総合病院	公立羽咋病院	市立輪島病院	珠洲市総合病院	公立松任石川中央病院	加賀市医療センター	
種 別	病院名																														
基幹災害拠点病院	県立中央病院																														
地域災害拠点病院	小松市民病院																														
	国立病院機構金沢医療センター																														
	金沢市立病院																														
	金沢赤十字病院																														
	公立能登総合病院																														
	公立羽咋病院																														
	市立輪島病院																														
	珠洲市総合病院																														
	公立松任石川中央病院																														
種 別	病院名																														
基幹災害拠点病院	県立中央病院																														
地域災害拠点病院	小松市民病院																														
	国立病院機構金沢医療センター																														
	金沢市立病院																														
	金沢赤十字病院																														
	公立能登総合病院																														
	公立羽咋病院																														
	市立輪島病院																														
	珠洲市総合病院																														
	公立松任石川中央病院																														
	加賀市医療センター																														

現 行

別紙
災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について

令和元年10月23日現在

番号	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
1	避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 3,300円以内 (加算額) 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上。 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等によりホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。					
2	応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する自らの資力では住家を得ることができない者	1 規模 地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 限度額 1戸当たり5,714,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり5,714,000円以内であればよい。 2 建設型応急住宅を同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 給与期間 最高2年以内 5 賃貸型応急住宅の場合に民間賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならない。					
3	炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)					
4	飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
5	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は破損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は、災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は、年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。					
			区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
			全壊 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
				冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
			半壊 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
				冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600
6	医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から4日以内	患者等の移送費は、別途計上					
7	助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分80以内の額	分娩した日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上					
8	被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の埋蔵」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上					

修 正 案

別紙
災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について

令和5年4月1日現在

番号	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
1	避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 3,400円以内 (加算額) 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上。 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等によりホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。					
2	応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する自らの資力では住家を得ることができない者	1 規模 地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 限度額 1戸当たり6,775,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり6,285,000円以内であればよい。 2 建設型応急住宅を同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 給与期間 最高2年以内 5 賃貸型応急住宅の場合に民間賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならない。					
3	炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり1,230円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)					
4	飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
5	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は破損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は、災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は、年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。					
			区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
			全壊 流失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
				冬	31,800	41,000	57,200	66,900	84,300	11,600
			半壊 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
				冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700
6	医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から4日以内	患者等の移送費は、別途計上					
7	助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分80以内の額	分娩した日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上					
8	被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上					

現 行					修 正 案					備 考		
番号	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考	番号	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考	
9	被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければならない程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊又は半壊若しくは半壊の被害を受けた世帯 595,000円以内 ②半壊又は半壊に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日から1か月以内		9	被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければならない程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊又は半壊若しくは半壊の被害を受けた世帯 706,000円以内 ②半壊又は半壊に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円以内	災害発生の日から3か月以内 (ただし、国の災害対策本部が設置された場合は6か月)		
10	学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水による農失若しくは損傷等により学用品を使用することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,500円 中学生生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から1か月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。	10	学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水による農失若しくは損傷等により学用品を使用することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,800円 中学生生徒 5,100円 高等学校等生徒 5,600円	災害発生の日から1か月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。	
11	埋 葬	災害の際死亡した者を対象として実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上）215,200円以内 小人（12歳未満）172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であつても対象となる。	11	埋 葬	災害の際死亡した者を対象として実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上）213,800円以内 小人（12歳未満）170,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であつても対象となる。	
12	死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。	12	死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。	
13	死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,500円以内 既存建物係上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,400円以内 検査 救護班以外は慣行料金	災害の発生の日から10日以内	1 検査は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイス等の購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。	13	死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,500円以内 既存建物係上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,400円以内 検査 救護班以外は慣行料金	災害の発生の日から10日以内	1 検査は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイス等の購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。	
14	障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 137,900円以内	災害発生の日から10日以内		14	障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 138,300円以内	災害発生の日から10日以内		
15	輸送費及び賃金職員等雇上費	被災者の避難に係る支援 1 医療及び助産 2 医薬品の供給 3 飲料水の供給 4 死体の搜索 5 死体の処理 6 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内		15	輸送費及び賃金職員等雇上費	被災者の避難に係る支援 1 医療及び助産 2 医薬品の供給 3 飲料水の供給 4 死体の搜索 5 死体の処理 6 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内		

第19節～第20節（略）

第21節 ライフライン施設の応急対策

1～2（略）

3 通信施設

NTT西日本は、次の措置を講ずる。

(1)～(6)（略）

(新設)

4（略）

第22節～第23節（略）

第19節～第20節（略）

第21節 ライフライン施設の応急対策

1～2（略）

3 通信施設

NTT西日本は、次の措置を講ずる。

(1)～(6)（略）

大規模災害時における相互連携に関する協定

協定者		協定締結日	TEL	FAX
石 川 県	西日本電信電話（株）	R5.2.10	076-282-9847	076-253-3464

4（略）

第22節～第23節（略）

現 行	修 正 案	備 考
<p>第24節 食料の供給</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市町は、被災者及び災害応急対策現地従事者等に対して、必要に応じて食料の確保状況等の情報を提供するとともに、炊出し等で給食の供給を実施する。</p> <p>なお、実施にあたっては、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に対する食料の配布にも努める。</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>第24節 食料の供給</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市町は、被災者及び災害応急対策現地従事者等に対して、必要に応じて食料の確保状況等の情報を提供するとともに、炊出し等で給食の供給を実施する。</p> <p>なお、実施にあたっては、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に対する食料の配布にも努める。</p> <p><u>また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。</u></p> <p>3～6 (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
<p>第25節 生活必需品の供給 1～2 (略) 3 生活必需品等の確保 (1)～(2) (略) 生活必需品の確保に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="114 357 875 1177"> <thead> <tr> <th>協 定 者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>石 (協)金沢問屋センター</td><td>H14. 3. 19</td><td>076-237-8585</td><td>076-237-5240</td></tr> <tr><td>石 (一社)石川県食品協会</td><td>H14. 3. 20</td><td>076-268-2400</td><td>076-268-6082</td></tr> <tr><td>川 (株)ジャコム石川</td><td>H14. 3. 20</td><td>076-267-8621</td><td>076-267-8609</td></tr> <tr><td>川 マザー寝具リース(株)</td><td>H14. 3. 20</td><td>076-231-2001</td><td>076-264-4688</td></tr> <tr><td>野々市農協</td><td>H14. 3. 20</td><td>076-248-2171</td><td>076-248-9102</td></tr> <tr><td>石川県パン(協)</td><td>H14. 3. 26</td><td>076-256-3166</td><td>076-256-3166</td></tr> <tr><td>石川県生活協同組合連合会</td><td>H14. 3. 27</td><td>076-259-5962</td><td>076-256-5963</td></tr> <tr><td>(株)マルエー</td><td>H14. 4. 1</td><td>076-272-0152</td><td>076-273-3555</td></tr> <tr><td>(株)鍛冶商店</td><td>H14. 4. 1</td><td>076-288-3855</td><td>076-289-3093</td></tr> <tr><td>NPO法人コメリ災害対策センター</td><td>H14. 4. 5</td><td>025-371-4185</td><td>025-371-4151</td></tr> <tr><td>(株)どんたく</td><td>H14. 4. 5</td><td>0767-53-2727</td><td>0767-52-6254</td></tr> <tr><td>DCMカーマ(株)</td><td>H14. 4. 5</td><td>0761-23-0520</td><td>0761-23-0525</td></tr> <tr><td>(株)大丸</td><td>H14. 4. 10</td><td>0768-82-1155</td><td>0768-82-6277</td></tr> <tr><td>(株)いろは</td><td>H14. 4. 10</td><td>0768-52-0033</td><td>0768-52-3166</td></tr> <tr><td>(株)ニュー三久</td><td>H14. 4. 18</td><td>076-232-1051</td><td>076-232-1056</td></tr> <tr><td>(株)三崎ストア</td><td>H14. 4. 23</td><td>076-258-0007</td><td>076-258-1778</td></tr> <tr><td>(有)スーパーしんや</td><td>H14. 5. 1</td><td>0768-74-0305</td><td>0768-74-0353</td></tr> <tr><td>(株)ナルックス</td><td>H14. 5. 2</td><td>076-252-1557</td><td>076-252-7547</td></tr> <tr><td>(株)安達</td><td>H14. 5. 11</td><td>0767-22-1133</td><td>0767-22-7266</td></tr> <tr><td>(株)中島ストア</td><td>H14. 5. 20</td><td>0767-53-0988</td><td>0767-53-0953</td></tr> <tr><td>ダイヤモンド商事(株)</td><td>H14. 5. 22</td><td>076-232-0341</td><td>076-232-0346</td></tr> <tr><td>(株)角田商店</td><td>H14. 5. 24</td><td>0768-62-0032</td><td>0768-62-3399</td></tr> <tr><td>アルビス(株)</td><td>H14. 7. 12</td><td>0766-56-7200</td><td>0766-56-7520</td></tr> <tr><td>(株)ファミリーマート</td><td>H19. 6. 25</td><td>03-6436-7658</td><td>03-3452-5213</td></tr> <tr><td>(株)ローソン</td><td>H19. 7. 24</td><td>03-5435-1594</td><td>03-5759-6944</td></tr> <tr><td>北陸コカ・コーラボトリング(株)</td><td>H19. 9. 12</td><td>076-277-1155</td><td>076-277-0990</td></tr> <tr><td>(株)平和堂</td><td>H20. 10. 1</td><td>0749-26-9610</td><td>0749-23-3118</td></tr> <tr><td>ユニー(株)</td><td>H20. 10. 1</td><td>076-235-3511</td><td>076-235-3519</td></tr> <tr><td>(株)P L A N T</td><td>H20. 10. 1</td><td>0776-72-0300</td><td>0776-72-2652</td></tr> <tr><td>(株)クスリのアオキ</td><td>H20. 10. 1</td><td>076-274-1111</td><td>076-274-6114</td></tr> <tr><td>(株)コメヤ薬局</td><td>H20. 10. 1</td><td>076-273-9900</td><td>076-273-9902</td></tr> <tr><td>(株)示野薬局</td><td>H20. 10. 1</td><td>076-253-9595</td><td>076-253-9598</td></tr> <tr><td>ゲンキー(株)</td><td>H20. 10. 1</td><td>0776-67-5240</td><td>0776-67-5241</td></tr> <tr><td>イオンリテール(株)</td><td>H24. 3. 30</td><td>025-255-0065</td><td>025-248-1083</td></tr> <tr><td>マックスバリュ北陸(株)</td><td>H24. 3. 30</td><td>076-267-7810</td><td>076-266-2030</td></tr> <tr><td>(株)セブン-イレブン・ジャパン</td><td>H25. 12. 5</td><td>03-6238-3734</td><td>03-5214-2330</td></tr> <tr><td>コストホールセールジャパン(株)</td><td>H28. 3. 25</td><td>076-275-8555</td><td>076-275-8580</td></tr> <tr><td>(株)パ・ローホルディングス</td><td>H28. 3. 25</td><td>0574-60-0861</td><td>0574-60-0689</td></tr> <tr><td>大塚製薬(株)名古屋支店金沢出張所</td><td>H28. 3. 25</td><td>076-223-2366</td><td>076-263-0403</td></tr> </tbody> </table> <p>4～5 (略)</p> <p>第26節 障害物の除去 1～6 (略) 7 湛水、堆積土砂、その他障害物件の排除措置 (1)～(2) (略)</p>	協 定 者	協定締結日	TEL	FAX	石 (協)金沢問屋センター	H14. 3. 19	076-237-8585	076-237-5240	石 (一社)石川県食品協会	H14. 3. 20	076-268-2400	076-268-6082	川 (株)ジャコム石川	H14. 3. 20	076-267-8621	076-267-8609	川 マザー寝具リース(株)	H14. 3. 20	076-231-2001	076-264-4688	野々市農協	H14. 3. 20	076-248-2171	076-248-9102	石川県パン(協)	H14. 3. 26	076-256-3166	076-256-3166	石川県生活協同組合連合会	H14. 3. 27	076-259-5962	076-256-5963	(株)マルエー	H14. 4. 1	076-272-0152	076-273-3555	(株)鍛冶商店	H14. 4. 1	076-288-3855	076-289-3093	NPO法人コメリ災害対策センター	H14. 4. 5	025-371-4185	025-371-4151	(株)どんたく	H14. 4. 5	0767-53-2727	0767-52-6254	DCMカーマ(株)	H14. 4. 5	0761-23-0520	0761-23-0525	(株)大丸	H14. 4. 10	0768-82-1155	0768-82-6277	(株)いろは	H14. 4. 10	0768-52-0033	0768-52-3166	(株)ニュー三久	H14. 4. 18	076-232-1051	076-232-1056	(株)三崎ストア	H14. 4. 23	076-258-0007	076-258-1778	(有)スーパーしんや	H14. 5. 1	0768-74-0305	0768-74-0353	(株)ナルックス	H14. 5. 2	076-252-1557	076-252-7547	(株)安達	H14. 5. 11	0767-22-1133	0767-22-7266	(株)中島ストア	H14. 5. 20	0767-53-0988	0767-53-0953	ダイヤモンド商事(株)	H14. 5. 22	076-232-0341	076-232-0346	(株)角田商店	H14. 5. 24	0768-62-0032	0768-62-3399	アルビス(株)	H14. 7. 12	0766-56-7200	0766-56-7520	(株)ファミリーマート	H19. 6. 25	03-6436-7658	03-3452-5213	(株)ローソン	H19. 7. 24	03-5435-1594	03-5759-6944	北陸コカ・コーラボトリング(株)	H19. 9. 12	076-277-1155	076-277-0990	(株)平和堂	H20. 10. 1	0749-26-9610	0749-23-3118	ユニー(株)	H20. 10. 1	076-235-3511	076-235-3519	(株)P L A N T	H20. 10. 1	0776-72-0300	0776-72-2652	(株)クスリのアオキ	H20. 10. 1	076-274-1111	076-274-6114	(株)コメヤ薬局	H20. 10. 1	076-273-9900	076-273-9902	(株)示野薬局	H20. 10. 1	076-253-9595	076-253-9598	ゲンキー(株)	H20. 10. 1	0776-67-5240	0776-67-5241	イオンリテール(株)	H24. 3. 30	025-255-0065	025-248-1083	マックスバリュ北陸(株)	H24. 3. 30	076-267-7810	076-266-2030	(株)セブン-イレブン・ジャパン	H25. 12. 5	03-6238-3734	03-5214-2330	コストホールセールジャパン(株)	H28. 3. 25	076-275-8555	076-275-8580	(株)パ・ローホルディングス	H28. 3. 25	0574-60-0861	0574-60-0689	大塚製薬(株)名古屋支店金沢出張所	H28. 3. 25	076-223-2366	076-263-0403	<p>第25節 生活必需品の供給 1～2 (略) 3 生活必需品等の確保 (1)～(2) (略) 生活必需品の確保に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="1095 357 1879 1136"> <thead> <tr> <th>協 定 者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>石 (協)金沢問屋センター</td><td>H14. 3. 19</td><td>076-237-8585</td><td>076-237-5240</td></tr> <tr><td>石 (一社)石川県食品協会</td><td>H14. 3. 20</td><td>076-268-2400</td><td>076-268-6082</td></tr> <tr><td>川 (株)ジャコム石川</td><td>H14. 3. 20</td><td>076-267-8621</td><td>076-267-8609</td></tr> <tr><td>川 マザー寝具リース(株)</td><td>H14. 3. 20</td><td>076-231-2001</td><td>076-264-4688</td></tr> <tr><td>野々市農協</td><td>H14. 3. 20</td><td>076-248-2171</td><td>076-248-9102</td></tr> <tr><td>石川県パン(協)</td><td>H14. 3. 26</td><td>076-256-3166</td><td>076-256-3166</td></tr> <tr><td>石川県生活協同組合連合会</td><td>H14. 3. 27</td><td>076-259-5962</td><td>076-256-5963</td></tr> <tr><td>(株)マルエー</td><td>H14. 4. 1</td><td>076-272-0152</td><td>076-273-3555</td></tr> <tr><td>(株)鍛冶商店</td><td>H14. 4. 1</td><td>076-288-3855</td><td>076-289-3093</td></tr> <tr><td>NPO法人コメリ災害対策センター</td><td>H14. 4. 5</td><td>025-371-4185</td><td>025-371-4151</td></tr> <tr><td>(株)どんたく</td><td>H14. 4. 5</td><td>0767-53-2727</td><td>0767-52-6254</td></tr> <tr><td>DCMカーマ(株)</td><td>H14. 4. 5</td><td>0761-23-0520</td><td>0761-23-0525</td></tr> <tr><td>(株)大丸</td><td>H14. 4. 10</td><td>0768-82-1155</td><td>0768-82-6277</td></tr> <tr><td>(株)いろは</td><td>H14. 4. 10</td><td>0768-52-0033</td><td>0768-52-3166</td></tr> <tr><td>(株)ニュー三久</td><td>H14. 4. 18</td><td>076-232-1051</td><td>076-232-1056</td></tr> <tr><td>(有)スーパーしんや</td><td>H14. 5. 1</td><td>0768-74-0305</td><td>0768-74-0353</td></tr> <tr><td>(株)安達</td><td>H14. 5. 11</td><td>0767-22-1133</td><td>0767-22-7266</td></tr> <tr><td>(株)中島ストア</td><td>H14. 5. 20</td><td>0767-53-0988</td><td>0767-53-0953</td></tr> <tr><td>ダイヤモンド商事(株)</td><td>H14. 5. 22</td><td>076-232-0341</td><td>076-232-0346</td></tr> <tr><td>(株)角田商店</td><td>H14. 5. 24</td><td>0768-62-0032</td><td>0768-62-3399</td></tr> <tr><td>アルビス(株)</td><td>H14. 7. 12</td><td>0766-56-7200</td><td>0766-56-7520</td></tr> <tr><td>(株)ファミリーマート</td><td>H19. 6. 25</td><td>03-6436-7658</td><td>03-3452-5213</td></tr> <tr><td>(株)ローソン</td><td>H19. 7. 24</td><td>03-5435-1594</td><td>03-5759-6944</td></tr> <tr><td>北陸コカ・コーラボトリング(株)</td><td>H19. 9. 12</td><td>076-277-1155</td><td>076-277-0990</td></tr> <tr><td>(株)平和堂</td><td>H20. 10. 1</td><td>0749-26-9610</td><td>0749-23-3118</td></tr> <tr><td>ユニー(株)</td><td>H20. 10. 1</td><td>076-235-3511</td><td>076-235-3519</td></tr> <tr><td>(株)P L A N T</td><td>H20. 10. 1</td><td>0776-72-0300</td><td>0776-72-2652</td></tr> <tr><td>(株)クスリのアオキ</td><td>H20. 10. 1</td><td>076-274-1111</td><td>076-274-6114</td></tr> <tr><td>(株)コメヤ薬局</td><td>H20. 10. 1</td><td>076-273-9900</td><td>076-273-9902</td></tr> <tr><td>(株)示野薬局</td><td>H20. 10. 1</td><td>076-253-9595</td><td>076-253-9598</td></tr> <tr><td>ゲンキー(株)</td><td>H20. 10. 1</td><td>0776-67-5240</td><td>0776-67-5241</td></tr> <tr><td>イオンリテール(株)</td><td>H24. 3. 30</td><td>025-255-0065</td><td>025-248-1083</td></tr> <tr><td>マックスバリュ北陸(株)</td><td>H24. 3. 30</td><td>076-267-7810</td><td>076-266-2030</td></tr> <tr><td>(株)セブン-イレブン・ジャパン</td><td>H25. 12. 5</td><td>03-6238-3734</td><td>03-5214-2330</td></tr> <tr><td>コストホールセールジャパン(株)</td><td>H28. 3. 25</td><td>076-275-8555</td><td>076-275-8580</td></tr> <tr><td>(株)パ・ローホルディングス</td><td>H28. 3. 25</td><td>0574-60-0861</td><td>0574-60-0689</td></tr> <tr><td>大塚製薬(株)名古屋支店金沢出張所</td><td>H28. 3. 25</td><td>076-223-2366</td><td>076-263-0403</td></tr> </tbody> </table> <p>4～5 (略)</p> <p>第26節 障害物の除去 1～6 (略) 7 湛水、堆積土砂、その他障害物件の排除措置 (1)～(2) (略)</p>	協 定 者	協定締結日	TEL	FAX	石 (協)金沢問屋センター	H14. 3. 19	076-237-8585	076-237-5240	石 (一社)石川県食品協会	H14. 3. 20	076-268-2400	076-268-6082	川 (株)ジャコム石川	H14. 3. 20	076-267-8621	076-267-8609	川 マザー寝具リース(株)	H14. 3. 20	076-231-2001	076-264-4688	野々市農協	H14. 3. 20	076-248-2171	076-248-9102	石川県パン(協)	H14. 3. 26	076-256-3166	076-256-3166	石川県生活協同組合連合会	H14. 3. 27	076-259-5962	076-256-5963	(株)マルエー	H14. 4. 1	076-272-0152	076-273-3555	(株)鍛冶商店	H14. 4. 1	076-288-3855	076-289-3093	NPO法人コメリ災害対策センター	H14. 4. 5	025-371-4185	025-371-4151	(株)どんたく	H14. 4. 5	0767-53-2727	0767-52-6254	DCMカーマ(株)	H14. 4. 5	0761-23-0520	0761-23-0525	(株)大丸	H14. 4. 10	0768-82-1155	0768-82-6277	(株)いろは	H14. 4. 10	0768-52-0033	0768-52-3166	(株)ニュー三久	H14. 4. 18	076-232-1051	076-232-1056	(有)スーパーしんや	H14. 5. 1	0768-74-0305	0768-74-0353	(株)安達	H14. 5. 11	0767-22-1133	0767-22-7266	(株)中島ストア	H14. 5. 20	0767-53-0988	0767-53-0953	ダイヤモンド商事(株)	H14. 5. 22	076-232-0341	076-232-0346	(株)角田商店	H14. 5. 24	0768-62-0032	0768-62-3399	アルビス(株)	H14. 7. 12	0766-56-7200	0766-56-7520	(株)ファミリーマート	H19. 6. 25	03-6436-7658	03-3452-5213	(株)ローソン	H19. 7. 24	03-5435-1594	03-5759-6944	北陸コカ・コーラボトリング(株)	H19. 9. 12	076-277-1155	076-277-0990	(株)平和堂	H20. 10. 1	0749-26-9610	0749-23-3118	ユニー(株)	H20. 10. 1	076-235-3511	076-235-3519	(株)P L A N T	H20. 10. 1	0776-72-0300	0776-72-2652	(株)クスリのアオキ	H20. 10. 1	076-274-1111	076-274-6114	(株)コメヤ薬局	H20. 10. 1	076-273-9900	076-273-9902	(株)示野薬局	H20. 10. 1	076-253-9595	076-253-9598	ゲンキー(株)	H20. 10. 1	0776-67-5240	0776-67-5241	イオンリテール(株)	H24. 3. 30	025-255-0065	025-248-1083	マックスバリュ北陸(株)	H24. 3. 30	076-267-7810	076-266-2030	(株)セブン-イレブン・ジャパン	H25. 12. 5	03-6238-3734	03-5214-2330	コストホールセールジャパン(株)	H28. 3. 25	076-275-8555	076-275-8580	(株)パ・ローホルディングス	H28. 3. 25	0574-60-0861	0574-60-0689	大塚製薬(株)名古屋支店金沢出張所	H28. 3. 25	076-223-2366	076-263-0403	
協 定 者	協定締結日	TEL	FAX																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 (協)金沢問屋センター	H14. 3. 19	076-237-8585	076-237-5240																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 (一社)石川県食品協会	H14. 3. 20	076-268-2400	076-268-6082																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
川 (株)ジャコム石川	H14. 3. 20	076-267-8621	076-267-8609																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
川 マザー寝具リース(株)	H14. 3. 20	076-231-2001	076-264-4688																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
野々市農協	H14. 3. 20	076-248-2171	076-248-9102																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石川県パン(協)	H14. 3. 26	076-256-3166	076-256-3166																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石川県生活協同組合連合会	H14. 3. 27	076-259-5962	076-256-5963																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
(株)マルエー	H14. 4. 1	076-272-0152	076-273-3555																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
(株)鍛冶商店	H14. 4. 1	076-288-3855	076-289-3093																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
NPO法人コメリ災害対策センター	H14. 4. 5	025-371-4185	025-371-4151																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
(株)どんたく	H14. 4. 5	0767-53-2727	0767-52-6254																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
DCMカーマ(株)	H14. 4. 5	0761-23-0520	0761-23-0525																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
(株)大丸	H14. 4. 10	0768-82-1155	0768-82-6277																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
(株)いろは	H14. 4. 10	0768-52-0033	0768-52-3166																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
(株)ニュー三久	H14. 4. 18	076-232-1051	076-232-1056																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
(株)三崎ストア	H14. 4. 23	076-258-0007	076-258-1778																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
(有)スーパーしんや	H14. 5. 1	0768-74-0305	0768-74-0353																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
(株)ナルックス	H14. 5. 2	076-252-1557	076-252-7547																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
(株)安達	H14. 5. 11	0767-22-1133	0767-22-7266																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
(株)中島ストア	H14. 5. 20	0767-53-0988	0767-53-0953																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
ダイヤモンド商事(株)	H14. 5. 22	076-232-0341	076-232-0346																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
(株)角田商店	H14. 5. 24	0768-62-0032	0768-62-3399																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
アルビス(株)	H14. 7. 12	0766-56-7200	0766-56-7520																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
(株)ファミリーマート	H19. 6. 25	03-6436-7658	03-3452-5213																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
(株)ローソン	H19. 7. 24	03-5435-1594	03-5759-6944																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
北陸コカ・コーラボトリング(株)	H19. 9. 12	076-277-1155	076-277-0990																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
(株)平和堂	H20. 10. 1	0749-26-9610	0749-23-3118																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
ユニー(株)	H20. 10. 1	076-235-3511	076-235-3519																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
(株)P L A N T	H20. 10. 1	0776-72-0300	0776-72-2652																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
(株)クスリのアオキ	H20. 10. 1	076-274-1111	076-274-6114																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
(株)コメヤ薬局	H20. 10. 1	076-273-9900	076-273-9902																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
(株)示野薬局	H20. 10. 1	076-253-9595	076-253-9598																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
ゲンキー(株)	H20. 10. 1	0776-67-5240	0776-67-5241																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
イオンリテール(株)	H24. 3. 30	025-255-0065	025-248-1083																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
マックスバリュ北陸(株)	H24. 3. 30	076-267-7810	076-266-2030																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
(株)セブン-イレブン・ジャパン	H25. 12. 5	03-6238-3734	03-5214-2330																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
コストホールセールジャパン(株)	H28. 3. 25	076-275-8555	076-275-8580																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
(株)パ・ローホルディングス	H28. 3. 25	0574-60-0861	0574-60-0689																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
大塚製薬(株)名古屋支店金沢出張所	H28. 3. 25	076-223-2366	076-263-0403																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
協 定 者	協定締結日	TEL	FAX																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 (協)金沢問屋センター	H14. 3. 19	076-237-8585	076-237-5240																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石 (一社)石川県食品協会	H14. 3. 20	076-268-2400	076-268-6082																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
川 (株)ジャコム石川	H14. 3. 20	076-267-8621	076-267-8609																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
川 マザー寝具リース(株)	H14. 3. 20	076-231-2001	076-264-4688																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
野々市農協	H14. 3. 20	076-248-2171	076-248-9102																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石川県パン(協)	H14. 3. 26	076-256-3166	076-256-3166																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
石川県生活協同組合連合会	H14. 3. 27	076-259-5962	076-256-5963																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
(株)マルエー	H14. 4. 1	076-272-0152	076-273-3555																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
(株)鍛冶商店	H14. 4. 1	076-288-3855	076-289-3093																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
NPO法人コメリ災害対策センター	H14. 4. 5	025-371-4185	025-371-4151																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
(株)どんたく	H14. 4. 5	0767-53-2727	0767-52-6254																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
DCMカーマ(株)	H14. 4. 5	0761-23-0520	0761-23-0525																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
(株)大丸	H14. 4. 10	0768-82-1155	0768-82-6277																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
(株)いろは	H14. 4. 10	0768-52-0033	0768-52-3166																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
(株)ニュー三久	H14. 4. 18	076-232-1051	076-232-1056																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
(有)スーパーしんや	H14. 5. 1	0768-74-0305	0768-74-0353																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
(株)安達	H14. 5. 11	0767-22-1133	0767-22-7266																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
(株)中島ストア	H14. 5. 20	0767-53-0988	0767-53-0953																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
ダイヤモンド商事(株)	H14. 5. 22	076-232-0341	076-232-0346																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
(株)角田商店	H14. 5. 24	0768-62-0032	0768-62-3399																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
アルビス(株)	H14. 7. 12	0766-56-7200	0766-56-7520																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
(株)ファミリーマート	H19. 6. 25	03-6436-7658	03-3452-5213																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
(株)ローソン	H19. 7. 24	03-5435-1594	03-5759-6944																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
北陸コカ・コーラボトリング(株)	H19. 9. 12	076-277-1155	076-277-0990																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
(株)平和堂	H20. 10. 1	0749-26-9610	0749-23-3118																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
ユニー(株)	H20. 10. 1	076-235-3511	076-235-3519																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
(株)P L A N T	H20. 10. 1	0776-72-0300	0776-72-2652																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
(株)クスリのアオキ	H20. 10. 1	076-274-1111	076-274-6114																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
(株)コメヤ薬局	H20. 10. 1	076-273-9900	076-273-9902																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
(株)示野薬局	H20. 10. 1	076-253-9595	076-253-9598																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
ゲンキー(株)	H20. 10. 1	0776-67-5240	0776-67-5241																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
イオンリテール(株)	H24. 3. 30	025-255-0065	025-248-1083																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
マックスバリュ北陸(株)	H24. 3. 30	076-267-7810	076-266-2030																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
(株)セブン-イレブン・ジャパン	H25. 12. 5	03-6238-3734	03-5214-2330																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
コストホールセールジャパン(株)	H28. 3. 25	076-275-8555	076-275-8580																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
(株)パ・ローホルディングス	H28. 3. 25	0574-60-0861	0574-60-0689																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
大塚製薬(株)名古屋支店金沢出張所	H28. 3. 25	076-223-2366	076-263-0403																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							

現 行	修 正 案	備 考																														
<p>(新設)</p> <p>(3) その他 立木等の障害物物件の除去は、(2)に準じて行う。</p> <p>(新設)</p> <p>8～10 (略)</p> <p>第27節～第29節 (略)</p> <p>第30節 ボランティア活動の支援 1～5 (略)</p> <p>6 協力体制 県は、災害ボランティア活動の円滑な実施のため、必要と認めるときは、次の協定により協力を要請する。 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第31節～第36節 (略)</p> <p>第4章～第5章 (略)</p>	<p>(3) 軽石除去 港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国に報告するとともに、軽石除去による航路啓開に努める。</p> <p>(4) その他 立木等の障害物物件の除去は、(2)に準じて行う。 災害時における応急対策業務等に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="1184 437 2009 528"> <thead> <tr> <th colspan="2">協 定 者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>石川県森林組合連合会</td> <td>R4.12.2</td> <td>076-237-0121</td> <td>076-237-6004</td> </tr> </tbody> </table> <p>8～10 (略)</p> <p>第27節～第29節 (略)</p> <p>第30節 ボランティア活動の支援 1～5 (略)</p> <p>6 協力体制 県は、災害ボランティア活動の円滑な実施のため、必要と認めるときは、次の協定により協力を要請する。 (略)</p> <p>災害時等における被災者の避難生活への支援、生活再建及び被災地の復旧復興に係る連携・協力に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="1155 1010 2009 1126"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>認定NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク</td> <td>R5.1.18</td> <td>080-5961-9213</td> <td>03-3595-1119</td> </tr> </tbody> </table> <p>災害ボランティア活動への支援に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="1155 1189 2009 1295"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>日本労働組合総連合会石川県連合会</td> <td>R5.2.14</td> <td>076-225-1365</td> <td>076-225-1363</td> </tr> </tbody> </table> <p>第31節～第36節 (略)</p> <p>第4章～第5章 (略)</p>	協 定 者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	石川県森林組合連合会	R4.12.2	076-237-0121	076-237-6004	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	認定NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク	R5.1.18	080-5961-9213	03-3595-1119	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	日本労働組合総連合会石川県連合会	R5.2.14	076-225-1365	076-225-1363	
協 定 者		協定締結日	TEL	FAX																												
石川県	石川県森林組合連合会	R4.12.2	076-237-0121	076-237-6004																												
協定者		協定締結日	TEL	FAX																												
石川県	認定NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク	R5.1.18	080-5961-9213	03-3595-1119																												
協定者		協定締結日	TEL	FAX																												
石川県	日本労働組合総連合会石川県連合会	R5.2.14	076-225-1365	076-225-1363																												

石川県地域防災計画(雪害対策編)修正(案) 新旧対照表

現 行	修 正 案	備 考
<p style="text-align: center;">石川県地域防災計画 雪害対策編 (令和4年修正)</p>	<p style="text-align: center;">石川県地域防災計画 雪害対策編 (令和5年修正)</p>	

現 行	修 正 案	備 考								
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 節～第 2 節（略）</p> <p>第 3 節 県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱 県、市町及び防災関係機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて石川県の地域に係る雪害に対する防災に寄与すべきものである。それぞれが雪害に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="176 552 1021 732"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機指定 地方 行政 中部経済産業局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・雪害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関する事。 ・産業（中小企業を含む）の被害情報及び被災事業者への支援に関する事。 ・ライフラインの早期復旧に関する事。 (新設) </td> </tr> </tbody> </table> <p>第 4 節 本県の特質と既往の雪害 1～5（略）</p>	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	機指定 地方 行政 中部経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> ・雪害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関する事。 ・産業（中小企業を含む）の被害情報及び被災事業者への支援に関する事。 ・ライフラインの早期復旧に関する事。 (新設)	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 節～第 2 節（略）</p> <p>第 3 節 県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱 県、市町及び防災関係機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて石川県の地域に係る雪害に対する防災に寄与すべきものである。それぞれが雪害に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1155 557 2007 737"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機指定 地方 行政 中部経済産業局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・雪害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関する事。 ・産業（中小企業を含む）の被害情報及び被災事業者への支援に関する事。 ・ライフラインの早期復旧に関する事。 ・必要に応じて災害対策本部等への職員の派遣に関する事。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>第 4 節 本県の特質と既往の雪害 1～5（略）</p>	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	機指定 地方 行政 中部経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> ・雪害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関する事。 ・産業（中小企業を含む）の被害情報及び被災事業者への支援に関する事。 ・ライフラインの早期復旧に関する事。 ・必要に応じて災害対策本部等への職員の派遣に関する事。 	
機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱									
機指定 地方 行政 中部経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> ・雪害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関する事。 ・産業（中小企業を含む）の被害情報及び被災事業者への支援に関する事。 ・ライフラインの早期復旧に関する事。 (新設)									
機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱									
機指定 地方 行政 中部経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> ・雪害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関する事。 ・産業（中小企業を含む）の被害情報及び被災事業者への支援に関する事。 ・ライフラインの早期復旧に関する事。 ・必要に応じて災害対策本部等への職員の派遣に関する事。 									

現 行	修 正 案	備 考																																										
<p>6 既往の主な雪害とその被害 県内に特に大きな被害をもたらした豪雪・大雪として、「38豪雪」、「52豪雪」、「56豪雪」、「59豪雪」、「61豪雪」、「平成13年大雪」、「平成18年豪雪」、「平成30年大雪」がある。 (1)～(8) (略) <u>(新設)</u></p>	<p>6 既往の主な雪害とその被害 県内に特に大きな被害をもたらした豪雪・大雪として、「38豪雪」、「52豪雪」、「56豪雪」、「59豪雪」、「61豪雪」、「平成13年大雪」、「平成18年豪雪」、「平成30年大雪」、<u>「令和5年大雪」</u>がある。 (1)～(8) (略) <u>(9) 令和5年大雪 (令和4年12月～2月：2023年)</u> <u>ア 気象の状況</u> <u>12月18日から19日にかけて、北陸地方の上空約1500mに氷点下9.0℃以下の寒気が流れ込んだため、強い冬型の気圧配置となった。このため、県内では能登を中心に大雪となり、19日には珠洲市、穴水町、能登町に大雪警報が発表された。19日の最深積雪は、珠洲で44cm、輪島で30cmを観測した。樹木等への着雪により雪の重みで樹木が倒れ、電線を切断するなど停電が発生した。また、倒れた樹木が道路をふさいで孤立集落が発生した。</u> <u>12月23日から25日にかけて、北陸地方の上空約5000メートルには氷点下39度以下の寒気が流れ込んだため、強い冬型の気圧配置となった。県内では大雪となり、23日には金沢市を対象に「顕著な大雪に関する気象情報」が発表された。</u> <u>1月24日から26日にかけて、北陸地方の上空約5000メートルには氷点下42度以下の非常に強い寒気が流れ込んだため、強い冬型の気圧配置となった。県内では、冷え込みが厳しく、25日の最低気温は、金沢で氷点下5.1度、輪島市三井では氷点下8.1度を観測した。水道管の凍結や破裂が相次ぎ、各地で断水が発生した。</u> <u>イ 降雪量の状況【資料：金沢地方気象台調べ】</u> <div style="text-align: right;">(令和4年12月～2月)</div> <table border="1" data-bbox="1133 1109 2011 1300"> <thead> <tr> <th>要素 \ 観測地点</th> <th>金沢</th> <th>輪島</th> <th>加賀中津原</th> <th>白山河内</th> <th>七尾</th> <th>珠洲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>降雪量の合計 (cm)</td> <td>146</td> <td>125</td> <td>252</td> <td>439</td> <td>127</td> <td>167</td> </tr> <tr> <td>日降雪量の最大 (cm)</td> <td>37</td> <td>19</td> <td>42</td> <td>48</td> <td>25</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>起 因 日</td> <td>12/23</td> <td>12/23</td> <td>12/23</td> <td>12/23</td> <td>12/23</td> <td>12/19</td> </tr> <tr> <td>最深積雪 (cm)</td> <td>36</td> <td>31</td> <td>46</td> <td>65</td> <td>41</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>起 因 日</td> <td>12/23</td> <td>1/29</td> <td>1/29</td> <td>1/28</td> <td>1/27</td> <td>1/29</td> </tr> </tbody> </table> </p>	要素 \ 観測地点	金沢	輪島	加賀中津原	白山河内	七尾	珠洲	降雪量の合計 (cm)	146	125	252	439	127	167	日降雪量の最大 (cm)	37	19	42	48	25	24	起 因 日	12/23	12/23	12/23	12/23	12/23	12/19	最深積雪 (cm)	36	31	46	65	41	50	起 因 日	12/23	1/29	1/29	1/28	1/27	1/29	
要素 \ 観測地点	金沢	輪島	加賀中津原	白山河内	七尾	珠洲																																						
降雪量の合計 (cm)	146	125	252	439	127	167																																						
日降雪量の最大 (cm)	37	19	42	48	25	24																																						
起 因 日	12/23	12/23	12/23	12/23	12/23	12/19																																						
最深積雪 (cm)	36	31	46	65	41	50																																						
起 因 日	12/23	1/29	1/29	1/28	1/27	1/29																																						

現 行	修 正 案	備 考																									
<p>7 (略)</p> <p>8 既往の主な雪害と県、市町の対策組織</p> <table border="1" data-bbox="138 812 1028 976"> <thead> <tr> <th>災害発生年月日</th> <th>災害の種類</th> <th>県、市町設置の対策組織</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	災害発生年月日	災害の種類	県、市町設置の対策組織	(略)	(略)	(略)	(新設)			<p>ウ 被害の状況【資料：危機対策課調べ】</p> <table border="1" data-bbox="1144 220 1379 320"> <tbody> <tr> <td rowspan="3">人 的</td> <td>死 者</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>重 傷 者</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>軽 傷 者</td> <td>6名</td> </tr> </tbody> </table> <p>死者の内訳：除雪作業中（2名）</p> <p>エ 主な雪害対策の状況【資料：前同】</p> <p>(ア) 対策組織</p> <p>県：災害対策本部（12/22～12/28）</p> <p>市町：災害対策本部（3市1町）</p> <p>輪島市（12/20～12/24、1/27～1/30）、羽咋市（1/27～1/29）、 かほく市（1/27～2/2）、宝達志水町（1/26～1/30）</p> <p>雪害対策本部</p> <p>金沢市（12/23～12/28）</p> <p>(イ) 自衛隊の活動状況</p> <p>水道管凍結による断水のため、給水活動を実施（輪島市：1/28～1/30）</p> <p>7 (略)</p> <p>8 既往の主な雪害と県、市町の対策組織</p> <table border="1" data-bbox="1120 815 2024 1066"> <thead> <tr> <th>災害発生年月日</th> <th>災害の種類</th> <th>県、市町設置の対策組織</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>令和4年12月～1月</td> <td>令和5年 大 雪</td> <td>県：災害対策本部（期間：12月22日～12月28日） 市町：災害対策本部 輪島市、羽咋市、かほく市、宝達志水町 雪害対策本部 金沢市</td> </tr> </tbody> </table>	人 的	死 者	2名	重 傷 者	1名	軽 傷 者	6名	災害発生年月日	災害の種類	県、市町設置の対策組織	(略)	(略)	(略)	令和4年12月～1月	令和5年 大 雪	県：災害対策本部（期間：12月22日～12月28日） 市町：災害対策本部 輪島市、羽咋市、かほく市、宝達志水町 雪害対策本部 金沢市	
災害発生年月日	災害の種類	県、市町設置の対策組織																									
(略)	(略)	(略)																									
(新設)																											
人 的	死 者	2名																									
	重 傷 者	1名																									
	軽 傷 者	6名																									
災害発生年月日	災害の種類	県、市町設置の対策組織																									
(略)	(略)	(略)																									
令和4年12月～1月	令和5年 大 雪	県：災害対策本部（期間：12月22日～12月28日） 市町：災害対策本部 輪島市、羽咋市、かほく市、宝達志水町 雪害対策本部 金沢市																									

現 行	修 正 案	備 考
<p style="text-align: center;">第2章 雪害予防計画</p> <p>第1節 防災知識の普及 1～2 (略)</p> <p>3 学校教育における防災教育 児童生徒が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い県民を育成する上で重要である。 そのため、教育委員会及び学校長は、学校における防災訓練等をより実践的なものにするとともに、学校の教育活動全体を通じて、継続的な防災教育を推進する。 なお、防災教育を含めた安全教育については、<u>各学校で「学校安全計画」、 「危機管理マニュアル」を点検し、教職員の共通理解の下で、学校全体で取り組みを進める。</u> (1)～(2) (略)</p> <p>4 住民に対する防災知識の普及 県、市町及び防災関係機関は、防災思想の高揚を図り、自主防災体制の確立を期するため、住民に対して、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等あらゆる機会を利用して防災知識の普及の徹底を図る。 なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。 また、雪崩危険箇所等の存在、融雪時の対応、雪崩に関する情報等についてわかりやすくとりまとめた災害発生時の行動マニュアルやハザードマップ等の作成、配布に努め住民に周知徹底を図る。 (1) (略) (2) 普及の内容 ア～ウ (略) <u>(新設)</u></p> <p><u>エ～ケ</u> (略) 5～7 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 雪害予防計画</p> <p>第1節 防災知識の普及 1～2 (略)</p> <p>3 学校教育における防災教育 児童生徒が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い県民を育成する上で重要である。 そのため、教育委員会及び学校長は、学校における防災訓練等では、<u>消防団員等が参画した体験的・実践的なものにする</u>とともに、学校の教育活動全体を通じて、継続的な防災教育を推進する。 なお、防災教育を含めた安全教育については、<u>様々な機会における指導を密接に関連付けながら、学校安全計画に位置づけ、教職員の共通理解の下で、学校全体で取り組みを進める。</u> (1)～(2) (略)</p> <p>4 住民に対する防災知識の普及 県、市町及び防災関係機関は、防災思想の高揚を図り、自主防災体制の確立を期するため、住民に対して、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等あらゆる機会を利用して防災知識の普及の徹底を図る。 なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。 また、雪崩危険箇所等の存在、融雪時の対応、雪崩に関する情報等についてわかりやすくとりまとめた災害発生時の行動マニュアルやハザードマップ等の作成、配布に努め住民に周知徹底を図る。 (1) (略) (2) 普及の内容 ア～ウ (略) <u>エ 除雪作業の危険性と対応策</u> <u>(既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置、除排雪の安全を確保するための装備、克雪に係る技術)</u> <u>オ～コ</u> (略) 5～7 (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考																											
<p>第2節 県民及び事業者等のとるべき措置</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県民のとるべき措置</p> <p>(1) 平素から次のことに留意し、雪害時に備えておく。</p> <table border="1" data-bbox="143 341 1008 614"> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">平常時の心得</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>○家族で次の対応措置を話し合っておく。 ・雪害発生時の情報収集、除雪等の役割分担及び避難所、避難路 ・毎日の行動予定及び雪害時の連絡先と連絡方法</td> </tr> <tr> <td>○ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。</td> </tr> <tr> <td>○保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを講ずる。 (新設)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(2) (略)</p> <p>3～4 (略)</p>	平常時の心得	(略)	○家族で次の対応措置を話し合っておく。 ・雪害発生時の情報収集、除雪等の役割分担及び避難所、避難路 ・毎日の行動予定及び雪害時の連絡先と連絡方法	○ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。	○保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを講ずる。 (新設)	(略)	<p>第2節 県民及び事業者等のとるべき措置</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県民のとるべき措置</p> <p>(1) 平素から次のことに留意し、雪害時に備えておく。</p> <table border="1" data-bbox="1122 333 1973 646"> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">平常時の心得</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>○家族で次の対応措置を話し合っておく。 ・雪害発生時の情報収集、除雪等の役割分担及び避難所、避難路 ・毎日の行動予定及び雪害時の連絡先と連絡方法</td> </tr> <tr> <td>○ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。</td> </tr> <tr> <td>○保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを講ずる。 防災分野における連携に関する協定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>協定締結日</td> <td>TEL</td> <td>FAX</td> </tr> <tr> <td>石川県 (一社)日本損害保険協会北陸支部</td> <td>R5. 1.23</td> <td>076-221-1149</td> <td>076-221-0482</td> </tr> <tr> <td>(一社)石川県損害保険代理業協会</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) (略)</p> <p>3～4 (略)</p>	平常時の心得	(略)	○家族で次の対応措置を話し合っておく。 ・雪害発生時の情報収集、除雪等の役割分担及び避難所、避難路 ・毎日の行動予定及び雪害時の連絡先と連絡方法	○ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。	○保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを講ずる。 防災分野における連携に関する協定		協定締結日	TEL	FAX	石川県 (一社)日本損害保険協会北陸支部	R5. 1.23	076-221-1149	076-221-0482	(一社)石川県損害保険代理業協会				(略)				
平常時の心得		(略)																											
		○家族で次の対応措置を話し合っておく。 ・雪害発生時の情報収集、除雪等の役割分担及び避難所、避難路 ・毎日の行動予定及び雪害時の連絡先と連絡方法																											
		○ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。																											
	○保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを講ずる。 (新設)																												
(略)																													
平常時の心得	(略)																												
	○家族で次の対応措置を話し合っておく。 ・雪害発生時の情報収集、除雪等の役割分担及び避難所、避難路 ・毎日の行動予定及び雪害時の連絡先と連絡方法																												
	○ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。																												
	○保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを講ずる。 防災分野における連携に関する協定																												
	協定締結日	TEL	FAX																										
石川県 (一社)日本損害保険協会北陸支部	R5. 1.23	076-221-1149	076-221-0482																										
(一社)石川県損害保険代理業協会																													
(略)																													

現 行	修 正 案	備 考
<p>第6節 防災体制の整備</p> <p>1 基本方針</p> <p>雪害時における応急、復旧対策を円滑に推進するには、平常時から防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、各対策に必要な機能をできる限り集約化していくことが必要である。このため、県及び市町は、応急復旧活動のみならず、予防活動にも活用できる拠点として防災活動施設を整備する。</p> <p>また、県、市町及び防災関係機関は、雪崩災害の危険箇所等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実に努めるとともに、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LP ガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。</p> <p>さらに、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努めるほか、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</p> <p>2 県の活動体制</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 市町、防災関係機関等との緊急連絡体制等の構築 ア～エ <u>(新設)</u></p> <p>(4)～(8) (略) <u>(新設)</u></p> <p>(9)～(14) (略)</p>	<p>第6節 防災体制の整備</p> <p>1 基本方針</p> <p>雪害時における応急、復旧対策を円滑に推進するには、平常時から防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、各対策に必要な機能をできる限り集約化していくことが必要である。このため、県及び市町は、応急復旧活動のみならず、予防活動にも活用できる拠点として防災活動施設を整備する。</p> <p>また、県、市町及び防災関係機関は、雪崩災害の危険箇所等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実に努めるとともに、保有する施設・設備について、<u>再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステム</u>や電動車の活用を含め自家発電設備、LP ガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。</p> <p>さらに、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努めるほか、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</p> <p>2 県の活動体制</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 市町、防災関係機関等との緊急連絡体制等の構築 ア～エ <u>オ 県は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。</u></p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>安否不明者の氏名等の公表等</u> 県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努める。</p> <p>(10)～(15) (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>3 市町の活動体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国、県との連絡体制等の整備 市町は、避難指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3)～(15) (略)</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第7節 (略)</p> <p>第8節 通信及び放送施設災害予防</p> <p>1 (略)</p> <p>2 通信用施設設備の整備</p> <p>(1) 県の整備 県は、有線通信の途絶に備えて、市町及び防災関係機関に対する雪害時における迅速かつ確かな無線通信による情報の収集、伝達を図るため、衛星携帯電話、携帯電話、防災行政無線のほか、可搬型衛星地球局等の整備を図る。 また、ヘリコプターテレビ電送システム、高所監視カメラ、総合防災情報システム、土木部総合通信情報システム、救急医療情報システム等の整備の充実を図るほか、被災市町から県への被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員が情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めるよう努めるなど、情報の収集、伝達に万全を期す。</p>	<p>3 市町の活動体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国、県との連絡体制等の整備</p> <p><u>ア</u> 市町は、避難指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。</p> <p><u>イ</u> 市町は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。</p> <p>(3)～(15) (略)</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第7節 (略)</p> <p>第8節 通信及び放送施設災害予防</p> <p>1 (略)</p> <p>2 通信用施設設備の整備</p> <p>(1) 県の整備 県は、有線通信の途絶に備えて、市町及び防災関係機関に対する雪害時における迅速かつ確かな無線通信による情報の収集、伝達を図るため、衛星携帯電話、携帯電話、<u>公共安全LTE（PS-LTE）</u>、防災行政無線のほか、可搬型衛星地球局等の整備を図る。 また、ヘリコプターテレビ電送システム、高所監視カメラ、総合防災情報システム、土木部総合通信情報システム、救急医療情報システム等の整備の充実を図るほか、被災市町から県への被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員が情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めるよう努めるなど、情報の収集、伝達に万全を期す。</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>(2) 市町の整備</p> <p>ア 市町は、住民等に対する雪害時の情報を迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、地域の実情に応じて、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Ｌアラート（災害情報共有システム）等の整備促進を図り、通信の確保に努める。</p> <p>また、ＩＰ通信網やケーブルテレビ網等のほか、ヘリコプター映像等の外部からの被災情報を入手するため、防災行政無線衛星系（VSAT）の活用を図る。</p> <p>さらに、孤立化が懸念される山間地集落等には、衛星携帯電話等の災害に強い通信機器の配備に努める。</p> <p>イ（略）</p> <p>(3)～(5)（略）</p> <p>第9節（略）</p> <p>第10節 消防力の充実、強化</p> <p>1～9（略）</p> <p>10 救助・救急体制の整備</p> <p>ア 県及び市町は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、関係省庁との連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。</p> <p>イ（略）</p>	<p>(2) 市町の整備</p> <p>ア 市町は、住民等に対する雪害時の情報を迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、地域の実情に応じて、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、携帯端末の緊急速報メール機能、<u>公共安全LTE（PS-LTE）</u>、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Ｌアラート（災害情報共有システム）等の整備促進を図り、通信の確保に努める。</p> <p>また、ＩＰ通信網やケーブルテレビ網等のほか、ヘリコプター映像等の外部からの被災情報を入手するため、防災行政無線衛星系（VSAT）の活用を図る。</p> <p>さらに、孤立化が懸念される山間地集落等には、衛星携帯電話等の災害に強い通信機器の配備に努める。</p> <p>イ（略）</p> <p>(3)～(5)（略）</p> <p>第9節（略）</p> <p>第10節 消防力の充実、強化</p> <p>1～9（略）</p> <p>10 救助・救急体制の整備</p> <p>ア 県及び市町は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、<u>「顔の見える関係」</u>を構築し信頼感を醸成するよう努め、関係省庁との連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。</p> <p>イ（略）</p>	

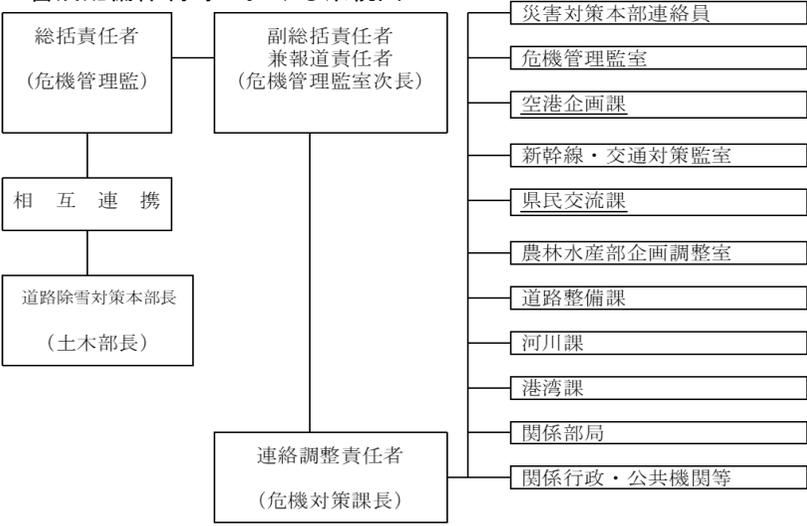
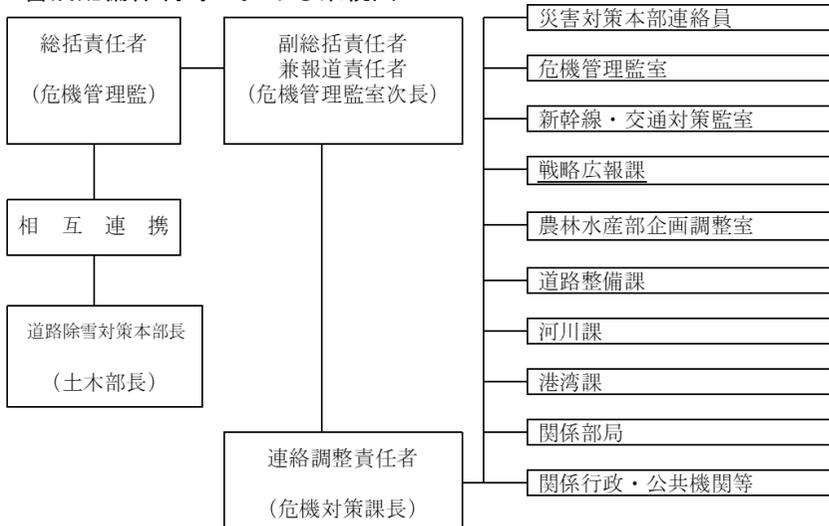
現 行	修 正 案	備 考
<p>第11節 避難体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 指定避難所、避難路の指定等</p> <p>市町は、雪害時に住民が安全かつ迅速に避難できるよう次の事項に留意し、指定避難所、避難路を指定するとともに、町内会、自主防災組織等を通じて、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等への周知徹底を図る。</p> <p>(1) 指定避難所</p> <p>ア～ク (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>ケ～セ</u> (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～8 (略)</p> <p>第12節 要配慮者対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 在宅の要配慮者への配慮</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 福祉避難所の指定</p> <p>市町は、高齢者や障害者等は避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、地区ごとの福祉避難所の指定を進める。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(10)～(11) (略)</p> <p>3～4 (略)</p>	<p>第11節 避難体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 指定避難所、避難路の指定等</p> <p>市町は、雪害時に住民が安全かつ迅速に避難できるよう次の事項に留意し、指定避難所、避難路を指定するとともに、町内会、自主防災組織等を通じて、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等への周知徹底を図る。</p> <p>(1) 指定避難所</p> <p>ア～ク (略)</p> <p><u>ケ 停電時に施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。</u></p> <p><u>コ～ソ</u> (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～8 (略)</p> <p>第12節 要配慮者対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 在宅の要配慮者への配慮</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 福祉避難所の指定</p> <p>市町は、高齢者や障害者、<u>医療的ケアを必要とする者</u>等は避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、地区ごとの福祉避難所の指定を進める。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p><u>エ 医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めること。</u></p> <p>(10)～(11) (略)</p> <p>3～4 (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>第13節 緊急輸送体制の整備</p> <p>1 基本方針</p> <p>道路管理者は、災害応急対策を実施するための要員及び物資等の輸送に必要な緊急輸送道路を定め、整備に努める。また、緊急輸送道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。</p> <p>県及び市町は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点、ヘリコプター臨時離着陸場（以下「臨時離着陸場」という。）の適地をあらかじめ把握しておき、緊急事態に備えるとともに、大量輸送を行うための船舶の確保や港湾、漁港の整備を図る。</p> <p>また、県及び市町は、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市町が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。</p> <p>2～3（略）</p> <p>4 港湾・漁港の整備</p> <p>港湾管理者は、人員、物資及び復旧用資機材等の海路による輸送の機能を確保するため、岸壁・道路等を強化する。</p> <p>また、緊急物資の集積及び住民の避難等のための広場等についても整備を図り、雪害時に港湾等を使用することとなった場合には、船舶等が接岸し、作業できるように除排雪に協力する。</p> <p>5（略）</p>	<p>第13節 緊急輸送体制の整備</p> <p>1 基本方針</p> <p>道路管理者は、災害応急対策を実施するための要員及び物資等の輸送に必要な緊急輸送道路を定め、整備に努める。また、緊急輸送道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、<u>国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。</u></p> <p>県及び市町は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点、ヘリコプター臨時離着陸場（以下「臨時離着陸場」という。）の適地をあらかじめ把握しておき、緊急事態に備えるとともに、大量輸送を行うための船舶の確保や港湾、漁港の整備を図る。</p> <p>また、県及び市町は、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市町が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。</p> <p>2～3（略）</p> <p>4 港湾・漁港の整備</p> <p>港湾管理者は、人員、物資及び復旧用資機材等の海路による輸送の機能を確保するため、岸壁・道路等を強化する。緊急物資の集積及び住民の避難等のための広場等についても整備を図り、雪害時に港湾等を使用することとなった場合には、船舶等が接岸し、作業できるように除排雪に協力する。</p> <p><u>また、港湾管理者は北陸地域港湾の事業継続協議会により、港湾相互間の広域的な連携による航路啓開等の港湾機能の維持・継続のための対策を検討し、緊急輸送の確保に関する広域的な体制の構築等、必要な対策を講じる。</u></p> <p>5（略）</p>	

現 行	修 正 案	備 考										
<p>第23節 公共施設災害予防 1～2 (略)</p> <p>3 電力施設の整備対策 電力供給事業者は、雪害時における電力の供給を確保するため、電力施設の強化を図るとともに、平常時から電力設備の防護対策に努める。</p> <p>また、県、電力供給事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。</p> <p>なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町との協力を努める。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第23節 公共施設災害予防 1～2 (略)</p> <p>3 電力施設の整備対策 電力供給事業者は、雪害時における電力の供給を確保するため、電力施設の強化を図るとともに、平常時から電力設備の防護対策に努める。</p> <p>また、県、電力供給事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。</p> <p>なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町との協力を努める。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(略)</p> <p><u>災害時における応急対策業務等に関する協定</u></p> <table border="1" data-bbox="1106 628 1995 708"> <thead> <tr> <th colspan="2">協 定 者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>石川県森林組合連合会</td> <td>R4.12. 2</td> <td>076-237-0121</td> <td>076-237-6004</td> </tr> </tbody> </table>	協 定 者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	石川県森林組合連合会	R4.12. 2	076-237-0121	076-237-6004	
協 定 者		協定締結日	TEL	FAX								
石川県	石川県森林組合連合会	R4.12. 2	076-237-0121	076-237-6004								

現 行	修 正 案	備 考																				
<p>4 通信施設の整備対策</p> <p>雪害時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策を迅速かつ的確に実施する上からも極めて重要であり、非常用電源の整備等による通信設備の防災対策、電信電話、専用通信、放送等の安全な設置場所の確保などによる施設設備の安全性の確保及び耐火並びに多ルート化に努める。</p> <p>また、県、電力供給事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。</p> <p>なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町との協力を努める。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>5～6 (略)</p> <p>第24節 (略)</p>	<p>4 通信施設の整備対策</p> <p>雪害時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策を迅速かつ的確に実施する上からも極めて重要であり、非常用電源の整備等による通信設備の防災対策、電信電話、専用通信、放送等の安全な設置場所の確保などによる施設設備の安全性の確保及び耐火並びに多ルート化に努める。</p> <p>また、県、電力供給事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。</p> <p>なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町との協力を努める。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>災害時における応急対策業務等に関する協定</u></p> <table border="1" data-bbox="1099 587 2000 675"> <thead> <tr> <th colspan="2">協 定 者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>石川県森林組合連合会</td> <td>R4. 12. 2</td> <td>076-237-0121</td> <td>076-237-6004</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>大規模災害時における相互連携に関する協定</u></p> <table border="1" data-bbox="1104 740 2004 828"> <thead> <tr> <th colspan="2">協 定 者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>西日本電信電話株式会社</td> <td>R5. 2. 10</td> <td>076-282-9847</td> <td>076-253-3464</td> </tr> </tbody> </table> <p>5～6 (略)</p> <p>第24節 (略)</p>	協 定 者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	石川県森林組合連合会	R4. 12. 2	076-237-0121	076-237-6004	協 定 者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	西日本電信電話株式会社	R5. 2. 10	076-282-9847	076-253-3464	
協 定 者		協定締結日	TEL	FAX																		
石川県	石川県森林組合連合会	R4. 12. 2	076-237-0121	076-237-6004																		
協 定 者		協定締結日	TEL	FAX																		
石川県	西日本電信電話株式会社	R5. 2. 10	076-282-9847	076-253-3464																		

現 行	修 正 案	備 考																								
<p style="text-align: center;">第3章 雪害応急対策計画</p> <p>第1節 初動体制の確立</p> <table border="1" data-bbox="174 363 893 951"> <thead> <tr> <th>配 備 体 制 (略)</th> <th>基 準 (略)</th> <th>動 員 対 象 職 員 (略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒配備体制 〔雪害対策本部の設置に備える体制〕</td> <td>県下に大雪警報が発表されたとき。</td> <td>・危機管理監室担当職員 ・空港企画課 新幹線・交通対策監室 県民交流課 農林水産部企画調整室 道路整備課 河川課 港湾課 その他関係部局等 の配備計画による職員 ・災害対策本部連絡員 (企画調整室次長等) 等</td> </tr> <tr> <td>雪害対策本部体制 〔災害対策本部に準ずる体制〕</td> <td>・県下に大雪特別警報が発表されたとき。 ・県道路雪害対策本部が設置されたとき。 ・県下に雪害が発生し、又は雪害の発生が予測され、その規模及び範囲等から雪害対策本部を設置して、その対策を要すると知事が認めたとき。</td> <td>・危機管理監室全職員 ・空港企画課 新幹線・交通対策監室 県民交流課 農林水産部企画調整室 道路整備課 河川課 港湾課 その他関係部局等 の配備計画による職員 ・災害対策本部連絡員 (企画調整室次長等) 等 (警戒配備体制の各課を班に編制)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>1～2 3 通報連絡体制及び県職員の動員 (1)～(2) (略) (3) 職員の動員 ア～イ (略)</p>	配 備 体 制 (略)	基 準 (略)	動 員 対 象 職 員 (略)	警戒配備体制 〔雪害対策本部の設置に備える体制〕	県下に大雪警報が発表されたとき。	・危機管理監室担当職員 ・空港企画課 新幹線・交通対策監室 県民交流課 農林水産部企画調整室 道路整備課 河川課 港湾課 その他関係部局等 の配備計画による職員 ・災害対策本部連絡員 (企画調整室次長等) 等	雪害対策本部体制 〔災害対策本部に準ずる体制〕	・県下に大雪特別警報が発表されたとき。 ・県道路雪害対策本部が設置されたとき。 ・県下に雪害が発生し、又は雪害の発生が予測され、その規模及び範囲等から雪害対策本部を設置して、その対策を要すると知事が認めたとき。	・危機管理監室全職員 ・空港企画課 新幹線・交通対策監室 県民交流課 農林水産部企画調整室 道路整備課 河川課 港湾課 その他関係部局等 の配備計画による職員 ・災害対策本部連絡員 (企画調整室次長等) 等 (警戒配備体制の各課を班に編制)	(略)	(略)	(略)	<p style="text-align: center;">第3章 雪害応急対策計画</p> <p>第1節 初動体制の確立</p> <table border="1" data-bbox="1155 363 1861 967"> <thead> <tr> <th>配 備 体 制 (略)</th> <th>基 準 (略)</th> <th>動 員 対 象 職 員 (略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒配備体制 〔雪害対策本部の設置に備える体制〕</td> <td>県下に大雪警報が発表されたとき。</td> <td>・危機管理監室担当職員 ・新幹線・交通対策監室 戦略広報課 農林水産部企画調整室 道路整備課 河川課 港湾課 その他関係部局等 の配備計画による職員 ・災害対策本部連絡員 (企画調整室次長等) 等</td> </tr> <tr> <td>雪害対策本部体制 〔災害対策本部に準ずる体制〕</td> <td>・県下に大雪特別警報が発表されたとき。 ・県道路雪害対策本部が設置されたとき。 ・県下に雪害が発生し、又は雪害の発生が予測され、その規模及び範囲等から雪害対策本部を設置して、その対策を要すると知事が認めたとき。</td> <td>・危機管理監室全職員 ・新幹線・交通対策監室 戦略広報課 農林水産部企画調整室 道路整備課 河川課 港湾課 その他関係部局等 の配備計画による職員 ・災害対策本部連絡員 (企画調整室次長等) 等 (警戒配備体制の各課を班に編制)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>1～2 3 通報連絡体制及び県職員の動員 (1)～(2) (略) (3) 職員の動員 ア～イ (略)</p>	配 備 体 制 (略)	基 準 (略)	動 員 対 象 職 員 (略)	警戒配備体制 〔雪害対策本部の設置に備える体制〕	県下に大雪警報が発表されたとき。	・危機管理監室担当職員 ・新幹線・交通対策監室 戦略広報課 農林水産部企画調整室 道路整備課 河川課 港湾課 その他関係部局等 の配備計画による職員 ・災害対策本部連絡員 (企画調整室次長等) 等	雪害対策本部体制 〔災害対策本部に準ずる体制〕	・県下に大雪特別警報が発表されたとき。 ・県道路雪害対策本部が設置されたとき。 ・県下に雪害が発生し、又は雪害の発生が予測され、その規模及び範囲等から雪害対策本部を設置して、その対策を要すると知事が認めたとき。	・危機管理監室全職員 ・新幹線・交通対策監室 戦略広報課 農林水産部企画調整室 道路整備課 河川課 港湾課 その他関係部局等 の配備計画による職員 ・災害対策本部連絡員 (企画調整室次長等) 等 (警戒配備体制の各課を班に編制)	(略)	(略)	(略)	
配 備 体 制 (略)	基 準 (略)	動 員 対 象 職 員 (略)																								
警戒配備体制 〔雪害対策本部の設置に備える体制〕	県下に大雪警報が発表されたとき。	・危機管理監室担当職員 ・空港企画課 新幹線・交通対策監室 県民交流課 農林水産部企画調整室 道路整備課 河川課 港湾課 その他関係部局等 の配備計画による職員 ・災害対策本部連絡員 (企画調整室次長等) 等																								
雪害対策本部体制 〔災害対策本部に準ずる体制〕	・県下に大雪特別警報が発表されたとき。 ・県道路雪害対策本部が設置されたとき。 ・県下に雪害が発生し、又は雪害の発生が予測され、その規模及び範囲等から雪害対策本部を設置して、その対策を要すると知事が認めたとき。	・危機管理監室全職員 ・空港企画課 新幹線・交通対策監室 県民交流課 農林水産部企画調整室 道路整備課 河川課 港湾課 その他関係部局等 の配備計画による職員 ・災害対策本部連絡員 (企画調整室次長等) 等 (警戒配備体制の各課を班に編制)																								
(略)	(略)	(略)																								
配 備 体 制 (略)	基 準 (略)	動 員 対 象 職 員 (略)																								
警戒配備体制 〔雪害対策本部の設置に備える体制〕	県下に大雪警報が発表されたとき。	・危機管理監室担当職員 ・新幹線・交通対策監室 戦略広報課 農林水産部企画調整室 道路整備課 河川課 港湾課 その他関係部局等 の配備計画による職員 ・災害対策本部連絡員 (企画調整室次長等) 等																								
雪害対策本部体制 〔災害対策本部に準ずる体制〕	・県下に大雪特別警報が発表されたとき。 ・県道路雪害対策本部が設置されたとき。 ・県下に雪害が発生し、又は雪害の発生が予測され、その規模及び範囲等から雪害対策本部を設置して、その対策を要すると知事が認めたとき。	・危機管理監室全職員 ・新幹線・交通対策監室 戦略広報課 農林水産部企画調整室 道路整備課 河川課 港湾課 その他関係部局等 の配備計画による職員 ・災害対策本部連絡員 (企画調整室次長等) 等 (警戒配備体制の各課を班に編制)																								
(略)	(略)	(略)																								

現 行	修 正 案	備 考
<p>ウ 警戒配備体制時における系統図</p>  <p>4 雪害対策本部 (1) (略)</p>	<p>ウ 警戒配備体制時における系統図</p>  <p>4 雪害対策本部 (1) (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>(2) 雪害対策本部組織図</p> <p>雪害対策本部長 (道路雪害対策本部長) (知事)</p> <p>雪害対策副本部長 兼報道責任者 (危機管理監)</p> <p>災害対策本部連絡員</p> <p>危機管理班 班長 危機対策課長 班員 危機管理監室職員</p> <p>空港企画班 班長 空港企画課長 班員 空港企画課職員</p> <p>新幹線・交通政策班 班長 交通政策課長 班員 新幹線・交通対策監室職員</p> <p>県民交流班 班長 県民交流課長 班員 県民交流課職員</p> <p>農林水産部企画調整班 班長 農林水産部企画調整室次長 班員 農林水産部企画調整室職員</p> <p>道路雪害対策本部 副本部長 (土木部長)</p> <p>道路整備班 班長 道路整備課長 班員 道路整備課職員</p> <p>河川班 班長 河川課長 班員 河川課職員</p> <p>港湾班 班長 港湾課長 班員 港湾課職員</p> <p>関係部局班 班長 関係部局課(室)長 班員 関係部局課(室)職員</p> <p>関係行政・公共機関班 班長 危機対策課長(兼) 班員 関係行政・公共機関等の職員</p> <p>※1 雪害対策本部長は、必要に応じて、関係部局の職員を招集し、必要な班を編成できるものとする。 ※2 関係行政・公共機関等に対する協力要求 雪害対策本部長は、雪害対策本部の所掌事務を遂行するため必要があると認めた場合には、金沢地方気象台、自衛隊、JR西日本、北陸鉄道、県道路公社、その他の関係者を招集し、関係行政・公共機関班を編成できるものとする。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(2) 雪害対策本部組織図</p> <p>雪害対策本部長 (道路雪害対策本部長) (知事)</p> <p>雪害対策副本部長 兼報道責任者 (危機管理監)</p> <p>災害対策本部連絡員</p> <p>危機管理班 班長 危機対策課長 班員 危機管理監室職員</p> <p>新幹線・交通政策班 班長 交通政策課長 班員 新幹線・交通対策監室職員</p> <p>戦略広報班 班長 戦略広報課長 班員 戦略広報課職員</p> <p>農林水産部企画調整班 班長 農林水産部企画調整室次長 班員 農林水産部企画調整室職員</p> <p>道路雪害対策本部 副本部長 (土木部長)</p> <p>道路整備班 班長 道路整備課長 班員 道路整備課職員</p> <p>河川班 班長 河川課長 班員 河川課職員</p> <p>港湾班 班長 港湾課長 班員 港湾課職員</p> <p>関係部局班 班長 関係部局課(室)長 班員 関係部局課(室)職員</p> <p>関係行政・公共機関班 班長 危機対策課長(兼) 班員 関係行政・公共機関等の職員</p> <p>※1 雪害対策本部長は、必要に応じて、関係部局の職員を招集し、必要な班を編成できるものとする。 ※2 関係行政・公共機関等に対する協力要求 雪害対策本部長は、雪害対策本部の所掌事務を遂行するため必要があると認めた場合には、金沢地方気象台、自衛隊、JR西日本、北陸鉄道、県道路公社、その他の関係者を招集し、関係行政・公共機関班を編成できるものとする。</p> <p>(3) (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
-----	-------	-----

(4) 雪害対策本部の班名及び所掌事務

班 名	所 掌 事 務
危機管理班	1 市町及び防災関係機関との通報連絡に関する事。 2 雪害対策本部の設置、運営、連絡調整及び廃止に関する事。 3 広報に関する事。
空港企画班	空港施策の総合的な調整に関する事。
新幹線・交通対策班	公共交通施策（空港を除く）の総合的な調整に関する事。
県民交流班	災害関係の広報活動及び報道機関との連絡調整に関する事。
農林水産部企画調整班	農林水産業の総合的な調整に関する事（林道含む）。
道路整備班	道路（道路法に基づく道路）の管理に関する事。
河川班	河川及び海岸域及び漁港域並びにダムの管理に関する事。
港湾班	港湾及び海岸の管理に関する事。
関係部局班	雪害対策本部長からの指示に関する事。
関係行政・公共機関班	雪害対策本部長からの指示に関する事。

5～9 (略)

10 受援体制の確立

(1)～(5) (略)

(6) 各種団体に対する応援要請

知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、次の応援協定に基づき、各種団体に対して、応援を要請する。

ア 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定（本章第12節「避難誘導等」参照）

協定者		協定締結日	TEL	FAX
石川県	(株)セブンイレブン・ジャパン	H22.9.2	03-6238-3672	03-5214-2330
	山崎製パン(株)	H22.9.2	047-323-0276	047-324-0083
	(株)ファミリーマート	H22.9.2	03-6436-7658	03-3452-5213
	(株)ローソン	H22.9.2	03-5435-1594	03-5759-6944
	(株)老番屋	H22.9.2	076-253-2881	076-253-9211
	(株)モスフードサービス	H22.9.2	03-5987-7305	03-5487-7439
	(株)吉野家ホールディングス	H22.9.2	03-5651-8800	03-5651-8790
	(株)ダスキン	H26.6.2	076-291-5580	076-291-5581
	(株)サガミホールディングス	H26.6.2	052-737-6006	052-737-6022
	(株)オートバックスセブン	H30.6.11	03-6219-8796	03-6219-8801

イ～ト (略)

(4) 雪害対策本部の班名及び所掌事務

班 名	所 掌 事 務
危機管理班	1 市町及び防災関係機関との通報連絡に関する事。 2 雪害対策本部の設置、運営、連絡調整及び廃止に関する事。 3 広報に関する事。
新幹線・交通対策班	公共交通施策（空港を除く）の総合的な調整に関する事。 空港施策の総合的な調整に関する事。
戦略広報班	災害関係の広報活動及び報道機関との連絡調整に関する事。
農林水産部企画調整班	農林水産業の総合的な調整に関する事（林道含む）。
道路整備班	道路（道路法に基づく道路）の管理に関する事。
河川班	河川及び海岸域及び漁港域並びにダムの管理に関する事。
港湾班	港湾及び海岸の管理に関する事。
関係部局班	雪害対策本部長からの指示に関する事。
関係行政・公共機関班	雪害対策本部長からの指示に関する事。

5～9 (略)

10 受援体制の確立

(1)～(5) (略)

(6) 各種団体に対する応援要請

知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、次の応援協定に基づき、各種団体に対して、応援を要請する。

ア 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定（本章第13節「避難誘導等」参照）

協定者		協定締結日	TEL	FAX
石川県	(株)セブンイレブン・ジャパン	H22.9.2	03-6238-3672	03-5214-2330
	山崎製パン(株)	H22.9.2	047-323-0276	047-324-0083
	(株)ファミリーマート	H22.9.2	03-6436-7658	03-3452-5213
	(株)ローソン	H22.9.2	03-5435-1594	03-5759-6944
	(株)老番屋	H22.9.2	076-253-2881	076-253-9211
	(株)モスフードサービス	H22.9.2	03-5987-7305	03-5487-7439
	(株)吉野家ホールディングス	H22.9.2	03-5651-8800	03-5651-8790
	(株)ダスキン	H26.6.2	076-291-5580	076-291-5581
	(株)サガミホールディングス	H26.6.2	052-737-6006	052-737-6022
	(株)オートバックスセブン	H30.6.11	03-6219-8796	03-6219-8801
(社)日本チェーンドラッグストア協会	R4.12.1	045-474-1311	045-474-2569	

イ～ト (略)

現 行	修 正 案	備 考																																								
<p>(新設)</p> <p>ナ～ネ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>ノ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>ハ～ミ (略)</p> <p>(7) 職員の派遣の要請等</p> <p>ア 職員の派遣の要請</p> <p>災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条に基づき、知事は指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に、市町長は指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。</p> <p>また、知事及び市町長は、必要に応じ、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17に基づき、他の都道府県知事又は他の市町長に対し、職員の派遣を要請する。</p> <p>なお、要請に当たっては、知事又は市町長は次の事項を明らかにする。</p>	<p>ナ 災害時における応急対策業務等に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="1115 212 2022 296"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>石川県森林組合連合会</td> <td>R4.12.2</td> <td>076-237-0121</td> <td>076-237-6004</td> </tr> </tbody> </table> <p>ニ～ノ (略)</p> <p>ハ 災害時等における被災者の避難生活への支援、生活再建及び被災地の復旧復興に係る連携・協力に関する協定</p> <p>(本章第25節「ボランティア活動の支援」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1115 480 2022 571"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>認定NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク</td> <td>R5.1.18</td> <td>080-5961-9213</td> <td>03-3595-1119</td> </tr> </tbody> </table> <p>ヒ 災害ボランティア活動への支援に関する協定</p> <p>(本章第25節「ボランティア活動の支援」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1115 699 2022 799"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>日本労働組合総連合会石川県連合会</td> <td>R5.2.14</td> <td>076-225-1365</td> <td>076-225-1363</td> </tr> </tbody> </table> <p>フ (略)</p> <p>ヘ 大規模災害時における相互連携に関する協定</p> <p>(本章第28節「ライフライン施設の応急対策」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1115 927 2022 1018"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>西日本電信電話(株)</td> <td>R5.2.10</td> <td>076-282-9847</td> <td>076-253-3464</td> </tr> </tbody> </table> <p>ホ～ヤ (略)</p> <p>(7) 職員の派遣の要請等</p> <p>ア 職員の派遣の要請</p> <p>災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条に基づき、知事は指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に、市町長は指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。</p> <p>また、知事及び市町長は、必要に応じ、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17に基づき、他の都道府県知事又は他の市町長に対し、職員の派遣を要請する。</p> <p>特に、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。なお、要請に当たっては、知事又は市町長は次の事項を明らかにする。</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	石川県森林組合連合会	R4.12.2	076-237-0121	076-237-6004	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	認定NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク	R5.1.18	080-5961-9213	03-3595-1119	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	日本労働組合総連合会石川県連合会	R5.2.14	076-225-1365	076-225-1363	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	西日本電信電話(株)	R5.2.10	076-282-9847	076-253-3464	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																						
石川県	石川県森林組合連合会	R4.12.2	076-237-0121	076-237-6004																																						
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																						
石川県	認定NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク	R5.1.18	080-5961-9213	03-3595-1119																																						
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																						
石川県	日本労働組合総連合会石川県連合会	R5.2.14	076-225-1365	076-225-1363																																						
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																						
石川県	西日本電信電話(株)	R5.2.10	076-282-9847	076-253-3464																																						

現 行	修 正 案	備 考																																																						
<p>イ (略) (8) (略) 11～12 (略)</p> <p>第2節 (略)</p> <p>第3節 雪に関する防災気象情報 1～3 (略)</p> <p>4 降雪予報 (1) (4) (5) 降雪・積雪観測所 (金沢地方気象台)</p> <table border="1" data-bbox="165 596 931 817"> <thead> <tr> <th colspan="2">観 測 所</th> <th rowspan="2">所 在 地</th> <th rowspan="2">観測所の 標高(m)</th> </tr> <tr> <th>種 別</th> <th>観測所名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気 象 官 署</td> <td>金 沢</td> <td>金沢市西念3丁目4-1</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>特別地域気象観測所</td> <td>輪 島</td> <td>輪島市鳳至町島田99-3</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">地域気象観測所</td> <td>珠 洲</td> <td>珠洲市正院町正院</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>七 尾</td> <td>七尾市万行町43の部</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>白山河内</td> <td>白山市河内町福岡</td> <td>136</td> </tr> <tr> <td>加賀萱谷</td> <td>加賀市山中温泉萱谷町</td> <td>83</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 (略)</p> <p>第4節～第5節 (略)</p> <p>第6節 雪害情報の収集・伝達 1 (略) 2 情報収集体制及び伝達系統の確立 (1)～(4) (略)</p>	観 測 所		所 在 地	観測所の 標高(m)	種 別	観測所名	気 象 官 署	金 沢	金沢市西念3丁目4-1	6	特別地域気象観測所	輪 島	輪島市鳳至町島田99-3	5	地域気象観測所	珠 洲	珠洲市正院町正院	4	七 尾	七尾市万行町43の部	58	白山河内	白山市河内町福岡	136	加賀萱谷	加賀市山中温泉萱谷町	83	<p>イ (略) (8) (略) 11～12 (略)</p> <p>第2節 (略)</p> <p>第3節 雪に関する防災気象情報 1～3 (略)</p> <p>4 降雪予報 (1) (4) (5) 降雪・積雪観測所 (金沢地方気象台)</p> <table border="1" data-bbox="1144 596 1910 828"> <thead> <tr> <th colspan="2">観 測 所</th> <th rowspan="2">所 在 地</th> <th rowspan="2">観測所の 標高(m)</th> </tr> <tr> <th>種 別</th> <th>観測所名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気 象 官 署</td> <td>金 沢</td> <td>金沢市西念3丁目4-1</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>特別地域気象観測所</td> <td>輪 島</td> <td>輪島市鳳至町島田99-3</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">地域気象観測所</td> <td>珠 洲</td> <td>珠洲市正院町正院</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>七 尾</td> <td>七尾市万行町43の部</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>白山河内</td> <td>白山市河内町福岡</td> <td>136</td> </tr> <tr> <td>加賀中津原</td> <td>加賀市山中温泉中津原町</td> <td>65</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 (略)</p> <p>第4節～第5節 (略)</p> <p>第6節 雪害情報の収集・伝達 1 (略) 2 情報収集体制及び伝達系統の確立 (1)～(4) (略)</p>	観 測 所		所 在 地	観測所の 標高(m)	種 別	観測所名	気 象 官 署	金 沢	金沢市西念3丁目4-1	6	特別地域気象観測所	輪 島	輪島市鳳至町島田99-3	5	地域気象観測所	珠 洲	珠洲市正院町正院	4	七 尾	七尾市万行町43の部	58	白山河内	白山市河内町福岡	136	加賀中津原	加賀市山中温泉中津原町	65	
観 測 所		所 在 地			観測所の 標高(m)																																																			
種 別	観測所名																																																							
気 象 官 署	金 沢	金沢市西念3丁目4-1	6																																																					
特別地域気象観測所	輪 島	輪島市鳳至町島田99-3	5																																																					
地域気象観測所	珠 洲	珠洲市正院町正院	4																																																					
	七 尾	七尾市万行町43の部	58																																																					
	白山河内	白山市河内町福岡	136																																																					
	加賀萱谷	加賀市山中温泉萱谷町	83																																																					
観 測 所		所 在 地	観測所の 標高(m)																																																					
種 別	観測所名																																																							
気 象 官 署	金 沢	金沢市西念3丁目4-1	6																																																					
特別地域気象観測所	輪 島	輪島市鳳至町島田99-3	5																																																					
地域気象観測所	珠 洲	珠洲市正院町正院	4																																																					
	七 尾	七尾市万行町43の部	58																																																					
	白山河内	白山市河内町福岡	136																																																					
	加賀中津原	加賀市山中温泉中津原町	65																																																					

現 行	修 正 案	備 考
<p>(5) 安否情報の収集等 (新設)</p> <p>県及び市町は、武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム等を活用し、安否情報の収集等を行うものとする。 (新設)</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第7節 (略)</p> <p>第8節 消防防災ヘリコプターの活用等 1～5 (略)</p> <p>6 航空機の運用調整</p> <p>県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署(航空運用調整班)を設置し、現地对策本部と連携して必要な調整を行う。</p> <p>航空運用調整班は、防災関係機関の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行う。<u>また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行う。</u></p>	<p>(5) 安否情報の収集等</p> <p><u>ア 市町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。</u></p> <p><u>イ 県及び市町は、武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム等を活用し、安否情報の収集等を行うものとする。</u></p> <p><u>ウ 県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。</u></p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第7節 (略)</p> <p>第8節 消防防災ヘリコプターの活用等 1～5 (略)</p> <p>6 航空機の運用調整</p> <p>県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署(航空運用調整班)を設置し、現地对策本部と連携して必要な調整を行う。</p> <p>航空運用調整班は、防災関係機関の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行う。必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行う。</p> <p><u>また、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼する。なお、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行う。</u></p>	

現 行	修 正 案	備 考						
<p>第9節 災害広報</p> <p>1 (略)</p> <p>2 広報機関</p> <p>(2) 警戒配備体制、雪害対策本部設置の場合 警戒配備体制、雪害対策本部設置時には、<u>危機対策課(班)と県民交流課(班)</u>が協力して被害状況その他の雪害情報を収集し、広報活動を行う。</p> <p>(3) 災害対策本部設置の場合 ア 災害対策本部設置時には、<u>危機管理班と広報班(県民文化スポーツ部)</u>が協力して被害状況その他の雪害情報を収集し、その広報は、<u>広報班</u>が行う。 イ (略)</p> <p>3～7 (略)</p> <p>第10節 道路等の交通確保対策</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 公共交通の確保</p> <p>(1) JR西日本の運行 ア～イ (略) ウ 災害対策 (ア)～(ウ) (略) (エ) 列車遅延情報の提供 利用者に対し、列車運行状況を的確、迅速に把握し、提供するため、通常7:00～21:00の時間で営業している北陸案内センターを、12月20日～2月末日の冬期間については、4:30～22:30に営業時間を延長して案内する。</p> <table border="1" data-bbox="199 1043 882 1177"> <tr> <td data-bbox="199 1043 383 1098">北陸案内センター</td> <td data-bbox="383 1043 524 1098">電 話</td> <td data-bbox="524 1043 882 1098">(076)-251-5655</td> </tr> <tr> <td data-bbox="199 1098 383 1177"></td> <td data-bbox="383 1098 524 1177">ホームページ</td> <td data-bbox="524 1098 882 1177">http://trafficinfo.westjr.co.jp/hokuriku.html</td> </tr> </table> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>第11節 (略)</p>	北陸案内センター	電 話	(076)-251-5655		ホームページ	http://trafficinfo.westjr.co.jp/hokuriku.html	<p>第9節 災害広報</p> <p>1 (略)</p> <p>2 広報機関</p> <p>(2) 警戒配備体制、雪害対策本部設置の場合 警戒配備体制、雪害対策本部設置時には、<u>危機対策課(班)と戦略広報課(班)</u>が協力して被害状況その他の雪害情報を収集し、広報活動を行う。</p> <p>(3) 災害対策本部設置の場合 ア 災害対策本部設置時には、<u>危機管理班と戦略広報班(総務部)</u>が協力して被害状況その他の雪害情報を収集し、その広報は、<u>戦略広報班</u>が行う。 イ (略)</p> <p>3～7 (略)</p> <p>第10節 道路等の交通確保対策</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 公共交通の確保</p> <p>(1) JR西日本の運行 ア～イ (略) ウ 災害対策 (ア)～(ウ) (略) (エ) 列車遅延情報等の提供 <u>利用者に適切且つ迅速な列車運行状況(列車遅延・運休情報等)を提供するため、駅頭掲示・ホームページ(JRおでかけネット[https://www.jr-odekake.net/])・JR西日本列車運行情報アプリ等による情報配信のほか、関係行政機関及び報道機関等への前広な情報提供を実施する。</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>第11節 (略)</p>	
北陸案内センター	電 話	(076)-251-5655						
	ホームページ	http://trafficinfo.westjr.co.jp/hokuriku.html						

現 行	修 正 案	備 考												
<p>第12節 自衛隊の災害派遣 1～4 (略)</p> <p>5 活動の内容 災害派遣活動は、人命又は財産の保護のために行う応急救援及び応急復旧が終了するまでを限度とし、通常次のおりとする。なお、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市町長等、警察官、海上保安官がその場にはいない場合、警戒区域の設定等の措置をとるとともに、直ちに、その旨を市町長に通知する。</p> <table border="1" data-bbox="94 432 1048 624"> <tr> <td>(1)～(6)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(7) <u>炊飯</u>及び給水</td> <td>要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、<u>炊飯</u>及び給水の支援を行う。</td> </tr> <tr> <td>(8)～(9)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>6～8 (略)</p> <p>第13節 避難誘導等 1 (略)</p> <p>2 避難の指示の実施 (1)～(2) (略)</p> <p>(5) 相互の連絡協力 (1)から(2)に掲げる者は、それぞれの措置をとった場合は、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速、適切に実施されるよう協力する。 また、県及び指定地方行政機関は、市町から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言する。また、県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町に積極的に助言する。</p> <p>(6)～(7) (略)</p> <p>3～6 (略)</p>	(1)～(6)	(略)	(7) <u>炊飯</u> 及び給水	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、 <u>炊飯</u> 及び給水の支援を行う。	(8)～(9)	(略)	<p>第12節 自衛隊の災害派遣 1～4 (略)</p> <p>5 活動の内容 災害派遣活動は、人命又は財産の保護のために行う応急救援及び応急復旧が終了するまでを限度とし、通常次のおりとする。なお、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市町長等、警察官、海上保安官がその場にはいない場合、警戒区域の設定等の措置をとるとともに、直ちに、その旨を市町長に通知する。</p> <table border="1" data-bbox="1075 432 2029 624"> <tr> <td>(1)～(6)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(7) <u>給食</u>及び給水</td> <td>要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、<u>給食</u>及び給水の支援を行う。</td> </tr> <tr> <td>(8)～(9)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>6～8 (略)</p> <p>第13節 避難誘導等 1 (略)</p> <p>2 避難の指示の実施 (1)～(2) (略)</p> <p>(5) 相互の連絡協力 (1)から(2)に掲げる者は、それぞれの措置をとった場合は、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速、適切に実施されるよう協力する。 また、県及び指定地方行政機関は、市町から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言する。また、県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町に積極的に助言する。 <u>さらに、市町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。</u></p> <p>(6)～(7) (略)</p> <p>3～6 (略)</p>	(1)～(6)	(略)	(7) <u>給食</u> 及び給水	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、 <u>給食</u> 及び給水の支援を行う。	(8)～(9)	(略)	
(1)～(6)	(略)													
(7) <u>炊飯</u> 及び給水	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、 <u>炊飯</u> 及び給水の支援を行う。													
(8)～(9)	(略)													
(1)～(6)	(略)													
(7) <u>給食</u> 及び給水	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、 <u>給食</u> 及び給水の支援を行う。													
(8)～(9)	(略)													

現 行	修 正 案	備 考
<p>7 避難所の開設及び運営 (1) 市町 ア～エ (略) オ 避難所の運営</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○ 市町は、自主防災組織の会長や地域住民及び避難所となった学校等施設の管理者、ボランティア、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得て避難所を管理運営する。運営に当たっては各主体の役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。</p> <p>(略)</p> <p>○ 市町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。</p> <p>(略)</p> </div> <p>カ～セ (略) (2) (略) 8 (略)</p>	<p>7 避難所の開設及び運営 (1) 市町 ア～エ (略) オ 避難所の運営</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○ 市町は、自主防災組織の会長や地域住民及び避難所となった学校等施設の管理者、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力を得て避難所を管理運営する。運営に当たっては各主体の役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。</p> <p>(略)</p> <p>○ 市町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。</p> <p>(略)</p> </div> <p>カ～セ (略) (2) (略) 8 (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考																																																																																												
<p>9 帰宅困難者対策</p> <p>県及び市町は、施設管理者や事業者等と連携し、大規模災害時により交通が途絶したときは、「むやみに移動しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、通勤、通学者や観光客等の徒歩での帰宅や移動を支援するため、次の協定により協力を要請するなど、必要な帰宅困難者対策に努める。</p> <p>また、必要に応じて、一時滞在施設の確保等の支援を行うとともに、一時滞在施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営に努める。</p> <p>災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="152 550 1016 855"> <thead> <tr> <th>協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県 (株)セブンイレブン・ジャパン</td> <td>H22.9.2</td> <td>03-6238-3672</td> <td>03-5214-2330</td> </tr> <tr> <td>山崎製パン(株)</td> <td>H22.9.2</td> <td>047-323-0276</td> <td>047-324-0083</td> </tr> <tr> <td>(株)ファミリーマート</td> <td>H22.9.2</td> <td>03-6436-7658</td> <td>03-3452-5213</td> </tr> <tr> <td>(株)ローソン</td> <td>H22.9.2</td> <td>03-5435-1594</td> <td>03-5759-6944</td> </tr> <tr> <td>(株)老番屋</td> <td>H22.9.2</td> <td>076-253-2881</td> <td>076-253-9211</td> </tr> <tr> <td>(株)モスフードサービス</td> <td>H22.9.2</td> <td>03-5987-7305</td> <td>03-5487-7439</td> </tr> <tr> <td>(株)吉野家ホールディングス</td> <td>H22.9.2</td> <td>03-5651-8800</td> <td>03-5651-8790</td> </tr> <tr> <td>(株)ダスキン</td> <td>H26.6.2</td> <td>076-291-5580</td> <td>076-291-5581</td> </tr> <tr> <td>(株)サガミホールディングス</td> <td>H26.6.2</td> <td>052-737-6006</td> <td>052-737-6022</td> </tr> <tr> <td>(株)オートバックスセブン</td> <td>H30.6.11</td> <td>03-6219-8796</td> <td>03-6219-8801</td> </tr> </tbody> </table> <p>10 (略)</p> <p>第14節 (略)</p>	協定者	協定締結日	TEL	FAX	石川県 (株)セブンイレブン・ジャパン	H22.9.2	03-6238-3672	03-5214-2330	山崎製パン(株)	H22.9.2	047-323-0276	047-324-0083	(株)ファミリーマート	H22.9.2	03-6436-7658	03-3452-5213	(株)ローソン	H22.9.2	03-5435-1594	03-5759-6944	(株)老番屋	H22.9.2	076-253-2881	076-253-9211	(株)モスフードサービス	H22.9.2	03-5987-7305	03-5487-7439	(株)吉野家ホールディングス	H22.9.2	03-5651-8800	03-5651-8790	(株)ダスキン	H26.6.2	076-291-5580	076-291-5581	(株)サガミホールディングス	H26.6.2	052-737-6006	052-737-6022	(株)オートバックスセブン	H30.6.11	03-6219-8796	03-6219-8801	<p>9 帰宅困難者対策</p> <p>県及び市町は、施設管理者や事業者等と連携し、大規模災害時により交通が途絶したときは、「むやみに移動しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、通勤、通学者や観光客等の徒歩での帰宅や移動を支援するため、次の協定により協力を要請するなど、必要な帰宅困難者対策に努める。</p> <p>また、必要に応じて、一時滞在施設の確保等の支援を行うとともに、一時滞在施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営に努める。</p> <p>災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="1142 550 2007 906"> <thead> <tr> <th>協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県 (株)セブンイレブン・ジャパン</td> <td>H22.9.2</td> <td>03-6238-3672</td> <td>03-5214-2330</td> </tr> <tr> <td>山崎製パン(株)</td> <td>H22.9.2</td> <td>047-323-0276</td> <td>047-324-0083</td> </tr> <tr> <td>(株)ファミリーマート</td> <td>H22.9.2</td> <td>03-6436-7658</td> <td>03-3452-5213</td> </tr> <tr> <td>(株)ローソン</td> <td>H22.9.2</td> <td>03-5435-1594</td> <td>03-5759-6944</td> </tr> <tr> <td>(株)老番屋</td> <td>H22.9.2</td> <td>076-253-2881</td> <td>076-253-9211</td> </tr> <tr> <td>(株)モスフードサービス</td> <td>H22.9.2</td> <td>03-5987-7305</td> <td>03-5487-7439</td> </tr> <tr> <td>(株)吉野家ホールディングス</td> <td>H22.9.2</td> <td>03-5651-8800</td> <td>03-5651-8790</td> </tr> <tr> <td>(株)ダスキン</td> <td>H26.6.2</td> <td>076-291-5580</td> <td>076-291-5581</td> </tr> <tr> <td>(株)サガミホールディングス</td> <td>H26.6.2</td> <td>052-737-6006</td> <td>052-737-6022</td> </tr> <tr> <td>(株)オートバックスセブン</td> <td>H30.6.11</td> <td>03-6219-8796</td> <td>03-6219-8801</td> </tr> <tr> <td>(一社)日本チェーンドラッグストア協会</td> <td>R4.12.1</td> <td>045-474-1311</td> <td>045-474-2569</td> </tr> </tbody> </table> <p>10 (略)</p> <p>第14節 (略)</p>	協定者	協定締結日	TEL	FAX	石川県 (株)セブンイレブン・ジャパン	H22.9.2	03-6238-3672	03-5214-2330	山崎製パン(株)	H22.9.2	047-323-0276	047-324-0083	(株)ファミリーマート	H22.9.2	03-6436-7658	03-3452-5213	(株)ローソン	H22.9.2	03-5435-1594	03-5759-6944	(株)老番屋	H22.9.2	076-253-2881	076-253-9211	(株)モスフードサービス	H22.9.2	03-5987-7305	03-5487-7439	(株)吉野家ホールディングス	H22.9.2	03-5651-8800	03-5651-8790	(株)ダスキン	H26.6.2	076-291-5580	076-291-5581	(株)サガミホールディングス	H26.6.2	052-737-6006	052-737-6022	(株)オートバックスセブン	H30.6.11	03-6219-8796	03-6219-8801	(一社)日本チェーンドラッグストア協会	R4.12.1	045-474-1311	045-474-2569	
協定者	協定締結日	TEL	FAX																																																																																											
石川県 (株)セブンイレブン・ジャパン	H22.9.2	03-6238-3672	03-5214-2330																																																																																											
山崎製パン(株)	H22.9.2	047-323-0276	047-324-0083																																																																																											
(株)ファミリーマート	H22.9.2	03-6436-7658	03-3452-5213																																																																																											
(株)ローソン	H22.9.2	03-5435-1594	03-5759-6944																																																																																											
(株)老番屋	H22.9.2	076-253-2881	076-253-9211																																																																																											
(株)モスフードサービス	H22.9.2	03-5987-7305	03-5487-7439																																																																																											
(株)吉野家ホールディングス	H22.9.2	03-5651-8800	03-5651-8790																																																																																											
(株)ダスキン	H26.6.2	076-291-5580	076-291-5581																																																																																											
(株)サガミホールディングス	H26.6.2	052-737-6006	052-737-6022																																																																																											
(株)オートバックスセブン	H30.6.11	03-6219-8796	03-6219-8801																																																																																											
協定者	協定締結日	TEL	FAX																																																																																											
石川県 (株)セブンイレブン・ジャパン	H22.9.2	03-6238-3672	03-5214-2330																																																																																											
山崎製パン(株)	H22.9.2	047-323-0276	047-324-0083																																																																																											
(株)ファミリーマート	H22.9.2	03-6436-7658	03-3452-5213																																																																																											
(株)ローソン	H22.9.2	03-5435-1594	03-5759-6944																																																																																											
(株)老番屋	H22.9.2	076-253-2881	076-253-9211																																																																																											
(株)モスフードサービス	H22.9.2	03-5987-7305	03-5487-7439																																																																																											
(株)吉野家ホールディングス	H22.9.2	03-5651-8800	03-5651-8790																																																																																											
(株)ダスキン	H26.6.2	076-291-5580	076-291-5581																																																																																											
(株)サガミホールディングス	H26.6.2	052-737-6006	052-737-6022																																																																																											
(株)オートバックスセブン	H30.6.11	03-6219-8796	03-6219-8801																																																																																											
(一社)日本チェーンドラッグストア協会	R4.12.1	045-474-1311	045-474-2569																																																																																											

現 行	修 正 案	備 考																																																										
<p>第15節 災害医療及び救急医療 1～2（略） 3 DMAT・医療救護班派遣・受入体制 （1）～（2）（略） （3）石川DMAT指定病院 ア（略） イ 石川DMAT指定病院は、県から「石川DMATの出動に関する協定書」に基づく派遣要請があり、出動が可能と判断した場合には、石川DMATを出動させる。 石川DMATの出動に関する協定書</p> <table border="1" data-bbox="181 552 815 898"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13">石川県</td> <td>金沢大学附属病院</td> <td>H22.4.1</td> </tr> <tr> <td>金沢医科大学病院</td> <td>H22.4.1</td> </tr> <tr> <td>国立病院機構金沢医療センター</td> <td>H22.4.1</td> </tr> <tr> <td>公立能登総合病院</td> <td>H22.4.1</td> </tr> <tr> <td>県立中央病院</td> <td>H22.4.1</td> </tr> <tr> <td>金沢赤十字病院</td> <td>H25.3.1</td> </tr> <tr> <td>金沢市立病院</td> <td>H25.3.1</td> </tr> <tr> <td>市立輪島病院</td> <td>H25.3.1</td> </tr> <tr> <td>小松市民病院</td> <td>H25.3.1</td> </tr> <tr> <td>公立松任石川中央病院</td> <td>H26.4.1</td> </tr> <tr> <td>公立羽咋病院</td> <td>H26.4.1</td> </tr> <tr> <td>珠洲市総合病院</td> <td>H26.7.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ～オ（略）</p>	協定者		協定締結日	石川県	金沢大学附属病院	H22.4.1	金沢医科大学病院	H22.4.1	国立病院機構金沢医療センター	H22.4.1	公立能登総合病院	H22.4.1	県立中央病院	H22.4.1	金沢赤十字病院	H25.3.1	金沢市立病院	H25.3.1	市立輪島病院	H25.3.1	小松市民病院	H25.3.1	公立松任石川中央病院	H26.4.1	公立羽咋病院	H26.4.1	珠洲市総合病院	H26.7.1	<p>第15節 災害医療及び救急医療 1～2（略） 3 DMAT・医療救護班派遣・受入体制 （1）～（2）（略） （3）石川DMAT指定病院 ア（略） イ 石川DMAT指定病院は、県から「石川DMATの出動に関する協定書」に基づく派遣要請があり、出動が可能と判断した場合には、石川DMATを出動させる。 石川DMATの出動に関する協定書</p> <table border="1" data-bbox="1167 552 1800 930"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">石川県</td> <td>金沢大学附属病院</td> <td>H22.4.1</td> </tr> <tr> <td>金沢医科大学病院</td> <td>H22.4.1</td> </tr> <tr> <td>国立病院機構金沢医療センター</td> <td>H22.4.1</td> </tr> <tr> <td>公立能登総合病院</td> <td>H22.4.1</td> </tr> <tr> <td>県立中央病院</td> <td>H22.4.1</td> </tr> <tr> <td>金沢赤十字病院</td> <td>H25.3.1</td> </tr> <tr> <td>金沢市立病院</td> <td>H25.3.1</td> </tr> <tr> <td>市立輪島病院</td> <td>H25.3.1</td> </tr> <tr> <td>小松市民病院</td> <td>H25.3.1</td> </tr> <tr> <td>公立松任石川中央病院</td> <td>H26.4.1</td> </tr> <tr> <td>公立羽咋病院</td> <td>H26.4.1</td> </tr> <tr> <td>珠洲市総合病院</td> <td>H26.7.1</td> </tr> <tr> <td>加賀市医療センター</td> <td>R4.6.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ～オ（略）</p>	協定者		協定締結日	石川県	金沢大学附属病院	H22.4.1	金沢医科大学病院	H22.4.1	国立病院機構金沢医療センター	H22.4.1	公立能登総合病院	H22.4.1	県立中央病院	H22.4.1	金沢赤十字病院	H25.3.1	金沢市立病院	H25.3.1	市立輪島病院	H25.3.1	小松市民病院	H25.3.1	公立松任石川中央病院	H26.4.1	公立羽咋病院	H26.4.1	珠洲市総合病院	H26.7.1	加賀市医療センター	R4.6.1	
協定者		協定締結日																																																										
石川県	金沢大学附属病院	H22.4.1																																																										
	金沢医科大学病院	H22.4.1																																																										
	国立病院機構金沢医療センター	H22.4.1																																																										
	公立能登総合病院	H22.4.1																																																										
	県立中央病院	H22.4.1																																																										
	金沢赤十字病院	H25.3.1																																																										
	金沢市立病院	H25.3.1																																																										
	市立輪島病院	H25.3.1																																																										
	小松市民病院	H25.3.1																																																										
	公立松任石川中央病院	H26.4.1																																																										
	公立羽咋病院	H26.4.1																																																										
	珠洲市総合病院	H26.7.1																																																										
	協定者		協定締結日																																																									
石川県	金沢大学附属病院	H22.4.1																																																										
	金沢医科大学病院	H22.4.1																																																										
	国立病院機構金沢医療センター	H22.4.1																																																										
	公立能登総合病院	H22.4.1																																																										
	県立中央病院	H22.4.1																																																										
	金沢赤十字病院	H25.3.1																																																										
	金沢市立病院	H25.3.1																																																										
	市立輪島病院	H25.3.1																																																										
	小松市民病院	H25.3.1																																																										
	公立松任石川中央病院	H26.4.1																																																										
	公立羽咋病院	H26.4.1																																																										
	珠洲市総合病院	H26.7.1																																																										
	加賀市医療センター	R4.6.1																																																										

現 行	修 正 案	備 考																													
<p>(4) 災害拠点病院</p> <p>ア 下記の災害拠点病院は、県から派遣要請があったときは、医療救護班を派遣し、医療救護活動を行う。</p> <p>災害拠点病院</p> <table border="1" data-bbox="174 320 797 647"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>病院名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基幹災害拠点病院</td> <td>県立中央病院</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">地域災害拠点病院</td> <td>小松市民病院</td> </tr> <tr> <td>国立病院機構金沢医療センター</td> </tr> <tr> <td>金沢市立病院</td> </tr> <tr> <td>金沢赤十字病院</td> </tr> <tr> <td>公立能登総合病院</td> </tr> <tr> <td>公立羽咋病院</td> </tr> <tr> <td>市立輪島病院</td> </tr> <tr> <td>珠洲市総合病院</td> </tr> <tr> <td>公立松任石川中央病院</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ～エ (略)</p> <p>(5)～(10) (略)</p> <p>4～12 (略)</p> <p>第16節 (略)</p> <p>第17節 救助・救急活動</p> <p>雪害発生時には、倒壊家屋等の下敷き、車両事故等による負傷者など、救助・救急活動を要する事案が数多く現出するものと考えられる。このため県、市町及び防災関係機関は、相互に連携して県民、自主防災組織及び事業所に協力を呼びかけ、生命、身体が危険となった者を直ちに救助し、負傷者を医療機関に搬送する。</p> <p>また、必要に応じ、現地対策本部との合同会議を活用する等により、非常本部等、現地対策本部、国の各機関や他の地方公共団体に応援を要請する。</p> <p>2～5 (略)</p>	種 別	病院名	基幹災害拠点病院	県立中央病院	地域災害拠点病院	小松市民病院	国立病院機構金沢医療センター	金沢市立病院	金沢赤十字病院	公立能登総合病院	公立羽咋病院	市立輪島病院	珠洲市総合病院	公立松任石川中央病院	<p>(4) 災害拠点病院</p> <p>ア 下記の災害拠点病院は、県から派遣要請があったときは、医療救護班を派遣し、医療救護活動を行う。</p> <p>災害拠点病院</p> <table border="1" data-bbox="1167 320 1789 683"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>病院名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基幹災害拠点病院</td> <td>県立中央病院</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">地域災害拠点病院</td> <td>小松市民病院</td> </tr> <tr> <td>国立病院機構金沢医療センター</td> </tr> <tr> <td>金沢市立病院</td> </tr> <tr> <td>金沢赤十字病院</td> </tr> <tr> <td>公立能登総合病院</td> </tr> <tr> <td>公立羽咋病院</td> </tr> <tr> <td>市立輪島病院</td> </tr> <tr> <td>珠洲市総合病院</td> </tr> <tr> <td>公立松任石川中央病院</td> </tr> <tr> <td>加賀市医療センター</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ～エ (略)</p> <p>(5)～(10) (略)</p> <p>4～12 (略)</p> <p>第16節 (略)</p> <p>第17節 救助・救急活動</p> <p>1 基本方針</p> <p>雪害発生時には、倒壊家屋等の下敷き、車両事故等による負傷者など、救助・救急活動を要する事案が数多く現出するものと考えられる。このため県、市町及び防災関係機関は、相互に連携して県民、自主防災組織及び事業所に協力を呼びかけ、生命、身体が危険となった者を直ちに救助し、負傷者を医療機関に搬送する。</p> <p><u>また、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>なお、必要に応じ、現地対策本部との合同会議を活用する等により、非常本部等、現地対策本部、国の各機関や他の地方公共団体に応援を要請する。</p> <p>2～5 (略)</p>	種 別	病院名	基幹災害拠点病院	県立中央病院	地域災害拠点病院	小松市民病院	国立病院機構金沢医療センター	金沢市立病院	金沢赤十字病院	公立能登総合病院	公立羽咋病院	市立輪島病院	珠洲市総合病院	公立松任石川中央病院	加賀市医療センター	
種 別	病院名																														
基幹災害拠点病院	県立中央病院																														
地域災害拠点病院	小松市民病院																														
	国立病院機構金沢医療センター																														
	金沢市立病院																														
	金沢赤十字病院																														
	公立能登総合病院																														
	公立羽咋病院																														
	市立輪島病院																														
	珠洲市総合病院																														
	公立松任石川中央病院																														
	種 別	病院名																													
基幹災害拠点病院	県立中央病院																														
地域災害拠点病院	小松市民病院																														
	国立病院機構金沢医療センター																														
	金沢市立病院																														
	金沢赤十字病院																														
	公立能登総合病院																														
	公立羽咋病院																														
	市立輪島病院																														
	珠洲市総合病院																														
	公立松任石川中央病院																														
	加賀市医療センター																														

現 行	修 正 案	備 考
<p>第18節 災害救助法の適用 1～4 (略)</p> <p>5 災害救助法に基づく救助の実施 (1) (略)</p> <p>(2) 別紙「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について」の番号1、<u>3から8まで及び10から14までに定める救助の他、知事が必要と認めるものについては、知事は救助の内容及び当該救助を行う期間を通知し、市町長が行うこととする。</u> この場合においては、市町長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。(令第17条第1項)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>6～7 (略)</p>	<p>第18節 災害救助法の適用 1～4 (略)</p> <p>5 災害救助法に基づく救助の実施 (1) (略)</p> <p>(2) 別紙「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について」の番号1、<u>2の一部、3から14までに定める救助の他、知事が必要と認めるものについては、知事は救助の内容及び当該救助を行う期間を通知し、市町長が行うこととする。</u> この場合においては、市町長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。(令第17条第1項)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>6～7 (略)</p>	

現 行

別紙
災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について

令和元年10月23日現在

番号	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考						
1	避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 3,300円以内 (加算額) 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合は、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。						
2	応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	1 規模 地域の実情、世帯構成等に応じた設定 2 限度額 1戸当たり5,714,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり5,714,000円以内であればよい。 2 建設型応急住宅を同一敷地内に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要配慮者等を教人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 給与期間 最高2年以内 5 賃貸型応急住宅の場合は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならない。						
3	炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を支給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)						
4	飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上						
5	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上に必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は、災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は、年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。						
			区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算		
			全半流	壊焼失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
					冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
			半床上浸水	壊焼失	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
					冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600
6	医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から4日以内	患者等の移送費は、別途計上						
7	助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上						
8	被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上						

修 正 案

別紙
災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について

令和5年4月1日現在

番号	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考						
1	避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 3,400円以内 (加算額) 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合は、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。						
2	応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	1 平均1戸当たり6,285,000円以内であればよい。 2 建設型応急住宅を同一敷地内に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要配慮者等を教人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 給与期間 最高2年以内 5 賃貸型応急住宅の場合は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならない。	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり6,285,000円以内であればよい。 2 建設型応急住宅を同一敷地内に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要配慮者等を教人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 給与期間 最高2年以内 5 賃貸型応急住宅の場合は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならない。						
3	炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり1,230円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を支給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)						
4	飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上						
5	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上に必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は、災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は、年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。						
			区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算		
			全半流	壊焼失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
					冬	31,800	41,000	57,200	66,900	84,300	11,600
			半床上浸水	壊焼失	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
					冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700
6	医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から4日以内	患者等の移送費は、別途計上						
7	助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上						
8	被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上						

現 行					修 正 案					備 考	
番号	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考	番号	救助の種類	対 象	費用の限度額		期 間
9	被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自ら修繕することができない者 2 大規模な補修を行わなければならない居住者に困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり ① 大規模半壊又は半壊若しくは半壊の被害を受けた世帯 595,000円以内 ② 半壊又は半壊に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日から1か月以内		9	被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自ら修繕することができない者 2 大規模な補修を行わなければならない居住者に困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり ① 大規模半壊又は半壊若しくは半壊の被害を受けた世帯 706,000円以内 ② 半壊又は半壊に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円以内	災害発生の日から3か月以内 (ただし、国の災害対策本部が設置された場合は6か月)	
10	学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学生児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,500円 中学生生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から1か月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。	10	学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学生児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,800円 中学生生徒 5,100円 高等学校等生徒 5,600円	災害発生の日から1か月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
11	埋葬	災害の際死亡した者を対象として実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 215,200円以内 小人（12歳未満） 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。	11	埋葬	災害の際死亡した者を対象として実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 213,800円以内 小人（12歳未満） 170,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
12	死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四圍の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。	12	死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四圍の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
13	死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,500円以内 一時保存 [既存建物借上費 通常の実費 運賃の負担] 1体当たり 5,400円以内 検査 救護班以外は慣行料金	災害の発生の日から10日以内	1 検査は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイス等の購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。	13	死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,500円以内 一時保存 [既存建物借上費 通常の実費 運賃の負担] 1体当たり 5,400円以内 検査 救護班以外は慣行料金	災害の発生の日から10日以内	1 検査は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイス等の購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
14	障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 137,900円以内	災害発生の日から10日以内		14	障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 138,300円以内	災害発生の日から10日以内	
15	輸送費及び賃金職員等雇上	被災者の避難に係る支援 1 被災者及び助産師 2 被災者の救出 3 飲料水の供給 4 死体の処理 5 死体の処理 6 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内		15	輸送費及び賃金職員等雇上	被災者の避難に係る支援 1 被災者及び助産師 2 被災者の救出 3 飲料水の供給 4 死体の処理 5 死体の処理 6 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

第19節～第20節（略）

第21節 飲料水・食料の供給

1（略）

2 実施体制

(1)（略）

(2) 市町は、被災者及び災害応急対策現地従事者等に対して、必要に応じて飲料水・食料の確保状況等の情報を提供するとともに、応急給水・炊出し等で飲料水・給食の供給を実施する。

なお、実施にあたっては、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に対する飲料水・食料の配布にも努める。

3～8（略）

第19節～第20節（略）

第21節 飲料水・食料の供給

1（略）

2 実施体制

(1)（略）

(2) 市町は、被災者及び災害応急対策現地従事者等に対して、必要に応じて飲料水・食料の確保状況等の情報を提供するとともに、応急給水・炊出し等で飲料水・給食の供給を実施する。

なお、実施にあたっては、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に対する飲料水・食料の配布にも努める。

また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

3～8（略）

現 行		修 正 案		備 考					
第22節 生活必需品の供給 1～2 (略) 3 生活必需品等の確保 (1)～(2) (略) 生活必需品の確保に関する協定		第22節 生活必需品の供給 1～2 (略) 3 生活必需品等の確保 (1)～(2) (略) 生活必需品の確保に関する協定							
石 川 県	協 定 者	協定締結日	TEL	FAX	石 川 県	協 定 者	協定締結日	TEL	FAX
	(協)金沢問屋センター	H14. 3. 19	076-237-8585	076-237-5240		(協)金沢問屋センター	H14. 3. 19	076-237-8585	076-237-5240
	(一社)石川県食品協会	H14. 3. 20	076-268-2400	076-268-6082		(一社)石川県食品協会	H14. 3. 20	076-268-2400	076-268-6082
	(株)ジャコム石川	H14. 3. 20	076-267-8621	076-267-8609		(株)ジャコム石川	H14. 3. 20	076-267-8621	076-267-8609
	マザー寝具リース(株)	H14. 3. 20	076-231-2001	076-264-4688		マザー寝具リース(株)	H14. 3. 20	076-231-2001	076-264-4688
	野々市農協	H14. 3. 20	076-248-2171	076-248-9102		野々市農協	H14. 3. 20	076-248-2171	076-248-9102
	石川県パン(協)	H14. 3. 26	076-256-3166	076-256-3166		石川県パン(協)	H14. 3. 26	076-256-3166	076-256-3166
	石川県生活協同組合連合会	H14. 3. 27	076-259-5962	076-256-5963		石川県生活協同組合連合会	H14. 3. 27	076-259-5962	076-256-5963
	(株)マルエー	H14. 4. 1	076-272-0152	076-273-3555		(株)マルエー	H14. 4. 1	076-272-0152	076-273-3555
	(株)鍛冶商店	H14. 4. 1	076-288-3855	076-289-3093		(株)鍛冶商店	H14. 4. 1	076-288-3855	076-289-3093
	NPO法人コメリ災害対策センター	H14. 4. 5	025-371-4185	025-371-4151		NPO法人コメリ災害対策センター	H14. 4. 5	025-371-4185	025-371-4151
	(株)どんたく	H14. 4. 5	0767-53-2727	0767-52-6254		(株)どんたく	H14. 4. 5	0767-53-2727	0767-52-6254
	DCMカーマ(株)	H14. 4. 5	0761-23-0520	0761-23-0525		DCMカーマ(株)	H14. 4. 5	0761-23-0520	0761-23-0525
	(株)大丸	H14. 4. 10	0768-82-1155	0768-82-6277		(株)大丸	H14. 4. 10	0768-82-1155	0768-82-6277
	(株)いろは	H14. 4. 10	0768-52-0033	0768-52-3166		(株)いろは	H14. 4. 10	0768-52-0033	0768-52-3166
	(株)ニュー三久	H14. 4. 18	076-232-1051	076-232-1056		(株)ニュー三久	H14. 4. 18	076-232-1051	076-232-1056
	(株)三崎ストア	H14. 4. 23	076-258-0007	076-258-1778		(株)ニュー三久	H14. 4. 18	076-232-1051	076-232-1056
	(有)スーパーしんや	H14. 5. 1	0768-74-0305	0768-74-0353		(有)スーパーしんや	H14. 5. 1	0768-74-0305	0768-74-0353
	(株)ナルックス	H14. 5. 2	076-252-1557	076-252-7547		(株)安達	H14. 5. 11	0767-22-1133	0767-22-7266
	(株)安達	H14. 5. 11	0767-22-1133	0767-22-7266		(株)中島ストア	H14. 5. 20	0767-53-0988	0767-53-0953
	(株)中島ストア	H14. 5. 20	0767-53-0988	0767-53-0953		ダイヤモンド商事(株)	H14. 5. 22	076-232-0341	076-232-0346
	ダイヤモンド商事(株)	H14. 5. 22	076-232-0341	076-232-0346		(株)角田商店	H14. 5. 24	0768-62-0032	0768-62-3399
	(株)角田商店	H14. 5. 24	0768-62-0032	0768-62-3399		アルビス(株)	H14. 7. 12	0766-56-7200	0766-56-7520
	アルビス(株)	H14. 7. 12	0766-56-7200	0766-56-7520		(株)ファミリーマート	H19. 6. 25	03-6436-7658	03-3452-5213
	(株)ファミリーマート	H19. 6. 25	03-6436-7658	03-3452-5213		(株)ローソン	H19. 7. 24	03-5435-1594	03-5759-6944
	(株)ローソン	H19. 7. 24	03-5435-1594	03-5759-6944		北陸コカ・コーラボトリング(株)	H19. 9. 12	076-277-1155	076-277-0990
	北陸コカ・コーラボトリング(株)	H19. 9. 12	076-277-1155	076-277-0990		(株)平和堂	H20. 10. 1	0749-26-9610	0749-23-3118
	(株)平和堂	H20. 10. 1	0749-26-9610	0749-23-3118		ユニー(株)	H20. 10. 1	076-235-3511	076-235-3519
	ユニー(株)	H20. 10. 1	076-235-3511	076-235-3519		(株)PLANT	H20. 10. 1	0776-72-0300	0776-72-2652
	(株)PLANT	H20. 10. 1	0776-72-0300	0776-72-2652		(株)クスリのアオキ	H20. 10. 1	076-274-1111	076-274-6114
	(株)クスリのアオキ	H20. 10. 1	076-274-1111	076-274-6114		(株)コメヤ薬局	H20. 10. 1	076-273-9900	076-273-9902
	(株)コメヤ薬局	H20. 10. 1	076-273-9900	076-273-9902		(株)示野薬局	H20. 10. 1	076-253-9595	076-253-9598
	(株)示野薬局	H20. 10. 1	076-253-9595	076-253-9598		ゲンキー(株)	H20. 10. 1	0776-67-5240	0776-67-5241
ゲンキー(株)	H20. 10. 1	0776-67-5240	0776-67-5241	イオンリテール(株)	H24. 3. 30	025-255-0065	025-248-1083		
イオンリテール(株)	H24. 3. 30	025-255-0065	025-248-1083	マックスバリュ北陸(株)	H24. 3. 30	076-267-7810	076-266-2030		
マックスバリュ北陸(株)	H24. 3. 30	076-267-7810	076-266-2030	(株)セブン-イレブン・ジャパン	H25. 12. 5	03-6238-3734	03-5214-2330		
(株)セブン-イレブン・ジャパン	H25. 12. 5	03-6238-3734	03-5214-2330	コストホールセールジャパン(株)	H28. 3. 25	076-275-8555	076-275-8580		
コストホールセールジャパン(株)	H28. 3. 25	076-275-8555	076-275-8580	(株)パ・ローホールディングス	H28. 3. 25	0574-60-0861	0574-60-0689		
(株)パ・ローホールディングス	H28. 3. 25	0574-60-0861	0574-60-0689	大塚製薬(株)名古屋支店金沢出張所	H28. 3. 25	076-223-2366	076-263-0403		
大塚製薬(株)名古屋支店金沢出張所	H28. 3. 25	076-223-2366	076-263-0403						
4～5 (略)				4～5 (略)					
第23節～第24節 (略)				第23節～第24節 (略)					

現 行	修 正 案	備 考																														
<p>第25節 ボランティア活動の支援 1～5 (略)</p> <p>6 協力体制 県は、災害ボランティア活動の円滑な実施のため、必要と認めるときは、次の協定により協力を要請する。 (略) <u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第26節～第27節 (略)</p> <p>第28節 ライフライン施設の応急対策 1～2 (略)</p> <p>3 通信施設 NTT西日本は次の措置を講ずる。 (1)～(6) (略) <u>(新設)</u></p> <p>4～6 (略)</p> <p>第29節～第32節 (略)</p> <p>第4章～第5章 (略)</p>	<p>第25節 ボランティア活動の支援 1～5 (略)</p> <p>6 協力体制 県は、災害ボランティア活動の円滑な実施のため、必要と認めるときは、次の協定により協力を要請する。 (略) <u>災害時等における被災者の避難生活への支援、生活再建及び被災地の復旧復興に係る連携・協力に関する協定</u></p> <table border="1" data-bbox="1160 486 2024 596"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>認定NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク</td> <td>R5. 1. 18</td> <td>080-5961-9213</td> <td>03-3595-1119</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>災害ボランティア活動への支援に関する協定</u></p> <table border="1" data-bbox="1167 663 2031 761"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>日本労働組合総連合会石川県連合会</td> <td>R5. 2. 14</td> <td>076-225-1365</td> <td>076-225-1363</td> </tr> </tbody> </table> <p>第26節～第27節 (略)</p> <p>第28節 ライフライン施設の応急対策 1～2 (略)</p> <p>3 通信施設 NTT西日本は次の措置を講ずる。 (1)～(6) (略) <u>大規模災害時における相互連携に関する協定</u></p> <table border="1" data-bbox="1187 1110 2022 1195"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石 川 県</td> <td>西日本電信電話 (株)</td> <td>R5. 2. 10</td> <td>076-282-9847</td> <td>076-253-3464</td> </tr> </tbody> </table> <p>4～6 (略)</p> <p>第29節～第32節 (略)</p> <p>第4章～第5章 (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	認定NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク	R5. 1. 18	080-5961-9213	03-3595-1119	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	日本労働組合総連合会石川県連合会	R5. 2. 14	076-225-1365	076-225-1363	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石 川 県	西日本電信電話 (株)	R5. 2. 10	076-282-9847	076-253-3464	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																												
石川県	認定NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク	R5. 1. 18	080-5961-9213	03-3595-1119																												
協定者		協定締結日	TEL	FAX																												
石川県	日本労働組合総連合会石川県連合会	R5. 2. 14	076-225-1365	076-225-1363																												
協定者		協定締結日	TEL	FAX																												
石 川 県	西日本電信電話 (株)	R5. 2. 10	076-282-9847	076-253-3464																												

石川県地域防災計画(原子力防災計画編)修正(案) 新旧対照表

現 行	修 正 案	備 考
<p>石川県地域防災計画 原子力防災計画編 (令和4年修正)</p>	<p>石川県地域防災計画 原子力防災計画編 (令和5年修正)</p>	

現 行	修 正 案	備 考																																						
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 節～第 3 節 (略)</p> <p>第 4 節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>1～10 (略)</p> <p>1 1 指定公共機関</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 節～第 3 節 (略)</p> <p>第 4 節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>1～10 (略)</p> <p>1 1 指定公共機関</p>																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="91 469 490 512">機関名</th> <th data-bbox="490 469 1050 512">処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="91 512 490 660">日本郵便株式会社 北 陸 支 社</td> <td data-bbox="490 512 1050 660">1 災害時における郵便業務の確保に関する こと。 2 災害時における郵便業務に係る災害特 別事務取扱い及び援護対策に関する こと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="91 660 490 735">西日本旅客鉄道株式会社 金 沢 支 社</td> <td data-bbox="490 660 1050 735">緊急輸送に対する協力に関する こと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="91 735 490 810">日本貨物鉄道株式会社 金 沢 支 店</td> <td data-bbox="490 735 1050 810">救援物資の輸送に対する協力に関する こと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="91 810 490 885">西日本電信電話株式会社 北 陸 支 店</td> <td data-bbox="490 810 1050 1350" rowspan="6">通信の確保に関する こと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="91 885 490 960">エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社 北 陸 営 業 支 店</td> </tr> <tr> <td data-bbox="91 960 490 1035">株式会社 NTT ドコモ 北 陸 支 社</td> </tr> <tr> <td data-bbox="91 1035 490 1110">K D D I 株式会社 北 陸 総 支 社</td> </tr> <tr> <td data-bbox="91 1110 490 1185">ソフトバンク株式会社 地 域 総 務 部 (北 陸)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="91 1185 490 1260"><u>(新 設)</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="91 1260 490 1350">日本赤十字社 石 川 県 支 部</td> <td data-bbox="490 1260 1050 1350">1 医療救護に関する こと。 2 義援金品の募集及び配分に関する こと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="91 1350 490 1425"><u>(新 設)</u></td> <td data-bbox="490 1350 1050 1425"><u>(新 設)</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	日本郵便株式会社 北 陸 支 社	1 災害時における郵便業務の確保に関する こと。 2 災害時における郵便業務に係る災害特 別事務取扱い及び援護対策に関する こと。	西日本旅客鉄道株式会社 金 沢 支 社	緊急輸送に対する協力に関する こと。	日本貨物鉄道株式会社 金 沢 支 店	救援物資の輸送に対する協力に関する こと。	西日本電信電話株式会社 北 陸 支 店	通信の確保に関する こと。	エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社 北 陸 営 業 支 店	株式会社 NTT ドコモ 北 陸 支 社	K D D I 株式会社 北 陸 総 支 社	ソフトバンク株式会社 地 域 総 務 部 (北 陸)	<u>(新 設)</u>	日本赤十字社 石 川 県 支 部	1 医療救護に関する こと。 2 義援金品の募集及び配分に関する こと。	<u>(新 設)</u>	<u>(新 設)</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1072 469 1471 512">機関名</th> <th data-bbox="1471 469 2029 512">処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1072 512 1471 660">日本郵便株式会社 北 陸 支 社</td> <td data-bbox="1471 512 2029 660">1 災害時における郵便業務の確保に関する こと。 2 災害時における郵便業務に係る災害特 別事務取扱い及び援護対策に関する こと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1072 660 1471 735">西日本旅客鉄道株式会社 金 沢 支 社</td> <td data-bbox="1471 660 2029 735">緊急輸送に対する協力に関する こと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1072 735 1471 810">日本貨物鉄道株式会社 金 沢 支 店</td> <td data-bbox="1471 735 2029 810">救援物資の輸送に対する協力に関する こと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1072 810 1471 885">西日本電信電話株式会社 北 陸 支 店</td> <td data-bbox="1471 810 2029 1350" rowspan="6">通信の確保に関する こと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1072 885 1471 960">エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社 北 陸 営 業 支 店</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1072 960 1471 1035">株式会社 NTT ドコモ 北 陸 支 社</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1072 1035 1471 1110">K D D I 株式会社 北 陸 総 支 社</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1072 1110 1471 1185">ソフトバンク株式会社 地 域 総 務 部 (北 陸)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1072 1185 1471 1260"><u>楽天モバイル株式会社</u> <u>(金 沢 支 社)</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1072 1260 1471 1350">日本赤十字社 石 川 県 支 部</td> <td data-bbox="1471 1260 2029 1350">1 医療救護に関する こと。 2 義援金品の募集及び配分に関する こと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1072 1350 1471 1425"><u>北陸電力送配電株式会社</u> <u>石 川 支 社</u></td> <td data-bbox="1471 1350 2029 1425"><u>電力供給に関する こと。</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	日本郵便株式会社 北 陸 支 社	1 災害時における郵便業務の確保に関する こと。 2 災害時における郵便業務に係る災害特 別事務取扱い及び援護対策に関する こと。	西日本旅客鉄道株式会社 金 沢 支 社	緊急輸送に対する協力に関する こと。	日本貨物鉄道株式会社 金 沢 支 店	救援物資の輸送に対する協力に関する こと。	西日本電信電話株式会社 北 陸 支 店	通信の確保に関する こと。	エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社 北 陸 営 業 支 店	株式会社 NTT ドコモ 北 陸 支 社	K D D I 株式会社 北 陸 総 支 社	ソフトバンク株式会社 地 域 総 務 部 (北 陸)	<u>楽天モバイル株式会社</u> <u>(金 沢 支 社)</u>	日本赤十字社 石 川 県 支 部	1 医療救護に関する こと。 2 義援金品の募集及び配分に関する こと。	<u>北陸電力送配電株式会社</u> <u>石 川 支 社</u>	<u>電力供給に関する こと。</u>	
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																																							
日本郵便株式会社 北 陸 支 社	1 災害時における郵便業務の確保に関する こと。 2 災害時における郵便業務に係る災害特 別事務取扱い及び援護対策に関する こと。																																							
西日本旅客鉄道株式会社 金 沢 支 社	緊急輸送に対する協力に関する こと。																																							
日本貨物鉄道株式会社 金 沢 支 店	救援物資の輸送に対する協力に関する こと。																																							
西日本電信電話株式会社 北 陸 支 店	通信の確保に関する こと。																																							
エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社 北 陸 営 業 支 店																																								
株式会社 NTT ドコモ 北 陸 支 社																																								
K D D I 株式会社 北 陸 総 支 社																																								
ソフトバンク株式会社 地 域 総 務 部 (北 陸)																																								
<u>(新 設)</u>																																								
日本赤十字社 石 川 県 支 部	1 医療救護に関する こと。 2 義援金品の募集及び配分に関する こと。																																							
<u>(新 設)</u>	<u>(新 設)</u>																																							
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																																							
日本郵便株式会社 北 陸 支 社	1 災害時における郵便業務の確保に関する こと。 2 災害時における郵便業務に係る災害特 別事務取扱い及び援護対策に関する こと。																																							
西日本旅客鉄道株式会社 金 沢 支 社	緊急輸送に対する協力に関する こと。																																							
日本貨物鉄道株式会社 金 沢 支 店	救援物資の輸送に対する協力に関する こと。																																							
西日本電信電話株式会社 北 陸 支 店	通信の確保に関する こと。																																							
エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社 北 陸 営 業 支 店																																								
株式会社 NTT ドコモ 北 陸 支 社																																								
K D D I 株式会社 北 陸 総 支 社																																								
ソフトバンク株式会社 地 域 総 務 部 (北 陸)																																								
<u>楽天モバイル株式会社</u> <u>(金 沢 支 社)</u>																																								
日本赤十字社 石 川 県 支 部	1 医療救護に関する こと。 2 義援金品の募集及び配分に関する こと。																																							
<u>北陸電力送配電株式会社</u> <u>石 川 支 社</u>	<u>電力供給に関する こと。</u>																																							

現 行		修 正 案		備 考
日本放送協会 金沢放送局	1 原子力防災に係る知識の普及に関する こと。 2 災害情報、各種指示等の伝達に関する こと。	日本放送協会 金沢放送局	1 原子力防災に係る知識の普及に関する こと。 2 災害情報、各種指示等の伝達に関する こと。	
日本銀行 (金沢支店)	災害時における金融上の措置等に関する こと。	日本銀行 (金沢支店)	災害時における金融上の措置等に関する こと。	
中日本高速道株式会社	1 高速自動車道の維持管理及び防災対策 の実施に関すること 2 災害時の高速自動車道の輸送路の確保 に関すること。 3 高速自動車道の早期災害復旧に関する こと。	中日本高速道株式会社	1 高速自動車道の維持管理及び防災対策 の実施に関すること 2 災害時の高速自動車道の輸送路の確保 に関すること。 3 高速自動車道の早期災害復旧に関する こと。	
日本通運株式会社 (金沢支店)	災害時における陸路の緊急輸送の確保に 関すること。	日本通運株式会社 (金沢支店)	災害時における陸路の緊急輸送の確保に 関すること。	
福山通運株式会社 (金沢支店)		福山通運株式会社 (金沢支店)		
佐川急便株式会社 (北陸支店)		佐川急便株式会社 (北陸支店)		
ヤマト運輸株式会社 (金沢主管支店)		ヤマト運輸株式会社 (金沢主管支店)		
イオン株式会社	災害時における物資の調達・供給確保	イオン株式会社	災害時における物資の調達・供給確保	
ユニー株式会社		ユニー株式会社		
株式会社セブンイレブン・ジャパン		株式会社セブンイレブン・ジャパン		
株式会社ローソン		株式会社ローソン		
株式会社ファミリーマート		株式会社ファミリーマート		
株式会社セブン&アイ・ホール ディングス		株式会社セブン&アイ・ホール ディングス		
12～14 (略)		12～14 (略)		
第5節 (略)		第5節 (略)		

現 行	修 正 案	備 考
<p style="text-align: center;">第 2 章 原子力災害予防計画</p> <p>第 1 節 (略)</p> <p>第 2 節 原子力防災体制等の整備</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 防災関係機関相互の連携体制の整備</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 国、県、関係市町及び原子力事業者は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、相互に密接な情報交換を行うものとする。</p> <p>8～13 (略)</p> <p>第 3 節 原子力防災知識の普及</p> <p>(略)</p> <p>1 防災業務関係者に対する教育</p> <p>原子力災害対策を円滑かつ有効に実施するためには、防災業務関係者が、自らの業務に習熟することが必要であり、原子力災害対策に関する教育及び訓練を行うことが重要である。又、教育及び訓練を通じて、組織の風土として「安全文化」を醸成し、これを維持・向上していく必要がある。そのため県は、国、関係市町及び防災関係機関と連携して、防災業務関係者等に対して、原子力災害の発生又は拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策の円滑かつ有効な実施を図るため、次に掲げる事項について教育を実施する。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第 4 節～第 7 節 (略)</p> <p>第 8 節 原子力災害医療体制の整備</p> <p>1 原子力災害医療体制の整備</p> <p>(1) 県は、国が示す施設要件に基づき、原子力災害拠点病院を指定するとともに、原子力災害対策に協力できる原子力災害医療機関を登録する。</p> <p>(2) 県は、おおむね 3 年ごとに原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関が施設要件に合致しているか否かを確認し、原子力災害医療体制の維持を図るものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 原子力災害予防計画</p> <p>第 1 節 (略)</p> <p>第 2 節 原子力防災体制等の整備</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 防災関係機関相互の連携体制の整備</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 国、県、関係市町及び原子力事業者は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のため、相互に密接な情報交換を行うものとする。</p> <p>8～13 (略)</p> <p>第 3 節 原子力防災知識の普及</p> <p>(略)</p> <p>1 防災業務関係者に対する教育</p> <p>原子力災害対策を円滑かつ有効に実施するためには、防災業務関係者が、自らの業務に習熟することが必要であり、原子力災害対策に関する教育及び訓練を受けることが重要である。又、教育及び訓練を通じて、組織の風土として「安全文化」を醸成し、これを維持・向上していく必要がある。そのため県は、国、関係市町及び防災関係機関と連携して、防災業務関係者等に対して、原子力災害の発生又は拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策の円滑かつ有効な実施を図るため、次に掲げる事項について教育を実施する。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第 4 節～第 7 節 (略)</p> <p>第 8 節 原子力災害医療体制の整備</p> <p>1 原子力災害医療体制の整備</p> <p>(1) 県は、国が示す指定要件に基づき、原子力災害拠点病院を指定するとともに、原子力災害対策に協力できる原子力災害医療機関を登録する。</p> <p>(2) 県は、おおむね 3 年ごとに原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関が指定要件に合致していることを確認し、原子力災害医療体制の維持を図るものとする。</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>(3) (略)</p> <p>(4) 県は、国と連携して、<u>高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター</u>、原子力災害拠点病院等の診療状況等の情報を迅速に把握するために、原子力災害医療に係る情報システムの整備に努めるものとする。</p> <p>(5) <u>高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター</u>、原子力災害拠点病院等は、原子力災害医療に係る情報システムの活用に努める。</p> <p>(6) 県は、国、<u>高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター</u>及び原子力災害拠点病院と連携して、原子力災害医療に関係する者に対する研修・訓練を実施する。</p> <p>第9節 防護資機材等の整備 1 防護資機材等の整備 県、関係市町及び防災関係機関は、<u>災害応急対策に従事</u>する防災業務関係者の安全を確保するため、防護資機材等を整備する。</p> <p>第10節～第18節</p>	<p>(3) (略)</p> <p>(4) 県は、国と連携して、<u>原子力災害医療・総合支援センター、高度被ばく医療支援センター(基幹高度被ばく医療支援センターを含む。以下(5)、(6)において同じ。)</u>及び原子力災害拠点病院等の診療状況等の情報を迅速に把握するために、原子力災害医療に係る情報システムの整備に努めるものとする。</p> <p>(5) <u>原子力災害医療・総合支援センター、高度被ばく医療支援センター及び</u>原子力災害拠点病院等は、原子力災害医療に係る情報システムの活用に努める。</p> <p>(6) 県は、国、<u>原子力災害医療・総合支援センター、高度被ばく医療支援センター</u>及び原子力災害拠点病院と連携して、原子力災害医療に関係する者に対して、<u>複合災害や多数の傷病者等への対応も考慮した</u>研修・訓練を実施する。</p> <p>第9節 防護資機材等の整備 1 防護資機材等の整備 県、関係市町及び防災関係機関は、<u>被ばくの可能性がある環境下で活動</u>する防災業務関係者の安全を確保するため、防護資機材等を整備する。</p> <p>第10節～第18節</p>	

現 行		修 正 案		備 考
第 3 章 原子力災害応急対策計画		第 3 章 原子力災害応急対策計画		
第 1 節～第 2 節 (略)		第 1 節～第 2 節 (略)		
第 3 節 緊急時の措置		第 3 節 緊急時の措置		
1～3 (略)		1～3 (略)		
4 第一次本部体制及び第二次本部体制 (略)		4 第一次本部体制及び第二次本部体制 (略)		
(1)～(2)イ (略)		(1)～(2)イ (略)		
ウ 県現地本部の班名及び所掌事務		ウ 県現地本部の班名及び所掌事務		
班名	所掌事務	班名	所掌事務	
連絡調整班	<ul style="list-style-type: none"> 1 県現地本部の運営に関する事。 2 県本部との連絡調整に関する事。 3 県現地災害対策本部員会議に関する事。 4 現地事故対策連絡会議又は国の原子力災害現地対策本部との連絡調整に関する事。 5 合同対策協議会総括班、広報班及び運営支援班との連絡・調整に関する事。 6 オフサイトセンターの管理、運営の支援に関する事。 7 災害情報の収集及び伝達に関する事。 8 関係市町及び現地防災関係機関との連絡・調整に関する事。 9 住民への広報に関する事。 10 その他県現地本部長が指示する事項に関する事。 	連絡調整班	<ul style="list-style-type: none"> 1 県現地本部の運営に関する事。 2 県本部との連絡調整に関する事。 3 県現地災害対策本部員会議に関する事。 4 現地事故対策連絡会議又は国の原子力災害現地対策本部との連絡調整に関する事。 5 合同対策協議会総括班、広報班及び運営支援班との連絡・調整に関する事。 6 オフサイトセンターの管理、運営の支援に関する事。 7 災害情報の収集及び伝達に関する事。 8 関係市町及び現地防災関係機関との連絡・調整に関する事。 9 住民への広報に関する事。 10 その他県現地本部長が指示する事項に関する事。 	
原子力災害医療班	<ul style="list-style-type: none"> 1 合同対策協議会医療班との連絡・調整に関する事。 2 原子力災害医療措置に関する事。 3 県及び関係市町の防災業務関係者の被ばく管理に関する事。 4 その他県現地本部長が指示する事項に関する事。 	原子力災害医療班	<ul style="list-style-type: none"> 1 合同対策協議会医療班との連絡・調整に関する事。 2 原子力災害医療措置に関する事。 3 県及び関係市町の防災業務関係者の被ばく管理に関する事。 4 <u>県及び関係市町が緊急事態応急対策の実施を要請した民間事業者等の被ばく管理や健康管理の支援に関する事。</u> 5 その他県現地本部長が指示する事項に関する事。 	
住民生活班	<ul style="list-style-type: none"> 1 合同対策協議会住民安全班との連絡・調整に関する事。 2 生活必需物資の供給に関する事。 3 飲食物の摂取制限等に関する事。 4 立入制限、交通規制等に関する事。 5 住民等の避難等に関する事。 6 住民等からの問い合わせに関する事。 7 その他県現地本部長が指示する事項に関する事。 	住民生活班	<ul style="list-style-type: none"> 1 合同対策協議会住民安全班との連絡・調整に関する事。 2 生活必需物資の供給に関する事。 3 飲食物の摂取制限等に関する事。 4 立入制限、交通規制等に関する事。 5 住民等の避難等に関する事。 6 住民等からの問い合わせに関する事。 7 その他県現地本部長が指示する事項に関する事。 	

現 行	修 正 案	備 考
<p>(3)～(7) (略)</p> <p>5～13 (略)</p> <p>第4節～第6節 (略)</p> <p>第7節 屋内退避、避難等の防護対策</p> <p>10 防災業務関係者の防護措置</p> <p>(1) 防災業務関係者の安全確保</p> <p><u>県現地本部長及び関係市町の長は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、国から派遣された専門家及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動がとれるように配慮する。</u></p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>(3)～(7) (略)</p> <p>5～13 (略)</p> <p>第4節～第6節 (略)</p> <p>第7節 屋内退避、避難等の防護対策</p> <p>10 <u>被ばくの可能性がある環境下で活動する</u>防災業務関係者の防護措置</p> <p>(1) <u>被ばくの可能性がある環境下で活動する</u>防災業務関係者の安全確保</p> <p><u>被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者が属する組織は、当該防災業務関係者の安全確保のため、原子力災害合同対策協議会等の場を活用して相互の密接な情報交換を行うとともに、国から派遣された専門家等との連携を密にし、当該者の被ばく線量を管理し、健康管理に特段の配慮を行うものとする。被ばくの可能性がある環境下での活動を要請した組織は、当該防災業務関係者が属する組織が実施する被ばく線量の管理や健康管理を支援するものとする。</u></p> <p><u>被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者は、事態の進展に応じ、国の指示に従って、防護装備を携行・装着し、安定ヨウ素剤を服用するとともに、放射線防護に係る指標を踏まえ、当該者が属する組織又は緊急事態応急対策の実施を要請した組織の判断に従って行動する。</u></p> <p>(2) <u>被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者に対する原子力災害対策</u></p> <p><u>ア 被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者（ただし、民間事業者及び他の法令等により線量限度が定められている場合を除く）が属する組織は、次の指標を参考にすることを基本とし、放射線防護に係る指標を定めるものとする。</u></p> <p><u>指標：実効線量で1年間につき50mSvかつ、5年間につき100mSvを上限とする。</u></p> <p><u>ただし、人命救助等緊急やむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量は、実効線量で100mSvを上限とし、作業内容に応じて、必要とあれば、次の被ばく線量をあわせて用いる。</u></p> <p><u>眼の水晶体：等価線量で300mSvを上限とする。</u></p> <p><u>皮膚：等価線量で1Svを上限とする。</u></p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>(2) 防災業務関係者の被ばく管理</p> <p>ア 防災業務関係者の被ばく管理は、原則として、国、県及び関係市町並びに防災関係機関がそれぞれ責任をもって行う。</p> <p>イ 県及び関係市町の防災業務関係者の被ばく管理は、県現地本部原子力災害医療班が緊急時モニタリングセンター及び関係市町の協力を得て行う。</p> <p>ウ 防災業務関係者の安全確保のため、原子力災害合同対策協議会等の場を活用して相互の密接な情報交換を行うものとする。</p> <p>エ 防災業務関係者の被ばく管理については、原子力災害対策指針を踏まえ、次の対応を行うなど、防災対策に係る被ばく線量をできるだけ少なくする努力を講じる。</p> <p>(ア) 直読式個人線量計（ポケット線量計、アラームメータ等）、被ばくを低減するための防護マスク及びそのフィルタ並びに必要な保護衣を十分な数量を配布する。</p> <p>(イ) 必要に応じて安定ヨウ素剤を予防服用させること、また、後日においてホールボディカウンターによる内部被ばく測定を行う。</p> <p>(ウ) 輸送手段、連絡手段を確保する。</p> <p>11～14 (略)</p>	<p><u>なお、この防災業務関係者の放射線防護にかかる指標は上限であり、防災活動に係る被ばく線量はできる限り少なくするよう努める。特に女性については、胎児防護の観点から、適切な配慮を行う。</u></p> <p><u>また、要請を受けて緊急事態応急対策を実施する組織は、指標の設定に当たり、必要に応じて、要請を行う組織と協議することとする。</u></p> <p><u>イ 県及び関係市町は、自らの組織に属し、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者について、その活動内容に応じた防護装備（直読式個人線量計、防護マスク、防護衣等）、輸送手段及び連絡手段をあらかじめ整備する。民間事業者等に緊急事態応急対策の実施を要請する場合には、当該要請を行う組織は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者が防護装備等を速やかに利用できるよう、必要な整備を行わなければならない。</u></p> <p><u>(3)被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の被ばく管理等被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者が属する組織は、当該防災業務関係者の被ばく線量を管理し、緊急事態応急対策の実施後に、必要に応じて、当該者に医師による健康診断を受けさせるなど、健康管理に配慮しなければならない。</u></p> <p><u>県及び関係市町の被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の被ばく管理は、県現地本部原子力災害医療班が緊急時モニタリングセンター及び関係市町の協力を得て行う。</u></p> <p>11～14 (略)</p>	

現 行					修 正 案					備 考
第8節～第9節 (略)					第8節～第9節 (略)					
第10節 緊急輸送車両等の確保及び必需物資の調達 1～5 (略)					第10節 緊急輸送車両等の確保及び必需物資の調達 1～5 (略)					
6 協力体制 災害応急対策用貨物自動車 の確保等 に関する協定書					6 協力体制 災害応急対策用貨物自動車 による物資の緊急・救護輸送等 に関する協定書					
協定者		協定締結日	TEL	FAX	協定者		協定締結日	TEL	FAX	
石川県	(一社)石川県 トラック協会	H8.3.28	076-239-2511	076-239-2287	石川県	(一社)石川県 トラック協会	H17.12.19	076-239-2511	076-239-2287	
災害時におけるタクシー車両による緊急輸送に関する協定					災害時におけるタクシー車両による緊急輸送に関する協定					
協定者		協定締結日	TEL	FAX	協定者		協定締結日	TEL	FAX	
石川県	(一社)石川県 タクシー協会	R2.12.14	076-254-1348	076-268-1349	石川県	(一社)石川県 タクシー協会	R2.12.14	076-254-1348	076-268-1349	
災害時等におけるバスによる人員等の輸送に関する協定					災害時等におけるバスによる人員等の輸送に関する協定					
協定者		協定締結日	TEL	FAX	協定者		協定締結日	TEL	FAX	
石川県	(一社)石川県 バス協会	R4.3.2	076-225-7560	076-225-7510	石川県	(一社)石川県 バス協会	R4.3.2	076-225-7560	076-225-7510	
災害時等における海上緊急輸送業務に関する協定					災害時等における海上緊急輸送業務に関する協定					
協定者		協定締結日	TEL	FAX	協定者		協定締結日	TEL	FAX	
石川県	石川県漁業協同組合	H25.9.19	076-234-8815	076-265-5204	石川県	石川県漁業協同組合	H25.9.19	076-234-8815	076-265-5204	
石川県	北陸信越旅客船協会	H25.9.19	025-245-3455	025-247-0453	石川県	北陸信越旅客船協会	H25.9.19	025-245-3455	025-247-0453	
石川県	特定非営利活動法人 石川県小型船 安全協会	H27.2.26	076-287-6782	076-287-6783	石川県	特定非営利活動法人 石川県小型船 安全協会	H27.2.26	076-287-6782	076-287-6783	
第11節～第15節 (略)					第11節～第15節 (略)					
第4章 (略)					第4章 (略)					
第5章 (略)					第5章 (略)					